



都市景観形成のための計画構成と建築デザイン誘導に関する研究

安田, 丑作

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

1990-04-27

(Date of Publication)

2007-10-19

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙1428

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2001428>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



神戸大学博士論文

都市景観形成のための計画構成と建築デザイン誘導に関する研究

平成2年3月

安田丑作

都市景観形成のための計画構成と建築デザイン誘導に関する研究

目 次

序 章	1
序-1 研究の背景と目的	3
序-2 研究の方法と論文の概要	6
第1章 都市景観に関する都市計画的考察	11
1-1 わが国における近代都市計画の系譜と都市景観	13
1-2 都市景観行政の動向と計画課題	25
1-3 景観研究と都市景観形成理論	32
1-4 都市景観の類型化と都市空間の領域構成	40
第2章 都市景観形成基本計画の立案と運用に関する研究	45
2-1 都市景観形成基本計画の意義と役割	47
2-2 都市景観形成基本計画の構成と内容	48
2-2-1 基本計画の全体構成	48
2-2-2 基本目標と基本姿勢	49
2-2-3 景観類型別景観形成計画（ストラクチュアプラン）	49
2-2-4 地区別景観形成計画（ローカルプラン）	55
2-3 都市景観形成基本計画の運用	58
2-4 まとめと今後の計画課題	61
補論（Ⅰ） 都市景観資源調査の調査手法に関する考察	68
補論（Ⅱ） 都市景観形成のためのデザインガイドの作成に関する考察	77
第3章 既成市街地における景観形成と建築デザイン誘導に関する研究	93
3-1 都市景観条例と建築デザイン誘導制度の実際	95
3-1-1 都市景観条例と地域指定方式	95
3-1-2 神戸市における都市景観形成地域の指定とその概要	98
3-1-3 神戸市都市景観形成地域における制度の適用状況	102

3-2	地域景観形成基準の適用実態からみた建築デザイン誘導の評価	104
3-2-1	適用実態調査の概要	104
3-2-2	地域景観形成基準とその達成状況	106
3-3	建築主・設計者からみた都市景観条例と建築デザイン誘導の評価	109
3-3-1	アンケート調査の概要と回答者の諸属性	110
3-3-2	都市景観と建築デザイン誘導に関する一般的意向	111
3-3-3	都市景観条例と建築デザイン誘導制度の評価	114
3-4	まとめ	120
第4章	新開発市街地における景観形成と建築デザイン誘導に関する研究	125
4-1	新開発市街地における景観形成計画の策定と運用	127
4-1-1	景観形成計画とその全体構成	127
4-1-2	景観構成要素の計画・設計	132
4-1-3	景観形成計画の運用と推進体制	135
4-2	新開発市街地における景観形成のための建築デザイン誘導制度	136
4-2-1	建築デザイン誘導制度とその方式	136
4-2-2	神戸ポートアイランド地区における建築デザイン誘導	137
4-2-3	協定の適用実態からみた建築デザイン誘導の評価	138
4-3	建築主・設計者からみた協定と建築デザイン誘導の評価	141
4-3-1	アンケート調査の概要と回答者の諸属性等	141
4-3-2	制度への対応状況と自己評価	142
4-3-3	基準の有効性の評価	145
4-3-4	制度全体の評価構造	146
4-4	まとめ	147
補論(Ⅲ)	建築デザイン誘導制度の比較分析と評価構造に関する考察	154
第5章	独立住宅街区における街並み景観形成のための環境設計に関する研究	167
5-1	独立住宅街区における景観形成と環境設計	169
5-2	独立住宅街区の街並み景観形成のための環境設計技法の提案	172
5-2-1	計画・設計対象街区の概要	172
5-2-2	計画・設計の枠組みと全体構成	173
5-2-3	景観構成要素の計画・設計	177
5-3	独立住宅街区の街並み景観形成のための環境設計技法とその評価	181

5-3-1	調査概要と居住世帯の特性	182
5-3-2	居住環境意識とその評価構造	186
5-3-3	景観構成要素のデザイン統一についての意向	190
5-3-4	建築協定の認知度とその評価	192
5-4	まとめ	195
第6章	総合設計制度による景観形成と建築デザイン誘導に関する研究	203
6-1	総合設計制度と建築デザイン誘導	205
6-2	大阪・神戸両市における総合設計制度とその適用実態	207
6-3	総合設計制度による建築デザイン誘導とその評価	209
6-3-1	アンケート調査の概要と回答者の属性	209
6-3-2	都市景観と建築デザイン誘導に対する一般的意向	210
6-3-3	制度適用意識とその対応状況	211
6-4	建築デザイン誘導施策としての制度評価	214
6-5	まとめ	218
結章		223
結-1	都市景観形成のための計画構成	225
結-2	建築デザイン誘導手法とその評価	226
結-3	今後の課題と展開方向	228
謝辞		233
付録		235
付-1	本論文の図表リスト	237
付-2	本論文に関連した研究発表リスト	243

序 章

序－1 研究の背景と目的

序－2 研究の方法と論文の概要

(序章の註, 参考文献)

序 章

序-1 研究の背景と目的

(1) 研究の背景

本論文は、近年わが国における都市政策と都市計画上の重要な課題のひとつとして注目されている都市景観とその形成にかかわるテーマについて、都市計画研究の立場から論究しようとするものである。

言うまでもなく、「景観」は一般に風景・景色と同義に使われる用語であり、都市の景観はそこで活動し生活する人々にとってもっとも身近で具体的に知覚しうる環境である¹⁾。しかし、近代都市計画とその研究では、これまで土地利用や交通問題に代表されるように都市の機能的・システムのアプローチに偏っていて、そうした立場からは都市景観はそれらの問題が単に都市空間に反映された表層的な現象と考えられてきた。もちろん、これまでに人文的・社会的視点からの風景論や景観論、あるいは都市景観の視覚構造や心理構造の分析に立脚した都市の美学についてのすぐれた論文²⁾は少なくない。しかし、それらの研究成果や論文の多くは、都市景観についてのいわば認識論(調査・分析)が中心で、計画の構成とその実践的な展開に関心のある現実の都市計画の問題意識となかなか結びつかなかった。

その背景には、近代都市計画の立脚する機能論的あるいは効用論的視点からは、都市景観あるいは都市美の問題を単なる<都市美容術>や<都市修景術>の課題に限定して、ともすれば近代都市計画以前の時代おくれのテーマと考えるきらいのあったことも見逃せない。もっとも、都市空間のもつデザインの側面が完全に見過ごされてきたわけではない。たとえば、1960年代以降の英国におけるニュータウンの建設や米国における都市開発を通じたタウンデザインあるいはアーバンデザインの実践事例とその計画・設計思潮³⁾は、わが国の建築や都市計画とその展開にも大きな影響をおよぼしてきた。しかし、わが国におけるそれらの影響や関心も、どちらかといえば道路や公園などの公共空間や大規模な都市施設についての具体的な計画・設計にかかわる技法や技術的側面にとどまっていた。その結果、都市デザインの問題は、もっぱら建築的スケールをこえる都市的あるいは地区的な物的な計画・設計としての側面が強調され、本来それと表裏をなす都市計画や都市政策としての広範な位置づけとその実践上の課題についてはほとんど考慮されることがなかった。都市事情や都市計画法制度をはじめとする計画体系のちがいが、都市デザインのもつそうした側面についての理解の妨げになったことも否めないが、わが国の都市計画行政をはじめとする都市施策がともすれば全国一律的で、自治体がそれぞれの都市や地区固有の課題に独自に対応するという姿勢に欠けていたことも見逃せない。

ところで、わが国の自治体における都市政策が、それまでの産業・経済開発指向か

ら公害問題に代表される環境対策や<シビルミニマム論>に代表される社会・福祉施策に重点を移したのは昭和40年代後半のことであった。昭和50年代に入ると、一層その傾向が強まるとともに人間性の回復や地域文化の再評価などの機運も高まってきて、各自治体の策定する総合計画の基本構想でもそれらを都市政策の基調として掲げるものが多くなってきた。こうした背景には、これまでの都市開発や都市建設がもたらしてきた都市空間の画一化やゆとりの喪失、市民生活を支えてきた秩序の崩壊といったことに対する反省がある。それと同時に、施設整備や生活環境の量的側面についての充実がある程度はかられてきた結果、アメニティの概念に代表されるような生活空間の質的かつ包括的課題に関心もたれるようになったこともあろう。さらに、1968年（昭和43年）の新都市計画法の制定と1970年（昭和45年）の建築基準法の改正によってわが国の都市計画の法制度上の体系がようやく改訂され、手続き上の民主化と計画規制の強化が図られたことも大きく影響していよう。行政的あるいは法制度的な語感の強い「都市計画」の用語の使用が敬遠されそれに代って、「まちづくり（街づくり、町づくり）」の用語が一般に多用されるようになるのもこの時期以降のことである。

いずれにせよ、こうした都市の生活空間とそのあり方についての市民意識の高揚を背景にして、現在全国の自治体ではさまざまな施策が実施されているが、都市景観形成のための施策はいわばその視覚的あるいはデザイン的な側面に注目した取組みといえよう。筆者は、こうした自治体における都市景観施策をわが国における都市計画の思潮とその実践の両面にわたる大きな変革を示すものとして積極的に評価する立場に立つものであり、これからの都市計画とその展開にとって極めて重要な計画課題になるものと考えている。

（2）研究の目的

本論文は、後述するような5つの研究と3つの補論から成り立っているが、これらに共通する研究目的あるいはその背後にある都市計画上の問題意識として、大きく次の5点をあげることができよう。

その第1は、都市景観形成のための計画構成の検討である。都市景観形成のための諸施策を都市計画の側面から位置づけるとともに、その計画的展開と計画内容の総合化・体系化を図るための計画構成のあり方を考察する。都市全体としての景観形成の方向とそのための方策を明らかにする都市景観形成基本計画、新開発市街地における景観形成計画、独立住宅街区における環境設計について、それぞれの計画構成と具体的な計画・設計の手法・技法について提案・検討する。

第2には、都市景観形成のための諸施策を都市計画の地域別展開の視点から再検討することである。わが国の近代都市計画とその制度は、長い間中央集権的で全国一律の基準や計画標準による画一的な運用がなされてきたため、それぞれの地域や地区の実情に応じた展開がほとんどなされなかった。新都市計画法の制定を契機にして、都市計画の地域別展開がようやく図られるようになり、さらに地区計画制度も創設され

たが、都市景観形成のための諸施策は、こうした新しい都市計画の動向を先取りするものといえる。本論文のそれぞれの研究は、こうした変革期の都市計画のあり方を念頭におきつつ進められている。

第3には、都市景観形成のための建築デザイン誘導手法の開発とその評価である。都市計画行政と建築行政とは、近代都市計画のいわば車の両輪にあたるもので、都市計画の基本となる土地利用計画は、建築物の規制・誘導（コントロール）によって実現されるものである。しかし、これまでの建築行政は、どちらかといえば個別の単体規定（ビルディングコード）に重点があり、都市計画としての集団規定（ゾーニングコード）については比較的ゆるやかな規制・誘導にとどまっていた。その結果、建築物（上もの）と土地（下もの）とが分離され、一体的な整備に欠けるきらいがあった。本論文では、都市景観形成のための建築デザイン誘導手法を都市計画として建築物を規制・誘導するひとつの典型的な事例として位置づけ、その具体的な手法の開発と実施事例についての評価を行なう。

第4には、都市景観形成のための建築デザイン誘導手法を都市計画における一般規制から計画的規制・誘導への展開の具体的方策として位置づけることである。わが国の都市計画法や建築基準法の一般規制は、<建築の自由>や<開発の自由>の思想を反映するとともに第3に指摘した点とも関連して、必要最小限の規制にとどまっております。都市景観の形成をはじめ市街地におけるより望ましい環境形成のためには、一定の計画策定を前提としつつより良好な建築計画についての計画的な規制・誘導の方向が求められている。本論文では、法的拘束力のある規制強化策ではなく、より柔軟な計画誘導、啓発誘導の具体策としての建築デザイン誘導手法のあり方について考察する。

第5には、計画への参加と合意形成についての検討である。これまで指摘してきた都市景観形成のための計画構成と建築デザイン誘導手法の具体的な展開のためには、単に地方自治体の行政施策として確立するだけでなく、その計画過程と運用におけるさまざまな主体の参加と合意形成が不可欠である。とりわけ、地域特性をいかした景観形成のためには、地域密着型の建築デザイン誘導を必要とするが、その意味でコミュニティ計画や地区計画に関する研究⁴⁾と極めて密接な問題意識をもっているといえる。本論文は、計画への住民参加方式を直接的に扱うわけではないが、建築デザイン誘導手法の評価にあたっては建築主と設計者、あるいは地域住民の意識評価を中心にして合意形成とその問題点について検討している。

上記のような研究目的と問題意識に沿って、本論文では都市景観形成のための計画構成と建築デザイン誘導手法の具体策を新しく開発・提案しつつ、これまで見過ごされてきたその運用・実践と評価にまで踏込んで論及し、さらにこれからの展開のための課題と方向を提示することに主眼をおいている。

序-2 研究の方法と論文の概要

(1) 研究の方法

都市計画研究における研究対象は、極めて多方面な領域にわたり、またその研究方法も多様であるが、一般に都市計画研究（広義の計画論）は、＜現実＞－＜理念＞－＜技術＞の相互関連あるいは一連の計画過程（プランニングプロセス）⁶⁾の局面に着目するとつぎの3つのタイプに区分できるように思われる（図序-1）。

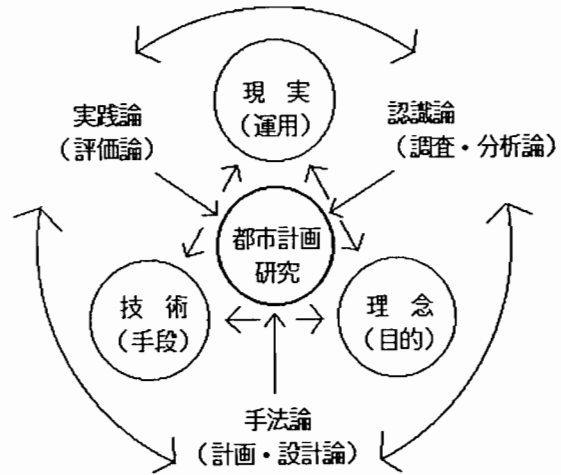
その一つは、＜認識論＞としての都市計画研究である。これは、現実の都市問題についての空間的・社会的・経済的側面などからの調査・分析を通じて、都市問題の構造的な理解を深めるとともに、理念あるいは計画目標としての都市像を明らかにするものであり、目標論・目的論的アプローチと理解することもできよう。

その二つは、＜方法論＞としての都市計画研究である。これは、計画目標を達成するための計画・設計の技術に関するもので、いわば狭義の計画論にあたる手法論・技法論的アプローチといえる。

その三つは、＜実践論＞としての都市計画研究である。これは、計画・設計技術あるいは都市計画制度の具体的運用に関するもので、評価論的アプローチといえる。

ところで、これまでの都市計画研究は、どちらかといえば認識論としての調査・分析が中心となっていて、現実の都市事象の解明と問題点の指摘に偏る傾向が強かった。一方、方法論についてはともすれば専門家や実務家の個人的な資質や能力に帰するいわゆる作品主義や経験主義に陥ったり、実践論については単なる事業の実施事例の報告に終るものが少なくなかった。それと同時に、工学研究の影響の大きい都市計画研究においては、いわば科学的実証至上主義がともすれば評価基準の計量化の困難な方法論や実践論としての研究を排するといった風潮のあったことも否めない。いずれにせよ、都市計画研究と現実の都市計画の実践における計画課題や問題意識とはかなりの乖離があったように思える。

本論文では、こうした反省にたつて特に方法論と実践論の結びつきに重点をおきつつ、①都市景観形成のための計画構成についての考察を進めるとともに、②建築デザイン誘導手法についての実践論としての評価を行なうこととした。なお、本論文で研究対象とした計画・設計事例は、いずれも筆者がその策定作業に直接参画したもので



図序-1 都市計画研究の枠組みとアプローチ

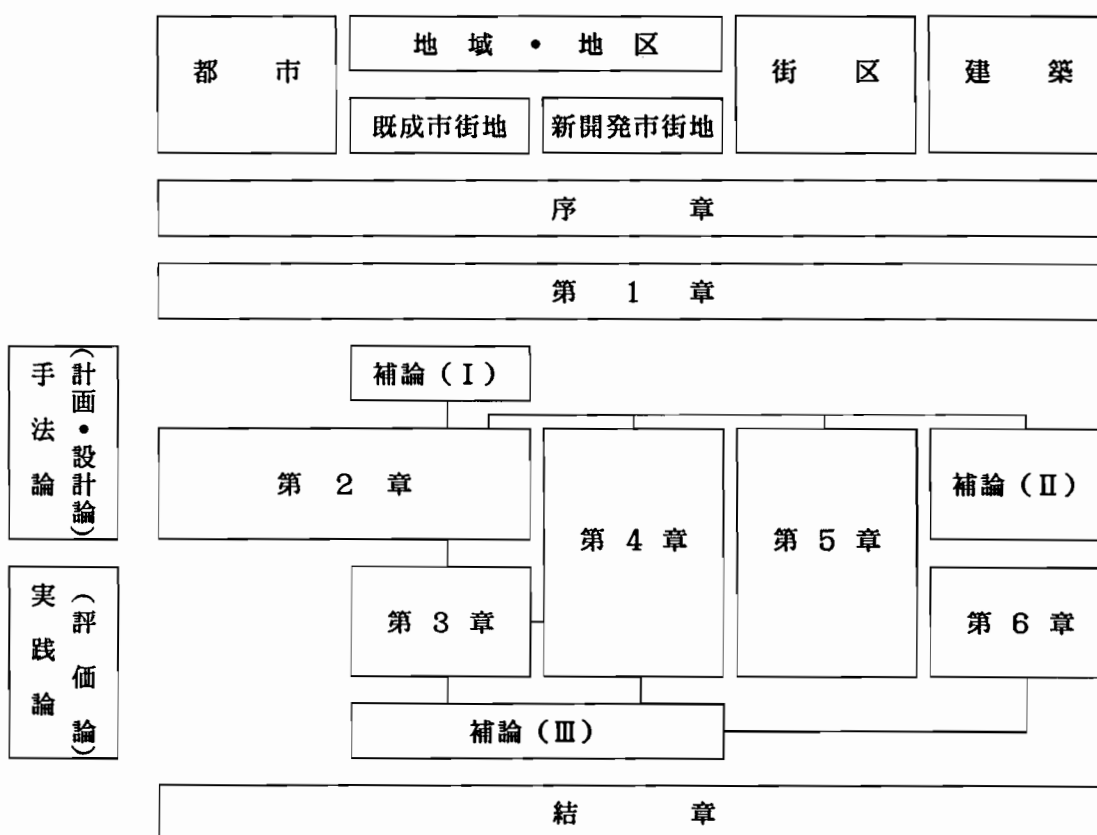
あり、実際に実施・運用された実績をもっている。

(2) 論文の構成と要約

本論文は、研究の背景と目的、研究の方法と特色などについて明らかにする「序章」、研究の前提となる都市景観についての都市計画的考察を行った「第1章」、本論となる5つの研究成果をとりまとめた「第2章」から「第6章」、さらに論文全体をとりまとめた「結章」を加えた全8章によって構成されている。それぞれが独立していると同時に、全体として都市空間スケールに対応した手法論と実践論から成り立つ一連の総合的研究となっているのが本論文の特色となっている（図序-2）。

このうち第1章の「都市景観に関する都市計画的考察」では、都市景観形成にかかわる諸問題について都市計画的視点から概括的に論じている。まず、①都市景観とその形成についての思潮の変遷をわが国の近代都市計画の系譜のなかで考察し、②近年の都市景観行政の動向とその計画課題を整理する。さらに、③これまでの景観研究と都市景観理論について概観し、④次章以降の研究の前提となる都市景観の基礎概念の類型化と都市空間の領域構成について検討している。

第2章の「都市景観形成基本計画の立案と運用に関する研究」では、都市全体としての景観形成を総合的かつ体系的に図っていくためのガイドプランとなる「都市景観形成基本計画」（景観マスタープラン）のあり方と計画構成について、具体的策定事



図序-2 本論文の構成

例を通じて論じている。また、補論(I)では、この基本計画策定の前提となる「都市景観資源調査」の具体的な調査手法について提案・検討し、さらに補論(II)では、基本計画の内容を補完するとともに、建築や公共施設の具体的な計画・設計を支援するデザインガイドのあり方とその構成と内容について考察している。

第3章の「既成市街地における景観形成と建築デザイン誘導に関する研究」では、近年全国の自治体で相次いで制定されている「都市景観条例」とそれに基づく既成市街地における景観形成と建築デザイン誘導手法について論じている。特に、その建築デザイン誘導制度の運用実態と制度の適用をうけた建築主と設計者による意識評価によって同制度の実効性と有効性を中心に考察している。

第4章の「新開発市街地における景観形成と建築デザイン誘導に関する研究」では、大規模ニュータウン開発などの新開発市街地での景観形成について、①その基本となる景観形成計画の計画構成について具体的な計画策定事例を通して論ずるとともに、②特に、公共による開発用地の土地分譲の際の公募条件として課せられる協定による建築デザイン誘導制度について、その適用を受けた建築主と設計者による意識評価を通じてその実効性と有効性について考察している。また、補論(III)では、第3章と第4章で研究対象とした建築デザイン誘導制度についての建築主と設計者による意識評価の結果の比較分析を行ない、景観形成タイプによる評価パターンを抽出するとともに、その評価構造について考察を加えている。

第5章の「独立住宅街区における街並み景観形成のための環境設計に関する研究」では、新開発市街地の独立住宅街区における景観形成のための環境設計技法について論じている。まず、①具体的な計画・設計事例を通じてその計画構成と敷地境界を中心にした環境設計技法について提案・検討するとともに、②その計画・設計の実施事例について居住者による意識評価を通じてその建築デザイン誘導手法としての有効性について考察している。

第6章の「総合設計制度による景観形成と建築デザイン誘導に関する研究」では、大都市の中心市街地で近年その適用事例が急速に増加してきている建築基準法にもとづく「総合設計制度」について、その景観形成と建築デザイン誘導手法としての位置づけについて論ずるとともに、その制度適用をうけた建築主と設計者による意識評価を通じてその有効性について考察する。さらに、この制度を第3章の都市景観条例、第4章の協定の場合と比較してそれぞれの建築デザイン誘導手法の評価特性についても考察を加えている。

結章では、①都市景観形成のための計画構成と②建築デザイン誘導制度とその評価の2つの視点から研究成果から得られた知見をとりまとめている。さらに、③これからの都市景観形成の計画課題と展開方向を展望して、本論文の結論としている。

(3) 用語の定義と概念

次章以降での論述に先立って、ここで本論文で用いる用語のうち主要なものについて

て、その定義あるいは概念について簡単に解説・確認しておくこととする。

1) 「都市景観形成」と「都市デザイン」

本論文では、「都市景観」を広く都市空間の視覚的環境を指す用語として用いており、「形成」はその保全、育成、創造などの行為または働きかけを意味する。したがって、「都市景観形成」の用語は「都市デザイン」とほぼ同じ意味で用いるが、単に物的な計画・設計だけでなくより広く一般的な用語としても使用している。

2) 「計画」と「設計」と「(建築)デザイン」

「計画(planning)」と「設計(design)」を厳密に区分することは難しいが、「計画」がより一般的で包括的な意味合いをもつものに対して、「設計」はより具体的で物的・技術的である。したがって、一般には「デザイン」の用語は、物的な対象の形態・色彩・材質についての意匠に限定されがちであるが、本論文では「デザイン」の用語を特にことわらないかぎり計画と設計の両者の意味を含めて用いる。

3) 「建築デザイン」と「環境デザイン」

「建築デザイン」には、建築物の配置(敷地における建築物等の位置)、規模(高さ・面積・容積)、意匠(形態・色彩・材質)についての計画あるいは設計の概念が含まれている。一方、「環境デザイン」は、一般には都市デザインと同様な意味合いで用いられることもあるが、本論文ではオープンスペース(市街地内の建物によって隠蔽されていない土地)にかかわる物的な計画・設計を指す。なお、本論文での「建築デザイン」には、単に建築物本体だけでなく敷地内における諸要素のデザインの概念を含めて用いている。

4) 「手法」と「技法」

いずれの用語も、計画・設計の方法(method, technique)を意味し、厳密な区分は難しいが、本論文では「手法」はより一般的で手続きとしての方法を、「技法」はより具体的で技術的な方法を指すといった程度の使い分けをしている。

5) 「規制」と「誘導」

いずれも私的な開発・建築行為についての公的なコントロール(制御)を指す用語であるが、「規制」が法的な拘束力をもつものに対して、「誘導」は単に法的な規制だけではなく行政指導などで開発・建築主体の自発的な行為を促す。「一般規制」は、一般的にすべての土地利用や建築・開発行為について一定の基準を全国一律に適用する規制方式を指すものに対して、「計画規制」あるいは「計画誘導」は、一定の計画を前提にして特定の建築・開発行為についての規制や誘導を行なうものである。なお、本論文では法的あるいは行政指導上の拘束力をもたない場合について、「啓発的誘導」の用語も用いている。

なお、本論文では、註、参考文献(著者名のアルファベット順)、図版出典(引用文献)を各章および補論(第1章のみ各節)の末尾にまとめて掲載している。

(序章の註)

1) 足達(1970)は、「景観とは、環境の形態的(物的)側面」と定義している。

2) 本論文の第1章, 1-3を参照。

3) わが国にアーバンデザインの言葉が一般的な用語としてではなく、特別の意味をもって最初に入ってきたのは、1959年にハーバード大学にアーバンデザイン学科(大学院)が創られたとの情報であるといわれる(アーバンデザイン研究体,1985,7頁)。

4) たとえば、川名・高見沢(1974), 日笠・他(1981), 日端(1988)など。

5) 計画と計画過程についてつぎのような定義が見られる。田村(1977)は、都市が成立するための基本条件として「経済」, 「社会」, 「自然」, 「技術」およびそれらを相互に結びつける「計画」をあげており(16頁, 図1), さらに計画デザインの概念を「人間」, 「自然」, 「社会」の関連のなかで位置づけている(266頁, 図3)。大久保(1975)は、計画過程の一般的な段階として、①計画行為の契機, ②計画目標の設定, ③計画前提の確定, ④代替案の選定の4段階を指摘している(129-131頁)。また、渡辺(1983)は、都市設計が活動する局面として、①調査学習, ②制作提案, ③評価修正, ④実施管理の4段階を想定して、その相互の循環的な発展を考えている(23-24頁, 図1.12)。

(序章の参考文献)

アーバンデザイン研究体(1985):『アーバンデザイン-軌跡と実践手法-』(建築文化別冊), 彰国社。

足達富士夫(1970):『地域景観の計画に関する研究』(京都大学博士論文)。

日端康雄(1988):『ミクロの都市計画と土地利用』, 学芸出版社。

日笠端・他(1981):『地区計画-都市計画の新しい展開-』, 共立出版。

川名吉エ門・高見沢邦郎(1974):『コミュニティ計画-都市総合計画と地区総合計画-』, C.P.I.。

大久保昌一(1975):『空間計画ノート』, 清文社。

田村明(1977):『都市を計画する』(現代都市政策叢書), 岩波書店。

渡辺定夫(1983):「都市設計の課題と役割」, 『新建築学体系』17 都市設計, 彰国社, 3-74頁。

第1章 都市景観に関する都市計画的考察

- 1-1 わが国における近代都市計画の系譜と都市景観
(1-1の註, 参考文献)
- 1-2 都市景観行政の動向と計画課題
(1-2の註, 参考文献)
- 1-3 景観研究と都市景観形成理論
(1-3の註, 参考文献)
- 1-4 都市景観の類型化と都市空間の領域構成
(1-4の註, 参考文献, 図版出典)

第1章 都市景観に関する都市計画的考察

本章では、本論文のテーマである都市景観とその形成にかかわる問題について、①わが国の近代都市計画の系譜のなかで考察するとともに、②近年の都市景観行政の動向とその計画課題を整理する。さらに、③これまでの都市景観形成理論と景観研究の趨勢を概観し、④次章以降の研究の前提となる都市景観の基礎概念の類型化と都市空間の領域構成について検討する。

1-1 わが国における近代都市計画の系譜と都市景観

わが国において「景観」の用語が使用されるようになったのは比較的新しく、それまでは風景あるいは景色の方が一般的であった。この景観という用語が広く使われるようになったのは地理学の分野でのことといわれ¹⁾、戦前期までは「都市美」あるいは「美観」の用語の方が一般的であった。「都市計画」の用語についても、大正期に入って都市計画法の制定が論議されはじまる1910年頃までは「市区改正」の用語が使われていた。

本節では、まずわが国の明治以降の近代都市計画のなかで、都市景観の問題がどのように扱われてきたかを振り返るとともに、それぞれの時代における都市景観問題の位置づけについて概観しておきたい。わが国の近代都市計画史についての研究成果²⁾はこれまでもいくつもある。特に、最近の石田(1987)のそれは、計画史研究の立場から包括的かつ構造的に論及されたものといえよう³⁾。一方、わが国の都市景観思潮とその変遷については、足達(1970)や伊藤(1978)あるいは曾根(1983)などによって詳しく論じられている⁴⁾。ここでは、これらの研究成果を参照しつつ、わが国の近代都市計画のなかでの都市景観とその思潮の位置づけの変遷に重点をおいて概括的に述べることにする。なお、時代区分については、①明治前期、②明治後期、③大正期、④昭和戦前期、⑤昭和戦後期の一般的な区分によっている⁵⁾。

(1) 明治前期

日本の近代都市計画の始まりは、1888年(明治21年)の東京市区改正条例の公布と一般には考えられるが、それ以前にも西欧流の都市計画技術の導入されたいわば前史にあたる時期があった⁶⁾。明治維新から20年ほどのこの時期は、近代国家としての欧化主義がわが国の政策全般に及び対外的な威信の表明が都市の空間にも求められたが、その最も直接的な表現となったのが、帝都での銀座煉瓦街の建設と日比谷官庁街集中計画であった。

前者は、1872年(明治5年)の東京大火をきっかけに防火計画の一環として着手された銀座地区(当時の京橋以南)での都市改造事業で、道路幅員と高さに関連づけ、

建築デザインを統一した連棟の煉瓦造の街並みを実現した。お雇い外国人の建築家T. ウォートルス (T. Warters) の設計によってこれまでのわが国の都市にはない全く画期的な都市景観の形成がなされたが、財政的・技術的問題に加えて住民の抵抗にもあって、東京府下全域の煉瓦化（不燃化）の方針は後退し地区の一部で実現しただけで、しかも空き家が続出したといわれる。

一方、後者の「日比谷官庁集中計画」は、現在の日比谷公園附近に明治新政府の諸官庁を集団化するために、当時の外務卿の井上馨が総裁を兼務する内閣直属の臨時建築局を中心に進められた計画であるが、いくつかの計画提案のなかでも臨時建築局の委託を受けたドイツ人建築家H. エンデ (H. Ende) と W. ベックマン (W. Böckmann) の建築事務所によって提案された計画案はもっとも壮麗なものであった。この計画案は、単に諸官庁施設の配置計画にとどまらず、周辺の道路・公園はもちろん一般市街地の改造を含むものであり、その空間構成はナポレオン三世とG. E. オースマン (G. E. Haussmann) によるパリの大改造計画に範をとるいわゆる「バロック都市計画」の特色を備えたものであった。しかし、この計画はその後来日したドイツの土木技術者J. ホープレヒト (J. Hobrecht) によって修正され、さらに推進者の井上馨の失脚という事情も重なってわずかにいくつかの官庁施設の建設計画としてなごりをとどめただけで、当初の官庁集中計画としては完全に挫折することになった。

帝都を舞台にした明治初期のこの2つの計画・構想は、いずれも当時のお雇い外国人によるまさに欧化主義の鹿鳴館的な都市設計であったし、たしかに「日本の都市事情がほとんど考慮されていない、あまりにも欧米都市構造技術の直輸入の計画」⁷⁾ではあった。しかしそれと同時に、これらの計画の失敗や挫折が、道路や公園と建築とを一体的に考える西欧流の都市設計についての考えがわが国に定着する機会をも大きく後退させたといえなくもない。

この時期にこうした西欧流の都市建設が、単に帝都である東京だけに限られたものではなく、幕末の開港によって長崎、横浜、神戸などに建設された外国人居留地がこれらの都市を中心にその後の都市形成に大きな影響を与えたことも見落してはならない。むしろ、帝都での計画とはそのスケールにおいて比ぶべくもないが、これらの外国人居留地がいわばモデル都市となって各地で住宅建築を中心に都市生活と生活文化にまでおよぶ洋風化を一般に広めるとともに、新しい時代の都市イメージの形成に果たした役割は大きい。

(2) 明治後期

1888年（明治21年）には、わが国最初の都市計画法制といわれる東京市区改正条例と条例に附属する東京市区改正土地建物処分規則が公布された。その背景には、近代都市への脱皮を目指す東京にとって、伝染病の蔓延、大火の頻発、劣悪な居住環境、狭隘で未整備な道路状況といった当時の都市事情があったことはいうまでもない。

東京の市区改正計画については、この条例制定以前からもさまざまな提案がなされ

てきたが⁸⁾、具体の計画の主なものとしては、①芳川顕正の市区改正案（明治17年11月）、②これを原案として修正された市区改正審査会案（明治18年10月）、③条例の発布により市区改正委員会で議定、内閣の認可・告示を受けた正式な東京市区改正設計（旧設計、明治22年5月）、さらに④その後に変更・告示された東京市区改正新設計（明治36年3月）の4つがある。

4つの計画の特色はそれぞれ少しずつ違うが⁹⁾、これらの計画に共通して「従来の焼失跡地を中心とした市街地改造事業の計画が当面の事業のもくろみにすぎなかったのに対し、全体像としての計画、長期的目標像としての計画、土地所有・利用の根拠としての計画という性格に拡張されている」¹⁰⁾ことは特筆されよう。しかし、この市区改正計画のなかで、その後の道路中心主義ともいわれる都市基盤整備重視の都市づくりと建築行政と分離された土木事業に偏したわが国の都市計画の方向づけがなされたことも見落せない。わが国の都市計画は、いわばその源流から目標像としては西欧風の都市イメージを抱きつつも、現実には都市景観形成の視点を大きく欠くことになったともいえる。このことは、本来この市区改正条例とともに制定されるはずの家屋建築条例が制定されず¹¹⁾、景観形成のみならず建築規制の方策が事実上ないままに無秩序な市街地の進展をゆるしたことにも端的に表われている。

ところで、この時期の市区改正の動きは、決して東京だけに限られたものではなく、大阪・京都・神戸などでもその必要性が唱えられていた¹²⁾。大阪では、1886年（明治19年）に大阪区部会が府知事に市区改正についての建議書を提出し、翌1887年には大阪市区改正方案取調委員が設けられ道路拡張のための標準を作成したが、実際に事業は行なわれずに終わった。また、1897年（明治30年）4月に行なわれた大阪市の市域拡張にともなって、新市域を含めた都市計画の作成が建築家の山口半六に委嘱され、1899年（明治32年）に「大阪新設市街地設計書」としてまとめられたが、これもまた事業としては着手されなかった。

もっとも、市区改正条例にもとづく東京の改造事業でさえ、1888年（明治22年）から1918年（大正7年）までの30年間に上水道事業と市街鉄道敷設に伴う道路事業が行なわれたものの下水道事業や公園事業などは実際には財源の不足のためにほとんど進行せず、この時期に本来の構想をある程度実現し得たのは、1890年（明治23年）からはじまった三菱による〈一丁ロンドン〉とよばれた丸の内地区のオフィス街と神田三崎町の開発であったといわれている。この頃、関西では1910年（明治43年）から箕面有馬電気軌道（現阪急電鉄）による電鉄経営と結びつけた住宅地経営がはじまるが、それが本格化するのはその後大正から昭和初期にかけてのことであった¹³⁾。

（3）大正期

大正期に入ると、明治末からの都市への産業や人口の集中によってわが国の主要都市は一斉に都市拡張の時期を迎えるが、東京以外の都市を含めた急激な都市化の進展に対応するための都市計画行政がようやくはじまるのは、政府に都市計画調査会が設

置され、その事務局として内務省大臣官房に都市計画課が置かれた1918年（大正 7年）になってのことであった。同年に東京市区改正条例が大阪市をはじめとする五大都市に準用されたのにつづいて、その翌年の1919年（大正 8年）には、都市計画法と市街地建築物法が制定されることになった。この2つの法律が、東京市区改正条例の内容を引き継ぎつつも、①都市計画区域の指定、②地域地区制、③土地区画整理、④建築線指定、⑤受益者負担金などの新しい技術・制度の導入を図ったことは特筆される。なかでもゾーニング制度としての用途地域制、土地区画整理、建築線の指定の3つの計画手法は、都市拡張に対処するための近代都市計画の柱をなすものであった¹⁴⁾。

それでは、この新しい制度は、都市景観とその形成についての問題をどのように位置づけていたのであろうか。たしかに、風致地区と美観地区の新しい制度が創設され、さらに建築線の指定、建築物の高度制限の規定もあり、都市景観形成のための手法は一応整えられてはいる。しかし、都市計画法の目的条項（第1条）では、交通・衛生・保安・経済の目標をかかげているものの、「美観」については全く触れられていない。当時の建築家が、都市計画法と市街地建築物法の制定にあたって、その制定運動に深くかかわっていたことと考えあわせるといささか奇異な感じであるが、議会の承認が得がたかろうという理由から法案作成の時点ですでに美観の字は削られていたといわれる¹⁵⁾。実務的・現実的な行政官僚に対して、理想主義的で記念碑建築にしか関心を向けない建築家はその論議を避けたともいえるが、建築界においても鉄骨や鉄筋コンクリートの新技術のもつ工学的側面を積極的に評価する佐野利器をはじめ野田俊彦のなどによってその後の近代主義建築に連なる新しい建築思潮が台頭しはじめた時期でもあった¹⁶⁾。

こうしたなかで、1919年（大正 8年）に道路構造令とともに公布された街路構造令によって市街地道路の構造規格が定められ、街路の幅員構成や歩車道の分離だけでなく、高規格街路では遊歩道・自転車道の導入、交差点・橋詰広場の設置、さらに並木、植樹帯、樹苑、花苑、芝生など植栽についても規定されたことは特筆されてよい。この規定は、その後（昭和 8年）の都市計画法の街路計画標準にも受け継がれていくが、これによってわが国の近代街路設計技法が確立するとともに、都市景観形成における街路景観あるいは街路樹美の型が提示されたといえよう。

ところで、1923年（大正12年）9月1日に首都を襲った関東大震災による未曾有の大災害に対する復興事業は、発足まもないわが国の都市計画にとってはじめての大きな試金石となったといえる。内務大臣の後藤新平による帝都復興の議の提出により、帝都復興院、帝都復興審議会などの政府機関が設置され、後藤自らが総裁を務める復興院によって帝都の復興計画が策定された。帝都復興事業には、東京以外に横浜の震災地も含まれていたが、いうまでもなく東京がそのほとんどで、その計画区域は東京の都心および下町を含む地域であった。計画内容としては、地域制の実施と土地区画整理による幹線街路、河川・運河、公園、上下水道などを敷設するものであった。特に、

既成市街地の1,100万坪におよぶ区域での土地区画整理は、世界に例をみない規模のものであり、街路、公園をはじめとする事業がすべて土地区画整理によって実施された。また、防火地区の拡大、地区内での耐火建築の建築費補助、耐火建築の促進のための復興建築助成株式会社の設立なども行なわれた。さらに、住宅の復興のために1924年（大正13年）に設立された財団法人同潤会が罹災地の住宅建設にあたったが、住宅の需給状況が緩和されると、鉄筋コンクリート造アパートの新しい都市型住宅の建設を試みるなど次第にその性格を変え、その後の住宅の計画的供給や住宅団地計画についての先駆的役割を果たすことになる¹⁷⁾。

いずれにせよ、震災復興都市計画事業が紆余曲折を経ながらも1930年（昭和5年）にはほぼ完了したことは、わが国の近代都市計画の大きな成果と言ってよい。特に、この事業の実践と経験を経て、土地区画整理がわが国の都市計画手法として確実に定着した意味は大きい。さらに、明治の末期から大都市の内部市街地での住工の混在や過密が進行するなかで、下層市民の集団居住地の衛生、保安問題が注目されるようになり、内務省社会局や6大都市の社会課による調査と生活改善の取り組みがみられるようになったのもこの時期のことであった。

このように、大正期から昭和初期にかけてわが国の近代都市計画はその制度面のみならず実践面においても着実にその地歩を固めることとなったが、都市計画思潮の面でも大きな盛り上がりを見せる。都市問題や都市計画についての調査・研究が活発に行なわれ、諸外国の都市計画制度や都市計画理論などが次々としかも同時的に紹介されるようになる。内務省の都市計画課を中心に全国の都市計画関係者によって1918年（大正7年）に組織された「都市研究会」は、雑誌『都市公論』の発行や都市計画講習会を開催するなどの活動を積極的に進めた。1922年（大正11年）に設立された「東京市政調査会」は、1925年（大正14年）に雑誌『都市問題』を創刊したり、都市行政や都市計画についての多くの書籍やパンフレットを発行している。また、帝都復興院や同潤会でも独自の調査・研究を行なっている。これらの活動を通じて、イギリスの都市計画法、ドイツの住居法、アメリカの地域地区制（ゾーニング）などの都市計画制度がほとんど同時期に紹介されるようになる。特に、ロサンゼルスやニューヨークの地域制条例（1909年、1916年）は、わが国の1919年（大正8年）市街地建築物法の用途地域制のモデルになったといわれる。明治末にわが国にも紹介されたE.ハワード（E. Howard）の田園都市論¹⁸⁾にもとづく田園都市運動は、わが国の都市計画思潮に大きな影響を与えることになった。さらに、1920年代には国際都市計画会議などの国際会議に代表を送り諸外国の都市計画家との交流や都市計画の実情視察が行なわれている。1924年のアムステルダム国際都市計画会議における大都市圏計画についての討議内容は、その後の日本の地方計画・地域計画に大きな影響を与えたものとして知られる¹⁹⁾。

一方、都市景観の側面では、都市計画法や市街地建築物法による風致地区や美観地

区もこの時期には具体的な運用はまだ行なわれていない。関東大震災後の復興事業が進展するなかで、荒廃した帝都の景観を憂う有志によって1925年（大正14年）に都市美研究会が設立され、翌年の1926年には都市美協会として発足するが、その実質的な活動は昭和期に入ってからであった²⁰⁾。また、建築界での論議においても、都市景観についての問題点やその重要性が提起される²¹⁾ものの全体としては低調であった。

（4）昭和戦前期

昭和戦前期のわが国の都市計画は、当初は大正期からひきつづいて着実な展開をみせるが、1931年（昭和6年）の満州事変にはじまる戦時下の影響をうけて次第に大きく変貌し、ついには近代都市計画の歩みを完全に中断することになる。

この時期、大都市の拡張、郊外市街化が一層進展するなかで、郊外地統制が都市計画上の大きな課題となってきたが、大都市圏計画と都市計画の上位計画としての地方計画の必要性が指摘され、東京を中心とした大都市圏計画として1936年（昭和11年）には関東国土計画、1939年（昭和14年）の東京緑地計画、1939～1941年（昭和14～16年）の関東地方計画東京地区計画、1943年（昭和18年）の大都市疎開計画などが立案された。また、近畿でも1936年（昭和11年）に近畿地方計画が策定されている。これらは、先のアムステルダムでの国際都市計画会議での影響も受けたわが国の近代都市計画のひとつの到達点を示すものともいえるが、時代の流れを反映して次第に軍事色の強い計画へと変わっていった。

それは、1937年（昭和12年）に防空法が制定され、さらに1940年（昭和15年）に都市計画法が改訂され第1条の都市計画の目的に「防空」が加えられたことにも端的に象徴されている。防空法では、強力な土地利用規制を伴う防空空地・防空空地帯の指定が行なわれたが、1941年（昭和16年）の改訂では木造建築の防火改修、防空空地の建設のための建築禁止区域の制度が設けられ、さらに1943年（昭和18年）からは防空のために重要施設の移転や市街地の密度を下げる疎開計画が重視されるようになる。ついには、市街地の延焼防止のための空地や広幅員の空地帯を設けるために建物を取り壊す「強制疎開」が実施され、都市計画ではなくまさに都市破壊への道を歩むことになった。

ところで、昭和の初期にはル・コルビュジェ（Le Corbusier）を中心とするC I A M（現代建築国際会議）の都市計画理論²²⁾やC.A.ペリー（C.A.Perry）の「近隣住区理論」²³⁾なども相次いで紹介され、わが国の都市計画はその理論面での欧米との落差を急速に埋めることになる。日本人によるこうした最新の都市計画理論と技術を実践する場となったのが、海外の植民地や占領地での都市計画と都市建設であった。当時の満洲国では、関東軍の圧政を背景に実権を握る日本人官吏によって都市計画も推進されたが、1936年（昭和11年）に公布され1942年（昭和17年）に全面改訂された「満洲国都邑計画法」は、進歩的で詳細な地域制をもつものであったといわれる。ま

た、1938年（昭和13年）に計画された「大同都邑計画」では、中核都市の周囲に緑地帯を設けるとともに、その外側に衛星都市を配置し、近隣住区による住宅地の構成を図るなど当時の新しい都市計画理論と技術が随所にみられる計画内容となっている。これらは、いうまでもなく植民地・占領地政策の一環として行なわれた都市計画であり、戦争の拡大と戦局の変化によって実際には実現されずに終わったが、当時の国内ではみられないような都市計画の制度や手法としての実験的な試みが数多くみられることは注目されよう。

一方、国内では大都市の郊外での民間による分譲住宅地の開発が盛行するが、とりわけ、関西の私鉄沿線での沿線開発を目的とした宅地分譲や別荘地の開発は有名で、戦後も高級住宅地として定着したものも少なくない²⁴⁾。また、東京をはじめとする大都市の市街地では、不良住宅地の改良問題が一層深刻化して大きな社会問題となり、1927年には不良住宅改良法が公布された。その後、東京、大阪、名古屋、神戸、横浜など6ヶ所で事業が行なわれ、総計約4,000戸の改良住宅が建設された。これらの計画のなかで部分的にはあるが、住宅地の計画・設計における新しい試みもみられる。

さて、昭和戦前期のわが国の都市計画がこのような展開をするなかで、都市景観についてはどのような動きがあったのであろうか。

大正期に制定された都市計画法と市街地建築物法によって風致地区と美観地区の制度が設けられたことはすでに述べたが、その具体的な運用はこの時期まで待たなければならなかった。しかし、実際に風致地区の指定が行なわれたのは、東京の場合では大正15年に指定の明治神宮外苑に通じる街路とその周辺（明治神宮風致地区）、昭和5年に指定の多摩御陵周辺（多摩川風致地区）であった。一方、美観地区についても、最初に指定されたのは昭和8年の皇居周辺で、皇居に面する部分だけでなく官庁・業務地区を含んでおり、警視庁はこの地区指定にもとづいて昭和9年に建築物の高度制限を告示している。また、昭和14年には伊勢神宮のある宇治山田市（現在の伊勢市）で山田駅から外宮にいたる重要街路と鉄道沿線が、宇治山田都市計画の決定とともに美観地区に指定された。このように、風致地区、美観地区の指定は、当時の政治・社会的状況のなかで極めて特殊な運用がなされた。さらに、昭和15年には、いわゆる<神都計画>と呼ばれる「神宮関係特別都市計画法」が制定され、宇治山田市の都市計画事業は国の直轄施行の事業とされており、たしかに「風致保全・美観思潮は、天皇制・ファシズムへの思想動員の道具として機能してきた」²⁵⁾といえる。こうしたなかで、異例のものといわれるのが大阪市の美観地区の指定で、昭和9年に中之島を中心とする河川沿岸、大阪城周辺、主要駅周辺、主要幹線道路の沿道が指定され、昭和13年には大阪駅前区画整理地区内が指定された²⁶⁾。これらの指定は、東京の皇居周辺の場合とはちがって美観地区内での建物の最低限度を定めていることに大きな特色があり、美観地区を土地の高度利用や防火機能の増進と結びつけて美観の増進のために活用しようとしたものといえる²⁷⁾。

いずれにしても、大正期からこの時期にかけての都市景観形成の主眼は先に述べた街路構造令による広幅員街路の整備とその並木植栽にあり、東京の明治神宮関連街路や震災復興街路、大阪の御堂筋、京都の烏丸通りなどに実現した街路景観のなかに当時の目標としていた都市景観イメージを讀取ることができよう。

(5) 昭和戦後期

敗戦後の都市計画は、まず戦災復興都市計画としてはじまるが、わが国の経済・社会・政治のあらゆる分野が崩壊したなかでの都市の再建は困難を極めた。1945年（昭和20年）12月に、政府は「戦災地復興計画基本方針」を閣議決定するが、過大都市の抑制と地方中小都市の振興、土地整理の重視を基本方針としたものであった。これに基づいて、地方都市でも復興基本計画がつぎつぎと策定されたが、その計画の多くは駅前広場を起点に直進する広幅員道路とそれに直交するもう一本の広幅員道路を軸にした碁盤状の街区構成による画一的なものとなった。この計画策定の過程で、戦災復興院によって典型都市についての調査・計画立案作業が建築家・都市計画家²⁸⁾に委嘱されたが、戦後の混乱期で時間的余裕もなく、地元の都市計画当局との連携不足もあって十分な成果は得られなかった。一方、東京の戦災復興計画（1946年）は区部人口350万人を想定したもので、その土地利用計画は周辺区の未市街化地に緑地地域を指定するとともに既成市街地の鉄道・河川などに沿って内環状・楔状の緑地を設置して市街地を単位都市に分割するというものであった。また、幹線街路計画は、幅員100mや80mの大幹線道路を含む放射・環状道路網によって構成されていた。こうした計画は、戦前からの大都市圏地域計画をいわば教科書的に適用した都市構成パターンで、まさに「理想都市の計画」²⁹⁾と呼ぶに相応しい内容をもつものであった。

戦災復興事業を具体的に進めるために、1946年（昭和21年）9月に特別都市計画法が公布されたが、内容的には関東大震災復興の際の場合と同様に、既成市街地での土地区画整理事業を行なうための特別規定が中心となっていた。これによって、地方都市での戦災復興都市計画事業はおおむね順調に進捗し、1949年ごろまでに幹線道路の整備を中心にして一応の成果をあげることができた。しかし、大都市の戦災復興事業は全般的に遅れが目立ち、とりわけ東京のそれは大幅に遅れることになった。1949年（昭和24年）ごろからのインフレの進行とそれに伴う緊縮財政によって、復興事業は再検討されることになり、それまでに着手されていなかった事業が実質的に打切られることになった。そのため東京の復興計画は大幅に縮小されたが、それに加えて1950年（昭和25年）6月の朝鮮戦争にはじまる特需景気によって民間建設が活発化するなかで、それまで低迷していた地価の高騰による用地取得難のため、都市計画事業の推進は一層困難な状況になった。その結果、公共事業による都市基盤整備はされずしかも民間建設活動のコントロールもされないままにその後の無秩序な市街化を許すことになった。

ところで、1947年（昭和22年）5月には新憲法が施行され、それと同時に地方自治

法も施行された。さらに、同年12月には明治以来わが国の都市計画を担ってきた内務省も解体されたが、本来これらとともに行なわれるべき都市計画の法制度の全面改正はなされず、1950年（昭和25年）5月に市街地建築物法にかわる建築基準法が公布制定されたものの都市計画法自体は基本的には戦前期のままに存続することになった。この1950年の建築基準法も都市計画法の改正があってはじめて意味のあるものであったが、この時期の都市計画法のいわば流産によって建築基準法自体も未完成の状態がつづき、それが完成するのは1968年（昭和43年）のいわゆる「新都市計画法」の成立と1970年（昭和45年）の建築基準法の改正まで20年も待たなければならなかった。

この間、周知のようにわが国は高度経済成長のもとで国土全体にわたって都市化が進展し、各地でさまざまな都市開発が進められ、市街地開発や都市再開発などの大規模プロジェクトがつぎつぎと実現する。しかし、その反面実質的には「基本法不在」³⁰⁾の状況のなかで個別開発が行なわれ、自然環境の破壊と土地利用の混乱、居住環境の悪化などを招いた。

こうした状況のなかで都市景観形成への取り組みも、当然のことながら大きく立ち遅れることになった。1950年の建築基準法の制定によってそれまでの美観地区の地区指定についてはそのまま受け継がれることになり、美観地区内の建築物の規制は各自自治体の条例によることになったが、地区指定の継続された東京、宇治山田、大阪でもその後具体的な条例はつくられないままである。1953年（昭和28年）に沼津市で新たに美観地区の指定が行なわれ条例もつくられたが、歩道上のビルの天井高の確保と前面道路に面する壁面の最低限の高さの確保を目的としたもので美観地区の本来の趣旨とは異なる運用といえる。その後、美観地区は1972年（昭和47年）京都市での指定まで約20年間なされていない。一方、風致地区の制度は、戦時特例で執行停止となり各地の風致地区は戦時中から戦後にかけて荒廃していたが、その後都市計画法の改正によって各自自治体ごとの風致地区条例による規制が行なわれることになった。

このほか、都市景観形成とのかかわりの深い法制度としては、1949年（昭和24年）の屋外広告物法と1950年（昭和25年）の文化財保護法があるが、前者は従来の言論統制的色彩の強い広告物取締法にかわる民主的措置に重点があり、後者も制定当時は単体としての建築文化財しか対象に含まない内容のものであった。

戦後の都市美化運動としては、1964年（昭和39年）の東京オリンピックの開催を契機にした国をあげての国土美化・都市美化運動がある³¹⁾。その柱となったのは都市清掃と都市緑化であったが、1962年（昭和37年）には戦前の都市美協会も再建され、社団法人都市美協会として発足している。また、この時期に屋外広告物法の条例化や強化策がつぎつぎと打出され、1962年（昭和37年）には「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」も制定された。

これらのいわば政府主導の国土・都市美化運動そのものは、オリンピックとともに消え去るが、高度成長期の大規模な都市開発・地域開発は自然環境、歴史・文化環境、

生活環境のあらゆる側面でさまざまな問題を引き起こした。そうしたなかで景観問題として注目され、その後の都市計画としての都市景観形成の展開に大きな影響を与えた動きがいくつかみられた。昭和30年代後半から昭和40代前半にかけての「京都タワー論争」³²⁾、「鎌倉の景観保全運動」³³⁾、あるいは「丸の内美観論争」³⁴⁾などがその代表的事例であろう。特に、前二者はその後のいわゆる古都保存法制定のきっかけとなり、その後広範に展開する景観保全運動の先駆となったといわれる。しかし、これらのどちらかといえば例外的な事例を除けば、昭和40年代までの景観問題への関心は一般に低く、また論争の多くも建築家などの専門家内部の議論にとどまる傾向が強かった。一般の人々の景観イメージやデザイン意識の上では、ニュータウンをはじめとする大規模開発、高速道路あるいは大阪万国博（1970年）の会場計画などの具体的な計画・設計事例がむしろ大きな影響を与えたともいえる。それと同時に、1960年ごろから米国における「アーバンデザイン」や英国の「タウンデザイン」が紹介され、建築・都市計画家の間で盛んに論議されたが、一般への広がりはほとんどみられなかった。

さて、1968年（昭和43年）の新都市計画法の制定と1970年（昭和45年）の建築基準法の改正によってわが国の都市計画に関する基本法の体系がようやく全面的に改訂されたが、その主な改正点は、①決定権限の地方自治体への委譲と住民参加制度、②市街化区域と市街化調整区域の区分、③開発許可制、④地域地区制の制限の強化などで、手続き上の民主化と計画技術上の計画規制の強化を大きな特色としたものであった。その後、1980年（昭和55年）の都市計画法と建築基準法の改正による地区計画制度の創設や同年の都市再開発法の改正による都市再開発方針の策定の義務づけなどもこうした方向に沿ったものといえよう。

昭和40年代後半から全国の自治体で盛行するいわゆる「都市景観行政」もこのような都市計画制度の基本的な変革と決して無縁ではないが、むしろこれらの動向を先取りしつつ地方自治体主導で展開してきたことは注目されてよからう。昭和40年代後半からの地方自治体における都市景観行政の動向とその計画課題については、次節で検討することとしたい。

(1-1の註)

1) 景観の概念は、植物学者の三好学(1862~1939)が独語の<Landschaft>を和訳したのがはじまりといわれるが、この概念を地理学に導入したのは地理学者辻村太郎(1890~1983)でその後広く使われるようになった。そのはっきりした時期については確定されないが、伊藤(1978)は三好が邦訳したのが明治35年ごろ、辻村が地理学に取入れたのが大正5,6年ごろとしており、景観概念の分析についても詳しい(伊藤,1978,252-265頁)。

2) たとえば、日笠端・他(日本建築学会編,1972,973-1134頁)、石田頼房(日本建築学会,1980,1895-1911頁)など。

3) ただし、都市美や都市景観の問題についてはほとんど論及されていない。

4) 足達(1970),48-111頁、曾根(1983),128-150頁。

5) 石田(1987a)は、近代都市計画史の時代区分として、①欧風化都市改造期(1868~1887年)、②市区改正期(1880~1918年)、③都市計画制度確立期(1910~1935年)、④戦時下都市計画期(1931~1945年)、⑤戦後復興都市計画期(1945~1954年)、⑥基本法不在・都市開発期(1955~1968年)、⑦新基本法時代(1968~1985年)、⑧反計画期(1982~?)の8期に区分しているが、最後の第8期は歴史的区分というより現在の都市計画状況についての批判的色彩が濃い。

6) この時期を中心にした明治期の都市計画については、藤森(1982)に詳しい。

7) 石田(1987a),48頁。

8) 藤森(1982)に詳しい。

9) この4つの計画案について、石田(1987a)は、「交通運輸中心の芳川案」、「壮麗華美な審査会案」、「堅実なマスタープランの旧設計」、「路面電車と新設計」と表現している(77-84頁)。

10) 石田(1987a),77頁。

11) この事情については、石田(1987a,71-75頁)に詳しい。

12) 東京以外での都市での市区改正の動きについては、石田(1987a,97-100頁)に触れている。

13) 拙稿(1984)に詳しい。

14) この新しい都市計画技術については、石田(1987a,125-143)に詳しい。

15) 都市計画法の制定にあたっては、片岡安を中心とする建築家による法律制定促進運動があった(「回顧座談会」が、昭和11年10月の『建築雑誌』Vol.50-617,128-136頁に掲載されている)。法の条文から美観が削除された理由については、小寺武久(「都市計画と建築家」、日本建築学会編(1972):『近代日本建築学発達史』,1013頁)の渡辺鉄蔵(「都市計画の問題」、『建築と社会』昭和1年11月,22頁)を引用した解釈によっているが、伊藤(1978)はその理由として、建築家による①姉妹法といわれた市街地建築物法への期待、②都市計画的視点からの認識不足をあげている(24頁)。

16) たとえば、野田俊彦の「建築非芸術論」(『建築雑誌』大正4年10月号)など。

17) 石田(1987a),166-173頁。

18) 1889年に『明日-真の改革にいたる平和な道』として出版され、1902年に『明日の田園都市』の題目で改訂されて出版された。E.Howard(1965):GARDEN CITIES OF TOMORROW,Town and Country Planning Association.[長素連訳(1968):『明日の田園都市』(SD選書28),鹿島出版会。]参照。なお、わが国に田園都市の実際が最初に本格的に紹介されたのは、よく知られるように明治40年の内務省地方局有志による『田園都市』の出版であった。

19) 石田(1987a),176-178頁。

20) 都市美協会の活動とその意義については、足達(1970,84-95頁)に詳しい。

21) たとえば、古宇田実の「都市計画と建築芸術」(『建築雑誌』大正14年9月号)など。

22) 1927年に結成されたCIAM(現代建築国際会議)は、1933年の第4回会議で居住・都市に関する原則を「アテネ憲章」として発表した。Le Corbusier(1943,1957)を参照。

23) C.A.Perry(1929)を参照。

24) 拙稿(1984)に詳しい。

- 25) 伊藤 (1978) ,27頁。
- 26) 大阪市的美観地区の指定については、大阪建築法制100周年記念誌編集委員会・編 (1988) ,76頁。
- 27) 伊藤 (1978) ,27-28頁。
- 28) たとえば、高山英華 (長岡市) , 丹下健三 (広島市・前橋市) , 武基雄 (長崎市・呉市) など。
- 29) 石田 (1987a) ,223-227頁。
- 30) 石田 (1987a) では、この前の時期に行われているべき都市計画基本法体系の民主的改革が行われていない高度経済成長期の特色を「基本法不在」と表現している。
- 31) 伊藤 (1978) ,36-39頁。
- 32) 1964年の京都タワーの建設をめぐる古都京都の景観の保存と開発についての論争で、社会的な関心と呼んだ。京都タワー論争については、伊藤 (1978,61-86頁) に詳しい。
- 33) 鎌倉の鶴岡八幡宮の裏山にあたる御谷 (おやつ) 地区での宅地造成計画への反対運動がはじまりとなって、同年に財団法人「鎌倉風致保存会」が設立された。わが国最初のナショナルトラスト運動といわれるこの活動によって宅地造成事業は中止された。鎌倉の景観保全運動については、伊藤 (1978,131-166頁) に詳しい。
- 34) 皇居外濠に面している東京海上火災保険の超高層建築の建築計画の確認申請が昭和41年に東京都に提出されたのにはじまる論争で、昭和38年の建築基準法の改正による容積地区制の適用ともあいまって議論と呼んだ。確認申請の提出後4年たつてようやく確認が下り、当初計画の高さを31.1mけずった99.7mで完成した。その後この高さ約100mが丸の内地区の建物高さの基準となっている。丸の内美観論争については、伊藤 (1978,87-130頁) に詳しい。

(1-1の参考文献)

- 足達富士夫 (1970) : 『地域景観の計画に関する研究』 (京都大学博士論文)。
- Le Corbusier (1943,1957): LA CHARTE D'ATHENES & ENTRETIEN AVEC LES ETUDIANTS DES ECOLES D'ARCHITECTURE, in France. [吉阪隆正訳 (1976) : 『アテネ憲章』 (SD選書102), 鹿島出版会。]
- 藤森照信 (1982) : 『明治の都市計画』, 岩波書店。
- 石田頼房 (1980) : 「1. 地域計画・都市計画の歴史」, (社)日本建築学会編 (1980) : 『第2版建築学便覧 I 計画』, 丸善, 第5編 1895-1911頁。
- 石田頼房 (1987a) : 『日本近代都市計画の百年』, 自治体研究社。
- 石田頼房 (1987b) : 『日本近代都市計画史研究』, 柏書房。
- 伊藤孝 (1978) : 『都市及び地域景観保全制度の展開過程と景観思潮に関する研究』 (東京大学博士論文), 『東京大学工学部都市工学科井上・新谷研究室研究報告』 NO.7 に所収。
- 内務省地方局有志編 (1907) : 『田園都市』, 博文館。
- (社)日本建築学会編 (1972) : 『近代日本建築学発達史』, 丸善。
- (社)日本都市計画学会編 (1988) : 『近代都市計画の百年とその未来』, 彰国社。
- 大阪建築法制100周年記念誌編集委員会・編 (1988) : 『建築のルール・大阪100年の歩み』, (社)大阪府建築士会。
- C.A.Perry (1929) : THE NEIGHBORHOOD UNIT, "REGIONAL SURVEY OF NEW YORK AND ITS ENVIRONS", Vol.7. [倉田和四生訳 (1975) : 『近隣住区論-新しいコミュニティ計画のために-』, 鹿島出版会]。
- 曾根幸一 (1983) : 「都市設計の思潮」, 新建築学体系編集委員会編 : 『都市設計』 (新建築学体系17), 彰国社, 75~152頁。
- 安田丑作・養目有弘・藤山幸紀 (1972) : 「大正・昭和前期関西都市計画年表」, 『建築と社会』 53 輯 2号, 54-61頁。
- 安田丑作・寺内信・他 (1980) : 「京阪神都市圏における都市近郊開発の軌跡」, 『昭和55年度日本建築学会都市計画部門研究協議会資料』, 7-30頁。
- 安田丑作 (1984) : 「阪神間の住宅地開発と都市形成」, 『都市政策』 35, 95-108頁。

1-2 都市景観行政の動向と計画課題¹⁾

近年、都市景観や都市美についての関心は急速に高まりをみせており、全国の自治体でさまざまな取り組みがなされている²⁾。こうした自治体における都市景観形成のための都市施策（都市景観行政）が本格的にはじまった昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけては、わが国の社会経済情勢がそれまでの高度成長期から大きく変換をとげつつあった時期でもあった。ちょうど石油危機の影響によって公共の建設投資が抑制された時期とも重なったために、その当初には公共整備の縮小をそらすための一時的な流行現象とする皮相な見方もないわけではなかったが、いまや都市景観行政は現代都市政策上の大きな潮流をなしていると言ってもあながち過言ではなかろう。

ところで、ひとくちに都市景観行政といってもさまざまであり、その具体的な施策内容も多様多岐にわたるが³⁾、全国の自治体で取り組まれているこれまでの都市景観にかかわる施策の流れを振り返ってみると、大きく5つの流れがあるように思える。すなわち、①自然環境の保全、②歴史的環境の保全、③公共空間の整備、④建築デザイン誘導、⑤啓発活動の5つである。以下では、この都市景観行政の5つのタイプについて、その特色と位置づけを行なうとともに計画課題について検討することとする。

(1) 自然環境保全

都市景観行政の第一の流れは、自然環境の保護・保全を通じた取り組みで、環境破壊の原因となる開発行為や建築行為の規制を行なおうとするものである。

その中心となった緑の保全については、都市計画法や都市緑化保全法による緑地保全地区などの地域指定による法的規制によるところが大きいですが、地方自治体でも独自の条例や要綱による緑地保全への取り組みがみられる。「仙台市杜の都の環境をつくる条例」（昭和48年）、「横浜市緑の環境をつくり育てる条例」（昭和48年）、「神戸市市民公園条例」（昭和51年）などはその代表と言える。また、河川などの水辺地の環境保全を目的にしたものでは、「柳川市伝統景観保存条例」（昭和46年）、「仙台市広瀬川の清流を守る条例」（昭和49年）などがあるが、水質の浄化を目的とする条例や要綱の事例は数多い。これらの条例や要綱は、それまでの公害対策をはじめとする環境行政の一つの到達点を示すとともに、その後の広範な景観行政へと展開していく先駆的成果とも言えるものである。

緑地や水辺などの自然環境における景観形成にとっての計画課題は、これまでのような住宅団地の造成をはじめとする面的な開発行為に対する規制といったものだけでなく、景観計画の立場からはその判断がかなり微妙なものも多くなっている。たとえば、観光・レクリエーション計画など自然環境をとりこんだ利用形態の開発や自然環境の中での道路や橋梁あるいは防災事業としての砂防ダムの建設などに対する景観的評価の視点はかならずしも明確ではないのが実情であろう。

(2) 歴史的環境保全

歴史的環境保全や町並み保存への取り組みが、景観行政の第二のタイプである。

わが国の歴史的環境保全にとって、1966年(昭和41年)の古都保存法の京都、奈良、鎌倉への適用がその幕開けとも言えるが、身近な歴史的町並みへの関心が一般にも広まったのは、「金沢市伝統環境保存条令」(昭和43年)、「倉敷市伝統美観保存条令」(昭和43年)、「萩市歴史的景観保存条令」(昭和47年)、「松江市伝統美観保存条令」(昭和48年)などの自治体における町並み保存の条例化によるところが大きい。その後、1975年(昭和50年)10月には、文化財保護法が一部改定され、伝統的建造物群保存地区の制度が導入されることとなったが、その背景にこれら先進自治体における取り組みがあった。これらの条例による建築行為の規制・誘導は、単に歴史的環境の保全だけでなく、後に述べる一般市街地での建築デザイン誘導による景観形成へと展開する道を開くことになった。

歴史的建築物や環境の保全にとってのいまひとつの注目すべき動きは、明治以降の近代建築への高まりである。文化財の指定などに見られるように歴史的建築物というともすれば江戸期までのものとの考えが根強く、一般の都市にとって歴史的景観は無縁なものと考えられてきた。都市景観が時間の重層性と連続性の上に成り立っているものであることが、近代建築への着目によって改めて明らかにされた意味は大きい。ただ、今後はこうした建築文化財としての位置づけにとどまらず、都市景観形成の視点からの評価と保全方策についての検討が急がれよう。この近代建築の発掘に全国的に取り組んだ成果が日本建築学会による『日本近代建築総覧』(昭和55年8月)⁴⁾である。もっとも、これによって近代建築の評価方法自体が定まった訳ではない。近代建築にかぎらず歴史的建築物の評価は、ともすれば建築文化財としての歴史的・学術的価値や建築技術的価値、個としての建築デザインの価値に重点が置かれ、地域文化的価値あるいは環境的・景観的価値といった周囲の環境と一体となって形成されるものについての評価は立ち遅れていたように思える。景観研究の側面からもこうした歴史的建築や環境のもつ地域景観の形成要因を踏まえた評価方法の検討が急がれよう。

(3) 公共空間整備

都市景観行政の第三の流れは、公園緑地や道路などの公共空間整備を通じた取り組みである。

市街地の中のオープンスペースは、身近な自然を提供するだけでなく貴重な景観資源にもなるが、全国の自治体では公共空間を中心とした緑化事業に積極的に取り組んできた。その結果、市街地内の緑の量が飛躍的に増大したのは、どの都市を訪れても感じられることである。こうした緑化事業の推進とともに、歩行者空間に着目した街路環境整備事業が、昭和40年代後半から全国各地で盛行している。ショッピングモールや都心のプロムナードと呼ばれるものがそれで、舗装・植栽・彫刻・ストリートファニチュア・サインなどの配置デザインによる歩行者空間の演出は、土木・建築・造園などの分野の枠をこえた都市デザイン実践の場を提供することにもなった。この街

路環境の整備をベースにしてオープンスペースを含めた歩行者空間のネットワーク化を図り、さらに沿道の建築誘導へと展開させた横浜市における一連の都市デザインへの取り組みは、その先駆性とともにより優れたデザイン力と総合性の上からも高く評価される場所である。国の施策としても、コミュニティ道路整備事業(昭和56年)、歴史的地区環境整備街路事業(昭和57年)、都市景観形成モデル事業(昭和58年)、シンボルロード整備事業(昭和59年)などの事業制度が次々と誕生している。さらに、近年ウォーターフロントについての関心が高まるなかで、河川の整備をまちづくりと一体的に推進する「ふるさとの川モデル事業」(昭和62年)も創設されている。

こうした道路や河川をはじめとした公共空間の整備が都市景観整備へと展開していくためには、個々の事業がばらばらに行われるのではなくそれらを相互につなぎとめていく「関係のデザイン」の大切さが指摘されようが、公共施設のデザインガイドに期待するところも大きい⁵⁾。

(4) 建築デザイン誘導

建築物のデザインについての規制・誘導による市街地における街並み景観形成が第四の流れである。

特定の地域や地区における風致や美観の維持を目的として建築物のデザインについて規制を行う法的制度としては、これまでも都市計画法と建築基準法にもとづく風致地区と美観地区の制度があった。このうち前者の風致地区の場合には、主として自然環境の保全を目的とするもので建築物の高さや規模などの制限が中心となるため基準化も比較的容易なこともあって、多くの自治体で法に基づく風致地区条例が制定され風致地区内での建築行為について規制を課している。これに対して、美観地区は市街地の美観の維持を目的としているが、一般の市街地において建築デザインにかかわる事項の厳密な基準化は困難であり、また地元の合意や手続きの上でも困難を伴うためこれまでほとんど実績がなかった。戦前からの東京(皇居外郭一帯)、大阪(中之島東部ほか)などの美観地区も具体的な規制内容を定めた条例がないため、これまで有名無実なものとなっていたのが実情であった。

これに対して近年いくつかの自治体で、独自の条例や要綱によって市街地景観をコントロールする試みが見られるようになった。その嚆矢となったのが「京都市市街地景観条例」(昭和47年)であるが、この条例では、先の美観地区の制度を歴史的・伝統的な景観と一般市街地の景観との調和・調整に積極的に活用するとともに、巨大工作物規制区域や特別保全修景地区といった独自の制度も設けられている。

この歴史的・伝統的景観の保全を目的に規制による建築デザイン誘導を基本とした<京都方式>に対して、広く一般の市街地景観の形成を図ろうとしたのが、「神戸市都市景観条例」(昭和53年)である。この条例は、神戸らしい景観をまもる(保全)とともに、そだて(育成)、つくる(創造)ことを目的として制定されたもので、法による伝統的建造物保存地区や美観地区に加えて市独自の都市景観形成地域、景観形

成指定建築物等届出地域など広く一般の市街地を対象とする建築デザイン誘導のための地域地区を用意しているのが特色である。また、都市景観形成基本計画との連動を含む総合計画型の施策体系は、いわば「神戸方式」とでも呼べるが、その後この条例をモデルとした類似の取組みが全国の多くの自治体でみられるようになった。「名古屋市都市景観条例」(昭和59年)、「伊丹市都市景観条例」(昭和59年)、「北九州市都市景観条例」(同)、「尼崎市都市美形成条例」(昭和60年)などのほかに、県レベルでも「ふるさと滋賀の風景を守り・育てる条例」(滋賀県, 昭和59年)、「都市景観の形成等に関する条例」(兵庫県, 昭和60年)などが相次いで制定されている⁶⁾。また、この他にも「横浜市市街地環境設計制度」(昭和48年)、「大阪市建築美観誘導制度」(昭和57年)、「平和大通り沿道建築物等美観形成要綱」(広島市, 昭和58年)などのように条例によらず、要綱による行政指導として建築デザイン誘導を行っている例もある。

これらは、いずれも民間の建築物等の新築あるいは増築に際して届け出を課し指導・助言を行うことによって都市景観や街並みの形成を図ろうとするものであるが、それには大きく二つの方向がある。一つは、地区指定等によって一定の区域にかぎって指導・助言すべき項目について一定の基準を設けて建築物等の規制・誘導を行うものであり、二つは、広く都市や地域の全域を対象としつつ一定規模以上の大規模建築物等について指導・助言を行おうとするものである。前者は、歴史的町並みや都心部の主要街路沿道など特色のある市街地景観の形成に適用されるのに対し、後者は、一般の市街地における目立つものや眺望型景観に対する対策が中心になっている。「横浜市山手景観風致保全要綱」(昭和47年)は後者のユニークな事例と言えよう。

建築デザイン誘導を通じた景観施策のいま一つに、デザインガイドあるいはマニュアルによるアプローチがある。条例や要綱の基準に盛り込める内容はかぎられているし、デザインに関する事項は基準ともなじみにくい。そのため、建築設計に際して自発的創意による取り組みを促そうとするために、ガイドラインやマニュアルが作成されている。横浜市の「魅力ある都市へ(都市デザイン白書)」(昭和58年)や盛岡市の「都市景観形成ガイドラインの手引」(昭和60年)などはその先駆的試みと言える。建築設計者だけでなく一般市民に対する啓発的効果を期待したものであるが、今後、条例や要綱を補完する意味でもその展開が注目される⁷⁾。

(5) 啓発活動

都市景観行政の第五のタイプは、啓発活動を通じたアプローチである。市民、事業者、専門家などの理解と自主的な取り組みを促すものといえるが、その具体的手法はさまざまである。

その一つに景観上すぐれた建築物等を顕賞する表彰制度がある。岡山市の「優秀建築物表彰制度」(昭和46年)、「神戸市建築文化賞」(昭和49年)、「盛岡市都市景観建築賞」(昭和59年度)、秋田市の「市民が選ぶ都市景観賞」(昭和57年度)、「クリーン江戸川都市景観賞」(昭和56年度)、「金沢市都市美文化賞」(昭和56年

度)、岐阜市の「都市美創出賞」(昭和56年度)、名古屋市の「都市美観建築賞」(昭和57年度)、尼崎市の「まちかどチャームング賞」(昭和61年度)、神戸市の「神戸都市景観・ポイント賞」(昭和62年度)、兵庫県の「みどりの建築賞」(昭和60年度)や「みどりのまちなみ賞」(昭和61年度)などの表彰制度がつぎつぎと創設されている。また、盛岡市の「街のデザイン誘導計画」のためのデザインコンペや、広島市の「都市美、デザインの論文募集」などの試みもみられる。さらに、都市景観をテーマにしたシンポジウムの開催があるが、なかでも歴史的環境保存について保存運動に取り組む住民を主体にした「全国街並みゼミ」⁸⁾は1978年から毎年開催されており、ユニークな活動で知られる。

(6) 都市景観行政の計画的展開

さて、以上のようにそれぞれの自治体によってさまざまな都市景観形成への取り組みがなされており、それぞれの分野で多様に展開していることは理解し得たであろうが、それらの計画的展開と体系化についての試みもみられる。都市景観形成基本計画(景観マスタープラン)と呼ばれるものがそれである。『千葉市都市美基本構想』(昭和55年)、『広島市都市美計画』(昭和56年)、『神戸市都市景観形成基本計画』(昭和57年)、『盛岡市都市景観形成基本計画』(昭和59年)、『伊丹市都市景観形成基本計画』(昭和59年)、『宝塚市都市景観基本計画』(昭和60年)、『尼崎市都市美基本計画』(同)などの策定事例がみられる。もちろん、それぞれの都市によってその計画内容も異なるが、大きく分けると①都市景観整備の目標像、②都市景観整備の対象と整備の方針、③景観整備の方策から成立っている。いずれにせよ、都市景観計画はいまだ十分に定立し得ている訳ではないが、個々の景観整備の総合化・体系化といった景観行政の実際面での期待にとどまらず、都市計画の体系の中での評価と位置づけが都市計画研究の面でも求められよう⁸⁾。

(1-2の註)

- 1) 本節は、拙稿(1985,1987)をもとに最近の動向を加えて再編し、補筆・補正したものである。
- 2) 1955年(昭和30年)以降のわが国の都市景観行政の発展過程について、林(1985)は、①市町村都市景観行政の萌芽期(1955~1966)、②都市景観行政の台頭期(1967~1973)、③都市景観行政の普及期(1974~1985)の3期に区分しているが、1期と2期とは古都保存法の公布、2期と3期は第1次オイルショックによっている。
- 3) 都市景観行政の動向と課題については、前掲書の他、渡辺(1984)、大坂谷(1984)、アーバンデザイン研究体(1985)などに詳しい。また、総合研究開発機構・編(1980)や『都市の魅力ー創造と再発見ー』(ジュリスト増刊総合特集 NO.27, 1982)、『開発と保全ー自然・文化財・歴史的環境ー』(ジュリスト増刊総合特集 NO. 4, 1976)などにもさまざまな事例や各地からの報告が掲載されている。
- 4) この総覧の「兵庫県」の調査とリストアップについては、筆者も参画した。
- 5) 公共施設のデザインガイドについては、補論(Ⅱ)を参照。
- 6) ①神戸市の場合と同様な総合的な条例の策定事例としては、都道府県レベルで4、市町村レベルでは18あるが、その他、②建築物のコントロールを主たる目的とするもの10、③沿道修景を目的とするもの5、④水辺景観および水質の保全を目的とするもの1、⑤緑の保全、緑化推進を目的とするもの5、⑥自然環境・景観の保全を目的とするもの5、⑦歴史的建造物・伝統的町並み保存・修景を目的とするもの12、⑧伝統的建造物群保存地区(都市計画区域内)を対象とするもの14、⑨美観地区・風致地区を対象とするもの6、⑩その他6などがある。(1989年9月現在、神戸市都市計画局計画部計画課調べ)
- 7) 建築のデザインガイドについては、補論(Ⅱ)を参照のこと。
- 8) 歴史的環境保存をめざす住民組織を基礎として、1974年に結成された町並み保存連盟が、その4年後の1978年に発足させたゼミで、住民、自治体、専門家の協力体制を唱えている。
- 9) 都市景観形成基本計画の立案と運用については、本論文の第2章に詳しい。

(1-2の参考文献)

- アーバンデザイン研究体・編著(1985):『アーバンデザイナー軌跡と実践手法』(『建築文化』別冊), 彰国社。
- (社)中部開発センター(1982):『都市景観と行政のあり方に関する調査研究ー名古屋市の場合を中心としてー』, 総合研究開発機構。
- 林泰義(1985):「市町村都市景観行政の発展と課題」, 『ジュリスト』 NO.839, 43-48頁。
- (株)計画連合(1984):『都市美創出のためのデザインコントロール手法』, 総合研究開発機構。
- 建設省都市局都市計画課(監修)/都市景観研究会(編著):『都市の景観を考える』, 大成出版, 1988年。
- 鳴海邦規・編(1988):『景観からのまちづくり』, 学芸出版社。
- 大坂谷吉行(1984):「日本の都市景観整備の概要」, 『都市計画』 134号, 88-101頁。
- 大坂谷吉行(1986):「都市の活性化と都市景観」, 日本都市学会編:『都市問題の国際化・活性化』(日本都市学会年報1986, VOL.19), 165-175頁。
- 総合研究開発機構・編(1980):『都市空間の回復』, 学陽書房。
- 都市経営総合研究所・編(1984):『都市をデザインするー街並みの美・シンボル・モールづくりー』(自治体ユニーク先進事例 2), ぎょうせい。
- 都市景観研究会(1987):『景観行政のすすめ』, (財)日本都市センター。
- 渡辺定夫(1984):「景観行政の展開と課題」, 『都市計画』 134号, 17-23頁。
- 安田丑作(1983):「都市景観行政と街づくり」, 『尼崎市企画専門委員レポート』 4, 81-122頁。
- 安田丑作(1985):「都市景観整備の実践と景観研究の課題」, 『都市計画』 138号, 14-17頁。
- 安田丑作(1987):「都市景観から発想する街づくりー各地の都市景観行政に学ぶー」, 『月刊レジャー産業資料』 237, 111-115頁。

安田丑作（1989）：「水と都市景観－各地の事例に学ぶ－」，『TOMORROW』 第3巻 第4号（通巻10号），47－56等。

1-3 景観研究と都市景観形成理論

景観研究と都市景観形成理論の歴史は古く、また多様多岐にわたるが、景観に関する研究・文献をその研究対象と研究の視点に着目して大別すると、①人文・社会的視点からの景観論、②景観の視覚構造・環境心理的視点からの研究、③空間構成・デザインの視点からの都市景観形成理論、および④都市計画の実践としての都市景観形成の4つに分けることができるように思う。もちろん、景観研究が広範な領域からなるうえに、それぞれの研究も決してこうした枠組のなかにとどまるものではないが、ここでは、特にわが国の景観研究に影響を与えたと考えられる主要な基本文献に限って概観しておきたい。

(1) 人文・社会的視点からの景観論

人文・社会的視点からの研究は、風景論・景観論としての包括的に景観一般について論及しており、文化論として評価の高いものも少なくない。

たとえば、明治期から昭和戦前期における志賀の『日本風景論』（原著初版1894）、小島の『日本山水論』（1905）、上原の『日本風景美論』（1943）、あるいは和辻の『風土』（1935）などはこの分野の古典ともいえる著作で、最近の景観研究においてもしばしば引用される。これらは、自然や都市における景観と人間との精神的なかわりを中心に論じられたものといえる。わが国の地理学にはじめて景観地理学の分野を紹介した辻村（1937）や、社会学の分野で景観の社会的な形成について論じた奥井（原著初版1940）¹⁾などもそれぞれの領域における景観研究として位置づけられよう。その他、現実の社会現象や世相を背景にしてさまざまな分野で景観論や風景論が発表されているが、黒田の『都市の美観と建築』（1914）や椽内の『日本都市風景』（原著初版1934）などは都市景観についての本格的評論として知られる。さらに、建築・都市計画分野での片岡（1916）や笠原（1933）などもすぐれた都市景観論となっている²⁾。こうした風景論・景観論は、同時にそれぞれの時代における景観問題や景観思潮の歴史的な位置づけを行なう上での貴重な研究対象ともなるものである。

(2) 景観の視覚構造・環境心理的視点からの研究

景観はいうまでもなく視覚を通して知覚されるものであり、景観研究にとって景観の視覚構造に関する研究は大きな柱をなしているが、その源流をなすのが19世紀のドイツの建築家・都市計画家であるH.メルテンス（H.Märtens,原著初版1877）³⁾といわれ、その距離と視角による景観の視覚構造についての法則（経験則）は、その後のさまざまな景観研究の基礎となっている。人間の視野や対象と人間との視覚的な対応関係に着目したE.ゴールドフィンガー（E.Goldfinger,1941,1942）、J.ギブソン（J.Gibson,1950）、H.ドレイフュス（H.Dreyfuss,1959）なども人間の視覚構造に関する研究として知られる。また、C.A.ドキシアデス（C.A.Doxiadis,原著初版1937）は、古代ギリシアの神殿の配置についてその視覚的法則性を明らかにした。

景観を物的な視覚環境としてではなく、心理的な心象（イメージ）としてはじめて体系的に提示したのがK.リンチの『都市のイメージ』（K.Lynch,1960）であるが、その後の都市デザイン理論の展開に大きな影響を与えたものとして有名である⁴⁾。D.アプルヤードとK.リンチ・他（D.Appleyard,et al,1964）は、道路沿いに展開するシーケンスとしての景観イメージの構造的把握を試みている。都市空間を単に目に映る物的対象としてではなく、人間の行動や記憶を考慮した意味論あるいは記号論的アプローチによる基礎研究として、D.クレーン（D.Crane,1960）、G.ケペス（G.Kepes,1959）、P.シール（P.Thiel,1961）、あるいはC.N.シュルツ（C.N.Shulz,1971）などをあげることもできよう。さらに、E.T.ホール（E.T.Hall,1966）やR.ソマー（R.Sommer,1969,1974）などの環境心理的アプローチからの空間研究も景観研究上の参考となるところが大きい。

これらの視覚構造や環境心理に立脚した研究は、最近のわが国における景観工学の基礎ともなっている。樋口（1975）は、これまでの景観の視覚構造に関する操作概念と指標を総括的に整理しつつ解析指標の抽出を行ない、自然景観（ランドスケープ）の視覚構造と空間構造の分析・解明を行なっている。篠原（1977,1982）も、同様に景観工学としての景観分析の前提となる景観の操作概念と指標を幅広く体系的に整理・分析している。また、志水（1979）は、都市の中心市街地のイメージ構造についての計量的分析を行なっている。

（3）空間構成・デザインの視点からの都市景観形成理論

近代以降の都市景観形成（都市デザイン）理論の出発点ともなっているのは、都市の広場の実測を通じてその空間構成と視覚構造・スケールとの関連を把握したC.ジッテ（C.Sitte,原著初版1889）⁵⁾といわれる。また、R.アーウィン（R.Unwin,1909）は、特に都市生活の場としての郊外住宅地の具体的な計画・設計手法について論じている。これらは、パリの大改造計画に代表される都市の全体構成に主眼をおいた近世のバロック都市のデザイン手法の流れとはちがって、いわば中世風のヒューマンスケールの空間構成を目指すものであった。その後、これらは都市計画として都市デザインを位置づけたF.ギバード（F.Gibberd,1953）、T.シャープ（T.Sharp,1968）、G.カレン（G.Cullen,1971）など英国のいわゆる〈タウンデザイン派〉に受け継がれているといえよう。一方、米国でも古くは〈シビックアート〉として知られるW.ヘーゲマンとE.ピーツ（W.Hegeman & E.Peets,1922）があるが、その後も、景観の視覚構造の分析に立脚しつつ都市の空間構成について考察したP.D.スプライレゲン（P.D.Spreiregen,1965）や視線の移動を考慮した都市の軸構成に着目したE.N.ベーコン（E.N.Bacon,1967）がある。都市の広場については、K.スミス（K.Smith,1955）によるイタリアの広場のデザイン観察やP.ズッカー（P.Zucker,1959）による広場の構成についての歴史的考察がある。一方、都市空間だけでなく広域的なランドスケープや環境デザインからのアプローチとしては、J.O.サイモンド（J.O.Simonds,1961）

、G.エクボ (G.Eckbo,1950,1969,1971) , B.ハケット (B.Hackett,1971) , R.P.ドーバー (R.P.Dober,1969) などをあげることもできよう。

こうした都市景観形成の実体的な形態論からのアプローチに対して、都市空間のイメージ構成の視点から新しい都市デザインの枠組みを提示したのは先のK.リンチの『都市のイメージ』であるが、C.アレグザンダーは、より具体的な空間形成のための計画・設計を支援する空間言語として『パターン・ランゲージ』(C.Alexander,1977)を提案した⁶⁾。また、L.ハルプリン (L.Halprin,1969a,b) は、都市空間を演出する構成要素の抽出とともに、参加による環境計画・設計の手法としての『RSVPサイクル』を提唱した。その他、道路や公園・広場などの具体的な計画・設計の手法・技法を扱った文献や「デザインガイド」⁷⁾は数多く発行されているが、都市と建築とを結びつける敷地計画の計画・設計技法を総括的に提示したのはK.リンチ (K.Lynch,初版1962)であった。

わが国におけるこの分野での先駆けとなったのは、建築の外部空間の計画・設計について論じた芦原の『外部空間の構成』(1962)といえよう⁸⁾。また、都市構成の空間言語をキーワードとして提示した都市デザイン研究体による『日本の都市空間』(1968)と『現代の都市デザイン』(1969)もわが国における建築デザインから都市デザインへの関心を呼び起こした⁹⁾。さらに、1965年(昭和40年)のオレゴン大学による金沢の調査をはじめとして、空間構成あるいはデザインの視点から都市や集落の景観の調査・分析を進めたデザインサーベイも見落せない¹⁰⁾。

(4) 都市計画の実践としての都市景観形成

近年、都市計画あるいは都市政策としての都市景観形成(都市デザイン)は、各国でさまざまに展開しているが、特に、歴史的環境の保全、歩行者空間の整備、ウォーターフロントの整備などにかかわる都市景観形成の実践事例は数多い。ここでは、これらを個別に紹介した文献についてはとりあげないが、英国における歴史的環境保全についての事例研究¹¹⁾(1969)や市民による環境保全組織であるシビックトラストの活動(Civic Trust,1974)あるいは都市景観の歴史的変遷とともに保全施策について論じたG.パーク(1976)などは、都市景観形成の計画構成と実践の上で示唆するところが少なくない。また、米国における各都市でのアーバンデザインの実践について詳細に論じたJ.バーネット (J.Barnett,1974,1982)は、この分野での本格的な論考といえよう。一方、わが国における都市景観形成についての取り組みは、すでにみてきたように比較的最近のことであるが、横浜市や神戸市における都市開発と都市景観形成の実践についての総括的な報告もみられる¹²⁾。しかし、都市景観を現実に定着させる実践的活動についての評価分析は、全般として大きく立ち遅れているように思える¹³⁾。

(5) 最近の景観研究の動向と課題

ところで、近年景観に関する研究上の関心は高く¹⁴⁾、研究成果や文献もまことに

多様であり、その研究視点によってもさまざまに分類される。これまでに、こうした景観に関する文献をとりまとめる試みがいくつかなされているが¹⁵⁾、なかでも戸沼・他(1983)は、計画・設計を究極の目的とする工学系統および造園・緑地学系の分野(地理学の分野を除く)のわが国の文献リストを総括的にとりまとめている。これらを参考としつつ最近の景観研究の動向として次のような特色と課題が指摘されよう¹⁶⁾。

まず、景観工学としての景観の視覚的構造の分析や予測評価システムの方法論的研究は、先の樋口や篠原等の研究を受けて土木計画学や緑地計画学の分野を中心にして盛んであるが、これらの研究成果の自然環境保全のための景観アセスメント技術への適用も検討されはじめている。ただ、景観アセスメントは、いうまでもなく環境アセスメントの一環として行われるものであり、植生をはじめとする他のアセスメント項目との対応やそれらを地域空間の広がりの中で総合的に評価可能なものにするための計画的操作手法についての検討が待たれている。

道路や公園などの公共空間の計画・設計の分野では、景観研究の成果というよりもむしろ実際の計画・設計を通じた技法面での展開と蓄積に見るべきものが多いのが実情であるが、境界領域や中間領域を含めた公共空間の景観分析を通じた計画評価について景観研究面からの取り組みが期待されよう。

建築学を中心とした景観研究としては、都市景観のイメージ構造の分析・評価などを主に環境心理学的視点から行うものや、意味論・記号論的視点から都市景観の全体像とその文脈を探ろうとするものが増えている。ただ、個々の景観構成要素の景観構造的な理解と知見も具体的な計画・設計レベルでの操作性をもつに至っていないのが実情であろう。一方、景観の視覚構造についても都市デザイン上の経験側としての検証が行われているが、その成果が建築物の規制・誘導の根拠となるまでには至っていないように思える。

いずれにせよ、現実の都市建設と研究とはかなり乖離があり、戸沼(1982)が1970年代の都市景観研究の趨勢を総括するなかで指摘した「研究側として研究と実際を今少し近づける努力が望まれる」¹⁶⁾状況といえよう。

(1-3の註)

- 1) 「景観論」として、奥井(1975)のⅢ-二(361~372号)に所収。初出は、奥井復太郎：『現代都市論』, 有斐閣, 昭和15年(初版)の第三章の一部に所収。
- 2) 片岡(1916)の第四編(都市計画)の六に「都市の美観と建築美」として所収。笠原(1933)は、同書のなかで美観地区の設定の趣旨について論じている。
- 3) 原著(H. Martens(1877): *Der optische Masstab in der bildenden Künsten*, Wasmuth, Berlin., 2-Aufl., 1884)を直接手にしていないが、原著を紹介・発展させたH.ブルメンフェルト(H. Blumenfeld, 1953-1954)の研究によって広く知られるようになったと言われる。わが国では、北村徳太郎の抄訳(『都市公論』第10巻 4,7-9号,)によって紹介された。
- 4) その後、『時間の中の都市』(原著1972), 『知覚環境の計画』(原著1976)を発表している。
- 5) 筆者が直接手にしたのは、英訳版(translated by C.T. Stewart(1945): *THE ART OF BUILDING CITIES*, Reinhold Pub. Corp., New York.)のリプリント版(1979)である。
- 6) この書は、著者による建築の計画・設計に関する手法について3部作の第2部にあたるもので、最近都市について記述した『まちづくりの新しい理論』(原著1987)を発表している。
- 7) 補論(Ⅱ)を参照。
- 8) その後図版を充実させ加筆して英文版を出版、その邦語版が『外部空間の設計』(1975)である。著者による都市景観についての『街並みの美学』(1979), 『続・街並みの美学』(1983)もある。
- 9) いずれも、はじめは『建築文化』の特集として発表されたもので、『日本の都市空間』は1963年12月号、『現代の都市デザイン』は1961年11月号に掲載された。
- 10) オレゴン大学による「金沢の街へのアプローチデザイン・サーベイの方法」(『国際建築』1966年11月号)の他、東京芸術大学による「外泊」、法政大学による「倉敷・馬籠・萩・金比羅」、明治大学による「女木島・伊根・菅島」、東京工業大学による「金沢・高山・奈良の環濠集落」、武蔵野美術大学による「宿根木・大内」などがある。
- 11) いわゆる「コンザベーション・スタディ(Conservation Study)」と呼ばれるもので、<York>, <Chester>, <Bath>, <Chichester>の4都市の調査からなる。英国の歴史的環境保全の取り組みについては、拙稿(1977)を参照。
- 12) 横浜市については田村・他(1980), 岩崎(1980), 神戸市については神戸都市問題研究所(1981)がある。
- 13) 現段階での都市景観形成の手法とその位置づけについては、岩崎(1983), 北原(1983)などがある。
- 14) 日本都市計画学会では、これまでに『都市計画』第83号(1975)の「特集/景観論」, 第134号(1984)の「特集/まちづくりと景観整備」, 第138号(1985)の「特集/続・まちづくりと景観整備」と3回の景観特集をしている。また、日本建築学会でも『建築雑誌』vol.98 no.1202(1983)で、「都市美-日本の都市美について考える」と題する特集を行っている。
- 15) たとえば、日本都市計画学会(1982), 戸沼・他(1983), 菅原・大久保(1985)など。
- 16) この指摘は、拙稿(1985)による。
- 17) 戸沼(1982), 35号。

(1-3の参考文献)

- C. Alexander(1977): *A PATTERN LANGUAGE*, Oxford University Press, Inc., New York. [平田翰那訳(1984): 『パタン・ランゲージ [環境設計の手引]』, 鹿島出版会。]
- C. Alexander, H. N. A. Anninou, I. King(1987): *A New Theory of Urban Design*, Oxford University Press, Inc., New York. [難波和彦監訳(1989): 『まちづくりの新しい理論』, 鹿島出版会。]
- D. Appleyard, K. Lynch, J. R. Myer(1964): *The View from Road*, The M. I. T. Press, Cambridge.
- 芦原義信(1962): 『外部空間の構成』, 彰国社。

- Y.Ashihara (1970) : Exterior Design in Architecture, Van Nostrand Reinhold, New York. [日本語版『外部空間の設計』, 彰国社, 1975年。]
- 芦原義信 (1979) : 『街並みの美学』, 岩波書店。
- 芦原義信 (1983) : 『続・街並みの美学』, 岩波書店。
- E.N.Bacon (1967) : DESIGN OF CITIES, Thames and Hudson Ltd., London. [渡辺定夫訳 (1968) : 『都市のデザイン』, 鹿島出版会。]
- J.Barnett (1974) : URBAN DESIGN AS PUBLIC POLICY, Architectural Record, a Division of McGraw-Hill, Inc., New York. [六鹿正治訳 (1977) : 『アーバン・デザインの手法』, 鹿島出版会。]
- J.Barnett (1982) : AN INTRODUCTION TO URBAN DESIGN, Ledgebrook Associates, Inc.. [倉田直道・倉田洋子訳 (1985) : 『あたらしい都市 (アーバン) デザイン』, 鹿島出版会。]
- H.Blumenfeld (1953-1954) : Scale in Civic Design, "The Town Planning Review", Vol. XXIV, Liverpool University Press.
- G.Burke (1976) : THE TOWNSCAPES, PENGUIN BOOKS LTD., Harmondsworth Middlesex England. [長素連・もも子訳 (1980) : 『街の景観』 (SD選書163), 鹿島出版会。]
- D.Crane (1960) : City Symbolic, AIA Press.
- S.Crowe (1960) : THE LANDSCAPE OF ROADS, Architectural Press, London. [鈴木忠義訳 (1965) : 『道路と景観』, 鹿島出版会。]
- G.Cullen (1971) : TOWNSCAPE (The Concise), Architectural Press, London. [北原理雄訳 (1975) : 『都市の景観』 (SD選書98), 鹿島出版会。]
- R.P.Dober (1969) : ENVIRONMENTAL DESIGN, Van Nostrand Reinhold Company, New York. [土田旭訳 (1976) : 『環境のデザイン』, 鹿島出版会。]
- C.A.Doxiadis (1972) : ARCHITECTURAL SPACE IN ANCIENT GREECE (Translated and Edited by Jacqueline Tyrwhitt), The M.I.T. Press. (Original Edition: Raumordnung im griechischen Städtebau, Kurt Vowinkel Verlag, Heiderberg, 1937) [長島孝一・大野秀敏訳 (1978) : 『古代ギリシアのサイトプランニング』, 鹿島出版会。]
- H.Dreyfuss (1959) : The Measure of Men, "Human Factors in Design", Whitney Publication, New York.
- G.Eckbo (1950) : LANDSCAPE FOR LIVING, F.W.DODGE CORPORATION. [久保貞他訳 (1986) : 『風景のデザイン』, 鹿島出版会。]
- G.Eckbo (1969) : THE LANDSCAPE WE SEE, McGraw-Hill, Inc.. [久保貞・他訳 (1972) : 『景観論』, 鹿島出版会。]
- G.エクボ著/久保貞訳 (1971) : 『環境とデザイン』 (SD選書56), 鹿島出版会。
- 江山正美 (1977) : 『スケープテクチュア 明日の造園学』, 鹿島出版会。
- A.B.Gallion, S.Eisner (1966) : THE URBAN PATTERN, D.Van Nostrand Company Inc., New Jersey. (日笠端監訳 (1975) : 『アーバン・パターン』, 日本評論社。)
- F.Gibberd (1953) : Town Design, The Architectural Press, London. [高瀬忠重・他訳 (1976) : 『タウンデザイン』, 鹿島出版会。]
- J.J.Gibson (1950) : The Perception of the Visual World, Cambridge, The Riverside Press.
- E.Goldfinger (1941) : Sensation of Space, "Architectural Review", 90, pp.129-131.
- E.Goldfinger (1942) : The Elements of Enclosed Space, "Architectural Review", 91, pp.5-8.
- D.Gosling & B.Maitland (1984) : Concepts of URBAN DESIGN, Academy Editions, London.
- B.Hackett (1971) : LANDSCAPE PLANNING An Introduction to Theory and Practice, Oriel Press Ltd., England. [義茂寿太郎訳 (1977) : 『ランドスケープ・プランニング』, 鹿島出版会。]
- E.T.Hall (1966) : THE HIDDEN DIMENSION, Doubleday & Company, Inc., New York. [日高敏隆・佐藤信行 (1970) : 『かくれた次元』, みすず書房。]

- L.Halprin (1969a) : CITIES, The Reinhold Book Co.. [伊藤ていじ・監訳 (1970) : 『都市環境の演出』, 彰国社。]
- L.Halprin (1969b) : The RSVP Cycle ,George Baziller Inc.,New York.
- W.Hegemann & E.Peets (1922) : THE AMERICAN VITRUVIUS / AN ARCHITECTS' HANDBOOK OF CIVIC ART, The Architectural Book Publishing Co.,New York.
- 樋口忠彦 (1975) : 『景観の構造—ランドスケープとしての日本の空間—』, 技報堂出版。
- 樋口忠彦 (1977) : 「シーケンス景観」, 土木工学体系編集委員会編 : 『景観論』 (土木工学体系13) , 彰国社, 127~176等。
- 樋口忠彦 (1981) : 『日本の風景 ふるさとの原型』, 春秋社。
- 岩崎駿介 (1980) : 『個性ある都市 横浜の都市デザイン』, 鹿島出版会。
- 岩崎駿介 (1983) : 「都市空間のデザインコントロール」, 新建築学体系編集委員会編 : 『都市設計』 (新建築学体系17) , 彰国社, 153~202等。
- 笠岡敏郎 (1933) : 『都市計画』 (高等建築学第25巻) , 常盤書房。
- 片岡安 (1916) : 『現代都市之研究』, 建築工芸協会。
- G.Kepes (1959) : Language of Vision ,Paul Theobald and Company,Chicago.
- G.E.Kidder Smith (1955) : Italy Builds ,Architectural Press, London.
- 北原理雄 (1983) : 「都市設計の実現」, 新建築学体系編集委員会編 : 『都市設計』 (新建築学体系17) , 彰国社, 255~339等。
- 小島島水 (1905) : 『日本山水論』, 隆文館・大修館。
- (財) 神戸都市問題研究所 (1981) : 『神戸/海上文化都市への構図』, 勁草書房。
- 黒田朋信 (1914) : 『都市の美観と建築』, 趣味叢書発行所。
- K.Lynch (1960) : THE IMAGE OF THE CITY,M.I.T.Press, Cambridge. [丹下健三・富田玲子訳 (1968) : 『都市のイメージ』, 岩波書店。]
- K.Lynch (1962) : Site Planning,The M.I.T.Press,Cambridge. [前野淳一郎・佐々木宏訳 (1966) : 『敷地計画の技法』, 鹿島出版会。] / Second Edition,The M.I.T.Press,Cambridge,1971. [山田学訳 (1987) : 『(新版) 敷地計画の技法』, 鹿島出版会。]
- K.Lynch (1972) : WHAT TIME IS THIS PLACE ?,M.I.T.Press, Cambridge. [東大大谷研究室訳 (1974) : 『時間の中の都市—内部の時間と外部の時間—』, 鹿島出版会。]
- K.Lynch (1976) : MANAGING THE SENSE OF A REGION,The Massachusetts Institute of Technology,Cambridge. [北原理雄訳 (1979) : 『知覚環境の計画』, 鹿島出版会。]
- 中村良夫 (1977) : 「景観原論」, 土木工学体系編集委員会編 : 『景観論』 (土木工学体系13) , 彰国社, 1~32等。
- 日本都市計画学会 (1982) : 『景観整備関連文献リスト (1972~1982)』。
- 奥井復太郎著・日本都市学会編 (1975) : 『都市の精神—生活論的分析—』, 日本放送出版協会。
- T.Sharp (1968) : TOWN AND TOWNSCAPE,John Murray(Publishers)Ltd.,London. [長素連・もも子訳 (1972) : 『タウンスケープ』 (SD選書73) , 鹿島出版会。]
- 志賀重昂 (1976) : 『日本風景論』 (上) (下) , (講談社学術文庫59,60) , 講談社。
- 志水英樹 (1979) : 『街のイメージ構造』, 技報堂出版。
- 篠原修 (1977) : 「景観体験と景観の操作」, 土木工学体系編集委員会編 : 『景観論』 (土木工学体系13) , 彰国社, 33~126等。
- 篠原修 (1982) : 『土木景観計画』 (『新土木学体系』 (59)) , 技報堂出版。
- 篠原修 (1985) : 「景観工学からのアプローチ」, 『ジュリスト』 NO.839, 22-28等。
- C.N.Shulz (1971) : EXISTENCE,SPACE AND ARCHITECTURE ,Studio Vista Limited. [加藤邦男訳 (1973) : 『実存・空間・建築』 (SD選書78) , 鹿島出版会。]
- J.O.Simonds (1961) : LANDSCAPE ARCHITECTURE,McGraw-Hill Book Company,Inc.. [久保貞・他訳 (19

- 67) : 『ランドスケープ・アーキテクチャ』, 鹿島出版会。]
- C.Sitte (1901) : DER STÄDETEBAU NACH SEINEN KUNSTLERISCHEN GRUNDSATZEN, Verlag von Carl Graeser & Co., Wien. [大石敏雄訳 (1968) : 『広場の造形』, 美術出版社。]
- R.Sommer (1969) : PERSONAL SPACE -The Behavioral Basis of Design-, Prentice-Hall, Inc., Englewood Cliffs. [梶山貞登 (1972) : 『人間の空間—デザインの行動的研究』, 鹿島出版会。]
- R.Sommer (1974) : TIGHT SPACES -HARD ARCHITECTURE AND HOW TO HUMANIZE IT-. [菊竹清訓監修・牧野成一・泰子共訳 (1982) : 『現代建築の反逆—タイト・スペース—』, 東海大学出版会。]
- 曾根幸一 (1983) : 「都市設計の思潮」, 新建築学体系編集委員会編 : 『都市設計』 (新建築学体系17), 彰国社, 75~152号。
- P.D.Spreiregen (1965) : Urban Design, The Architecture of Town and Cities, McGraw-Hill Book Company, New York. [波田江健郎訳 (1966) : 『アーバンデザイン 町と都市の構成』, 青銅社。]
- 菅原由美子・大久保忍 (1985) : 「景観に関する文献リスト」, 『都市計画』138号, 115-123号。
- 田村明監修 (1980) : 『横浜=都市計画の実践的手法 その都市づくりのあゆみ』, 鹿島出版会。
- P.Thiel (1961) : A Sequence-Experience Notation, "Town Planning Review", April 1961.
- 椽内吉胤 (1987) : 『日本都市風景』 (筑摩叢書 312), 筑摩書房。
- 戸沼幸一 (1982) : 「1970年代における都市計画研究の趨勢—都市景観研究—」, 『都市計画』120号, 33-38号。
- 戸沼幸一・後藤春彦・他 (1983) : 「都市美・景観に関する文献リスト」, 『建築雑誌』vol.98 no.12 02, 1983, 65-81号。
- 都市デザイン研究会 (1981) : 『都市デザイン 理論と方法』, 学芸出版社。
- 都市デザイン研究体 (1968) : 『日本の都市空間』, 彰国社。
- 都市デザイン研究体 (1969) : 『現代の都市空間』, 彰国社。
- 辻村太郎 (1937) : 『景観地理学講話』, 地人書館。
- C.Tunnard, B.Pushkarev (1962) : MAN-MADE AMERICA, Yale-University Press. [鈴木忠義訳 (1966) : 『国土と都市の造形』, 鹿島出版会。]
- 上原敬二 (1943) : 『日本風景美論』, 大日本出版。
- R.Unwin (1909) : TOWN PLANNING IN PRACTICE - An Introduction to the Art of designing Cities and Suburbs -, London.
- 若林時郎 (1983) : 「都市設計の手法」, 新建築学体系編集委員会編 : 『都市設計』 (新建築学体系17), 彰国社, 203~254号。
- 和辻哲郎 (1935) : 『風土—人間学的考察—』, 岩波書店。
- W.H.Whyte (1968) : THE LAST LANDSCAPE, Doubleday & Company, Inc.. [華山謙訳 (1971) : 『都市とオープンスペース』, 鹿島出版会。]
- R.Worskett (1969) : The Character of Towns, Architectural Press, London.
- 安田丑作 (1977) : 「英国における歴史的建築・環境保全—その系譜と地区保全計画の動向—」, 『都市政策』第6号, 140-152号。
- P.Zucker (1959) : TOWN AND SQUARE From the Agora to the Village Green, Columbia University Press, New York. [大石敏雄監訳 (1975) : 『都市と広場』, 鹿島出版会。]

1-4 都市景観の類型化と都市空間の領域構成

さて、これまで考察してきたように都市景観は、都市環境とそれを知覚する人間とのかかわりのなかで現出するものであり、種々の分類が可能であろう。たとえば、先に述べた足達（1970）は、地域景観を物的景観と人文的景観に区分し、物的景観をさらに地域の性格、時代の表現、視点と景観との関係、空間規模による分類方法を提示している¹⁾。

筆者等は、都市の物的計画の対象として都市景観を扱う立場から、計画的枠組みとして操作可能な景観の類型化とその対象となる都市空間の領域構成について次のような提案を行っている²⁾。

(1) 都市景観の類型

まず、視覚的な知覚にかかわる対象としての都市空間を地域や地区の空間的スケールの段階構成のなかに位置づけるとともに、それぞれに対応する景観構成要素との組合せによって図 1-1 のように分類する。

都市景観は、場所、時間、見る位置などによってもさまざまに異なるが、見る主体と見られる対象との相互関係によって、<眺望型景観>と<環境型景観>に大きく分けられる。前者の眺望型景観とは、山頂や海上あるいは高層ビルの屋上などから海や山を市街地とともに眺める景観であり、見る主体と見られる対象の間にはかなりの距離がある。一方、後者の環境型景観は、市街地の中のそれぞれの地域にあって見る主体をとりまく身近な周辺環境としての景観である。

実際にはこの2つの景観がさまざまに組み合せて視覚的イメージとしての都市景観が形成されるが、視覚対象と

	主体の視覚行為 (生活行動)	景 観 構 成 要 素					
		自然地形	オープン スペース	都 市 基幹施設	道 路	敷 建 地 物	装 置
広 域 (大阪湾 阪神間)	空から眺める 山から眺める 海から眺める						
都 市 (神 戸)	車で走りながら見る						
地 域	屋上から見る						
地 区	歩きながら見る						
街 区 (ストリート)							

図 1-1 都市景観類型の枠組み
(地域・地区の段階構成と景観構成要素)^{*)}

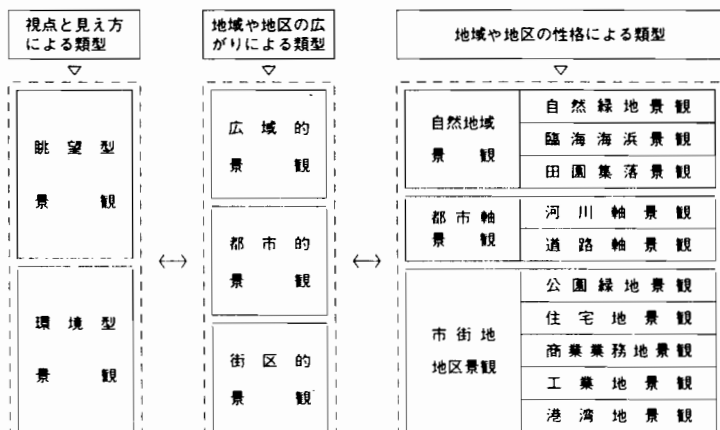


図 1-2 都市景観の類型^{*)}

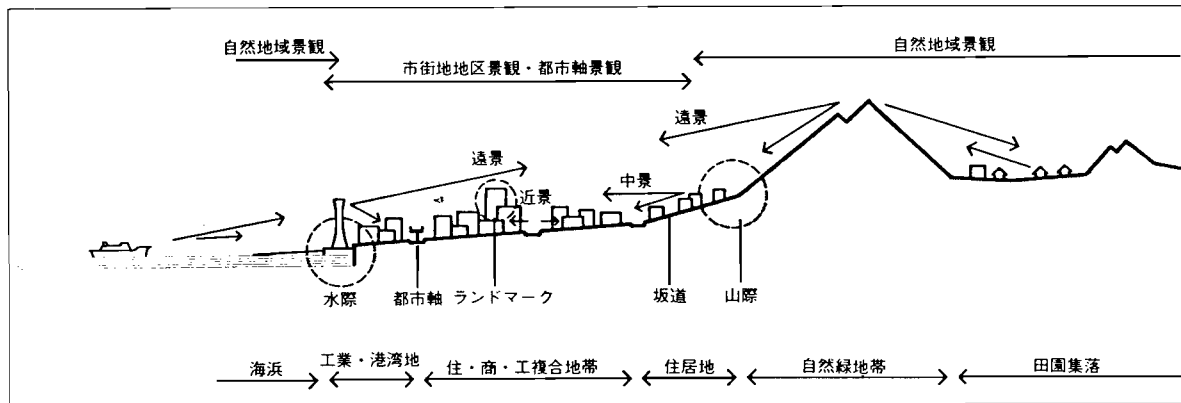


図 1- 3 神戸市の地形特性と景観類型 ^{*)}

なる空間の広がりに着目すると、さらに＜広域的景観（ランドスケープ）＞、＜都市的景観（タウンスケープ）＞、＜街区的景観（ストリートスケープ）＞の3タイプに分類されよう。

このうち、広域的景観では眺望型景観としての位置づけが中心となるのに対して、街区的景観では環境型景観としての性格が強い。また、都市的景観は両者の中間的な位置づけが可能であろう。これらをさらに視覚対象となる地域や地区の特性によって分類すると、＜自然地域景観＞、＜都市軸景観＞、＜市街地地区景観＞に分けられる（図 1- 2）。

自然地域景観は、緑地や海浜などの自然環境を対象にした広域的な景観で、視覚対象となる自然環境の状況によって＜自然緑地景観＞、＜臨海海浜景観＞、＜田園集落景観＞の3類型に区分される。

都市軸景観は、都市の骨格を構成する河川や道路などの都市軸に沿って線上に展開する景観で、＜河川軸景観＞と＜道路軸景観＞とに分けられ、都市的な景観を代表するものである。

市街地地区景観は、市街地内のそれぞれの地区レベルにおける景観で、地区の土地利用上の特色によって、＜公園緑地景観＞、＜住宅地景観＞、＜商業業務地景観＞、＜工業地景観＞、＜港湾地景観＞の5類型に区分される。これらの市街地地区景観では、都市的景観であると同時に街区的景観としての位置づけが重要で、特に地区内の道路沿いの景観（街路景観）が主な景観対象となる。

こうした都市景観の類型を神戸市の地形特性と対応させて示したものが、図 1- 3 である。

（2）都市空間の領域構成

都市空間全体にわたって景観形成を図っていくためには、単に道路や公園などの公共空間だけでなく、個々の建築物や敷地内空間を含めて都市景観形成の対象領域とする必要がある。そのためには、社会的・経済的な区分を基礎としつつも、さらに都市空間の公共性についての認識を前提とした都市空間の領域構成が考えられる³⁾。

こうした都市景観形成上の都市空間の領域構成として、＜公的（Public）領域＞、＜私的（Private）領域＞、＜境界領域（Semi-Public, Semi-Private）領域＞の大きく3つの領域に区分できよう（図1-4）。

1) このうち公的領域には、道路や公園などの公共のオープンスペースのほか、駅のコンコース、地下街などの公的な空間も含まれるが、路面舗装や植栽、ストリートファニチュアなどが景観形成上大きな比重を占める。

2) 一方、私的領域は、それぞれの敷地内の空間のうち道路や隣地など外部からは見えない部分や屋内空間で日常生活などの面でプライバシーの要求される領域である。

3) 公的領域と私的領域の中間に位置づけられるのが境界領域であるが、建築物の外部空間を構成するフォアサード（屋根、外壁など）、門、塀、擁壁、樹木、広告物などによって構成される領域である。この境界領域は、道路や公園、

広場などの公的領域に直接面していたり、そこから見える＜半公的（Semi-Public）領域＞、隣接する敷地相互の境界などで隣地に対して相隣関係上の景観的な配慮を必要とする＜半私的（Semi-Private）領域＞とにさらに区分される。

この領域区分のうち、都市景観形成の主な対象となるのは、公的領域と境界領域とであるが、特に半公的領域は景観形成上の重要な領域といえよう。すなわち、道路と敷地の境界などを単なる所有や管理上の境界線としてとらえるのではなく、相互の領域の空間的な連続性に注目する必要がある。

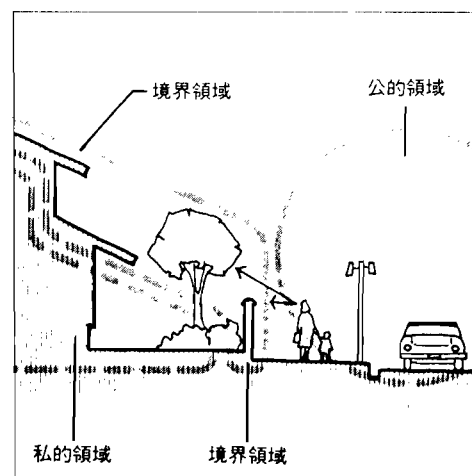
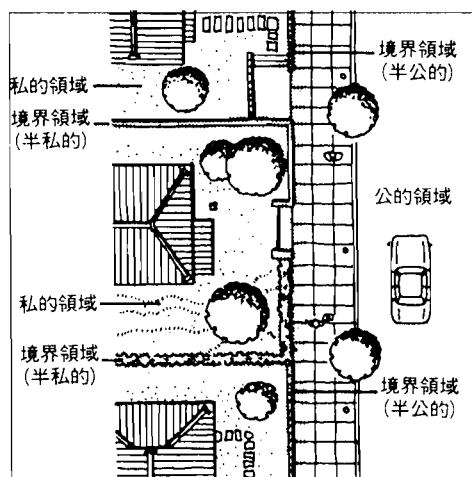


図 1- 4 都市空間の領域構成 *

(1-4の註)

1) 足達(1970), 35-47号。

2) 都市景観の類型と都市空間の領域構成については、はじめ筆者等の研究室での調査研究(神戸大学建築計画研究室, 1974)のなかで提案し、論文(嶋田・他と共著, 1975)として発表した。その後、この提案は神戸市都市景観審議会答申(1977)で採用され、さらに部分的に修正され『神戸市都市景観形成基本計画』(神戸市, 1982)に採用された。

3) 都市空間の領域構成については、『コミュニティとプライバシー』(S.Chermayeff & C.Alexander, 1963)や『まもりやす住空間』(O.Newman, 1972)などが参考となる。

(1-4の参考文献)

S.Chermayeff & C.Alexander (1963): COMMUNITY AND PRIVACY, Doubleday and Company, Inc. [岡田新一訳(1967): 『コミュニティとプライバシー』, 鹿島出版会。]

神戸大学建築計画研究室(1974): 『神戸市における都市景観形成構想のための調査報告書』, 神戸市都市計画局。

神戸市都市景観審議会(1977): 『神戸らしい都市景観形成をめざして(神戸市都市景観審議会答申)』, 神戸市。

神戸市(1982): 『神戸市都市景観形成基本計画』, 神戸市。

O.Newman (1972): DEFENSIBLE SPACE—Crime Prevention Through Urban Design—, Macmillan Publishing Co., Inc., New York. [湯川利和・湯川聡子訳(1976): 『まもりやすい住空間—都市設計による犯罪防止—』, 鹿島出版会。]

嶋田勝次・安田丑作・藤井正典・他(1975): 「神戸市街地における都市景観形成計画に関する調査研究—(その1)都市景観と方向—」, 『日本建築学会近畿支部研究報告書』, 281-284号。(抄録(1975')/'同', 『日本建築学会大会学術講演梗概集』, 1247-1248号。)

(1-4の図版出典)

a) 神戸市(1982) / [図 1- 1, 図 1- 2, 図 1- 3, 図 1- 4]

第2章 都市景観形成基本計画の立案と運用に関する研究

- 2-1 都市景観形成基本計画の意義と役割
- 2-2 都市景観形成基本計画の構成と内容
 - 2-2-1 基本計画の全体構成
 - 2-2-2 基本目標と基本姿勢
 - 2-2-3 景観類型別景観形成計画（ストラクチュアプラン）
 - 2-2-4 地区別景観形成計画（ローカルプラン）
- 2-3 都市景観形成基本計画の運用
- 2-4 まとめと今後の計画課題
(第2章の註, 参考文献)

補論(I) 都市景観資源調査の調査手法に関する考察

- (I)-1 都市景観資源調査の目的と位置づけ
- (I)-2 景観資源マップ作成の標準マニュアル
- (I)-3 景観資源・景観構成要素の評価
- (I)-4 まとめ

(補論(I)の註, 参考文献)

補論(II) 都市景観形成のためのデザインガイドの作成に関する考察

- (II)-1 デザインガイド作成の目的と意義
- (II)-2 建築デザインマニュアルの構成と内容
- (II)-3 公共施設デザインマニュアルの構成と内容
- (II)-4 まとめ

(補論(II)の註, 参考文献)

第2章 都市景観形成基本計画の立案と運用に関する研究¹⁾

本研究は、都市景観の形成を都市計画あるいは都市政策の重要な課題として積極的に位置づける立場から、都市全体としての景観形成を総合的かつ体系的に図っていく上でのガイドプランとしての「都市景観形成基本計画」のあり方とその策定方法と運用方法について検討し、計画論の構築を行おうとするものである。その際、筆者がその計画策定作業に参画した『神戸市都市景観形成基本計画』（昭和57年7月）²⁾の場合を通じて、計画の具体的な策定方法と運用プロセスを提案しつつ検討する。

2-1 都市景観形成基本計画の意義と役割

都市景観という言葉の概念自体が極めて多様であり、現在わが国の自治体で取組まれている都市景観行政とその施策にも自然環境の保護や歴史的環境の保全あるいは新しい都市空間の創造などさまざまな事例が見られることはすでに前章で詳しく考察した。こうした都市景観行政の施策に共通している特色として、都市空間や生活環境の質的向上にかかわる環境形成のための施策であり、かつ視覚的に知覚できる物的な施設や環境を直接の対象としていることがあげられよう。

しかし、これまでのこれらの施策はどちらかといえば個別の政策課題に対する規制方策や事業計画が中心で、総体としての都市景観の形成という視点を欠いていたきらいがあった。また、具体的な地域や地区において景観形成のための施策を展開する上でも不十分なものであった。

ここで提示する「都市景観形成基本計画」は、都市景観形成のための具体的施策を実施するにあたって、その施策を総合的かつ体系的に推進することを目的として、全市的な都市空間の広がりの中で景観形成の方向を明らかな行政によるガイドプランとして策定されるものである。

諸外国では、早くから都市計画の基本として策定される都市基本計画³⁾において景観形成のテーマが積極的に位置づけられている。たとえば、1976年に策定された『大ロンドン開発計画(Greater London Development Plan)』⁴⁾では、都市景観形成についての部門計画が設けられており、重点目標をかかげてその整備の基本方向を示している。また、米国のサンフランシスコ市では、市の総合計画(Comprehensive Plan)の一部として『アーバンデザイン計画(Urban Design Plan)』⁵⁾が組込まれている。

ところで、わが国の都市計画体系には、諸外国にみられるような都市計画の基本をなす都市基本計画の規定はないが、それに準ずる役割を担うものとして都市計画法によって「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」⁶⁾を定めることになっている。また、都市再開発法では市街地の再開発に関して「都市再開発方針」

7)の策定が制度化されている。さらに、地方自治体が独自に策定する総合（基本）計画⁸⁾も、昭和30年代以降から本格化し現在では全国の多くの自治体で策定されている。しかし、いずれも文面表示が中心の「方針」のみであったり、都市空間の将来像について一般的な方向性を記述するのにとどまっているのが現状である。

「都市景観形成基本計画」は、当然のことながらこれらの上位計画と密接に関係するが、視覚的に知覚できる都市空間を対象としつつ、そのあるべき姿と実現のための施策のあり方を示すことに主眼がある。それと同時に、その計画内容の実現にむけての計画の運用方法とプロセスを明らかにすることも期待される。

すなわち、「都市景観形成基本計画」の果すべき都市計画上の役割としては、①全市的スケールにおける都市空間の将来像やあるべき姿を明らかにするとともに、②景観形成の対象となる地域や地区を抽出してその位置づけを行うこと、③景観形成のための基本方向や整備施策を体系的に示すこと、④地域・地区指定や具体的な整備事業へと展開する計画運用上のプロセスを明確にすること、⑤上位計画やそれと関連する施策相互の整合・調整を図ること、の5点をあげることができる。

2-2 都市景観形成基本計画の構成と内容

それでは、上記のような都市計画上の役割を担う「都市景観形成基本計画」（以下、基本計画と略す）はいかなる構成と内容を具備すべきであろうか。神戸市における計画の策定作業を通じて筆者等の提案した構成と内容にかかわる基本的事項を整理すれば以下ようになる。

2-2-1 基本計画の全体構成

基本計画の全体構成は、①計画の理念としての基本目標と基本姿勢、②景観形成計画、③計画の運用、の大きく三つに分けることができるが、このうち②の景観形成計画がこの計画の中心をなすものである。神戸市の計画では、この景観形成計画は「ストラクチャープラン」⁹⁾と呼ばれる

「景観類型別の景観形成計画」

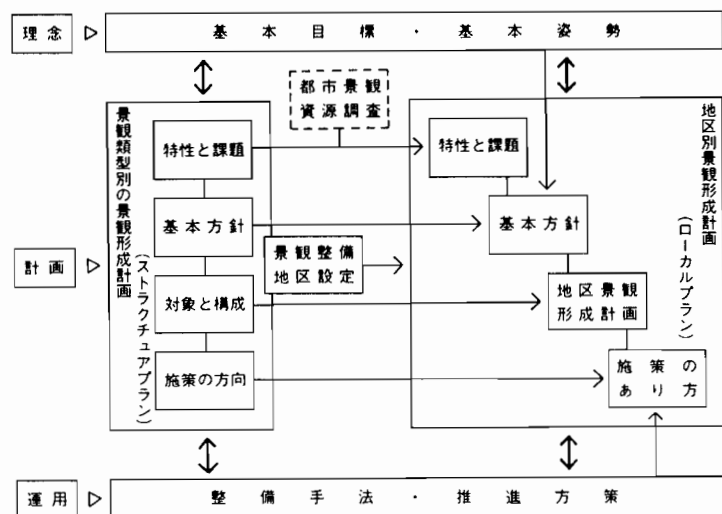


図 2-1 都市景観形成基本計画の構成¹⁾

として組み立てられ、具体的な個々の地域や地区における景観形成計画については、この計画を受けて策定される〈ローカルプラン〉⁸⁾としての「地区別景観形成計画」に委ねられる。全市的な景観形成の方向づけを行うことに主眼がある基本計画においては、このような二段階の計画策定とその運用が有効と考えられる（図 2-1）。

2-2-2 基本目標と基本姿勢

基本計画においてまず重要なのは、都市景観形成を図っていく上での基本理念を明確にすることである。『神戸市都市景観基本計画』では、都市景観形成の目標を「神戸らしさの継承と創造」にあるとして、その実現のためのアプローチを、①個性ある都市空間の発掘・創造（都市の顔づくり）、②生活環境の質的向上（アメニティの追求）、③魅力ある産業環境の創出（都市環境の活性化）、④歴史的環境の保全（伝統文化の再認識）、⑤市民文化としての都市景観（市民意識の高揚）の5点に集約している¹⁰⁾。

さらに、これを受けて行政施策としての景観形成に取り組む際の前提となる基本姿勢として、次の3点を特に強調している。

一つは、都市空間の領域構成としての公的領域（Public）、私的領域（Private）と境界領域（Semi-public 及び Semi-private）の三段階の領域区分の設定とそれぞれの領域の特性に応じた景観形成である¹¹⁾。

二つは、景観形成における「まもる（保全）」、「そだてる（育成）」、「つくる（創造）」の3つの計画的視点とそれに応じた景観形成である¹²⁾。

三つは、都市景観形成の主体としての市民・事業者・専門家及び行政の役割分担と協力体制の確立である¹³⁾。

2-2-3 景観類型別景観形成計画（ストラクチュアプラン）

神戸市の基本計画における景観形成計画が、「景観類型別景観形成計画（ストラクチュアプラン）」と「地区別景観形成計画（ローカルプラン）」の二段階の計画として構成されていることはすでに述べた。このうち前者のストラクチュアプランの前提となっている都市景観の類型化については、筆者等の提案する地域や地区の段階構成と景観構成要素との組合せによる都市景観類型が採用されている¹⁴⁾。

この結果、同計画では「眺望型景観形成計画」と「環境型景観形成計画」の大きく2つに分けて組み立てられ、このうち後者は「自然地域景観形成計画」、「都市軸景観形成計画」、「市街地地区景観形成計画」に区分されている。さらに、都市軸景観を「河川軸景観形成計画」と「道路軸景観形成計画」に、市街地地区景観を地区の特色によって「公園緑地景観形成計画」、「住宅地景観形成計画」、「商業業務地景観形成計画」、「工業地景観形成計画」、「港湾地景観形成計画」5類型に区分してそれぞれ独立した構成としている（図 2-2）。

これらの景観類型別の計画（ストラクチャープラン）では、①景観特性と課題，②景観形成の基本方針，③景観形成の対象と構成，④景観形成のための施策の方向を明らかにする。このストラクチャープランに盛り込まれる内容を概括したのが、表 2-1 および図 2-3 である。このうち後者の図面表示は、③の「景観形成の対象と構成」において

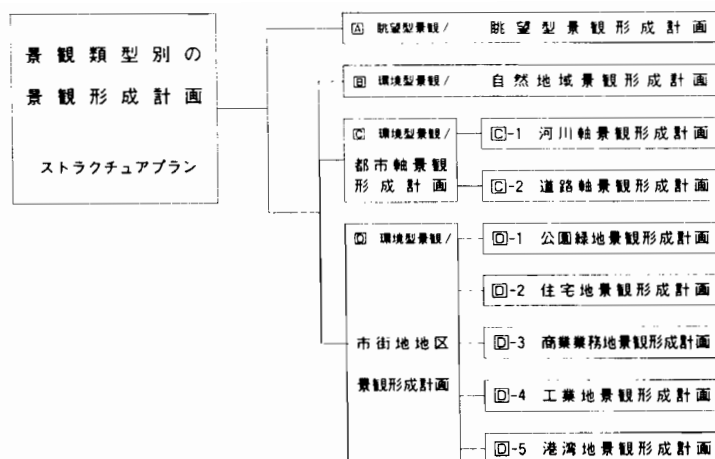


図 2-2 都市景観の類型とストラクチャープランの計画構成¹⁵⁾

て都市全体として景観形成を図っていく上で大切にしたい地域や地区を「景観形成ゾーン」として抽出・設定した総括図として用意されるものである。景観形成ゾーンは、全市的かつ長期的にみて景観形成のための施策が重点的に実施されるべきところであり、その抽出・設定のためには、景観形成の対象となる面的要素（地域や地区の広がり），線点要素（道路や河川など），点的要素（ランドマーク・眺望点など）について、その分布と特性分析を基礎調査として行う必要がある¹⁵⁾。

なお、このストラクチャープランの段階では、地域別特性に着目した「景観誘導計画」と水、緑、施設など主に公共空間の景観構成要素についての「景観演出計画」とに分けた計画構成も考えられる¹⁶⁾。

表 2-1 ストラクチャ・プランの文面表示例（総括表）^{b)}

景 観 類 型		景 観 特 性 と 課 題	基 本 方 針	景 観 形 成 の 対 象 と 構 成	景 観 形 成 の た め の 施 策 の 方 向
眺 望 型 景 観		<ul style="list-style-type: none"> 六甲山や瀬戸内海・大阪湾を市街地とともに眺める景観や、西北神地域における豊かな自然と田園集落が一体となって展開する眺望は、市民の大切な財産 自然の緑と市街地との接する部分や海岸沿いの帯状の地域に出現した大規模住宅地開発あるいは高層建築物により、山際のスカイラインが変容し、瀬戸内海・淡路島を望むすぐれた眺望が失われつつある 眺望対象と眺望点の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 神戸らしい眺望景観の保全と育成 自然環境と市街地環境の調和 明確な都市パターンの実現 	<ul style="list-style-type: none"> 六甲山系、丹沢・丹生山系、雄岡山・雌岡山の山際一帯 須磨から舞子にかけての海浜地帯 臨海部の兵庫突堤から摩耶ふ頭にかけての臨港地区、ポートアイランド、六甲アイランド 主要ランドマーク 主要眺望点 	<ol style="list-style-type: none"> 高層・大規模建築物などの景観上の配慮 道路植栽と道路照明などの計画的整備 ランドマークの育成 眺望点の整備
環 境 型 景 観	自 然 地 域 景 観	<ul style="list-style-type: none"> 人工的に偏りがちな都市環境の中にあつて、うるおいとやすらぎをもたらす貴重な自然環境 既成市街地に近接した六甲山系の緑や須磨・舞子の海浜、西北神地域に広がる自然緑地や田園集落は、市民にとって身近な自然環境として親しまれてきた 開発に対する自然緑地の保全と修復 海浜汚染や土地利用変化に対する海浜の保護 新開発市街地と伝統的な田園集落の調和 	<ol style="list-style-type: none"> 自然環境の保全 親しみもてる自然環境の形成 眺望型景観の対象としての自然環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全制度の規制を受ける緑地 自然環境と一体となった文化環境保存区域を中心とする地域 全山縦走路、毎日登山ルート、各種ハイキング道路など 登山基地、レクリエーション開発拠点 	<ol style="list-style-type: none"> 自然緑地の保全 自然環境と調和した余暇施設の整備 防災施設などの景観上の配慮
	臨 海 海 浜 景 観	<ul style="list-style-type: none"> 海浜汚染や土地利用変化に対する海浜の保護 新開発市街地と伝統的な田園集落の調和 		<ul style="list-style-type: none"> 須磨、舞子などの海岸線沿い 	<ol style="list-style-type: none"> 海浜環境の保全 海浜環境と調和した余暇施設などの整備 防災施設などの景観上の配慮
	田 園 集 落 景 観	<ul style="list-style-type: none"> 新開発市街地と伝統的な田園集落の調和 		<ul style="list-style-type: none"> 民家集落が集中している地域や田園集落と一体となった文化環境保存区域を中心とする地域 	<ol style="list-style-type: none"> 歴史的建築物の保全 緑地環境の保全

環境型	都市軸	河川軸景観	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の地形に変化を与え、市街地の骨格を形成 通水路としての性格が強く、市民が親しめる河川空間がほとんどない 市民が身近に水に親しめるオープンスペースとして見直し、市街地の水と緑の軸として定着 	<ol style="list-style-type: none"> 河川環境の保全と育成 ゆとりと親しみのもてる河川空間の実現 分かりやすい都市空間の構成 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地と密接に結びついた河川軸（住吉川、都賀川、新生田川、新湊川、妙法寺川、福田川） 拠点緑地、河口公園 	<ol style="list-style-type: none"> オープンスペースの確保と緑化推進 河川敷の整備 河川沿いの歩行者空間の整備 沿岸建築物などの景観上の配慮 橋梁など工作物における配慮 水質の保全・改善
		道路軸景観	<ul style="list-style-type: none"> 既成市街地の三層構造を反映した東西軸と、それらを相互に連結する南北軸の格子状のネットワークが既成市街地の構成を秩序づける 既成市街地と田園集落や新市街地を連絡する幹線道路は西北神地域の構成を秩序づける 沿道空間と一体となった連続感のあるまち並の形成 	<ol style="list-style-type: none"> 個性的な道路空間の創造 親しみとゆとりある道路環境の形成 分かりやすい都市空間の構成 	<ul style="list-style-type: none"> 広域幹線道路（三大幹線、神戸三木線、神戸三田線など） 地区幹線道路（山麓線、野崎線、高松線、税関線、神戸駅前西線、兵庫駅前線、ポートピア大通りなど） 主要交差点 シティゲート 	<ol style="list-style-type: none"> 沿道建築物などの景観上の配慮 歩行者空間の整備 道路構成と道路照明の計画的整備 道路空間の景観阻害要因の除去 シティゲートの整備
	市街地	公園緑地景観	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の中に緑を取りこむすぐれた景観資源 周辺環境と一体となった都市景観の形成 公園緑地やその他のオープンスペースについて緑の核としての性格を強める 周辺地区との有機的つながりを配慮 	<ol style="list-style-type: none"> 公園緑地などの大規模オープンスペースの保全と育成 親しみと魅力のある余暇空間の実現 個性ある都市空間の実現 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内の公園緑地、大規模なオープンスペースを核として周辺と一体となった緑豊かな環境を形成している地区 ウォーターフロント緑地 河川沿緑地 	<ol style="list-style-type: none"> オープンスペースの拡充整備と緑化推進 建築物などの景観上の配慮 造園計画における配慮
		住宅地景観	<ul style="list-style-type: none"> 市街地地区景観の基本であり、住宅型式や環境条件によりその性格が多様 生活環境の安全性や快適性の確保と個性を生かしたやすらぎとゆとりある生活空間の育成 境界領域における塀、生垣、擁壁、建築物の外壁や屋根などの景観構成要素の秩序づけ 	<ol style="list-style-type: none"> 住宅地の個性の保全と育成 安全で快適な生活環境の実現 ヒューマンスケールを基本とした空間構成 住宅地としての文化環境の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 岡本地区、御影地区、篠原地区、北野・山本地区、須磨地区、ジェームス山地区、道場地区、須磨ニュータウン、西神ニュータウン、北神ニュータウン、ポートアイランド・コミュニティスクエアなど 	<ol style="list-style-type: none"> 建築物などの規制・誘導 景観形成道路の設定と地区構成の明確化 生活環境整備の推進 文化施設の保全・育成と伝統行事の継承

環境 型 景 観	市 街 地 地 区 景 観	商業業務地 景 観	<ul style="list-style-type: none"> 都心、副都心、生活都心から身近な近隣商店街までさまざまな性格の商業業務地があり、いずれも活気とにぎわいのある景観を形成している まち並の連続感の育成 境界領域の景観構成の要素のコントロール 	<ol style="list-style-type: none"> 個性とにぎわいのあるまち並の形成 安全で快適な都市活動の場と実現 分かりやすい都市空間の構成 都市文化環境の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 都心、東西副都心、衛生都心、生活都心、ポートアイランド・インターナショナルスクエア 主要な交通拠点 	<ol style="list-style-type: none"> 建築物や屋外広告物などの規制・誘導 景観形成道路の設定と地区構成の明確化 主要な交通拠点の整備 歩行者空間の整備
		工業地 景 観	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な工場郡が帯状に立地する臨海部、伝統的な地場産業の立地する地域、中小工場の分布する住工混在地区、豊かな緑に囲まれた工業団地など地域によってその様相が多様 職場環境としてのゆとりや快適性に配慮 周辺環境と調和のとれた景観形成 	<ol style="list-style-type: none"> 神戸らしい活気ある工業地の育成 安全で快適な生産活動の場の実現 工場施設群と周辺環境の調和した空間構成 	<ul style="list-style-type: none"> 東部埋立地、西部埋立地、東川崎、兵庫運河周辺、灘酒蔵地区、西神インダストリアルパーク、六甲アイランドの産業基盤用地など 	<ol style="list-style-type: none"> オープンスペースの確保と緑化推進 周辺環境と調和した空間構成 水際環境の整備 地場産業の育成とまち並の保全
		港湾地 景 観	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な蓄積が多く、神戸らしさを代表する景観の一つ 市民にも、訪問者にも親しまれる神戸の玄関にふさわしい景観形成 	<ol style="list-style-type: none"> 神戸の玄関にふさわしい港の魅力の育成 市民に親しまれる空間の形成 統一感のある臨港地区の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 中突堤から摩耶ふ頭にいたる区域、ポートアイランドおよび六甲アイランドの臨海地区、兵庫突堤、須磨港、長田港、東部内買ふ頭、東神戸フェリーふ頭 橋、灯台 旅客船ターミナル（シティゲート） 	<ol style="list-style-type: none"> 建築物などの景観上の配慮 海や港に接する場の計画的整備 オープンスペースの確保と緑化推進



図 2-3 ストラクチャ・プランの図面表示例 (景観形成ゾーンの総括図) b)

2-2-4 地区別景観形成計画（ローカルプラン）

地区別景観形成計画（ローカルプラン）は、ストラクチャプランの計画内容を受継いで順次策定されるものであるが、具体的な個々の地区において景観形成を図っていく上での基本的方向と施策のあり方についての基本的な考え方をとりまとめるものである。その計画内容は、それぞれの地域や地区固有の条件や課題に対応して多様なものになることが予想されるが、その標準的構成としては①地区の景観特性と課題、②景観形成の基本方針、③地区景観形成計画、④景観形成のための施策のあり方などが考えられる（図 2-4）。このローカルプランに盛り込まれる内容を概括したのが表 2-2 と図 2-5 である。このうち後者の図面表示には、地区における景観形成上の対策が「景観形成構想図」として表現されている。

ところで、このローカルプラン特に③の地区景観形成計画の立案・策定にあたっては、それぞれの地域や地区における景観特性とその課題を的確に把握することが重要な前提となる。筆者等は、こうした計画策定の前提となる地域や地区レベルでの景観資源や景観構成要素を①自然系（樹林・樹木・植込・水面・水路など）、②施設系（建築物・塀・擁壁・その他の工作物・路面舗装など）、③空間系（ランドマーク・眺望点など）の3つに区分して抽出し現況図を作成する「都市景観資源調査」とその具体的な調査方法を提案している¹⁷⁾。

●はじめに	
1 地区の景観特性と課題	<現況>
1) 地区の概要と歴史	
2) 地区景観の特性	
3) 景観資源・景観構成要素	
●景観構成要素図(保全)	
●景観構成要素図(阻害)	
4) 景観形成上の課題	
2 景観形成の基本方針	<方針>
1) 地区景観の将来目標	
2) 景観形成の基本的考え方	
3 地区景観形成計画	<計画>
1) 地区構成パターン	
2) 交通計画パターン	
3) 景観形成パターン	
●景観形成構想図	
4 景観形成のための施策のあり方<施策>	
1) 地区景観形成の考え方	
2) 地域・地区指定	
3) 整備事業の考え方	
●整備誘導方針図	
●おわりに	

図 2-4 ローカル・プランの計画構成の事例¹⁷⁾

表 2-2 ローカル・プランの文面表示例（総括表）^{b)}

地区の将来目標		◎「旧居留地の歴史・面影をいかした街—風格ある都心業務地」をめざす	
整備の基本的考え方	2. 歴史的環境を配慮した都市景観形成	1. 都心業務地の活性化	3. 地区環境整備
施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 居留地時代からの敷地割、街路パターン、町名、史跡をまもる ② 近代建築物をまもり、いかす ③ 歴史的環境と調和し、港町の雰囲気をもった都市景観をまもり、そだて、つくる ④ 歴史的市街地のP.R. 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 文化施設や商業施設の導入 ⑥ 就業環境の向上 	
施策整備 （ハードな計画として）	(1) 遊歩道の整備、交差点の修景、街の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 遊歩道の整備—歴史文化モールの整備 ◎ 交差点の修景—タウンゲート、クロスポイントの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊歩道の整備—ターミナルアプローチの整備 ● 街の緑化—街路緑化
	(2) 公園・広場の整備		<ul style="list-style-type: none"> ◎ 広場公園、街角広場（コーナースポット）等の整備 ◎ 公園・広場の緑化
	(3) 文化施設等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化施設の導入—博物館、居留地記念広場等の居留地の歴史に関連したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 文化施設の導入—海外情報センター、外国人オリエンテーションセンター等国際文化育成を目的としたもの、図書館・ギャラリー・談話室等 ◎ 商業施設の導入—親しみとにぎわいのある施設（特に建物の一階部分の道路側） ● 業務機能の導入
景観誘導 （ソフトな計画として）	(1) 景観形成の指導・助言と助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域・地区指定—都市景観形成地域 地区計画・美観地区の検討 ● 敷地割、街路パターンの保全と土地の細分化規制 ● 史跡、町名、地番の保全 ◎ 近代建築物の保全・活用—歴史的建築物の指定建築物化や文化財指定、公共による買い上げ、借り上げ ● 都市景観形成のための指導・助言と助成—建築物・工作物の位置・規模・意匠など ● 景観障害要素の修景等—電柱・電線の地下埋設化、屋外・屋上広告物や看板の規制強化、塀の修景、ストリートファニチュアの秩序化 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 建物セットバック部分、駐車場、空地等の外周部の緑化・修景 ● 総合設計制度の積極的活用
	(2) 広報・催し管理等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 歴史的市街地のPR—説明書・解説書・散歩地図の作成、案内板・案内所の設置、マスコミによる紹介 ◎ 近代建築物の一般公開利用など ● 旧居留地連絡会議の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観形成市民団体の認定と活動助成 ● 郷土学習の場としての利用 ● 「神戸まつり」の地区での面的開催

注) ● は一部実施済の施策、◎ は今後望まれる施策

2-3 都市景観形成基本計画の運用

これまでに、ストラクチャプランとローカルプランの二段階の計画策定方式をとる「都市景観形成基本計画」の構成とそれに盛り込まれるべき内容について検討してきたが、この基本計画は具体的にどのように運用されるのであろうか。以下では、神戸市の基本計画の場合に想定される運用のプロセスを通じてその手続きとそれににかかわる課題を考察することとしたい（図 2-6）。

まず、第一段階の都市全体を対象とするストラクチャプランから個々の地域や地区におけるローカルプランへ移行する際には、ストラクチャプランに示された「景観形成ゾーン」のうち後述するような要件を備えた具体的な地域や地区を「景観整備地区」として設定する必要がある。この地区設定は、主に計画主体である行政の判断に委ねられるが、都市景観審議会等の意見も当然反映されて決定されることになろう¹⁸⁾。

第二段階では、景観整備地区のうち緊急度の高い地区で条件の整ったところから順次ローカルプランを策定することになるが、この段階では行政主導によるものや住民発意によるものなどそれぞれの地区の性格や計画内容によって多様な展開が考えられる¹⁸⁾。

この段階で、都市景観条例に基づく都市景観形成地域などの地域・地区指定の基本方針も検討されることになる。

第三段階においては、ローカルプランの内容をもとにして実施計画を作成することになるが、この実施計画には都市景観条例に基づく具体的な地域・地区指定と地域景観形成基準の設定による規制・誘導施策とともに施設整備のための事業計画が盛り込まれる必要がある。特に、前者の規制・誘導施策については、地元住民の合意が不可欠であり、都市景観審議会での検討とともに

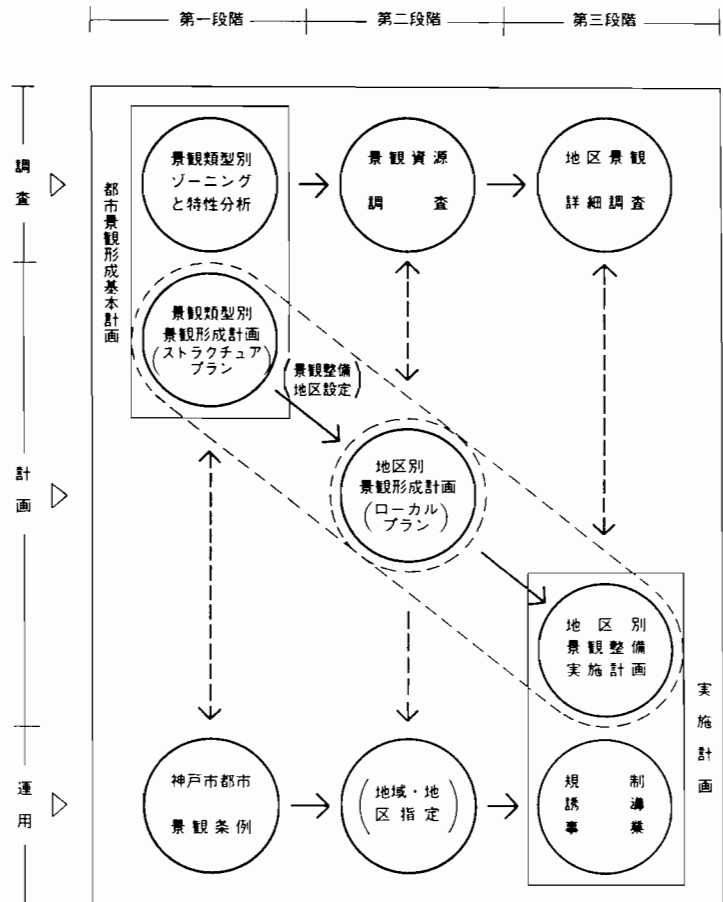


図 2-6 都市景観形成基本計画の運用プロセス¹⁸⁾

に地元説明会、協議会など住民参加方式の確立が重要である²⁰⁾。

ところで、上記のような基本計画の運用方式を採用する場合、第二段階のローカルプラン策定の前提となる「景観整備地区」の設定は、どのような手順で行われるのであろうか。景観整備地区は、ストラクチャプランに示される景観形成ゾーンのうち全市的にみて景観形成上とくに重要な地区として設定されるものであるが、その選定に当たっては次のような条件が考えられる。①都市の発展・形成の歴史の上で特色のある地区、②地形など自然条件の上で特色のある地区、③都市機能あるいは都市構成の上で重要な地区、④都市空間としての公共性が高く市民によく親しまれている地区、などである。こうした条件をもとに選定された地区を、さらに景観形成の目的や方向によって次のような「景観形成タイプ」に分類して位置づけることができる。すなわち、①自然環境保全系（自然緑地や自然海浜などの維持保全を目的として景観形成を図るもの）、②歴史文化環境保全系（地区固有の歴史や文化遺産などの維持保全を目的として景観形成を図るもの）、③市街地環境整備系（市街地の環境整備の一環として景観形成を図るもの）の大きく3つのタイプに分けられるが、このうち③の市街地環境整備系は、既成市街地のようにそれぞれの地区の保有している機能的特性や環境特性を生かしつつ景観形成を図る③-1育成系と、ニュータウンなどのように新たな都市景観の創造を目指す③-2開発系の2つに分けることができよう。このほか、景観整備地区としての空間的広がりはないが、ランドマークや眺望点、交差点などで特に景観形成上重要な地点を「景観整備拠点」として設定することも考えられるが、その選定条件は上記の景観整備地区の設定の場合とほぼ同様になろう。

さて、こうした景観形成タイプに対応した具体的な行政施策としての景観形成・整備手法としては種々な手法が考えられるが、一般には規制的手法、誘導的手法、事業的手法の3つに大別される。表2-3は、神戸市都市景観形成基本計画において現行の景観形成・整備手法として例示されたものであるが²¹⁾、規制的手法は、景観の保全や環境の悪化防止に主眼があるのに対して、誘導的手法はよりよい景観の育成を図るためのもので特に市民や事業者の自発的な取り組みを促すことによってその目的を達しようとするものといえよう。一方、事業的手法は、公園緑地や街路などの公共空間を中心とした環境整備事業を通じて景観形成を図るものである。

このうち、規制的手法と誘導的手法はかならずしも明確に区分されるものではなく、行政法の見方からは、法的規制力をもつ規制的手法と任意的・自主的手法とに区分されることが指摘されている²²⁾。いずれにせよ、都市景観の形成のためにはそれぞれの地域や地区の実情に応じた計画的・総合的対策を必要とするが、そのためにも地区別景観形成計画（ローカルプラン）の策定とそれにもとづく行政施策の展開が期待されよう。

表 2-3 景観形成タイプと景観形成・整備手法^{*)}

	自然環境保全系	歴史文化環境保全系	市街地環境整備系
規制的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法による自然公園 ・森林法による保安林 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律による近郊緑地保全区域及び特別保全地区 ・都市緑地保全法による緑地保全地区 ・生産緑地法による生産緑地地区 ・都市計画法による市街化調整区域及び風致地区 ・農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域 ・自然環境保全法による原生環境保全地域、自然環境保全地域及び県自然環境保全地域 ・海岸法による海岸保全区域 ・都市景観条例による都市景観形成地域及び景観形成建築物等届出地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法による風致地区、美観地区、地区計画 ・文化財保護法による伝統的建築物群保存地区 ・都市景観条例による都市景観形成地域及び景観形成指定建築物等届出地域 ・神戸市民の環境をまもる条例による文化環境保全区域 ・屋外広告物条例による屋外広告物禁止地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法による用途地域、特別用途地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、美観地区、地区計画、沿道整備計画 ・港湾法による臨港地区 ・都市景観条例による都市景観形成地域及び景観形成指定建築物等届出地域 ・屋外広告物条例による屋外広告物禁止地域 ・河川法による河川保全区域
誘導的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画のための措置 ・租税特別措置法による土地の譲渡に係る所得税の軽減 ・地方税法による固定資産税等の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法による建築協定 ・都市緑地保全法による緑化協定 ・都市景観条例による保存助成、景観助成、景観形成市民団体の結成及び融資 ・市民公園条例による市民公園、緑と花の市民協定及び市民の木等 ・地区計画及びまちづくり協定等に関する条例によるまちづくり協定 ・租税特別措置法による土地の譲渡に係る所得税等の軽減 ・地方税法による固定資産税等の軽減 ・建築文化賞等表彰制度 ・文化環境保存区域にかかる管理助成 ・伝統的建造物群保存地区における建築基準法の緩和措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法による建築協定 ・都市緑地保全法による緑化協定 ・都市景観条例による保存助成、景観助成、景観形成市民団体の結成及び融資 ・市民公園条例による市民公園、緑と花の市民協定及び市民の木等 ・地区計画及びまちづくり協定等に関する条例によるまちづくり協定 ・租税特別措置法による土地の譲渡に係る所得税等の軽減 ・地方税法による固定資産税等の軽減 ・建築文化賞等表彰制度 ・建築物共同化計画助成要綱による建築物共同化計画助成 ・街づくり助成要綱による街づくり助成 ・建築基準法による総合設計制度 ・住宅金融公庫の都市再開発事業、住宅・都市整備公団の一般市街地制度などによる融資
事業的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法による公園事業 ・森林法による保安施設事業 ・都市緑地保全法による緑地保全地区内の土地の買入れ ・生産緑地法による生産緑地の買取り ・自然環境保全法による原生環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全計画に基づく保全事業 ・海岸法による環境整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法、道路法、下水道法、河川法等による都市施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法、道路法、下水道法、河川法等による都市施設の整備 ・都市再開発法、土地区画整理法、新住区市街地開発法等による市街地開発事業 ・港湾法による環境整備事業 ・グリーンコウヘ作戦 ・神戸クリーン作戦 ・神戸港臨港地区カラー作戦

2-4 まとめと今後の計画課題

都市における景観形成を全市的にかつ総合的、体系的に進める上でのガイドプランとしての「都市景観形成基本計画」の位置づけと、その構成と内容、運用の方法について、神戸市における計画策定の実例を通じて提案・検討してきた。

その結果、都市景観形成計画について次のような計画構成と運用方式が一般的に確認されよう。

1) 都市景観形成基本計画の都市計画上の役割には、①都市空間の将来像の提示、②計画対象の抽出、③基本方向と整備施策の体系化、④計画の運用プロセスの明確化、⑤上位計画、関連計画との計画調整がある。

2) 基本計画の全体構成は、①理念、②計画、③運用に大別されるが、計画は都市全体としての景観形成の方向づけを行なうストラクチャプランとそれぞれの地域や地区についての具体的な景観形成施策を取り扱うローカルプランの2段階の計画策定方式による。

3) ストラクチャプランは、それぞれの景観類型別に①景観特性と課題、②景観形成の基本方針、③景観形成の対象と構成、④景観形成のための施策の方向を明らかにするもので、特に景観形成ゾーンの設定と位置づけがなされる。

4) ローカルプランは、具体的な地域や地区における①景観特性と課題、②景観形成の基本方針、③地区景観形成計画、④景観形成のための施策のあり方を提示するものであるが、地区における景観形成のための施策の総合化、体系化に重点がおかれるとともに、この段階で住民参加によるまちづくりとの計画調整が図られる。

5) 計画の運用としては、ローカルプランをうけて、①都市景観条例にもとづく都市景観地域などの地域指定、②地域景観形成基準の作成、③同基準にもとづく建築デザインの誘導、さらに④公共空間の景観整備事業などについての実施計画が策定される。

もとより、本研究の対象としている「都市景観形成基本計画」は都市計画としてあるいは都市行政の手法としても未だ十分に定立し得ているものではないが、都市景観形成を都市全体から個々の地域や地区にいたる計画プロセスのなかで把握し、位置づけるという計画策定方式についてはすでに一般的にも広く認められるようになった²³⁾。事実、最近になって同様な計画内容をもつ都市景観形成のための基本計画が全国の自治体で数多く策定されている²⁴⁾。それと同時に、これからの計画構成とその具体的運用にかかわる課題も少なくない。

その第一は、都市の「総合（基本）計画」における景観形成の位置づけにかかわる課題である。都市景観計画が総合計画の部門計画となりうるかどうかはさておき²⁵⁾、景観形成にかかわる内容を総合計画としていかに位置づけ盛り込むかは、これからの大きなテーマとなろう。特に、歴史的環境の保存（町並み保存）の課題の大きな歴史

的・伝統的な都市にあっては、単に総合計画の部門計画にとどまらず都市全体としての環境整備と景観形成の一体的、総合的な位置づけを必要とする²⁶⁾。

第二は、景観形成実現のための具体的手法にかかわる課題である。景観形成のためには、単に公園・緑地や街路などの公共空間の環境整備といった事業的手法だけでなく、景観の保全、育成、創造のための手法開発が重要である。特に、建築デザイン誘導制度についての具体的運用とその計画的評価についての検討が待たれるが、この点については本論文の次章以降で詳しく論及することとする。

第三は、都市景観の評価にかかわる課題である。物的計画の対象として都市景観を扱うためには、これまでの視覚構造やイメージ構造とのかかわりを中心とした景観の評価だけでなく計画的操作の可能な形での評価システムの開発が必要である。とりわけ、大規模な開発行為にともなって行なわれる環境アセスメントにおける景観分野のアセスメント手法の体系的な整備が求められている。

第四は、個々の建築や施設整備における計画・設計の課題である。都市景観の形成は、単に都市（計画）的アプローチだけでなく、個別に建設される建築や施設のデザインの質的な向上によるところが大きい。建築家など専門家と建築主や一般市民との相互理解を高めるためのデザインガイドの作成は、都市や地域・地区における景観形成計画を実践面で補完する意味でも重要であろう。このデザインガイドの具体的作成については、本章の補論(Ⅱ)において提案・検討している。

第五は、計画策定と運用の過程における住民参加方式にかかわる課題である。すでに述べたように、都市景観形成基本計画においてはそれぞれの地区でのローカルプランの策定が重要な意味をもつが、今後計画への参加、公表、同意に関するルールの確立が急がれる。

(第2章の註)

1) 本章は、既発表論文(嶋田・他と共著,1980a,b,1982a,b, および拙稿,1982,1983)をもとに、全面的に補筆・補正したものである。

2) この計画は、筆者等の研究室による調査研究(神戸大学,1974)にはじまる多くの調査研究の成果と神戸市都市景観審議会(第1次)の答申(神戸市,1977),都市景観条例の制定(1978年),北野町山本地区の地区指定(1979年)などを踏まえて策定されたものである。

3) 英国においては1968年の都市農村計画法において法定都市計画として開発計画(Development Plan)が策定されることになったが、県や大都市圏レベルのストラクチャプラン(Structure plan)と市町村レベルのローカルプラン(Local plan)からなる。その計画は、図面(maps and diagrams)と記述書(written statement)からなる計画書として表現される(Ministry of Housing,1970.)。一方、米国では master plan, general plan, comprehensive plan などとよばれるが、あくまで勧告的な性格の計画であって、法的拘束力をもたない。なお、こうした各国の都市計画制度とその計画手法については日笠(1985)に詳しい。

4) 大ロンドン評議会(Greater London Council)が、1976年に策定した計画で、その記述書(written statement)の第6章(Section 6 / Town and Landscape)において、景観形成の重点項目をあけて、特色のある地域(Areas of special character)と骨格となる構成要素(Structural elements)が図示されている(G.L.C., a ,pp.31-37)。また、研究報告書では、第8章(The metropolitan scene)において都市圏全体としての景観構造についての調査研究がなされている(G.L.C., b ,pp.239-286)。開発計画策定のためのマニュアルでは、ストラクチャプランにおける景観整備ダイアグラム(Townscape landscape diagram)の図面表示例が示されている(Ministry of Housing,1970,Figure 5e)。

5) 1971年にサンフランシスコ市の総合計画の改訂作業の一環として策定された計画で、改訂作業は住宅、レクリエーション、教育、防災・防犯、医療、社会福祉、雇用、工業、商業、交通、アーバンデザインの各分野別に行われそれぞれ独立した計画となっている(San Fransisco,1971,p.3)。

6) 都市計画法第7条第4項に定められている同方針には、①都市計画の目標、②土地利用の方針、③市街地の開発及び再開発の方針、④交通体系の整備の方針、自然地の保全及び公共空地系統の整備の方針、⑤下水道及び河川の整備方針、⑦その他の公共施設の整備方針を含むものとされている(昭和55.9.16.都市場局長通達)。

7) 昭和55年の都市再開発法の改正において創設された制度で、「市街化区域の整備、開発又は保全の方針」の一部として都市計画で定めるものであり、その内容は、①計画的な再開発の必要な市街地(1号市街地)の区域とその市街地に係わる再開発の目標並びにその市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針、②1号市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(2号市街地)の区域とその地区の整備又は開発の計画の概要から構成されるものとされている(同法、第2条の3)。

8) 昭和44年の地方自治法の改正によって、市町村は議会の議決を経て基本構想を定めることになった(同法、第2条第5項)。現在では多くの市町村で、この基本構想をもとに基本計画と実施計画を策定している。

9) 先に述べた英国の開発計画(Development plan)において採用された計画方式のストラクチャプラン(Structure plan)とローカルプラン(Local plan)の名称になぞらえたものである。

10) 『神戸市都市景観形成基本計画』(神戸市,1982),12-13号。

11) この領域区分は、筆者等の提案する都市空間の領域構成が採用されている(第1章,1-4(2)参照)。

12) 前掲書,18号。

13) 前掲書,18号。

14) 第1章,1-4(1)参照。

15) たとえば、伊丹市(1984a)の調査では、景観類型別に景観特性の把握と課題を抽出している。ま

た、この段階で北原・他（1983）の提案するフォトグリッド分析による景観構造の把握と地区景観の位置づけも有効な調査手法といえる。

16) 筆者がその計画策定作業に参画した『尼崎市都市美形成基本計画』（尼崎市,1985）では、基本計画を景観誘導計画と景観演出計画とに分けて構成している（嶋田・安田・他,1987）。

17) 本章の補論（I）を参照。

18) 神戸市都市景観審議会は、都市景観形成基本計画についての答申にあわせて、景観整備地区と景観整備拠点を試案の形で提案している（「都市景観形成基本計画についての答申」、神戸市都市景観審議会,昭和57.3.30.）。

19) 神戸市では、地区別景観形成計画に盛り込むべき内容についてのケーススタディとして、「北野町山本通地区」、「旧居留地地区」、「須磨難宮道沿道地区」について検討しているが、現在までに地元との協議を踏まえた計画として確定したものはない。ただ、北野町山本通地区では、昭和61年に地元住民による〈北野・山本地区まちづくり検討会〉が発足し、昭和62年に地区の現況と課題を整理した『北野・山本1987-地区白書』を発行したのにつづいて、昭和63年には『北野町・山本通まちづくり計画書』を提案しており、住民主体によるローカルプランづくりともいえよう。

20) 神戸市の都市景観条例にもとづく地域指定にあたっては、地域住民の代表者の都市景観審議会への臨時委員としての参加とともに、素案の段階での地元説明会開催による地元意見の反映が行われている。

21) 『神戸市都市景観形成基本計画』（神戸市,1982）、75等。

22) 真砂（1987）、113-121等。規制的・誘導的手法は、法的規制によって所要の計画を実現するための方策であるが、これには現状の保全に力点のある保全的手法と所要の計画に適合するように私人の行為を誘導する誘導的手法とに分けられる。任意的・自主的手法としては、行政指導や協定など任意の協力によって目的を達成しようとする方策（任意的手法）と市民の自発的営為や運動による自主的手法に区分される。

23) たとえば、建設省でも景観ガイドラインの事例として、神戸市都市景観形成基本計画を紹介している（建設省,1988）。

24) 神戸市以降の類似の策定事例で筆者等の研究室で入手したものに限っても、伊丹市（1984）、尼崎市（1985）、宝塚市（1985）、徳島市（1985）、西宮市（1986,1989）、名古屋市（1987）、熊本市（1988）、豊田市（1988）などがある。これらの計画は、条例によって位置づけられたものだけでなく行政の内部検討用の計画として策定されたものも含まれる。たとえば、西宮市の計画は、当初（1986年）行政内部の調査計画報告書としてまとめられ、都市景観条例制定後に景観審議会の討議を経て正式の計画（1989年）として策定されている。また、兵庫県（1989）や静岡県（都市景観モデル調査委員会,1988）のように県レベルでの広域的な計画もみられるほか、熊本市（熊本まちづくり協議会,1983）のようにサインについての独立した計画の提案もある。

25) 小出（1984）は、景観整備が都市計画の中でも部門計画としてではなく全体計画レベルの横断的テーマとしての性格を強くもつことを指摘しつつも、諸外国の計画体系をみても景観整備が都市計画の重要な部分であっても、それ自体が独自の領域をもっているわけではないとの認識を示している。

26) 筆者等は、兵庫県篠山町の町並み保存に関連した調査研究を通じて、歴史的・伝統的都市における町並み保存と環境整備の基本的枠組みを提案している（嶋田・安田・今中,1976,嶋田・多淵・安田・他,1981a,b,c）。なお、その具体的調査研究の内容は、神戸大学（1976）および兵庫県（1981）に詳しい。

（第2章の参考文献）

尼崎市（1985）：『尼崎市都市美形成基本計画－誇りと愛着と活力のある美しいまちを目指して－』、尼崎市。

G.L.C.（1976a）：Greater London Development Plan Statement,G.L.C.,London.

G.L.C.（1976b）：Greater London Development Plan Report of Studies,G.L.C.,London.

日笠端（1985）：『先進諸国における都市計画手法の考察』、共立出版。

- 日笠端(1977)：『都市計画』(大学講座 建築学 計画編 5)，共立出版。
- 姫路市(1988)：『姫路市都市景観形成基本計画－愛着,親しみ,誇りを感じる美しいまち－』，姫路市。
- 広島市(1981)：『広島の都市美づくり－広島市都市美計画－』，広島市。伊丹市(1984a)：『伊丹市都市景観形成基礎調査報告書－まちの歴史と景観－』，伊丹市。
- 兵庫県(1981)：『伝統が息づき現代感覚の匂う町』(伝統的文化都市環境保存地区整備計画／篠山町)，兵庫県。
- 兵庫県都市住宅部政策課(1989)：『兵庫ランドスケープ・プランニング－美しい県土の風景形成にむけて－』，兵庫県。
- 建設省都市局都市計画課監修・都市景観研究会編著(1988)：『都市の景観を考える』，大成出版社。
- 北原理雄・横山明彦・アリセ セイコ マツモト(1983)：『都市景観計画のための調査・分析手法に関する考察』，『都市計画』別冊 昭和58年度学術研究発表会論文集 第18号,139-144号。
- 神戸大学建築計画研究室(1974)：『神戸市街地における都市景観構想のための調査研究』，神戸市都市計画局。
- 神戸大学工学部建築史研究室・建築計画研究室(1976)：『丹波篠山／その歴史・文化・空間の蘇生』(兵庫県篠山町町並保全整備調査研究報告書)，篠山町教育委員会。
- 神戸大学建築計画研究室(1980)：『神戸市都市景観形成基本計画(案)策定報告書』，神戸市都市計画局。
- 神戸市都市景観審議会(1977)：『神戸らしい都市景観形成を目指して(神戸市都市景観審議会答申)』，神戸市。
- 神戸市(1982)：『神戸市都市景観形成基本計画－神戸らしい都市景観の形成を目指して－』，神戸市。
- 神戸市(1983a)：『北野町山本通地区景観形成計画』，神戸市。
- 神戸市(1983b)：『旧居留地地区景観形成計画』，神戸市。
- 神戸市(1984)：『須磨離宮道沿道地区景観形成計画』，神戸市。
- 小出和郎(1984)：『都市基本計画と景観整備』，『都市計画』，第134号,39-45号。
- 熊本市(1988)：『熊本市都市景観基本計画』，熊本市。
- 熊本まちづくり協議会まちづくり研究部会(1988)：『わかりやすいまちづくり(熊本市サイン計画)』，熊本市都市計画課。
- 伊丹市(1984b)：『伊丹市都市景観形成基本計画－快適で個性あるまちへ向けて－』，伊丹市。
- 真砂泰輔(1987)：『都市景観行政の法的課題』，『都市問題研究』，第39巻 第1号(通巻433号)，111-126号。
- Ministry of Housing and Local Government Welsh Office(1970)：DEVELOPMENT PLANS-A MANUAL ON FORM AND CONTENT-,Her Majesty's Stationery Office,London. [延藤安弘・他訳(1977)：『開発計画(ディベロップメント・プラン)－その形式と内容のマニュアル－』，『市政調査 海外文献シリーズ』NO.6,1-175号。]
- 盛岡市(1985)：『都市景観形成ガイドラインの手引き－盛岡らしい都市景観をめざして－』，盛岡市。
- 名古屋市(1987)：『名古屋市都市景観基本計画－調和のとれた魅力ある都市景観の創造をめざして－』，名古屋市。
- 西宮市(1986,1989)：『西宮市景観形成計画』，西宮市。
- City and county of San Francisco(1971)：THE URBAN DESIGN PLAN FOR THE COMPREHENSIVE PLAN OF SAN FRANCISCO .
- Department of City Planning ,City and county of San Francisco(1983)：THE DOWNTOWN PLAN - PROPOSAL FOR CITIZEN REVIEW - .
- 嶋田勝次・安田丑作・今中昌男(1976)：『兵庫県篠山町における歴史的町並保全と景観整備のための若干の考察』，『日本建築学会近畿支部研究報告集』，第16号,433-436号。(抄録(1976')／『日本建築学会大会学術講演梗概集』，1415-1416号。)

- 嶋田勝次・安田丑作・三輪康一・木山正典（1980a）：「神戸市街地における都市景観形成基本計画に関する研究－（その1）その策定の経緯と位置づけ－」、『日本建築学会大会学術講演梗概集』，1443-1444号。
- 嶋田勝次・安田丑作・三輪康一・木山正典（1980b）：「神戸市街地における都市景観形成基本計画に関する研究－（その2）その構成と枠組み－」、『日本建築学会大会学術講演梗概集』，1445-1446号。
- 嶋田勝次・多淵敏樹・安田丑作・他（1981a）：「伝統的文化都市における環境整備の組み立てに関する研究－兵庫県篠山町の場合－（その1）これまでの経緯と町の概況」、『日本建築学会大会学術講演梗概集』，1731-1732号。
- 嶋田勝次・多淵敏樹・安田丑作・他（1981b）：「伝統的文化都市における環境整備の組み立てに関する研究－兵庫県篠山町の場合－（その2）アンケート調査結果と整備課題の抽出」、『日本建築学会大会学術講演梗概集』，1733-1734号。
- 嶋田勝次・多淵敏樹・安田丑作・他（1981c）：「伝統的文化都市における環境整備の組み立てに関する研究－兵庫県篠山町の場合－（その3）計画構想の枠組設定」、『日本建築学会大会学術講演梗概集』，1735-1736号。）
- 嶋田勝次・安田丑作・三輪康一・木山正典（1982a）：「神戸市における都市景観形成基本計画の構成と内容」、『日本建築学会近畿支部研究報告集』，第22号，481-484号（抄録(1982a')）／『日本建築学会大会学術講演梗概集』，1817-1818号。）
- 嶋田勝次・安田丑作・三輪康一（1982b）：「都市景観形成基本計画の立案と運用に関する研究－神戸市都市景観形成基本計画の策定を通じて－」、『昭和57年度 第17回日本都市計画学会学術研究発表会論文集』，505-510号。
- 嶋田勝次・山口憲二・上山卓（1985）：「都市景観形成のための行政施策と整備手法に関する研究－（その3）伊丹市の景観条例と景観マスタープランの組み立てを中心として－」、『日本建築学会近畿支部研究報告集』（計画系），第25号，645-648号。
- 嶋田勝次・安田丑作・三輪康一・木山正典・他（1987）：「都市景観形成のための行政施策と整備手法に関する研究－（その4）尼崎市の都市美形成条例と都市美形成基本計画の組み立てを中心として－」、『日本建築学会近畿支部研究報告集』（計画系）第27号，701-704号。（抄録(1987')）／「同(その2)」、『日本建築学会大会学術講演梗概集』（F），433-434号。）
- 嶋田勝次（1988a）：「都市景観形成のための行政施策と整備手法に関する研究－（その5）姫路市の景観条例と景観マスタープランの組み立てを中心として－」、『日本建築学会近畿支部研究報告集』（計画系）第28号，653-656号。（抄録(1988a')）／「同(その3)」、『日本建築学会大会学術講演梗概集』（F），193-194号。）
- 嶋田勝次・太田尊靖（1988b）：「都市景観形成のための行政施策と整備手法に関する研究－（その6）川西市の文化都市づくりの組み立てを中心として－」、『日本建築学会近畿支部研究報告集』（計画系）第28号，657-660号。（抄録(1988b')）／「同(その4)」、『日本建築学会大会学術講演梗概集』（F），195-196号。）
- 宝塚市（1985）：『宝塚市都市景観基本計画』，宝塚市。
- 田村明（1984）：「都市景観整備のためのアーバンデザインと都市計画」、『都市計画』，第134号，24-30号。
- 徳島市都市景観構想委員会（1985）：『徳島市都市景観構想報告書－徳島らしい都市景観をめざして－』，徳島市。
- 都市景観モデル調査委員会（1988）：『美しいふるさとしづおかをつくる都市景観形成推進の手引き』，静岡県都市住宅部。
- 豊田市（1988）：『豊田市都市景観基本計画－緑ゆたかな，くるまのあう，ふれあいのある都市－』，豊田市。
- 安田丑作（1982）：「神戸市における都市景観行政の特色と展開」、『第5回 都市計画シンポジウム・

景観整備とまちづくり論文集』，日本都市計画学会，14－23号。

安田丑作、(1983)：「都市景観行政と街づくり」，『尼崎市企画専門委員レポート』 4，81－122号。

(第2章の図版出典)

a) 神戸市(1982) / [図 2- 1, 図 2- 2, 図 2- 6, 表 2- 3]

b) 建設省(1988) / [図 2- 3, 表 2- 1, 表 2- 2]

c) 神戸市(1983b) / [図 2- 4, 図 2- 5]

補論(Ⅰ) 都市景観資源調査の調査手法に関する考察¹⁾

都市景観形成基本計画の具体的運用にあたっては、先に述べたように「地区別景観形成計画（ローカルプラン）」の策定が特に重要な役割を担うことになるが、この補論(Ⅰ)では、計画策定のための基礎調査として実施される「都市景観資源調査」の課題と手法を、筆者がその企画・調査作業に参画した神戸市街地における事例調査²⁾を通じて検討しつつ、景観資源マップの作成とそのための標準マニュアルを試案として提示する。

(Ⅰ)-1 都市景観資源調査の目的と位置づけ

地区別景観形成計画（ローカルプラン）を策定するためには、まず、それぞれの地域や地区においてどのような景観資源・構成要素が存在し分布しているかを把握し、その特性の検討と評価を通じて景観形成のための計画課題を明らかにすることが大切である。都市景観資源調査は、こうした目的のために実施されるものであるが、その具体的な調査作業にあたっての目標は、次の3点に集約される。

1) 景観資源・構成要素の分類と体系化（景観資源マップ作成調査の凡例項目の検討・整理）

2) 景観資源・構成要素の地域的分布に関するフィールド調査の実施とそのデータ整理（分布図、景観資源・構成要素リスト、写真集の作成）

3) 景観特性の把握と評価および計画課題の抽出

なお、「景観資源」と「景観構成要素」は、いずれも地区の個性を表現していると考えられる物的施設などではほぼ同様な意味で扱っているが、「景観資源」が都市的あるいは地区的スケールにおいても顕著な特色を有するものを指すのに対して、「景観構成要素」は街区的スケールを対象としたものとして区分している。

この調査の主眼は、それぞれの地区の景観形成を考える上で今後も継承されるべき地区の個性的な特色に積極的評価を与え、その意味での景観資源や景観構成要素を発見・調査することにあるが、計画課題の抽出のためには、地区の景観を阻害している要因についても同時に検討する必要がある。

(Ⅰ)-2 景観資源マップ作成の標準マニュアル

それぞれの調査対象地区において景観資源や景観構成要素をフィールド調査によって確認して、その分布図を作成することがこの調査の中心的な作業となるが、調査作業の全体の組み立てと各段階でのマップ作成による調査結果のとりまとめのための標準的なマニュアルは、大略次の通りである（表(Ⅰ)-1）。

(1) 第1段階／調査対象地区の地区特性の把握

調査対象地区の地形、歴史、土地利用、施設分布などについて既存の調査資料とフ

フィールド調査によって概括し、次の段階の調査・検討作業の前提となる地区景観の背景をなす地区特性の把握を行う。この段階で作成するマップは、「建物用途別現況図」（縮尺1/2500）³⁾、「自然系地区特性図」（縮尺1/5000）⁴⁾、「施設系地区特性図」（縮尺1/5000）⁵⁾の3種の主題図である。

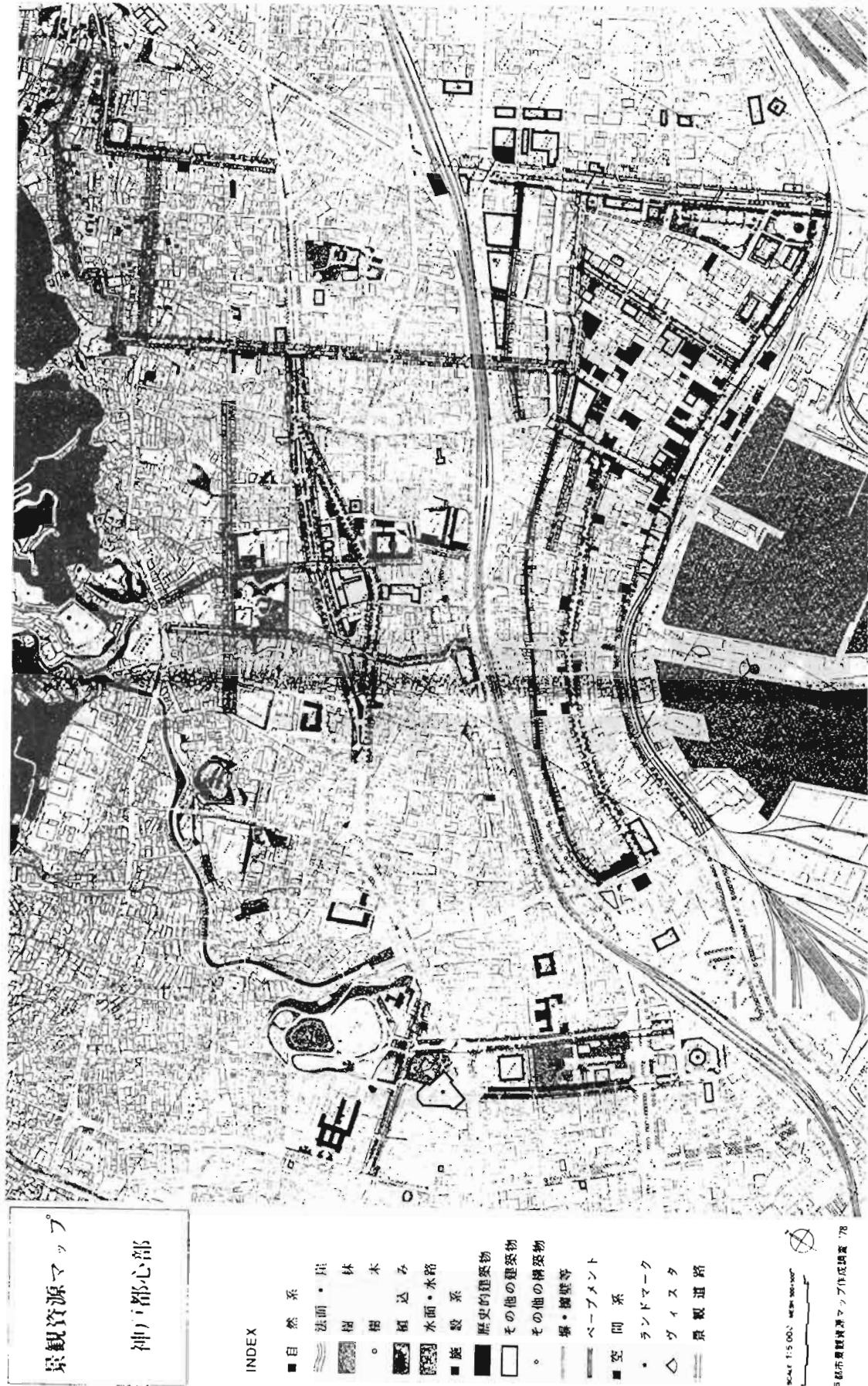
表(I)-1 景観資源マップ作成調査の調査項目と凡例（標準マニュアル）

■ 建物用途別現況図 SCALE 1:2500			■ 景観資源マップ SCALE 1:2500		
	トーン色	備考		トーン色	備考
公共利用	公園 緑地	Green	自然系	法面・崖	Brown 2mコンタ
	教育施設	Deep Green		樹林	Green
	社会教育施設	Yellow Green		樹木	Green 独立樹、街路樹、指定樹林
	厚生施設	Pale Orange		植込 生垣	Yellow Green 低木樹、芝生
	官公署	Khaki		水路 水面	Light Blue
	都市運営施設	Reddish Brown		歴史的建築物	Orange (面的要素)
商業利用	業務施設	Orange 事務所、銀行	その他建築物	Orange (面的要素)	
	商業施設	Red 小売店舗、飲食店、スーパー百貨店、市場、旅館、公衆浴場	塀・擁壁等	Orange (線的要素) 橋、高架橋を含む	
住居利用	娯楽施設	Lilac 映画館、パチンコ店、ゲームセンター	その他構築物	Orange (点的要素) 塔、道標、史跡、お地蔵	
	独立住宅		ペーブメント	Yellow	
	集合住宅	Lemon Yellow RC造3階以上	ランドマーク	Black	
	工場施設	Blue	グイスタ	Black	
	モーター・ル・倉庫	Grey	景観道路	Black	
	高層建築	Black 住宅地-5階以上 商業地-10階以上			
■ 自然系地区特性図 SCALE 1:5000			■ 景観道路の構成要素 SCALE 1:500		
	トーン色	備考		トーン色	備考
自然地形	Brown	10mコンター	水路	Light Blue	
樹林	Green		ペーブメント	Yellow	
草地	Yellow Green		電柱	Black	その他
水面	Light Green	河川、池、運河、海	ガードレール	Black	☆ 街灯
裸地			電話ボックス	Black	■ 信号機
			アーケード・テント	Black	○ フラワーボックス
■ 施設系地区特性図 SCALE 1:5000			樹木	Green	
	トーン色	備考	植込 芝生	Yellow Green	○○○○○ 生垣
高層建築	Black	住宅地-3階以上 商業地-5階以上	擁壁	Black	
鉄軌道	Black		塀(閉鎖的)	Black	---- (開放的)
高架道路	Black		建物壁面	Orange	車庫
塔状工作物	Black		屋根 上屋	Orange	
			空地(雑地)	Grey	(荒地)
			写真撮影地点	Black	

(2) 第2段階/A調査(地区レベルの景観資源マップの作成)

地区全体の景観を顕著に特色づけている景観資源をフィールド調査によって抽出して、その分布図を「景観資源マップ」(縮尺1/2500)として作成する。この調査作業全体の中心をなすものであるが、その調査項目は①自然系(法面・崖, 樹林, 樹木, 植込, 水面, 水路など), ②施設系(歴史的建築物, 塀, 擁壁, ペープメント, その他構築物), ③空間系(ランドマーク, ヴィスタ)の3つの系に大別される。これらの景観資源の確認作業を通じて、地区内の道路でその沿道に景観資源が多く分布しているなど特色のある景観を形成している道路を「景観道路」として抽出・設定する。

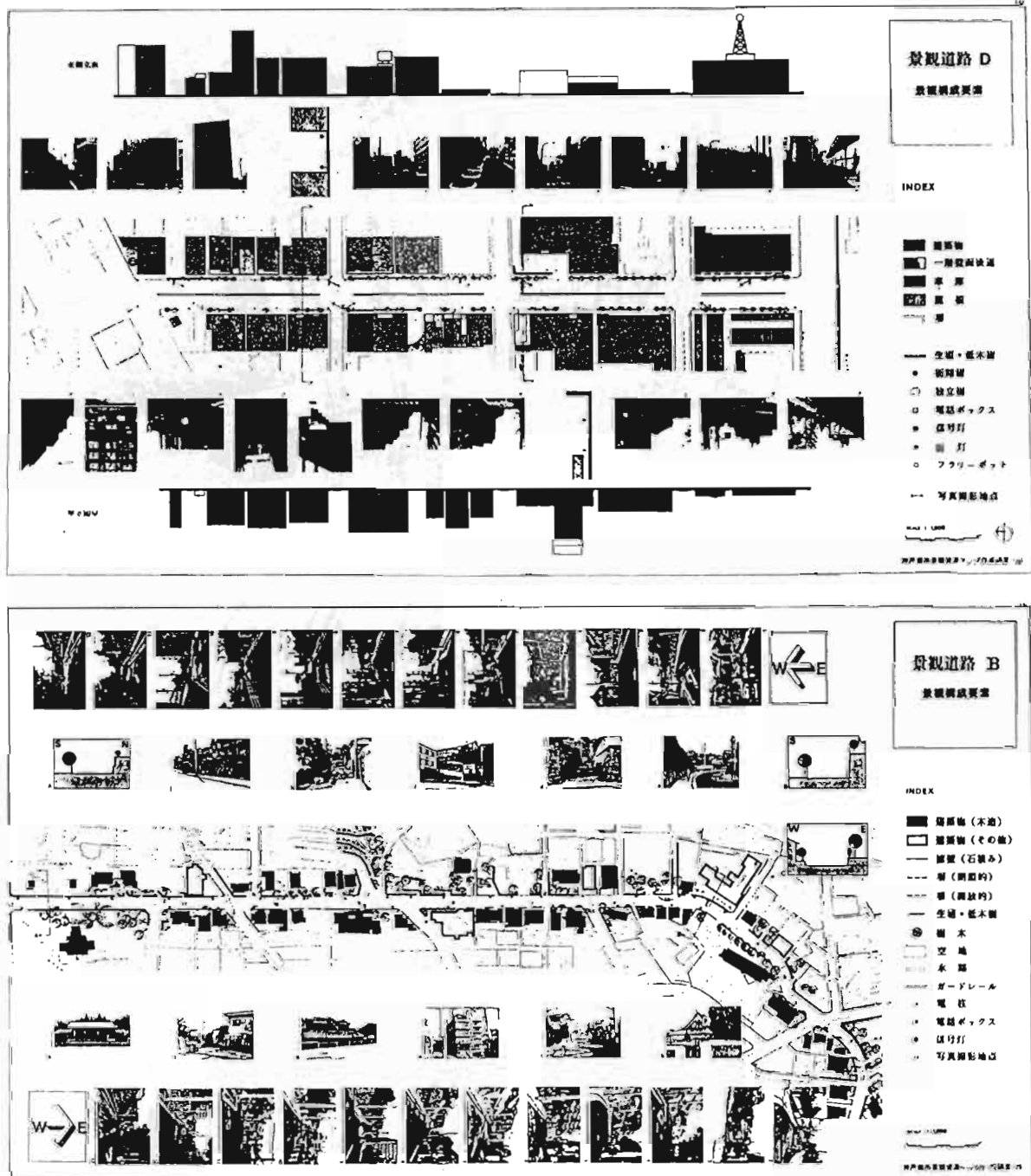
このようにして作成される「景観資源マップ(A調査)」の事例として、神戸都心部を対象地域として作成された景観資源マップを図(I)-1に示す。



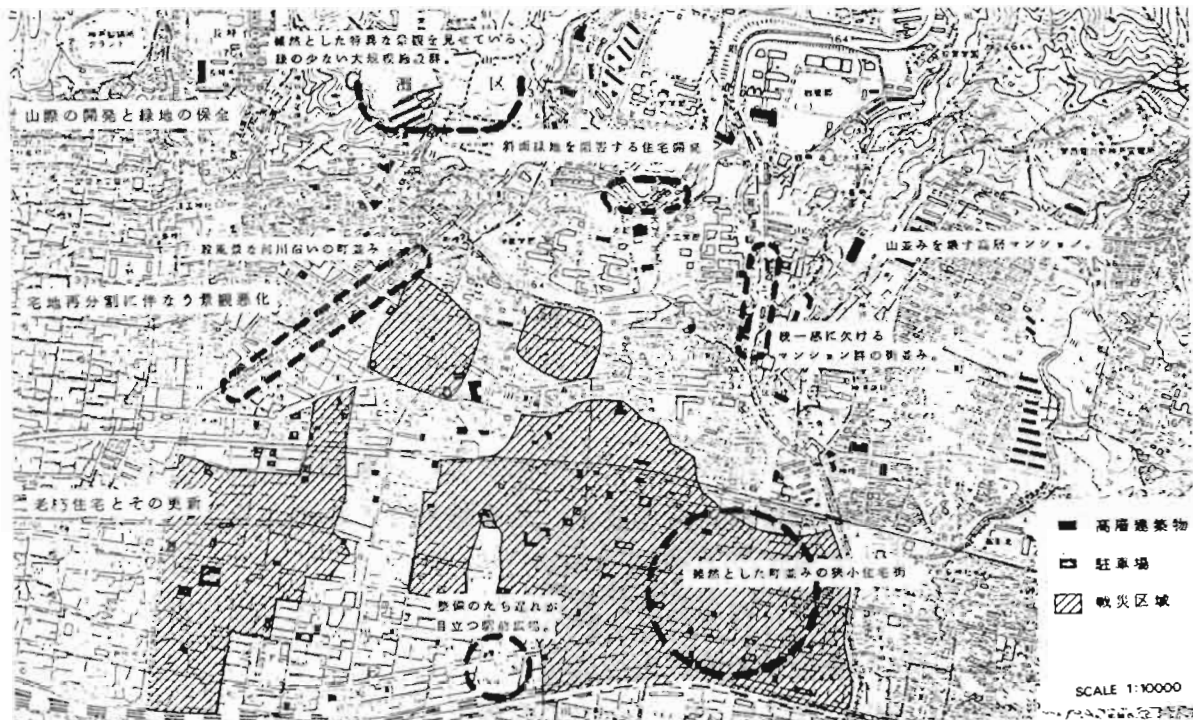
図(I)-1 景観資源マップ(A調査)の事例(神戸市都心部の場合)

(3) 第3段階/B調査(景観道路レベルの景観資源マップの作成)

第2段階で設定した景観道路について、その沿道を含めた街区レベルでの景観構成要素をさらに詳細に調査記録する。これは、街路景観(Street-scape)としての全体像の把握のための写真撮影と個々の景観構成要素の分布図の作成が中心になるが、その調査項目は地区の道路や景観道路の性格によっても当然異なってくる。図(I)-2は、住宅地と商業地それぞれの場合における景観道路とその沿道の景観構成要素の抽



図(I)-2 景観資源マップ(B調査)の事例(神戸都心部, 六甲・篠原の場合) a) b)



図(I)-3 景観資源マップ総括図の事例(六甲・篠原の場合)^{b)}

出したものであるが、その分布は①道路空間、②敷地境界、③敷地内空間の大きく3つの領域に分れて確認される。特に、敷地境界景観構成要素が高さによって異なる場合には、足もとレベルと視線レベルとに分けて抽出する必要がある⁶⁾。

(4) 第4段階/景観阻害要素の検討と計画課題の抽出

この調査のとりまとめにあたって、景観資源マップをはじめこれまでの各段階で作成した調査資料をもとに地区景観の特色を総合的、構造的に把握するとともに地区景観の阻害要素を具体的に指摘した総括図を作成して、地区の景観形成上の計画的課題を整理する(図(I)-3)。

(I)-3 景観資源・景観構成要素の評価

調査作業は、大略上記のような手順で行われるが、調査対象地区でのさまざまな事物や事象の中から何を「景観資源」あるいは「景観構成要素」として抽出・選定するかが大きな課題である。景観資源あるいは景観構成要素としての対象は、建築文化財のようにそれ自体の評価が単独にある程度定まっているもの以外に、さまざまな要因が複雑に重なり合って環境として形成されるものも少なくない。また、調査対象の地区や景観道路によってもさまざま、これらに共通する選定基準のようなものを考えることは極めて困難である。この調査作業において、景観資源・景観構成要素の抽出と選定は、それぞれの地区の調査担当者⁷⁾の主観的判断に委ねられているが、全くの私意によるものという訳ではなく、結果的にではあるが大略次のような評価についての共通する考え方が存在していると考えられる。

すなわち、景観資源・構成要素として抽出・選定されるものは、少なくとも①歴史性・記念性、②公共性（知名度）、③自然度（緑・水）、④安全性・保健性、⑤計画性（統一・調和）、⑥空間の変化、⑥デザイン（形態・色彩・材質）のいずれかの特色を有していると考えてよい。

（I）- 4 まとめ

この補論（I）では、地区別景観形成計画（ローカルプラン）策定の前提となる地区景観の特性把握とその評価のために実施される「都市景観資源調査」の調査手法について具体的な調査事例を通じて考察してきたが、大略次のような調査手法と手順が一般化されよう。

1) この調査では、調査対象地区における景観資源、景観構成要素の分布状況を4段階からなるフィールド調査によって確認し、その結果をそれぞれの段階ごとにマップ（主題図）としてまとめる。

2) 第1段階では、全般的な地区特性を把握するための①建物用途別現況図、②自然系地区特性図、③施設系地区特性図を作成する。

3) 第2段階のA調査では、地区レベルでの景観資源を①自然系、②施設系、③空間系にわけた分布図（景観資源マップA）を作成するとともに、地区内で特色のある景観を形成している道路を「景観道路」として抽出する。

4) 第3段階のB調査では、景観道路レベルでの景観構成要素を①道路空間、②敷地境界、③敷地内空間にわけて確認し、その分布図（景観資源マップB）を作成する。

5) 第4段階では、これまでの各段階での調査結果をもとに地区景観の特色を総合的、構造的に把握するとともに地区景観の阻害要素を抽出した総括図を作成する。

なお、これらの一連の調査作業に用いる地図凡例を体系的に分類した景観資源・構成要素抽出のための標準マニュアルをあわせて提案した。

ところで、景観資源のうち歴史的建築物や景観上重要な建築物などについては、建築文化財としての評価を含めた検討が別途行われる必要がある⁸⁾。また、都市景観資源調査では、主に環境型景観としての地区的あるいは街区的スケールの景観を中心に取り扱っているが、眺望型景観の特性把握と評価についても今後さらに検討を必要としよう⁹⁾。

さて、ここで提示した「都市景観資源調査」の調査手法は、もとより方法論としてかならずしも十分に確立したものではないし、調査技術上も多くの試行錯誤の過程を経る必要があろう¹⁰⁾。そのためには、すでに指摘したように今後の景観の評価システムの研究開発に期待するところも大きい。しかし、都市景観形成計画の定立と居住環境整備計画など他の調査や計画との関連性に重点をおく時、現段階では概念や評価基準の精緻化よりもむしろその計画的操作性が重要になる。この意味で、ここで提示する都市景観資源調査とその方法は、地区別景観形成計画策定のための基礎調査としては十分有効であり、かつ一般性をもつものと考えられる。

(補論 I の註)

- 1) この補論は、既発表論文(嶋田・他と共著,1979)をもとに補筆・補正を行なっている。
- 2) 昭和53年度,54年度の2年度にわたって調査は行なわれたが、現地調査とそのとりまとめには地域の実情に詳しい建築家・都市計画家による都市景観研究ワーキンググループのメンバーが分担してあった。その調査結果は、次の14分冊の調査報告書としてとりまとめられている。(市街地地区景観)①岡本・本山,②御影・住吉,③六甲・篠原,④五毛,⑤神戸都心部,⑥夢野・平野,⑦須磨,⑧ジェームス山,⑨舞子~須磨海岸,(河川軸景観)⑩住吉川,⑪石屋川,⑫生田川,⑬妙法寺川,(道路軸景観)⑭山手・中央・浜手幹線
- 3) 「都市計画基礎調査要綱」における汎市街地内建物現況調査の建物用途別現況の図示事項に準じて作成している。
- 4) 地形特性の把握とともに緑と水の資源の分布を確認している。
- 5) 高層建築物,鉄軌道,高架道路,搭状工作物など都市景観に大きな影響をおよぼす施設の分布状況を図示している。
- 6) 嶋田・安田・他(1975a),284号。なお,都市軸となる都心道路の空間構成と景観構成要素の特性把握については,山口(1976),三輪(1977a,b)などが試みている。
- 7) 現地調査にあたっては,先の註2)で述べた都市景観研究ワーキンググループのメンバーがそれぞれの調査対象地域を分担したが,景観資源・構成要素の抽出・選択については全体で討議・調整を行なった。
- 8) たとえば,歴史的建築物については伝統的建築物群保存地区の指定にかかわる実態調査(北野・山本地区伝統的建造物群保存調査会,1976)などがあるが,現代建築を含めた都市景観上重要な建築物についての調査としては,尼崎市における調査事例(都市・計画・設計研究所,1988)などがある。
- 9) 筆者等は,眺望型景観についての景観特性の把握と評価を,神戸市街地西部の海浜地帯でのケーススタディを通じて試みている(嶋田・安田・他,1976)。
- 10) この都市景観資源調査に先立って,筆者等の研究室ではいくつかの地域や地区で都市景観調査を実施しており,その成果と経験が今回の調査方法にも反映されている(嶋田・安田・他,1975b,c,d)。

(補論 I の参考文献)

- 伊丹市(1984):『伊丹市都市景観形成基礎調査報告書-まちの歴史と景観-』,伊丹市。
- 北野・山本地区伝統的建造物群保存調査会(1976):『異人館のあるまち 神戸』,神戸市。
- 三輪康一(1977a):『都心街路の景観構成に関する研究』(神戸大学修士論文)
- 三輪康一(1977b):「都心街路景観整備のための基礎的調査研究-神戸市都心街路におけるケーススタディー」,『日本建築学会近畿支部研究報告集』,389-392号。(抄録(1977b')/『日本建築学会学術講演梗概集』,1445-1446号。)
- 嶋田勝次・安田丑作・藤井正典・他(1975a):「市街地景観形成計画のための調査研究-(その1)神戸市街地における都市景観構成の課題と方向」,『日本建築学会近畿支部研究報告集』,281-284号。(抄録(1975a')/『日本建築学会学術講演梗概集』,1247-1248号。)
- 嶋田勝次・安田丑作・藤井正典・他(1975b):「市街地景観形成計画のための調査研究-(その2)神戸北野町における住宅地景観調査」,『日本建築学会学術講演梗概集』,1249-1250号。
- 嶋田勝次・安田丑作・藤井正典・他(1975c):「市街地景観形成計画のための調査研究-(その3)神戸酒蔵地区における歴史文化景観調査」,『日本建築学会学術講演梗概集』,1251-1252号。
- 嶋田勝次・安田丑作・藤井正典・他(1975d):「市街地景観形成計画のための調査研究-(その4)神戸都心街路における都市軸景観調査」,『日本建築学会学術講演梗概集』,1253-1254号。
- 嶋田勝次・安田丑作・藤井正典・他(1976):「市街地景観形成計画のための調査研究-(その5)神戸市街地西部海浜地帯における眺望景観調査」,『日本建築学会近畿支部研究報告集』,437-440号。(抄録(1976')/『日本建築学会学術講演梗概集』,1383-1384号。)

嶋田勝次・安田丑作・木山正典・他（1979）：「神戸市街地における都市景観資源調査の課題と方法」、『日本建築学会近畿支部研究報告集』，385－388号。（抄録（1979'）／『日本建築学会学術講演梗概集』，1543－1544号。）

都市・計画・設計研究所（1988）：『都市美形成建築物等基礎調査（近代・現代）』，尼崎市。

山口憲二（1976）：『都心街路の構成計画に関する事例的研究』（神戸大学修士論文）。

吉村徹（1976）：『独立住宅地における景観構成計画に関する研究』（神戸大学修士論文）。

（補論 I の図版出典）

a) 神戸市（1979）：『神戸都市景観資源マップ作成調査'78 神戸都心部－旧居留地・県庁周辺』，神戸市／[図(I)- 1, 図(I)- 2]

b) 神戸市（1980）：『神戸都市景観資源マップ作成調査'79 六甲・篠原』，神戸市／[図(I)- 2, 図(I)- 3]

補論(Ⅱ) 都市景観形成のためのデザインガイドの作成に関する考察¹⁾

この補論(Ⅱ)は、都市景観形成を個々の建築や公共施設の計画・設計の側面から支援するデザインガイドの役割とあり方を検討するとともに、その具体的な構成と内容について提案するものである。建築デザインについては神戸市における「建築デザインマニュアル」の作成事例²⁾、公園や道路など公共施設のデザインについては尼崎市における「公共施設のデザインマニュアル」の作成事例³⁾を中心に扱っているが、いずれも筆者がその策定作業に参加したものである。

(Ⅱ)-1 デザインガイド作成の目的と意義

都市景観形成基本計画(景観マスタープラン)は、先に考察したように都市全体あるいは地域や地区としての景観形成のあり方とその実現のための施策の基本方向を示すものであるが、個々の建築や公共施設の具体的な計画・設計のガイドラインとなるものではない。また、全国の自治体で近年試みられている都市景観形成のためのさまざまな施策のひとつに、自治体独自の条例や要綱によって市街地景観をコントロールしようとするいわば「規制誘導型」あるいは「計画誘導型」の建築デザイン誘導制度のあることはすでに述べたが、この制度は特定の地域や地区あるいは一定規模以上の建築物を対象にしたもので、広く一般地区での建築・開発行為に対応できるものではない。一方、公共団体の直接建設する道路や公園などの公共施設の計画・設計についても、それぞれの技術分野における計画・設計のための技術基準や経験的な蓄積はあったが、都市景観形成の視点からの総合的、体系的なガイドラインとなるものはこれまでほとんどないのが実情であった。

しかし、欧米諸国ではそれぞれの都市計画制度のもとで都市空間の制御とそのための詳細なデザイン誘導が実施されている。たとえば、英国における開発計画(Development Plan)と計画許可(Planning Permission)の計画運用においては、デザインガイドが大きな役割を果たしているといわれる⁴⁾。このデザインガイド方式は、法にもとづく一般的な計画制御に加えて、それぞれの地方公共団体が主に住宅地のデザインコントロールを目的として独自に公示するものである。また、米国のサンフランシスコ市のアーバンデザイン計画は、建築・開発行為に対するコントロールの枠組みを与える一般的なデザインガイドラインとしてだけではなく、より具体的なデザインガイドとしても機能しているといわれる⁵⁾。

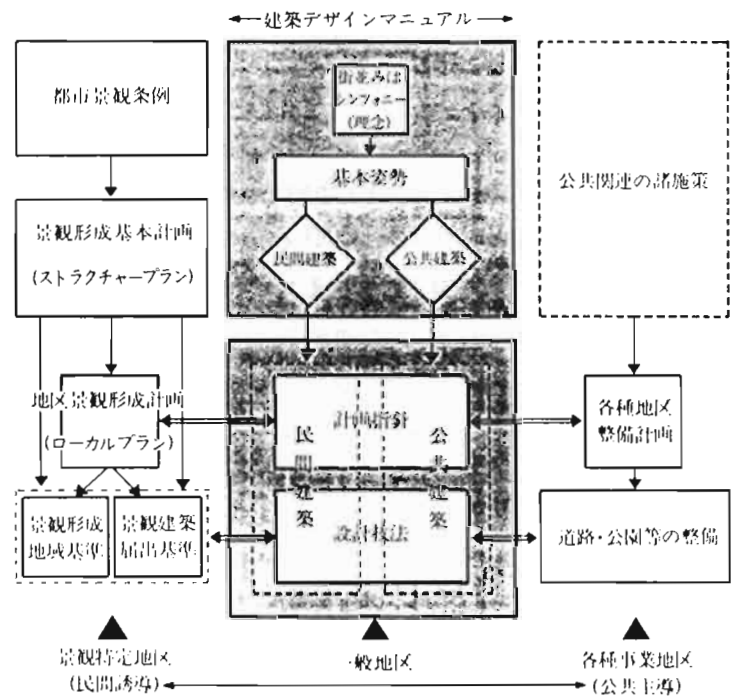
もちろん、都市計画制度をはじめとして都市計画行政を取り巻く状況の違うわが国において、このようなデザインガイドによる都市景観形成手法がただちに実効性をもつわけではない。しかし、都市景観形成の立場から建築デザインのあり方を具体的に示すことは、一般市民を含めて都市景観と建築や公共施設のデザインについての意識形成とその啓発にとって有効な手法と思われる。

ところで、すでに第1章でも述べたように建築や都市の計画・設計理論の立場からは、C.アレグザンダーの『パターンランゲージ』(C.Alexander,1977)、あるいはC.C.マーカスとW.サーキシアン『人間のための住環境デザイン』(C.Marcus & W.Sarkissian,1986)などのような空間構成とそのデザインについての空間デザイン言語とそのネットワーク化が開発・提案されている。低層集合住宅の具体的な配置についての計画・設計技法を取り扱ったGLC(1978)のような事例もある。また、公共空間のデザインに関する具体的な設計技術については、D.ベーミングハウスの『歩行者空間のデザインエレメント』(D.Boeminghaus,1982)やC.タンディの『ランドスケープ・ハンドブック』(C.Tandy,1970)のように個別の空間構成要素のデザイン技法をマニュアルやハンドブックとしてとりまとめたものもある。英国のデザイン委員会(Design Council)からは、ストリートファニチュアのカatalog集⁶⁾が発行されている。D.プリンツの『イラストによる都市計画のすすめ方』(D.Prinz,1980a)と『イラストによる都市景観のまとめ方』(同,1980b)、R.グラーベの『都市計画ガイドブック』(R.Grebe,1983)は、いずれも建築・都市計画の教科書であると同時に包括的なデザインガイドともなっている。これらの計画理論や計画技術書からデザインガイドとして学ぶべきところも多い。

さて、この補論(II)では、法的規制や直接的な行政指導による計画誘導としての効力はもたないが、建築や公共施設の計画・設計に直接携わる人々だけでなく、建築主や一般市民に都市景観形成の意義とそれを構成する建築や施設のデザインのあり方と計画・設計上の留意点をまとめたデザインガイドの作成について提案・検討する。すなわち、ここで提案するデザインガイドとしてのマニュアルの作成とその運用は、都市景観形成のためのいわば「啓発誘導型」のデザイン誘導制度と言うことも出来よう。

(II)-2 建築デザインマニュアルの構成と内容

先に述べたような都市景観形成のためのデザインガイドの一つとして作成される「建築デザインマニュアル」は、個々の建築デザインの側面から都市景観形成基本計画を補完するとともに、一般地区に








図(II)-1 建築デザインマニュアルの位置づけ⁶⁾

における街並み景観形成のあり方を提案し、建築主や設計者の自発的な取り組みを促そうとするものである。図(Ⅱ)-1は、神戸市における都市景観形成のための施策体系として建築デザインマニュアルを位置づけたものである。なお、このマニュアルで主に扱う都市景観は、先に分類した景観類型のうち環境型景観としての街区的スケールの街路景観(Street-scape)であり、ここではこれを<街並み(景観)>と呼んでいる⁷⁾。

(1) 民間建築編の構成と内容

神戸市建築デザインマニュアルは、民間建築編と公共建築編の2分冊からなるが、民間建築編は、その対象を住宅建築、店舗・事務所建築、工場・倉庫建築の3

表(Ⅱ)-1 建築デザインの基本型およびキーワード
(民間建築編)^{*)}

		<キーワード>
A	自己表現のためのデザイン—————	にじませる
	<独自性> (住宅) わが家らしさの表出を	かくす
	(店舗・事務所) 表情豊かな建築を	
	(工場・倉庫) ひかえ目な建築を	
B	外部との関係を円滑にするデザイン—————	すかせる
	<開放性> (住宅) 内と外との交流を	ひかえる
	(店舗・事務所) 流れと溢みを	
	(工場・倉庫) 外に向かってやわらかく	
C	近隣とのつながりを明らかにするデザイン—————	そろえる
	<連続性> (住宅) つながりと変化を	くりかえす
	(店舗・事務所) 壁面とスカイラインに配慮を	
	(工場・倉庫) 節目と変化を	
D	街角を演出するデザイン—————	つなぐ
	<シンボル性> (住宅) 街角を街の玄関に	きりかえる
	(店舗・事務所) 街角に広がりランドマークを	
	(工場・倉庫) 街角に見通しと縁を	
E	街のなかでのあり方に対するデザイン—————	なじませる
	<地域性> (住宅) わが街らしさの演出を	いかす
	(店舗・事務所) 界限空間としての演出を	
	(工場・倉庫) 周辺環境との融和を	

つの建築種別に分け、それぞれを<計画指針>と<設計技法>によって構成している。

建築デザインを通じた街並み景観の形成を提案するこのマニュアルでは、その基本理念として「街並みはシンフォニー」を全体テーマとして、そのための基本姿勢を①<わが街らしさ>の発掘と継承を、②<個からの発想>を<共同的街づくり>へ、③市民と建築技術者の相互理解の3点にまとめている⁸⁾。

1) 計画指針と設計技法

計画指針は、街並み景観形成のための建築デザインのあり方を示すものであるが、表(Ⅱ)-1に示す5つの建築デザインの基本型を提案している。すなわち、①自己表現のためのデザイン(独自性)、②外部との関係を円滑にするデザイン(開放性)、③近隣とのつながりを明らかにするデザイン(連続性)、④街角を演出するデザイン(シンボル性)、⑤街の中でのあり方に対するデザイン(地域性)の5つである。

一方、設計技法は、計画指針で示された目標像を実現するための具体的な方法を空間領域別に展開するものであるが、それらを網羅的に取り上げるものではなく、次のような観点から選定している。

建築デザインにとって、屋根や壁、あるいは玄関や窓といった建築そのものを構成する<もの>について、その形態・色彩・材質を考える<もののデザイン>が大切なことは言うまでもないが、街並み形成にとっては建物自体だけでなく、建物-敷地-道路といった3つの空間領域相互の<関係のデザイン>が一層重要である。このマニュアルでは、こうした基本的認識に立ちつつ公的領域と私的領域の間に介在する半公的・半私的領域としての<境界領域>あるいは<中間領域>に着目し、とりわけ門・

塀・生垣・擁壁など道路と建物敷地との境界部分を「敷際(しきぎわ)」と呼び、建築デザイン上の大きな領域として位置づけている(図(II)-2)。

2) デザイン要素の抽出

建築物を構成しているデザイン要素は種々考えられるが、このマニュアルでは先に触れた関係のデザインに着目して、下記の様な視点にたって設計技法の対象となるデザイン要素を整理している(表(II)-2)。

①配置のデザイン - 関係のデザインの最も基本となるもので、道路から敷地・建物へと至る人と物(車)の動きの理解

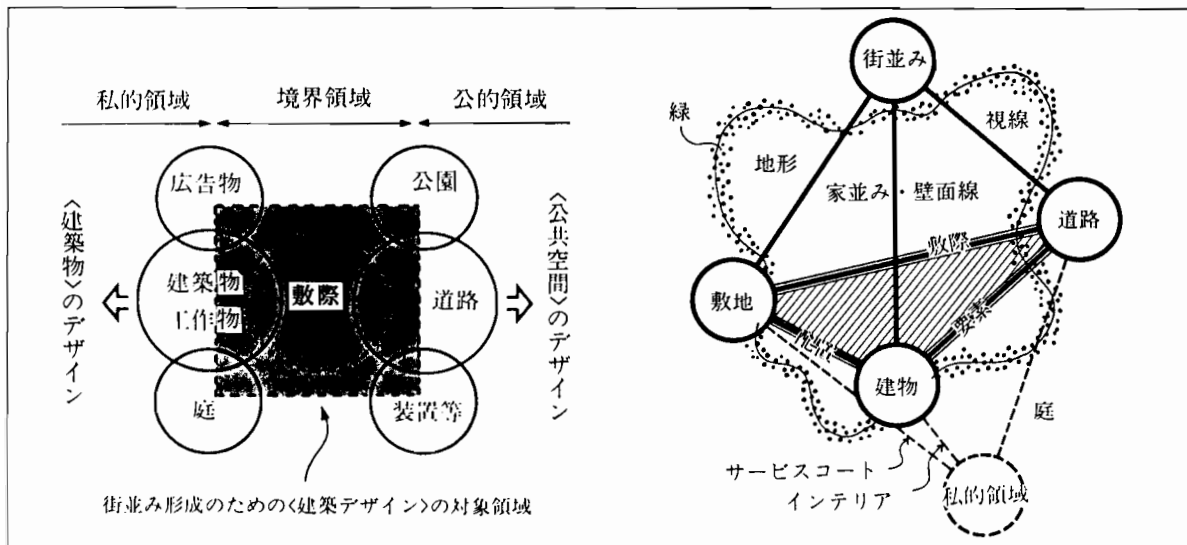
②敷際のデザイン - 道行く歩行者の目からの広がりへの演出

③要素のデザイン - 街並みの表情を創り出している要素の抽出。

また、これらの要素の実際の設計技法にあたっては、それぞれの建築物のデザインを考えていく上で特に大事にしたい要素を、重点項目として表(II)-3のように選定している。

3) 設計技法の選定と運用

建築デザインや都市景観についての考え方は人によってさまざまであり、現在広く



図(II)-2 建築デザインの対象領域と関係のデザイン

表(II)-2 設計技法のデザイン要素の整理(民間建築編)

配置	敷際	要素
人と物(車)の動きのデザイン * 敷地と建物との関係 * アクセスと敷地利用 ★ アプローチ 門・門扉・門柱(ゲート) 踏込み 車の出入口 ★ エントランス 玄関・通用口 車庫 ★ サービスヤード 敷地内空間 ★ 裏庭 (オープンスペース) ★ 駐車場、自転車置場 ★ 隅切部分への配慮 ★ ピロティ、通り庭 ★ 敷地の統合・一体的利用	空間の広がりへのデザイン * 道路と敷地との関係 * 道路から見える境界領域 ★ 敷地造成 ★ 法面・擁壁(道路との段差処理) ★ 公開空地、壁面の後退 ★ 境界部分 生垣、塀、フェンス フラワーベルト、花壇 ★ 庭、庭木 シンボルツリー ★ 床面の舗装 ★ 1・2階の利用形態 ★ 街角の利用形態	表情のデザイン * 道路から見える建物とその部分 * ものの形態・色彩・材質 ★ 屋根、屋上 ★ 壁面 ★ 窓、ひさし ★ ベランダ・バルコニー ★ 床面、スロープ ★ 屋外階段 ★ 設備、引き込み(柱・線) ★ テント、アーケード、幕 ★ 広告、看板、旗 ★ サイン、掲示板、案内 ★ 照明、彫刻、壁面

★計画指針① わが家らしさの表出を

■現状と問題点

軒を接するような狭小な敷地の向しような表情の家。味気ないブロック塀が道路の両側に立ち並ぶミニ間口の街並みや、単調で無表情な住棟が狭く集合住宅地（町地）の街並みなどから、それぞれの家のもつ温もりや安らぎが感じられるでしょうか。また、それぞれの家が通りに向かってクレーナーや配管などの設備を露出したまま置いたり、洗濯物やぶとんを干していたりして、不快感を与えていないでしょうか。

■計画指針

魅力ある街並み形成は、美しい景色を奏でる魅力ある家づくりからはじまります。それぞれの家の持つ個性〈わが家らしさ〉を人明にして、好ましい生活感が表出されるようならにじませる工夫をしましょう。しかし、これは決して勝手気ままに目立つものをのっくることを意味するものではありません。場合によっては、不必要なものや好ましくないものをかくすことも大切です。

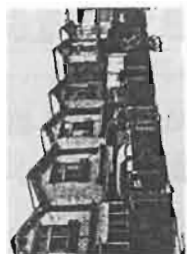
■キーワード

- * にじませる
- * かくす

■事例に学ぶ——わが家らしさの表出を



街並みとしてのまとまりの中にわが家の個性が表出している（岡山）



屋根にだけ着目した高層住宅



屋根の骨組みを強調して見せる



格子状の窓が印象的



季節感のある色による表情（北神）



素材による間口の巨大（徳島）

★設計技法⑤ 屋根

■視点

屋根は、朝々の住宅の存在感を強調し、時にはシンボルともなりませんが、それぞれバラバラのデザインでは街並みが混雑するだけです。家並みとしてのまとまりと調和を基本にしたいのです。

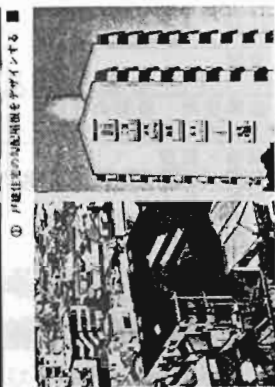
■技法

* にじませる・かくす*

- ① 戸建住宅の瓦葺屋根をデザインする
- ② 中高層住宅の屋根を工夫する
- ③ 屋根飾りや噴突で屋根を演出する
 - * つかせる・ひかえる*
- ④ 通りに開かれた庇下空間を工夫する
- ⑤ 広がりや奥行きのある屋根を工夫する
 - * せかえる・くりかえす・つながらせる*
- ⑥ 戸建住宅の形態や向きをそろえる
- ⑦ 中高層住宅の形態や向きをそろえる
- ⑧ 下階等で圧迫感を抑える
 - * つなぐ・きりかえす*
- ⑨ 全体のデザインを建物と統一する
 - * なじませる・いかす*
- ⑩ 材料・色彩をそろえる
- ⑪ 屋根やテラスを緑化する
- ⑫ 狭小住宅を共同化する

■留意点

デザインの統一の度合いが強すぎると、かえって単調で個性の乏しい街並みになる場合があります。少なくとも色彩についてはさまざまなものはさけて落ちない色調のものにした方がいいです。また、坂の街では、上から見られることも留意した配慮を工夫する必要があります。



中高層住宅の屋根を工夫する



屋根飾りや噴突で屋根を演出する



通りに開かれた庇下空間を工夫する

表(II)-3 設計技法のデザイン要素の重点項目（民間建築編）

	■ 住宅建築	■ 店舗・事務所建築	■ 工場・倉庫建築
（配置のデザイン）	① 玄関・門 ② 車庫	① 玄関	① 玄関・車の出入口
（敷地のデザイン）	③ 塀・生垣 ④ 擁壁	② 公開空地・壁面の後退 ③ 1・2階の利用形態	② 塀・フェンス（サビースカート）
（要素のデザイン）	⑤ 屋根 ⑥ 窓・ベランダ・壁面 ⑦ 設備・物置	④ 屋根・壁面 ⑤ 設備・テント・屋外階段 ⑥ 広告・サイン	③ 屋根・壁面 ④ 設備

一般に合意される様式なり一定の方向性があるわけではないが、このマニュアルでは、次の様な共通の視点のもとに設計技法の具体的手法の選定・提案がなされている。

すなわち、①ヒューマンスケールを大切に、②緑と水をいかに、③歴史をいかに、④色彩は控え目に素材をいかに、⑤夜の街並みにも配慮を、⑥維持管理を考えての6つの視点である⁸⁾。

こうした方針にそって、計画指針のキーワードに対応する設計技法を具体的な事例写真によって整理・選定した。その具体的提案の一部を計画指針の具体例と併せて図(II)-3に紹介する。

また、これらの技法を実際の設計の場に生かし運用するための参考として、〈建築デザインチェックシート〉を作成している（図(II)-4）。このチェックシートに具体的に記入することによって、各自が建築デザインについての考えを発見し確認する

〈建築デザインチェックシート〉

※あなた（建築士）が建築・建設専門家または、建築デザインカウンセラーと相談するために
※あなた（設計者）が建築主に説明する前に

◎計画概要

◇建築場所
◇建築名称
◇敷地面積 m²
◇建築面積 m²
◇延床面積 m²
◇階数
◇構造
◇用途
◇主要用途
◇建築主
◇建築デザインカウンセラー
◇設計者

◎計画制限

◇用途地域
◇指定建ぺい率 %
◇指定容積率 %
◇高度地区
◇防火・防災地域
◇その他地域地区

◎計画指針——特に配慮する指針 ……どれかの指針に○印を!

	《住宅建築》	《店舗・事務所建築》	《工場・倉庫建築》
数 量 性	・わが家らしさの演出を	・店舗間か建築を	・ひかえ目な建築を
開 放 性	・内と外との交流を	・覆れと開みを	・外に開かってやわらかく
適 応 性	・つながりと変化を	・壁面とスカイラインに配慮を	・顔目と変化を
シンボル性	・街角を創る玉座に	・街角に広がりランドマークを	・街角に見通した緑を
階 級 性	・わが家らしさの演出を	・開放空間としての演出を	・周辺環境と調和を

〈指針に応じた計画の方針〉

◎設計技法——特に配慮すべき技法を!

《配置》の工夫 ……人と物(車)の動きのデザイン ※敷地と建物との関係 ※アクセスと敷地利用

特に配慮する《配置》の工夫

《住宅建築》	《店舗・事務所建築》	《工場・倉庫建築》
◇玄関・門 ◇車庫	◇玄関	◇玄関・車の出入口

《敷地》の処理 ……空間の広がりデザイン ※道路と敷地との関係 ※道路から見える境界線域

特に配慮する《敷地》の処理

《住宅建築》	《店舗・事務所建築》	《工場・倉庫建築》
◇塀・生垣 ◇擁壁	◇公開空地・壁面の後退 ◇1・2階の利用形態	◇塀・フェンス

《要素》の選択 ……表情のデザイン ※道路から見える建物とその部分 ※もの影・色彩・材質

特に配慮する《要素》の選択

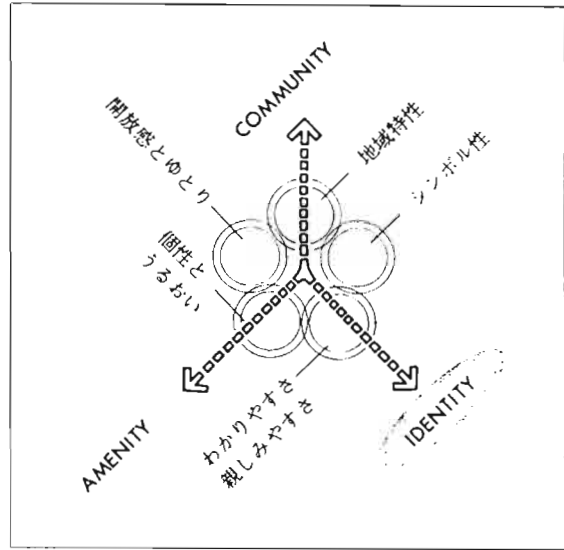
《住宅建築》	《店舗・事務所建築》	《工場・倉庫建築》
◇屋根 ◇窓・ベランダ・壁面 ◇設備・物置	◇屋根・壁面 ◇設備・テント・屋外階段 ◇広告・サイン	◇屋根・壁面 ◇設備

図(II)-4 建築デザインチェックシートの内容（民間建築編）⁸⁾

ことにもなる。

(2) 公共建築編の構成と内容

公共建築編は、その基本理念として「街並みのコンダクター」を全体テーマに、公共建築が都市景観の向上に果す先導的役割と、公共建築の新築・改修時における多様な企画・立案のプロセスのなかで、それらをより地域社会に貢献できるものとするため、主に建築と街並みとのかかわり方や敷地と公共空間との接点のあり方について配慮すべき事項を体系化している。また、手引書として活用されることで、創意工夫を生み出す上でのヒントとなりコミュニケーションの手だてとなることが意図されている。



図(II)- 5 三つの理念と五つの計画指針 (公共建築編) ^{b)}

1) 計画指針

本マニュアルでは、公共建築の概念を単に敷地内に限定せず、道路や公園などの公共空間まで広げてその対象としているが、その構成は、①計画指針、②設計技法、③運用方法よりなっている。

公共建築の今後めざしていく理念を COMMUNITY (地域社会)、IDENTITY (公共らしさ)、AMENITY (こちよさ) の3つを設定し、その実現のための具体的な施設づくりの目標としたのがつぎの5つの計画指針である。すなわち、①地域特性を生かした施設づくり、②地域のシンボルとなる施設づくり、③わかりやすく親しみやすい施設づくり、④個性とうるおいのある施設づくり、⑤開かれたゆとりのある施設づくりの5つである (図(II)- 5, 6)。

計画指針 1
地域特性を生かした施設づくり



■計画指針

敷地や周辺環境のもっている自然や歴史的特性を様々なかたちで継承してゆくことで、個性豊かな地域の形成に役立てる。


季節感のある植栽により四季の変化を表現したり、水、土、瓦や木材、石、やきものなどの自然的な要素を建築デザインに取り入れ、快い施設空間をつくり出す。

■事例に学ぶ

<ul style="list-style-type: none"> ・地形や植栽の継承 ・自然の形や素材の保存 ・地域を象徴する素材による演出 ・既存ノスタルジック ・古い建物の保存・再生 ・法面や石垣の演出 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史性の継承 ・地区イメージの建物デザインへの反映 ・風土性の表現 ・本造りによる演出 ・四季の植栽による演出
---	--

写真左側は、旧建物の植栽の継承があり、土壌・植栽的な建築要素を再利用、個性ある景観を演出している。




写真右側は、旧建物の素材を再利用、自然の形や素材の保存、地域を象徴する素材による演出、既存ノスタルジック、古い建物の保存・再生、法面や石垣の演出

図(II)- 6 計画指針の具体的提案例 (公共建築編) ^{b)}

2) 設計技法

計画指針の示す目標を実現するための具体的手法を空間領域に対応させて示すもので、配置構成編9項目、要素詳細編28項目に分れ、それぞれ「視点」(設計技法の意図や活用の効果)、「手法」(具体的活用方法や考え方)、「留意点」(活用に伴う注意事項や事前処理)、「事例解説」(設計技法の展開事例や参考事例の写真または図)の4項目で構成される(図(Ⅱ)-7)。

そのうち、公共建築の水準向上のためのミニマムな設計条件とすべく、①エントランス広場、②シンボルツリー、③屋根、④生垣・柵・塀、⑤擁壁・スロープ、の5つを設計技法の重点事項として設定する。これらは建築物の用途、規模にかかわらず実現可能であり、公共建築の質を確保し都市環境の向上に資するものであると考えられる。また、計画指針の具体化には設計技法の適切な選択と組み合わせが必要で、相互の関連をデザイン要素の整理として例示する(表(Ⅱ)-4)。

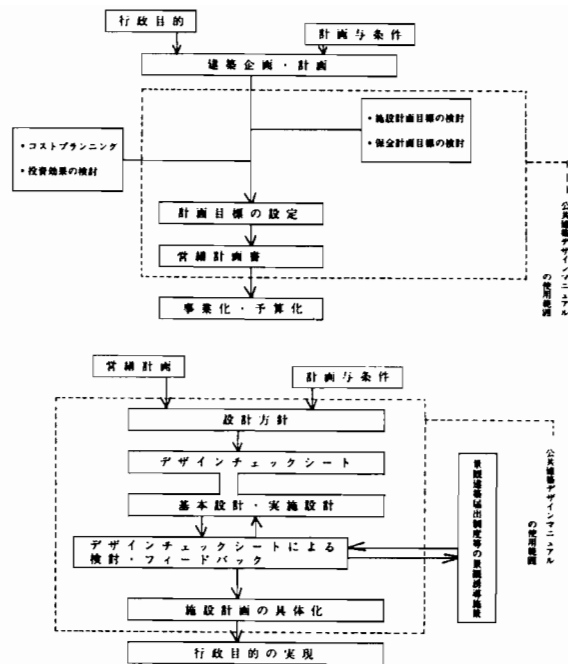
3) 運用方法

マニュアルの利用方法は大きく分けて、企画・立案のためと設計作業のための二通りの使い方がある。前者では、計画与条件や行政目的の具体化の検討、計画目標の



図(Ⅱ)-7 設計技法の具体的提案例(公共建築編)^{b)}

設定，あるいは営繕計画書の作成等の際に参照し，後者では，営繕計画書や設計方針を定める際に参照し，設計技法シートやデザインチェックシートを活用して設計作業を進め，デザインの検証・フィードバックや景観建築届出制度¹⁰⁾等の申請の際の自己診断にも活用する(図(Ⅱ)-8)。このマニュアルで提案されている設計技法は，建築デザインにあたっての基本的な考え方や配慮事項を示すものであり，設計技術そのものを扱っているわけではなく，種々の施設計画すべてについて37の設計技法で対応できるものでもない。この設計技法をベースに種々の経験が追加され，あらたな設計技法の展



図(Ⅱ)- 8 デザインマニュアルの使い方(公共建築編) ^{b)}

表(Ⅱ)- 4 設計技法のデザイン要素の整理(公共建築編) ^{b)}

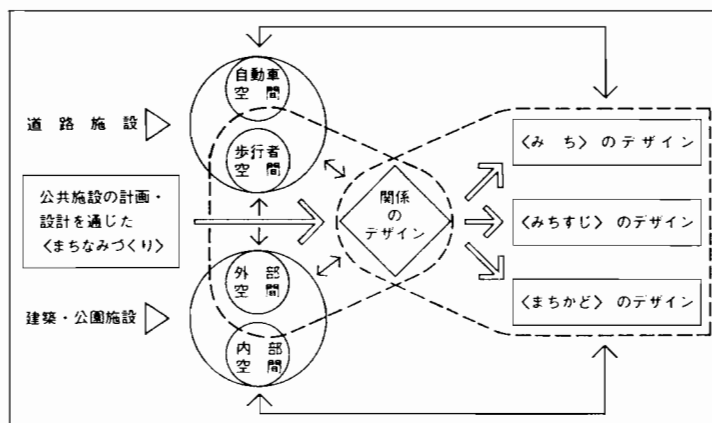
領域	周辺環境					敷地					建築物					付属物・小道具								
	デザイン エレメント	セットバック の責任	アプローチ 広場	エントランス 広場	角地 通り 遮り庇 ピロティ空間	ボケツト パーク	シルエット (形態)	床	外構			植栽		屋根	外壁			ゲート	照明 (ライトアップ)	旗 ポール等	設置 (フェンス)			
計画指針							材質・色 形状・階段・スロープ	タタミ・広場 池・水 塀・塙 駐輪場・ガレージ	サテリスヤード 駐車場	シンボルツリー 生垣 低木・地蔵	花壇・プランター 材質・色 形状	スカイライン 材質・色	ひさし 壁面	壁面 バルコニー 壁面										
地域特性を生かした施設づくり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域のシンボルとなる施設づくり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
わかりやすく親しみやすい施設づくり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個性とゆるみのある施設づくり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
開かれたゆりのある施設づくり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(○印は一つの例示である。)

開の議論が広がっていくことが期待されている。

(II)-3 公共施設デザインマニュアルの構成と内容

道路や公園などの公共施設の整備は、都市景観形成のための行政施策としてはもっとも直接的な事業的手法あり、その先導的役割が期待されて



図(II)-9 くまちなみづくり>とく関係のデザイン>¹⁾

いる。しかし、近年の公共施設整備にあっては、その敷地の狭小化によってゆとりのある外部空間の確保が困難になってきているのに加えて、ともすれば道路との空間的な関連性についての配慮を欠くために、公共施設を街並み景観の形成のために十分に活かしてきていないのが実情である。

尼崎市の「公共施設のデザインマニュアル」(1984)では、こうした反省にたって日常身近に利用する公共施設を大きく道路施設系と公園・建築施設系に分けて、その計画・設計のあり方をくまちなみづくり>の視点から追及している。

1) 関係のデザインと3つのアプローチ

公共施設の計画・設計を通じてくまちなみづくり>を進めるためには、道路空間における自動車と歩行者の相互関係のデザインとともに、公園・緑地及び公共建築施設の外部空間をくみち>とのかかわりで捉え直すく関係のデザイン>が重要になってくる(図(II)-9)。

この関係のデザインは、その対象とする空間領域によってくみちのデザイン>,くみちすじのデザイン>,くまちかどのデザイン>の3つに分けて展開する。いずれの場合においても大切なことは、それぞれの施設の敷地内空間と道路空間であるくみち>とを区分して考えるのではなく、両者の間のどちらとも言えない境界領域(中間領域)を構成する諸要素を適切にデザインすることによって、空間の連続性と継起性を高めることである。

2) 計画目標

くまちなみづくり>のための公共施設の計画・設計にとって共通する計画目標(コンセプト)として、このマニュアルでは5つの目標を提案している。すなわち、①歩行者の目を重視する、②わかりやすさ、親しみやすさを大切にする、③地域の個性を表現する、④自然や歴史を生かして地域環境と融和させる、⑤地域住民の創意を促すの5つである¹¹⁾。

3) 計画指針と計画・設計手法

ついで、このマニュアルでは、くまちなみづくり>のための関係のデザインとして

の計画・設計の基本となる計画指針を8つの提言としてまとめ、さらに、それぞれの提言に対応する25の計画・設計手法を提案している（図(Ⅱ)-10）。この計画・設計手法については、その基本的な考え方を示すとともに、具体的な計画・設計事例を事例シートの形で整理している¹²⁾。

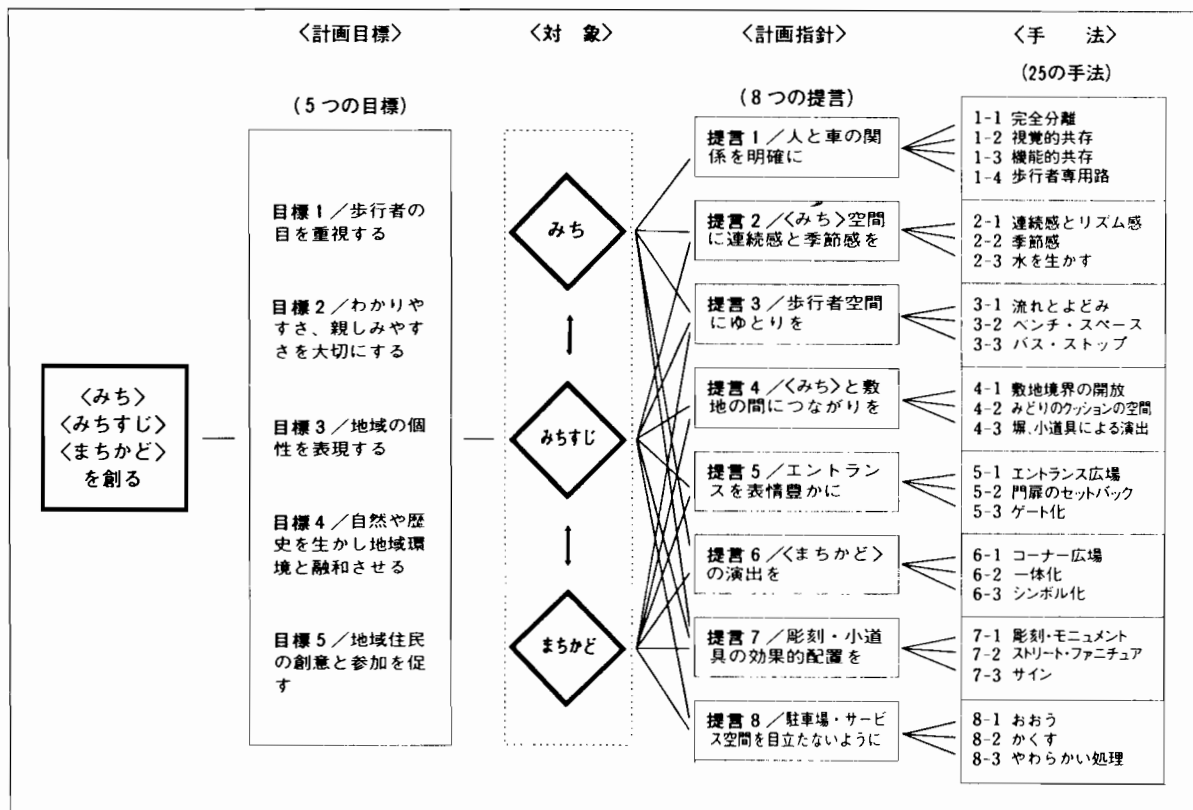
4) 運用方法

このマニュアルは、行政が直接計画・建設・管理する道路空間及びそれと公園や建築敷地との接点となる空間領域を対象にして、その空間構成と構成要素についてのデザイン手法を系統的に明示することに主眼をおいた「計画指針編」としてまとめられたものである。したがって、デザインガイドとしては基本的な枠組と考え方を示すにとどまっており、今後の即地的なケーススタディを積み重ねつつ具体的な計画・設計技法を開発しその内容の精緻化を図っていく必要がある¹³⁾。

(Ⅱ)-4 まとめ

この補論(Ⅱ)では、都市景観形成のためのデザインガイドとなる3つのデザインマニュアルの作成について提案・検討してきたが、それ等に共通する特色とそれに伴う課題も指摘されよう。

まず、これらのマニュアルが計画目標や計画指針に重点をおいて、都市景観の形成



図(Ⅱ)-10 公共施設デザインマニュアルの構成¹⁾

とデザインの重要性を強調するいわば理念・目標型のデザインガイドとなっていることである。しかし、ここで示されている目標像は決して具体的な解決策を示すものではなく、計画・設計にあたっての基本的な事項を抽象的に指摘するにとどまっている。この背景には、都市景観や建築デザインについての目標像や将来像を統一的には描き得ない今日の状況が反映されているとともに、デザインガイド自体に多様な都市景観やデザインのあり方についての新たな合意形成の契機となる啓発的役割が期待されているといえよう。そのため、提案されている設計技法についても計画・設計にあたっての基本的な考えや配慮事項が示されているだけで、技術的側面について具体的な指摘はほとんどない。計画・設計の要素技術の蓄積と設計技法としての体系化はこれからの大きな課題である。

また、それぞれのマニュアルの作成にあわせて、その活用・運用策が具体的に試みられていることも大きな特色である。神戸市では、民間編のマニュアルの作成にあわせて、「建築デザインカウンセラー（相談員）制度」¹⁴⁾を発足させている。それぞれの地域ごとに建築専門家に依頼して市民が住宅を建設する際の建築物のデザインについての相談に応じるもので、いわば<コミュニティアーキテクト>としての役割へと展開することが期待されている。また、公共編のマニュアルは、企画、設計、管理・運営などの様々な段階で公共建築に携わる人々の相互の対話の手だてとなることが期待されているが、それに関連して市有の建築物についての行政内部での自主審査組織である「建築技術管理委員会」によって具体的な建築デザインについても討議されている。尼崎市の公共施設のデザインマニュアルに関連する試みとしては、このマニュアル作成の前から組織されている「尼崎市都市デザインチーム」¹⁵⁾によって個別の公共施設の計画・設計についての具体的な討議がなされており、市独自の事業制度として「みちすじ・まちかど整備事業」¹⁶⁾が発足している。さらに、表彰制度としての「まちかどチャームング賞」¹⁷⁾も創設されている。

ところで、最近になってこうした都市景観形成のためのデザインガイド作成のさまざまな試みがみられるようになった。

まず、都市景観条例にもとづく行政指導の具体的な運用にあわせて作成されたデザインガイドとしては、神戸市、尼崎市（1986）、伊丹市、兵庫県などの事例があり、特に大規模建築物の届出制度に関連した建築設計上の留意点が示されている。すでに述べた盛岡市の事例（盛岡市、1985）の場合には、条例や要綱による行政指導ではないが市内に建設される建築の計画・設計に際しての留意点をまとめたいわば景観マスタープランとしての役割も担うものとなっている。また、建築物ではなくサインや彫刻などの設置に関するデザインガイドとしては、神戸市（1986）や尼崎市（1987、1988）などの事例がある。その他、具体的な設計技法に関するものでは、住宅・都市整備公団の住宅地デザインのためのマニュアル（日本都市計画学会、1982）などがある。さらに、新しく開発される大規模複合施設や博覧会などの施設計画についても、独自

のデザインガイドが作成されており、それぞれの計画・設計組織の内部では相当の蓄積があるものと予想される。

一方、建築設計者などの専門家ではなく広く一般市民を対象にした都市景観と建築デザインの啓発書としては、横浜市の『都市デザイン白書』（1983）がその代表的な事例といえるが、これからの環境教育やまちづくり教育のなかで都市景観やデザインの問題をいかに位置づけ展開するかはこれからの大きな課題となろう。

いずれにせよ、こうしたデザインガイドが都市景観の形成やデザインの向上のうえでただちにその効用が発揮されるものではないが、長期的な視点からこれからの都市景観形成のための多様な価値観を前提にした合意形成の糸口となることが期待されている。

(補論Ⅱの註)

- 1) この補論(Ⅱ)は、既発表論文(嶋田・他と共著,1987a,b,1988)をもとに全面的に補筆・補正したものである。なお、(Ⅱ)-3の公共施設のデザインマニュアルについては新たに書き加えた。
- 2) 神戸市建築デザイン研究会(1987a,b)。
- 3) 尼崎市都市デザインチーム(1984)。
- 4) 英国のデザインガイド方式については、西山(1983)に詳しい。デザインガイドとしては、①自治体の計画部局が州レベルの広範な地域を対象にあるべきデザイン原理・基準を冊子の形で公示しておく「デザインガイド(Design Guide)」, ②特定重要地域のデザインのあるべき姿や敷地の開発内容に関して自治体の希望をあらかじめ表明した小冊子の「開発要領(Development Brief)」あるいは「デザイン要領(Design Brief)」, ③非公式の計画手続き(事前協議)がある(同,397頁)。特に、エセックス州(Essex County Council)のデザインガイドは、その後の英国の地方自治体のデザインガイドに大きな影響を与えた先駆的事例として名高いが、北原(市街地住宅研究会,1985,109-113頁)や西山(1988)に詳しい。また、ロンドン郊外のブルムリィ区(London Borough of Bromley)のデザインガイドについては、三輪(1988,32-35頁)に紹介されている。
- 5) アーバンデザイン計画は、アーバンデザイン審査制度を通じてデザインマニュアルあるいは市全域のアーバンデザインガイドラインとして、さらに地区の詳細なアーバンデザイン計画の枠組みを与えるものとして機能している(小出,1985,42頁)。
- 6) 1963年初版のストリートファニチュアについてのカタログ集で、1979年版からは同時に公園・広場の設備・装置(Equipment for Parks and Amenity Areas)についてのカタログ集も発刊されている(Design Council,1979a,b)。
- 7) 第1章,1-4(1)参照。
- 8) 神戸市建築デザイン研究会(1987a),4頁。
- 9) 前掲書,8-9頁。
- 10) 神戸市都市景観条例にもとづく大規模建築物を対象とした届出制度で、神戸市が行なう建築行為については行政の内部組織である「神戸市建築技術管理委員会」において自主審査を行なっている。
- 11) 尼崎市都市デザインチーム(1984),18-19頁。
- 12) 前掲書,40-66頁。
- 13) その後、尼崎市では具体的なケーススタディが行なわれている(尼崎市都市デザインチーム,1985)。
- 14) 昭和62年度から創設された制度で、建物の新築・増築・改築、外構工事の計画に際して、神戸市の依頼した建築専門家が相談に応じる。
- 15) 昭和58年度から発足した都市デザインについての討議組織で、尼崎市における都市デザインの基本的なあり方を討議すると同時に、実際のプロジェクトについても検討を行なう。メンバーは、行政内部の都市デザイン関係部局の職員と土木・建築・造園などのと学識経験者からなる。
- 16) 昭和60年度から創設された尼崎市独自の事業で、市街地内の主要な街角などにある既存の公園や公共施設用地と道路とを一体的に整備することによって、都市美形成を図る。
- 17) 尼崎市が昭和61年度に創設した表彰制度(3年に1回開催)で、周辺の街並み景観の向上に寄与している建築物、工作物、広告・看板などを対象にして、一般公募によって作品を募集し選考する。

(補論Ⅱの参考文献)

- C.Alexander(1977): A PATTERN LANGUAGE,Oxford University Press,Inc.,New York. [平田翰那訳(1984):『パターン・ランゲージ[環境設計の手引]』,鹿島出版会。]
- 尼崎市都市デザインチーム(1984):『みち・みちすじ・まちかどを創る-公共施設・計画指針編-』(<まちなみづくり>のためのデザイン・マニュアル その1),尼崎市。
- 尼崎市都市デザインチーム(1985):『<まちかど>整備計画』(<まちなみづくり>のためのデザイン・マニュアル その2),尼崎市。

- 尼崎市都市開発局計画部都市計画課（1986）：『誇りと愛着と活力のある美しいまちをめざして－建築設計のためのガイドライン－』，尼崎市。
- 尼崎市都市開発局計画部都市計画課（1987）：『誇りと愛着と活力のある美しいまちをめざして－サインデザイン編－』，尼崎市。
- 尼崎市都市開発局計画部都市計画課（1988）：『誇りと愛着と活力のある美しいまちをめざして－彫刻編－』，尼崎市。
- D.Boeminghaus（1982）：FUSSGÄNGER-BEREICHE+GESTALTUNGS-ELEMENT,Karl Kramer Verlag,Stuttgart.
[岡並木監訳：『モール・広場とデザインエレメント－外部空間の計画・設計マニュアル－』，地域科学研究会，1986年。]
- Design Council（1976）：street scene ,Design Council,London.
- Design Council（1979a）：street furniture (a Design Council Catalogue),Design Council,London.
- Design Council（1979b）：equipment for parks and amenity areas (a Design Council Catalogue), Design Council,London.
- Design Council and the Royal Town Planning Institute（1979c）：streets ahead,Design Council, London. [中津原努・桜井悦子（1980）：『あたらし街路のデザイン』，鹿島出版会。]
- G.L.C.（1978）：An Introduction to Housing Layout,The Architectural Press Ltd.,London. [延藤安弘監訳（1980）：『低層集合住宅のレイアウト』，鹿島出版会。]
- R.Grebe（1983）：Leben in der Stadt. [中村静夫訳（1984）：『都市計画ガイドブック－みんながまちを造った－』，集文社。]
- 兵庫県：『あすの景観をつくる－大規模建築物等のための景観ガイドライン－』，兵庫県。
- 兵庫県都市住宅部計画課：『あすの景観をつくる－出石町城下町地区 景観ガイドライン』，兵庫県。
- 伊丹市：『伊丹らしい街並みをつくるための建築デザインガイドライン』。
- 神戸市（1986a）：『建築設計のための景観ガイドライン－景観建築届出制度のあらまし－』（神戸市広報印刷物）。
- 神戸市（1986b）：『国際観光都市マニュアル－外国人がひとり歩きできる街づくりをめざして－（サイン・施設整備基準）』，神戸市。
- 神戸市建築デザイン研究会（1987a）：『建築デザインと街並み－街並みはシンフォニー－』，神戸市。
- 神戸市建築デザイン研究会（1987b）：『公共建築デザインマニュアル－公共建築は街並みはコンダクター－』，神戸市。
- C.C.Marcus,W.Sarkissian（1986）：HOUSING AS IF PEOPLE MATTERED - Site Design Guidelines for Medium-Density Family Housing - ,University of California Press. [湯川利和訳（1989）：『人間のための住環境デザイン－254のガイドライン－』，鹿島出版会。]
- 三輪康一（1988）：「自治体の創造的役割と都市空間づくりの方向」，『都市研究』第4号，東大阪都市問題研究会，21-45号。
- 盛岡市（1985）：『都市景観形成ガイドラインの手引き－盛岡らしい都市景観をめざして－』，盛岡市。
- （社）日本都市計画学会（1982）：『住宅地景観設計マニュアル '82』住宅・都市整備公団。
- 西山康雄（1983）：「イギリスにおける住宅地デザイン・ガイドに関する研究－もうひとつの空間制御手法－」，『昭和58年度 第18回日本都市計画学会学術研究発表会論文集』，397-402号。
- 西山康雄（1988）：「エセックス州のデザイン原理とデザイン・ブリーフ－イギリスにおける住宅地デザイン・コントローラー」，『昭和63年度 第23回日本都市計画学会学術研究発表会論文集』，211-216号。
- D.Prinz（1980a）：Städtebauliches Entwerfen (Städtebau Band 1) ,W.Kohlhammer GmbH,Stuttgart.
[小幡一訳（1984a）：『イラストによる都市計画のすすめ方』，井上書院。]
- D.Prinz（1980b）：Städtebauliches Gestalten (Städtebau Band 2) ,W.Kohlhammer GmbH,Stuttgart.
[小幡一訳（1984b）：『イラストによる都市景観のまとめ方』，井上書院。]

市街地住宅研究会（1985）：『街並み形成活動を支援する住環境・都市計画システムに関する研究』，
（財）新住宅普及会・住宅建築研究所。

嶋田勝次・安田丑作・木山正典・武田則明・小林郁雄・白井治（1987a）：「街並み形成のための建築
デザインマニュアルの作成に関する考察－（その1）神戸市建築デザインマニュアルの構成と内容－」，
『日本建築学会学術講演梗概集』，429－430号。

嶋田勝次・安田丑作・木山正典・武田則明・小林郁雄・白井治（1987b）：「街並み形成のための建築
デザインマニュアルの作成に関する考察－（その2）神戸市建築デザインマニュアルにおける設計技法
－」，『日本建築学会学術講演梗概集』，431－432号。

嶋田勝次・安田丑作・木山正典・武田則明・小林郁雄・白井治（1988）：「街並み形成のための建築
デザインマニュアルの作成に関する考察－（その3）神戸市建築デザインマニュアル〈公共建築編〉の構
成と内容－」，『日本建築学会学術講演梗概集』，203－204号。

C.Tandy(1970):HANDBOOK OF URBAN LANDSCAPE,Architectural Press,London. (First published in bo
ok form). (扇谷弘一監訳(1979):『ランドスケープ・ハンドブック』, 鹿島出版会。)

巽和夫・編（1989）：『行政建築家の構想』，学芸出版社。

豊田市（1989）：『公共施設と都市景観－快適なまちづくりのためのデザインマニュアル－』，豊田市。

横浜市都市計画局都市デザイン室（1983）：『横浜市都市デザイン白書 '83－魅力ある都市（まち）へ
－』，横浜市。

（補論Ⅱの図版出典）

a) 神戸市建築デザイン研究会（1987a）／〔図(Ⅱ)- 1, 図(Ⅱ)- 2, 図(Ⅱ)- 3, 図(Ⅱ)- 4, 表(Ⅱ)-
1, 表(Ⅱ)- 2〕

b) 神戸市建築デザイン研究会（1987b）／〔図(Ⅱ)- 5, 図(Ⅱ)- 6, 図(Ⅱ)- 7, 図(Ⅱ)- 8, 表(Ⅱ)-
4〕

c) 尼崎市（1984）／〔図(Ⅱ)- 9, 図(Ⅱ)-10〕

第3章 既成市街地における景観形成と建築デザイン誘導に関する研究

- 3-1 都市景観条例と建築デザイン誘導制度の実際
 - 3-1-1 都市景観条例と地域指定方式
 - 3-1-2 神戸市における都市景観形成地域の指定とその概要
 - 3-1-3 神戸市都市景観形成地域における制度の適用状況
- 3-2 地域景観形成基準の適用実態からみた建築デザイン誘導の評価
 - 3-2-1 適用実態調査の概要
 - 3-2-2 地域景観形成基準とその達成状況
- 3-3 建築主・設計者からみた都市景観条例と建築デザイン誘導の評価
 - 3-3-1 アンケート調査の概要と回答者の諸属性
 - 3-3-2 都市景観と建築デザイン誘導に関する一般的意向
 - 3-3-3 都市景観条例と建築デザイン誘導制度の評価
- 3-4 まとめ
 - (第3章の註, 参考文献)

第3章 既成市街地における景観形成と建築デザイン誘導に関する研究

本研究は、近年全国の自治体で相次いで制定されている「都市景観条例」とそれに基づく建築デザイン誘導制度に着目して、特に既成市街地における同制度の適用の実態を把握するとともに、その実効性と有効性についての評価を行おうとするものである。具体的な研究方法としては、比較的早くから条例運用の実績をもつ神戸市都市景観条例の場合の規制・誘導施策についての実態調査とアンケート調査による分析を通じて研究課題に接近している。

3-1 都市景観条例と建築デザイン誘導制度の実態

3-1-1 都市景観条例と地域指定方式

都市景観の形成を自治体独自の条例に基づく建築デザイン誘導制度によって行おうとする試みは、すでに第1章でも概観したように昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて本格化するが、その嚆矢となったのは京都市と神戸市における都市景観条例の制定である。

昭和47年に制定された京都市の『京都市市街地景観条例』は、都市計画法と建築基準法に基づく美観地区の制度を歴史的・伝統的な景観と一般市街地の景観との調和・調整に積極的に活用しようとしたものである¹⁾。同条例では、美観地区として御所・二条城・東西本願寺・東寺の歴史的建造物とその周辺地域、鴨川沿いの地域、鴨川と東山にはさまれた鴨東地区、東山山麓の清水地区を指定し、これ等の美観地区を第1種と第2種に分類して段階的な規制を実施している。この条例では、建築物の高さの限度など数量的なものについては基準化しているが、その他は当該建築物と周辺景観との調和を義務づけて、その調和のあり方をそれぞれの地域の特性に応じて市長が具体的基準として別に定め告示する方式をとっている。同条例では、この美観地区の制度の他に「巨大工作物規制区域」といった独自の制度が設けられており、鉄塔や高速道路などの巨大な工作物について届出制をしき、その規模・形態・色彩などを計画の段階でチェック審査している。さらに、同条例では京都に残る伝統的な町並みなどの歴史的地区そのものの保全と修景を目的として補助金制度をとり入れた「特別保全修景地区」の指定も用意されており、清水の産寧坂地区（約 5.3ha, 240戸, 昭和47年）と祇園新橋地区（約 1.5ha, 105戸, 昭和49年）の2地区が指定されている。これは、文化財保護法による「伝統的建造物群保存地区（以下では、伝建地区と略す）」の制度に先行するものであるが、昭和51年に同制度が施行されるとともにこの地区には両制度による地区指定が重ねられている。その後、嵯峨鳥居本地区（約 2.6ha, 50戸, 昭和54年）も伝建地区の指定を受けている。こうした高度地区と関連させた美観

の制度的活用とともに、伝建地区制度に先駆けて独自の地区指定制度の導入による面的な景観保全への道を開いた京都市の建築デザイン誘導による景観施策は、「京都方式」として高く評価される場所であるが、歴史的・伝統的景観の保全を基本にした古都京都であってはじめて合意可能な側面があったことも見逃せない。

この「京都方式」に対して、広く一般の市街地における多様な景観形成のあり方に着目したのが、「神戸市都市景観条例」（昭和53年）である²⁾。同条例は、都市景観の形成を「神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくること」（同条例第2条）と定義しており、都市景観形成の保全（まもる）、育成（そだてる）、創造（つくる）の3つの側面を強く意識したものになっている。この条例は、法律に基づく伝統的建造物群保存地区制度と美観地区制度のいわゆる委任条例としての性格も合せもつが、その大きな特色は「都市景観形成地域」と「景観形成指定建築物等届出地域」という2つの市独自の制度を設けていることである。神戸市におけるこれらの地域指定の流れは、図3-1の通りである。

このうち、「都市景観形成地域」は、「都市景観の形成を図るために必要な地域」

（同条例10条）として指定されるものであるが、これまでに北野町山本通地区（約32ha，昭和54年），税関線沿道地区（約36ha，昭和56年），旧居留地地区（約22ha，昭和58年），神戸駅・大倉山地区（約60ha，昭和60年），須磨・舞子海浜地区（約179ha，昭和63年）の5地区，合計約329haが指定されている。このうち異人館街として知られる北野町山本通地区の一部（約9.3ha）は、伝建地区にも重複指定されている。一方、全市を対象として一定規模以上の大規模な建築物等について届出を課し、指導・助言を行う「景観形成指定建築物等届出地域」による制度の運用

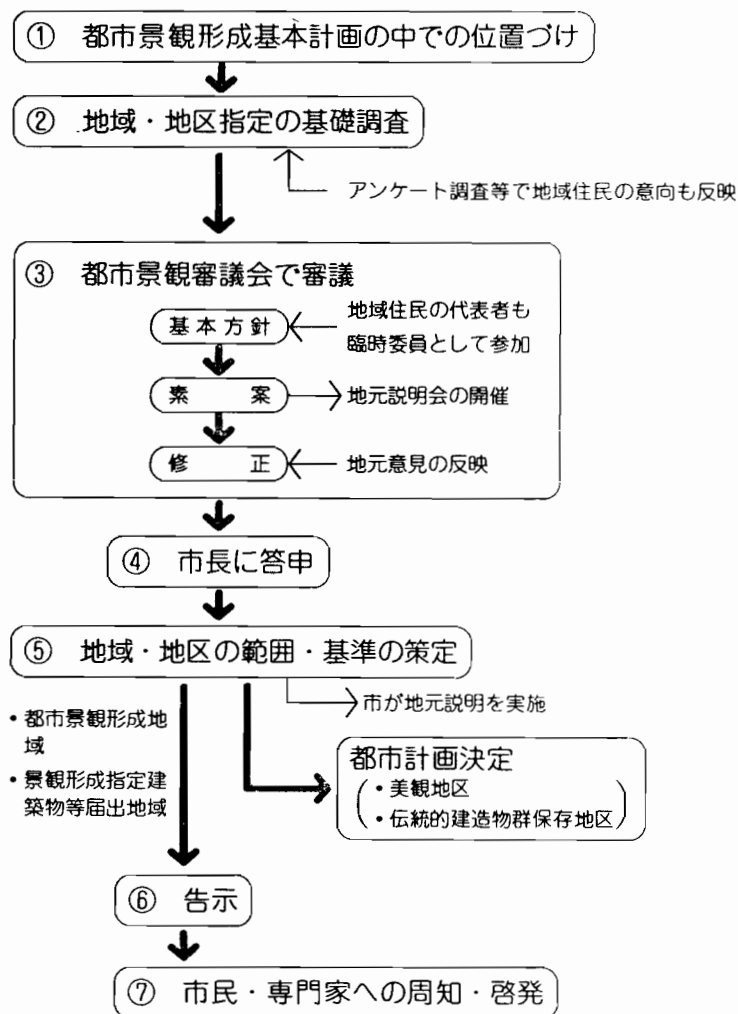


図3-1 神戸市都市景観条例に基づく地域指定の流れ²⁾

も昭和61年 4月より開始されている。

神戸市都市景観条例では、これ等の建築デザイン誘導制度に加えて、「都市景観形成基本計画」(景観マスタープラン)の策定が市長の責務として同条例第4条に定められており、昭和57年 7月に『神戸市都市景観形成基本計画』が公表された。この計画では、本論文の第2章でも述べたように全市的な景観形成のための基本方向や整備施策が総合的・体系的に示されている。広く一般の市街地を対象とした景観形成を、景観マスタープランによる方向づけと自治体独自の建築デザイン誘導制度によって推進しようとする総合計画型の都市景観行政のスタイルは、いわば「神戸方式」とでも呼べるもので、その後多くの自治体でも類似の取り組みを展開している。すでに第1章でみてきたように、これまでに数多くの全国の自治体で都市景観条例が制定されている。

これらの条例の基本的な構成はほぼ同じであるが、それぞれの都市の独自性を示す試みもみられる。たとえば、伊丹市の場合には面としての地域だけでなく、線としての道路、点としての建築物についても指定を行なえるような新たな仕組みも用意されており、尼崎市の場合ではさらに景観を阻害する建築物に対する対策についても盛り込まれている³⁾。

ところで、こうした都市景観条例に基づく建築デザイン誘導制度は、いずれも建築物等の新築あるいは増改築に際して届出を課し、指導・助言を行うことによって都市景観の形成を図ろうとするものであるが、それには大きく2つの方法が用意されている。

一つは、地区指定によって区域を限定して、指導・助言すべき内容についても一定の基準を設けて、原則として地区内に建設されるすべての建築・開発行為について適用するもので、法に基づく伝統的建造物保存地区や美観地区の考え方に準ずる運用と言える。京都市の「特別保全修景地区」や神戸市の「都市景観形成地域」はその代表例である。

二つは、広く都市の全域あるいは地域を対象として、一定規模以上の大規模建築物等について届出を課し、具体的なケースに応じて指導・助言を行うものである。京都市の「巨大工作物規制区域」、神戸市の「景観形成指定建築物等届出地域」、伊丹市の「都市景観デザイン審査」などがそれである。

前者の方法には、地区ごとにきめ細かな建築デザイン誘導が期待できるという特色があるものの、その適用範囲が地域的に限定されているため都市全体としての景観形成になかなか結びつかない弱点がある。一方、後者の方法はその対象が大規模な建築物等に限られるが、景観上の影響力の大きい目立つものだけに都市全体の景観形成にとって意味がある。この両者の方法を併用して、後者の方法で広く薄く景観形成を図りつつ、前者の対象地域を順次拡大しようとするのがどの自治体でも共通した取り組みである。

いずれにせよ、具体的な制度の運用に当たって問題となるのが、その基準やガイドラインの作成である。基準の内容は都市や地域によって、また誘導方法によっても当然異なるものの、建築物の高さや外壁の後退などの数値化の可能なものを除いて、形態や色彩などの外壁についての項目では間接的、抽象的表現にとどまっている。

この背景には、真砂（1982）の指摘するように都市景観条例が単に法律の個別的授権に基づく委任条例や規制権の行使によって立法目的を達成しようとする行政事務条例ではなく、「市民共通の施策目標をかかげつつ、それを市民、事業者、公の当局、三者の相互批判・協力のプロセスを通して実現して行くという形の条例、すなわち、責務条例ないし啓発条例的なものでなければならないと思われる」⁴⁾ことも大きく影響していよう。すなわち、「いかに十分な市民参加を前提にしようとも、公の当局が、一定の都市美ないし景観を市民に強要するというようなことは極めて問題だからである」⁵⁾との共通的な認識があるように思える。

3-1-2 神戸市における都市景観形成地域の指定とその概要

神戸市では、昭和53年10月に都市景観条例を制定して以来、これまでに5地区を都市景観形成地域に指定してきたことはすでに述べたが、ここでは次節以降における調査実施の基準時点として設定した昭和61年11月9日までに地域指定のされた北野町山本通地区、税関線沿道地区、旧居留地地区、神戸駅・大倉山地区の4地区の地域指定の概要を図3-2と表3-1に示す。また、それぞれの地区において定められている地域景観形成基準は、表3-2に示す通りである。

道路からの外壁後退、建築設備等の位置及び形態などの項目については、具体的な基



図3-2 神戸市都市景観形成地域位置図

表 3- 1 神戸市都市景観形成地域の概要

地域名称	北野町山本通	税関線沿道	旧居留地	神戸駅・大倉山
指定年月日	昭和54年10月30日	昭和56年6月30日	昭和58年6月1日	昭和60年3月20日
指定面積	約32ha	約36ha	約22ha	約60ha
用途地域	第2種住居専用地域 住居地域	住居地域・近隣商業地域 商業地域	商業地域 商業地域	住居地域・近隣商業地域
建蔽率	60%	60~80%	80%	60~80%
容積率	200~300%	300~800%	600~800%	200~800%
景観形成の基本方針	①異人館などの既存の優れた遺産を受け継ぐ ②住宅地として日常生活の安全利便及び快適な環境整備を進める ③神戸らしさ、北野らしさあふれるまちづくりを指向する	①風格あるまち並みの形成 ②個性と美しさのあるまち並み ③親しみとゆとりのあるまち並みの形成	①都心業務地にふさわしいにぎわいのあるまち並みの形成 ②歴史的環境に配慮した風格ある都市景観の形成 ③親しみとわらわりのある地区環境の整備	①うらおいと活気のあるまち並みの形成 ②にぎわいと親しみのあるまち並みの形成 ③個性と風格のあるまち並みの形成
景観形成の整備施策	①都市景観条例による地域指定 ②生活環境整備の推進 ③屋外広告物の規制の強化 ④地元組織との協調	①都市景観条例による地域指定 ②共同のまちづくりの推進 ③総合的道路軸景観の整備 ④地元組織の結成	①都市景観条例による地域指定 ②歴史的建築物の保全と活用 ③屋外広告物の指導 ④地区環境の整備 ⑤地元組織との協調	①都市景観条例による地域指定 ②建築物の共同化の推進 ③地区にふさわしい用途の建築物の誘導と空地の利用促進 ④歴史的建造物の保全と活用 ⑤屋外広告物の指導 ⑥地区環境の総合的整備 ⑦地元組織との協調

準の内容は地区によって異なるもののいずれの地区でも規定されているが、建物の高さのように最高限度を定める地区（北野町山本通地区）と最低限度を定める地区（税関線沿道地区、旧居留地地区、神戸駅・大倉山地区）とその景観形成の方向によって大きく異なる基準が設定されている項目もある。一方、意匠（形態、材料、色彩）に関する項目では、歴史的景観の保全を目的とした北野町山本通地区の伝建地区に指定されている区域内での基準のように屋根の形態や建築物の意匠についてかなり具体的に規定している場合を除くと、「周囲の景観と調和のとれたものとする」という一般的な記述

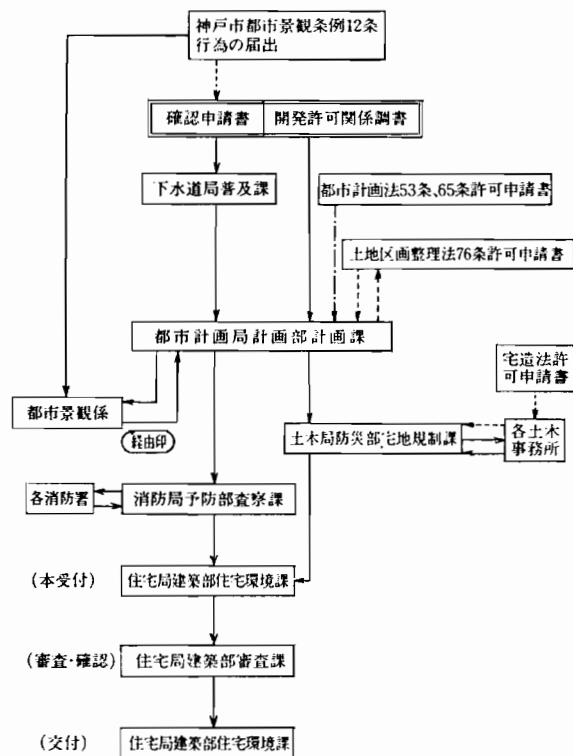
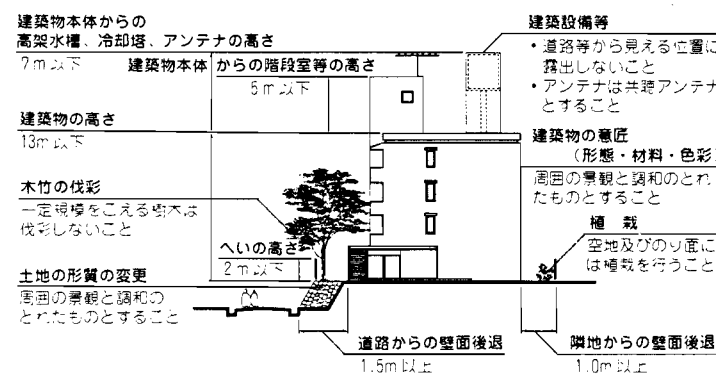
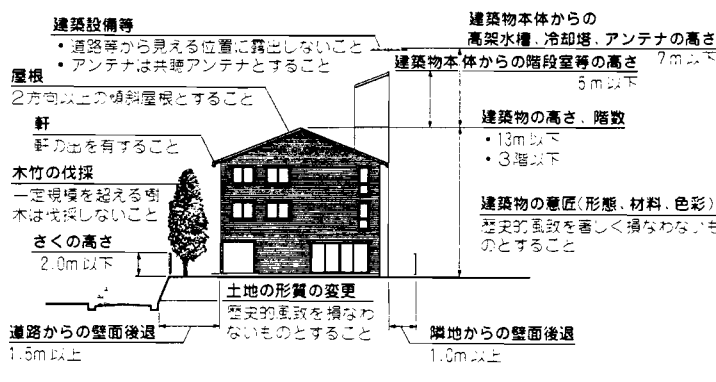
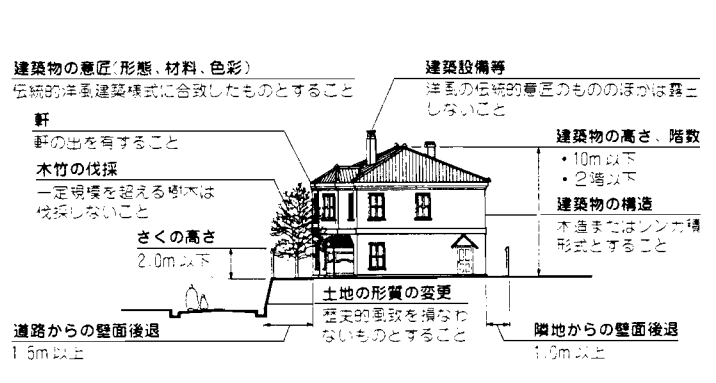



図 3- 3 神戸市都市景観条例に基づく届出等の手続^{b)}

表 3-2 都市景観形成地域別の地域景観形成基準の内容

北 野	<p>都市景観形成地域</p> <p>地域景観形成基準</p>  <p>建築物本体からの高架水櫃、冷却塔、アンテナの高さ 7m以下</p> <p>建築物本体からの階段室等の高さ 5m以下</p> <p>建築物の高さ 13m以下</p> <p>木竹の伐採 一定規模をこえる樹木は伐採しないこと</p> <p>土地の形質の変更 周囲の景観と調和のとれたものとする</p> <p>道路からの壁面後退 1.5m以上</p> <p>隣地からの壁面後退 1.0m以上</p> <p>建設設備等 ・道路等から見える位置に露出しないこと ・アンテナは共聴アンテナとすること</p> <p>建築物の意匠(形態・材料・色彩) 周囲の景観と調和のとれたものとする</p> <p>植栽 空地及びガのり面には植栽を行うこと</p>
山 本	<p>伝統的建造物群保存地区</p> <p>許可基準</p>  <p>建設設備等 ・道路等から見える位置に露出しないこと ・アンテナは共聴アンテナとすること</p> <p>建築物本体からの高架水櫃、冷却塔、アンテナの高さ 7m以下</p> <p>建築物本体からの階段室等の高さ 5m以下</p> <p>建築物の高さ、階数 ・13m以下 ・3階以下</p> <p>建築物の意匠(形態、材料、色彩) 歴史的風致を著しく損なわないものとする</p> <p>屋根 2方向以上の傾斜屋根とすること</p> <p>軒 軒の出を有すること</p> <p>木竹の伐採 一定規模を超える樹木は伐採しないこと</p> <p>さくの高さ 2.0m以下</p> <p>土地の形質の変更 歴史的風致を損なわないものとする</p> <p>道路からの壁面後退 1.5m以上</p> <p>隣地からの壁面後退 1.0m以上</p>
地 区	<p>伝統的建造物群保存地区</p> <p>修景基準</p>  <p>建築物の意匠(形態、材料、色彩) 伝統的洋風建築様式に合致したものとする</p> <p>建設設備等 洋風の伝統的意匠のもののは露出しないこと</p> <p>建築物の高さ、階数 ・10m以下 ・2階以下</p> <p>建築物の構造 木造またはレンガ積形式とすること</p> <p>軒 軒の出を有すること</p> <p>木竹の伐採 一定規模を超える樹木は伐採しないこと</p> <p>さくの高さ 2.0m以下</p> <p>土地の形質の変更 歴史的風致を損なわないものとする</p> <p>道路からの壁面後退 1.5m以上</p> <p>隣地からの壁面後退 1.0m以上</p>
税 関 線 沿 道 地 域	<p>都市景観形成地域</p> <p>地域景観形成基準</p>  <p>建築物の高さ 別図2の区域4 20m以上 区域3 17m以上 区域2 13m以上</p> <p>建設設備等 ・道路等から見える位置に露出しないこと ・アンテナは共聴アンテナとすること</p> <p>建築物の意匠(形態・材料・色彩) 地域の景観形成に配慮されたものとする</p> <p>日よけテント ・次の基準内で必要最小限のものとする 1 高さ2.5m以上 2 張り出し1.5m以下 3 支柱は道路に設けない</p> <p>閉店時間の早い店舗の1階部分の形態 シャッターを直接外部に面して設けないこと</p> <p>駐車場及び共同住宅の出入口 景観形成道路に面して設けないこと</p> <p>1階部分(高さ2.5m以下の部分)の外壁後退</p>

都市景観形成地域

地域景観形成基準

建築物等の意匠

地域の景観に配慮されたものとする

建築面積

500㎡以上

容積率

10分の20以上

駐車場の出入口の位置

京町筋、前町通、海岸通に面して設けないこと

植栽

空地には植栽を行うこと

有効空地

- ・角地——敷地の7%以上
- ・角地以外敷地の5%以上

建築設備等

道路等から見える位置に露出しないこと

建築物の高さ

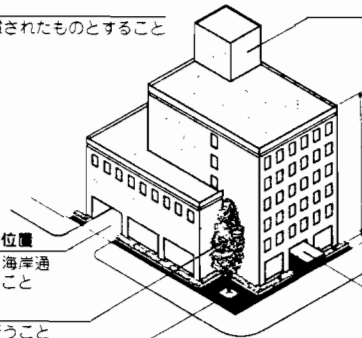
17m以上

道路からの壁面後退

1.0m以上

日よけ

- 次の基準内で、必要最小限のものとする
- ①高さ2.5m以上
- ②張り出し1.5m以下
- ③支柱は道路に設けない



都市景観形成地域

地域景観形成基準

(大倉山ゾーン)

建築物等の意匠は、質の高い落ちついたものとし、周辺の緑と一体となつてうるおいと親しみあふれるものに誘導する。

建築面積

90㎡以上

建物の高さ

9m以上

道路からの建物の後退

1階部分/高さ2.5m未満の部分/1m以上

シャッター、ショーウィンドー

まちのにぎわいに配慮すること

日よけ

- 次の基準内で必要最小限のものとする
- ①高さ2.5m以上
- ②道路上の張り出し1.5m以下
- ③支柱は道路に設けない

建築設備（高架水櫃）など

道路などから見える位置に露出しないこと

壁の色

緑と調和した落ちついた色調とすること

建物の形・材料など

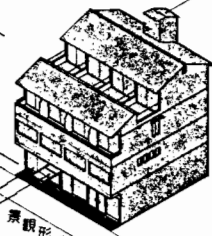
周囲の景観と調和のとれた質の高いものとする

植栽

空地には植栽を行うこと

駐車場の出入口

景観形成道路に面して設けないこと



都市景観形成地域

地域景観形成基準

(神戸駅前ゾーン)

商業地区にふさわしいにぎわいと統一感のあるまち並みを形成するように誘導する。

建築面積

150㎡以上

容積率

10分の20以上

建物の高さ

17m以上、古漢線沿道は9m以上

道路からの建物の後退

1階部分/高さ2.5m未満の部分/1m以上

シャッター、ショーウィンドー

まちのにぎわいに配慮すること

日よけ

- 次の基準内で、必要最小限のものとする
- ①高さ2.5m以上
- ②道路上の張り出し1.5m以下
- ③支柱は道路に設けない

建築設備（高架水櫃）など

道路などから見える位置に露出しないこと

壁の色

にぎわいと統一感を考慮した明るい色調とすること

建物の形・材料など

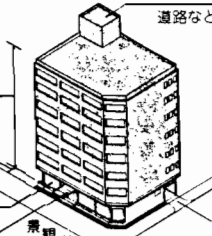
周囲の景観と調和のとれた質の高いものとする

植栽

空地には植栽を行うこと

駐車場の出入口

景観形成道路、景観形成広場に面して設けないこと



都市景観形成地域

地域景観形成基準

(相楽ゾーン)

駅前地区にふさわしい風格とゆとりのあるまち並みを形成するように誘導する。

建築面積

500㎡以上

容積率

10分の20以上

建物の高さ

17m以上

道路からの建物の後退

2m以上

シャッター、ショーウィンドー

まちのにぎわいに配慮すること

日よけ

- 次の基準内で必要最小限のものとする
- ①高さ2.5m以上
- ②道路上に張り出さない

建築設備（高架水櫃）など

道路などから見える位置に露出しないこと

壁の色

風格ある重厚な色調とすること

建物の形・材料など

周囲の景観と調和のとれた質の高いものとする

アーケード

原則として設けないこと

駐車場の出入口

景観形成道路、景観形成広場に面して設けないこと



うるおいある空地（有効空地）

- ・角地——敷地の7%以上
- ・角地以外敷地の5%以上

にとどまっている。

この都市景観形成地域の指定による建築デザイン誘導制度の特徴としては、①地域内で行なわれる建築行為などに届出を課し、地域景観形成基準に基づく助言・指導を行なうこと、②私権の規制を最小限に抑えつつ、市の指導・助言あるいは助成により景観形成を誘導していること、③条例に基づく助言・指導を受けた者や伝統的建造物の修理を行なう者に対して、必要に応じ技術的援助や助成などを行なうことなどがあげられ、具体的には建築行為などの届出対象物について、市の担当者が地域ごとに定められた地域景観形成基準に基づいて建築確認申請前に協議の上、指導・助言を行なっている。なお、神戸市の都市景観条例に基づく建築行為などを行なう際の届出等の手続（伝建地区内においては許可申請）は、図 3-3 の通りであるが、具体的な指導・助言はいずれの場合も実際の届出手続前の事前協議が中心となっている。

3-1-3 神戸市都市景観形成地域における制度の適用状況

表 3-3 は、調査基準時点（昭和60年11月9日現在）までに都市景観形成地域の制度に基づいて届出のあった件数を示したものであるが、総数 298件のうち建築物が8割以上を占めるが、その他に工作物や土地の形質変更のみの場合の件数も含まれている。また工事種別では、新增改築以外に大規模の模様替えなどのケースも3割近くみられる。ここで、比較的届出の実績の多い北野町・山本通地区および税関線沿道地区での建築物の全ストック件数を昭和55年でそれぞれ 1,797件、1,335件と推定すると⁶⁾、届出件数のうちの建築物の件数の地域ストックに占める割合は、両地域とも年間約 1.3%となっている。

次節以降での調査においては、条例によって定められた届出対象物のうち、①届出対象が建築物を含むもので、②工事種別では新築および増改築であるものを取り上げ、このうち現地でその状況が外部から確認できたものを調査対象建築物として設定した。

表 3-3 都市景観形成地域内における建築行為等の届出件数

	総 計	届 出 対 象 物		工 事 種 別			建 物 用 途		
		建築物	その他	新 築	増改築	その他	住 宅	併用住宅	その他
北野町山本通	155(100.0)	141(91.0)	14(9.0)	51(32.9)	33(21.3)	71(45.8)	79(51.0)	26(16.8)	50(32.3)
税関線沿道	109(100.0)	79(72.5)	30(27.5)	87(79.8)	10(9.2)	12(11.0)	4(3.7)	13(11.9)	92(84.4)
旧居留地	25(100.0)	17(68.0)	8(32.0)	14(56.0)	6(24.0)	5(20.0)	-(0.0)	-(0.0)	25(100.0)
神戸駅・大倉山	9(100.0)	9(100.0)	-(0.0)	5(55.6)	3(33.3)	1(11.1)	-(0.0)	1(11.1)	8(88.9)
合 計	298(100.0)	246(82.6)	52(17.4)	157(52.7)	52(17.4)	89(29.9)	83(27.9)	40(13.4)	175(58.7)

注) 昭和60年11月9日現在

その結果、調査対象建築物としては表 3-4 にあるように合計 105件が選定された。この調査対象建築物の諸特性を地区別に整理したのが図 3-4 (a)~(h)であるが、これ等から次のような特色が指摘されよう⁷⁾。

1) 敷地面積は、全体としては100㎡~200㎡のものが多く、100㎡未満の狭小な敷地もかなり見られ、特に幹線沿いの商業系用途の税関線沿道地区で顕著である。建築面積についても、敷地面積の場合とほぼ同様な傾向が見られる(同図(a),(b))。

2) 延床面積は、当然のことながら住居系の北野町山本通地区で商業系の他の3地区に比べて小規模のものが多く(同図(c))。

3) 建物構造は、全体としてはRC造、SRC造、鉄骨造など非木造建築がほとんどを占めるが、住居系の北野町山本通地区では木造建築も見られる(同図(d))。

4) 建物階数は、北野町・山本通地区では5階以下の低層が、他の3地区では6~9階の中層住宅がほとんどを占めている(同図(e))。

5) 建物用途では、北野町・山本通地区では専用住宅が、他の3地区では店舗など商業

表 3-4 調査対象地と調査対象建築物数

地 域	建築物件数	備 考
北野町 山本通	52(49.5)	内伝建地区19件
税関線沿道	45(42.9)	
旧 居 留 地	5(4.8)	
神戸駅・大倉山	3(2.9)	
合 計	105(100.0)	

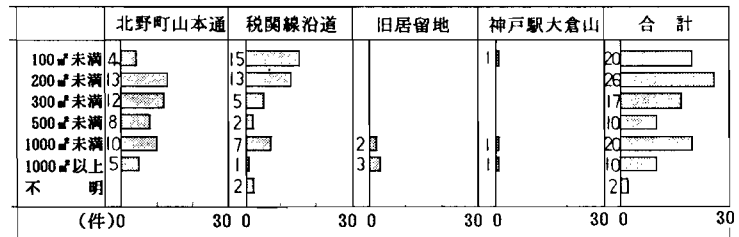


図 3-4 景観形成タイプ別調査対象建築物の特性(a) 敷地面積

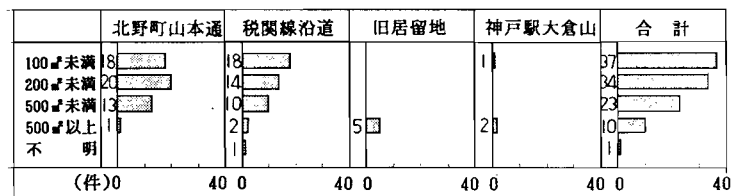


図 3-4 景観形成タイプ別調査対象建築物の特性(b) 建築面積

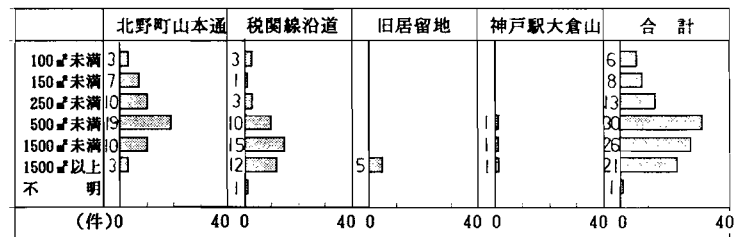


図 3-4 景観形成タイプ別調査対象建築物の特性(c) 延床面積

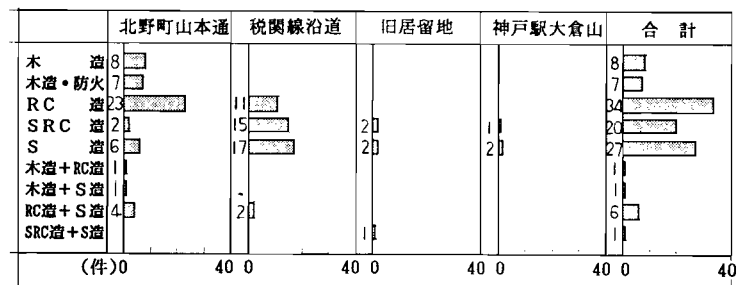


図 3-4 景観形成タイプ別調査対象建築物の特性(d) 建物構造

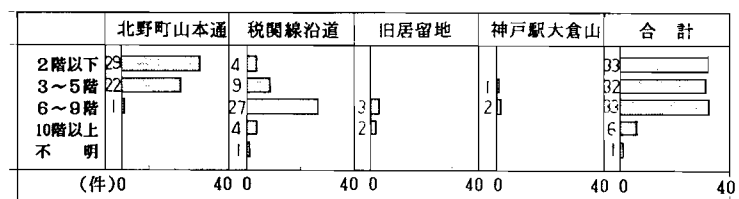


図 3-4 景観形成タイプ別調査対象建築物の特性(e) 建物階数

系用途が代表的である（同図(f)）。

6) 建ぺい率は、住居系の北野町・山本通地区では70%未満に、他の3地区では逆に70%以上に集中している（同図(g)）。

7) 容積率も、北野町・山本通地区では300%未満が多いのに対し、他の3地区では逆に300%以上に集中しており、その違いが顕著に表れている（同図(h)）。

このように都市景観形成地域の届出のあった建築物は、北野町山本通地区では専用住宅をはじめとする住居系用途の低中層の建築が主体で、建ぺい率、容積率ともに比較的低いのに対し、他の3地区では店舗など商業系の高層建築で、建ぺい率、容積率ともに高い。

	北野町山本通	税関線沿道	旧居留地	神戸駅大倉山	合計
専用住宅	22	2			24
併用住宅	10	6			16
共同住宅	9	6			15
店舗	7	2	5		14
事務所	3	4			7
その他	1	4			5
(件)	0	40	0	40	0

図 3-4 景観形成タイプ別調査対象建築物の特性(f) 建物用途

	北野町山本通	税関線沿道	旧居留地	神戸駅大倉山	合計
40%未満	12	1			13
50%未満	10				10
60%未満	20				20
70%未満	10	3			13
80%未満		12	3		15
90%未満		17	2		19
100%未満		10			10
不明		2			2
(件)	0	30	0	30	0

図 3-4 景観形成タイプ別調査対象建築物の特性(g) 建ぺい率

	北野町山本通	税関線沿道	旧居留地	神戸駅大倉山	合計
100%未満	7	1			8
150%未満	14	2			16
200%未満	14				14
300%未満	6	2			8
400%未満	1	7			8
600%未満		14			14
600%以上		17	5		22
不明		2			2
(件)	0	30	0	30	0

図 3-4 景観形成タイプ別調査対象建築物の特性(h) 容積率

3-2 地域景観形成基準の適用実態からみた建築デザイン誘導の評価⁸⁾

本節では、神戸市の都市景観形成地域における建築デザイン誘導制度の適用事例について、実際に建設された建築物についての即地的な実態調査を通じて、地域景観形成基準の適用上状況を把握するとともに、その実効性を評価・検討する。

3-2-1 適用実態調査の概要

(1) 調査対象地区と景観形成タイプの設定

調査対象としては、調査基準時点までに都市景観形成地域の指定を受けていた先にあげた4地区であるが、そのうち北野町山本通地区は、住居系の歴史的景観の保全を目的として建物の最高高さの制限や土地形質の変更、木竹の伐採制限など規制色の強

い「保全系地区」であるのに対して、他の3地区は高さの最低限度を定めるなど敷地の高度利用を図りつつ調和のとれた都市景観の形成を目的とした「育成系地区」であり景観形成上の性格が大きく異なる。また、調査基準時点では旧居留地地区と神戸駅・大倉山地区では、地域指定後間もないため届出実績も調査対象としての要件を備えたものは両地区の合計でわずか8件にすぎない。そこで、次節以降では景観形成タイプとして「保全系地区」と「育成系地区」とに大別して分析、検討することとした。

(2) 観察・実測調査の実施と調査項目

都市景観形成地域において地域景観形成基準にもとづいて指導・助言を受けた建築物等のうち先の表3-4に示した合計105件を対象にして、昭和62年11月～12月に適用実態調査を実施した。適用実態調査は、届出時の図面資料をベースに現地での観察・実測調査によって行ったが、その際にそれぞれの地区の地域景観形成基準と対応させつつ確認した景観構成要素の項目は、大略次の20項目である。これらの項目は、①建築物の配置・構成に関する項目、②建築物本体の意匠に関する項目、③建築物の付属物に関する項目に大別される。

(建築物の配置・構成に関する項目)

- ①敷地、建物の間口幅
- ②有効空地・半公共空間の構成
- ③前面道路からの外壁後退
- ④隣地からの外壁後退
- ⑤出入口の構成(車と人)
- ⑥駐車場、自転車置場の構成
- ⑦共同住宅の出入口の構成
- ⑧前面道路の歩道の構成
- ⑨土地の形質の変更の有無
- ⑩木竹の伐採の有無

(建築物本体の意匠に関する項目)

- ⑪屋根の意匠(形態、材料、色彩)
- ⑫ファサードの意匠(外壁、窓、ショーウィンドー、シャッターなど)

(建築物の付属物に関する項目)

- ⑬建築設備の位置と構成
- ⑭植栽の状況
- ⑮塀・柵の構成と意匠
- ⑯ファニチュアの設置状況
- ⑰アーケード、日除けテントの設置状況
- ⑱屋外広告物の設置状況
- ⑲洗濯物の干し場の位置

㊸その他周辺利用状況等

これらの調査項目について、それぞれの調査対象建築物についてその景観構成要素の有無の確認、数値化、類型化などによって分析を行ったが、以下では各地区に共通する基準項目を中心にその達成状況を検討することとした⁸⁾。

3-2-2 地域景観形成基準とその達成状況

(1) 前面道路からの外壁後退と空地の利用状況¹⁰⁾

前面道路からの外壁の後退距離は、保全系地区の場合の基準値は1.5m以上であるが、一部に基準値以下のものも見られるものの、基準値をかなり上回る後退距離を確保しているケースが多くみられる。これに対し、育成系地区での基準値はいずれの地区も1.0m以上となっているが、基準値通りのケースがかなり多いことが読み取れる(図3-5(a))。

これを敷地規模別にみると、敷地規模が小さいほど後退距離が小さくなり、特に100㎡以下の狭小敷地では、基準値として設定されている後退距離1.0m、またはそれ未満のものが全件数の約60%を占め、狭小敷地での基準達成の困難さがうかがえる(同図(b))。このことは建物規模(延床面積)別にみても同様で、規模が大きくなるほどその後退距離が大きくなる傾向がある(同図(c))。

これら後退部分の利用状況をみると、保全系地区では、エントランスアプローチや自庭、駐車場などに利用するケースが多いが、育成系地区では、商業施設が多いこともあり、歩道の一部としたりエントランスアプローチとして利用されている(同図(d))。

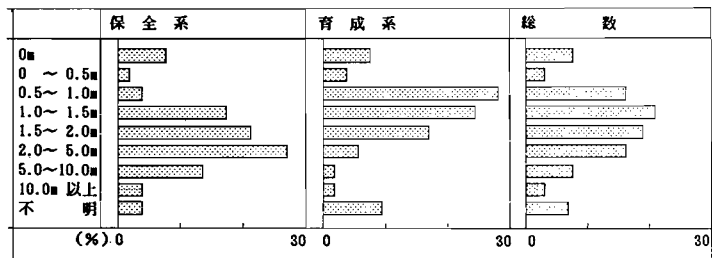


図 3-5 前面道路からの外壁後退(a) 景観形成タイプ別後退距離

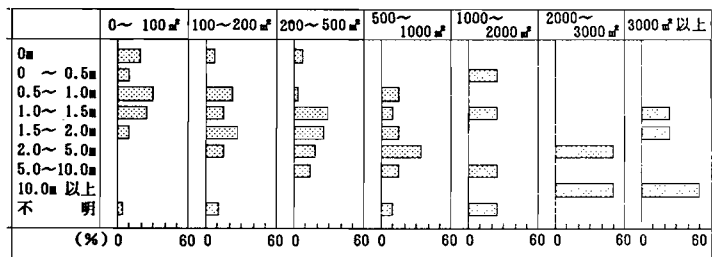


図 3-5 前面道路からの外壁後退(b) 敷地規模別後退距離

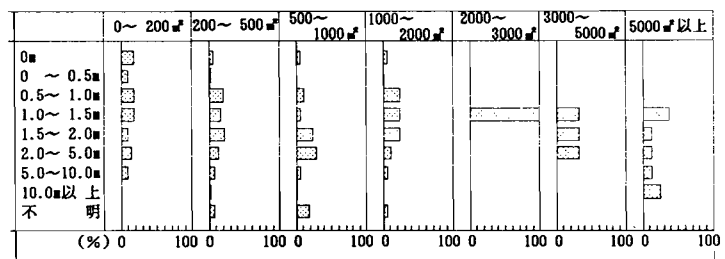


図 3-5 前面道路からの外壁後退(c) 建物規模(延床面積)別後退距離

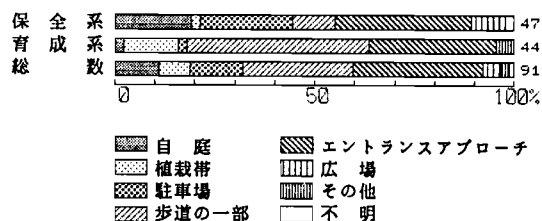


図 3-5 前面道路からの外壁後退(d) 景観形成タイプ別後退部分の利用状況

(2) 植栽の有無と植栽方法

いずれの地区においても敷地内の空地の植栽が求められているが、対象建築物全体の7割以上がなんらかの形で植栽を行っている。これを敷地規模別にみると、規模が大きいほど植栽を施す場合が多くなり（図3-6(a)）、用途別にみると、専用住宅ではすべてなんらかの植栽が施されており、店舗・事務所でも半数以上で植栽がなされていることが分かる（同図(b)）。

植栽場所については、敷地規模が小さいと玄関周りのみの植栽事例が多いが、大規模なものほど多様な場所で施すようになる（同図(c)）。植栽方法についても、敷地規模が100㎡以下では、鉢植えを置く程度にとどまる場合が多いが、敷地規模が大きくなると多彩な方法が採られる傾向がある（同図(d)）。このように植栽に関しては、敷地規模と建物配置のゆとりが大きく影響していることが分かる。

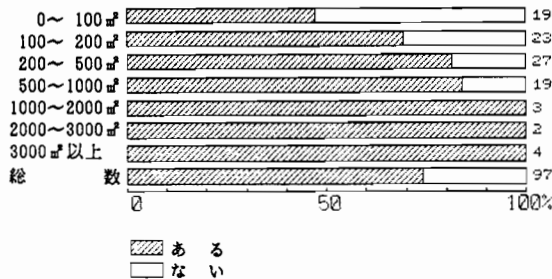


図3-6 植栽状況(a) 敷地規模別植栽の有無

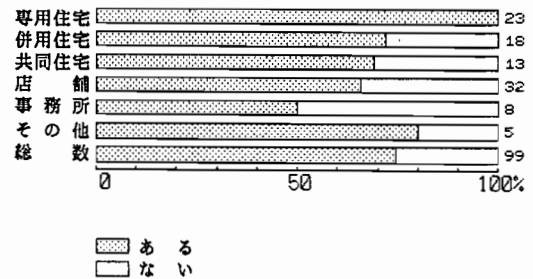


図3-6 植栽状況(b) 建物用途別植栽の有無

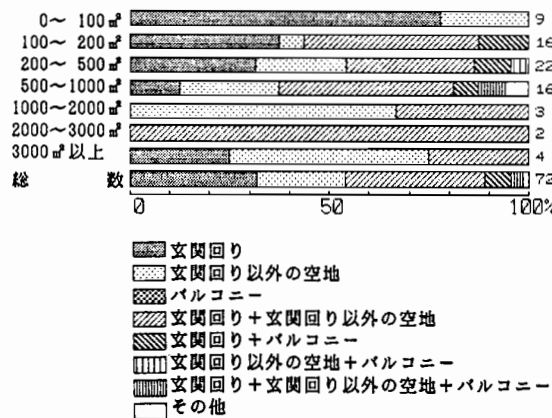


図3-6 植栽状況(c) 敷地規模別植栽場所

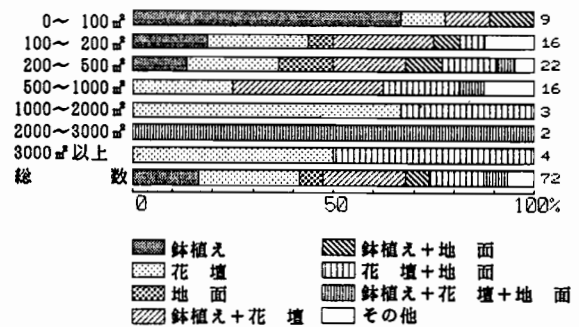


図3-6 植栽状況(d) 敷地規模別植栽方法

(3) 屋根の形態

屋根形態については、保全系地区では伝統的建造物群保存地区の許可基準に2方向以上の傾斜屋根が要求されているため、都市景観形成地域全体でも傾斜屋根が60%以上と多くみられる。一方、育成系地区では高さ変化のない陸屋根が主流を占めている（図3-7(a)）。これを建物規模別にみると、小規模なものほど傾斜屋根が多くな

っているが(同図(b))、これは建物用途別にみると分るように専用住宅の場合が該当している。また、中規模になると高さ変化のない陸屋根が、さらに大規模になると高さ変化のある陸屋根が多くなっている(同図(c))。

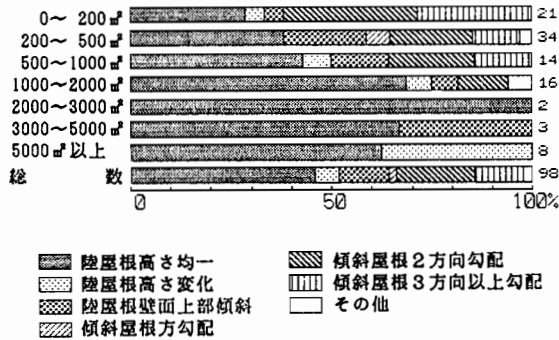


図 3-7 屋根の形態(b) 建物規模(延床面積)別屋根形態

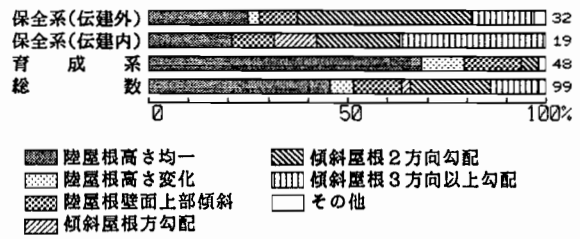


図 3-7 屋根の形態(a) 景観形成タイプ別屋根形態

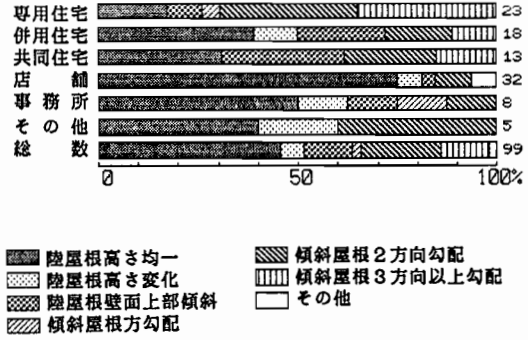


図 3-7 屋根の形態(c) 建物用途別屋根形態

(4) 建築設備等の設置状況

建築設備等については、道路等から見える位置に露出しないことが基準として定められている。図 3-8(a)に示すように、高架水槽については、若干路上から露出しているのがみられるもののおおむね基準が守られているが、実際にはその他のさまざまな設備が路上より観察されており、特にアンテナを立てたり、クーラーの屋外機を目立つ位置に設置したりする事例がかなり見られた。建物規模別にみた設置状況では、とりたてて特徴ある傾向は見られないが、規模が小さくてもアンテナ、クーラーの屋外機はかなり観察された(同図(b))。また、設計上は路上から見えないような配慮がなされているにもかかわらず、洗濯物が見えているケースもあり住み手や使い手側の対応として問題がある場合も見られた。

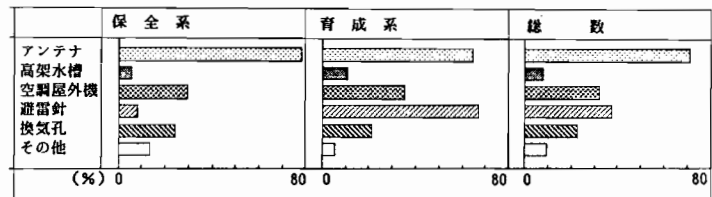


図 3-8 建築設備の設置状況(a) 景観形成タイプ別建築設備の設置状況

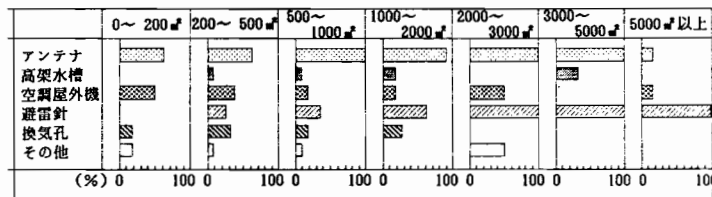


図 3-8 建築設備の設置状況(b) 建物規模(延床面積)別建築設備の設置状況

(5) 屋外広告物の設置状況

屋外広告物は景観形成地域では特に基準として定められていないが²⁾、店舗の建設

事例の多い育成系地区ではほとんどなんらかの屋外広告物が設置されており、特に壁付き看板が多い(図 3-9)。これらのなかには、明らかに都市景観を阻害すると判断できるものもあり、都市景観行政としてその対応が急がれる。

(6) 間口率と高さ比率

今回の調査対象地域においては、間口率(道路に面する敷地幅に対する建物の間口の幅の比率)についての基準は特に設けられていないが、育成系では90%以上のものが7割以上を占めており隣地との空間がほとんどない街並み型建築が主流を占めていること

が分る。一方、保全系地区では間口率90%以上のものは4割以下にとどまっています隣地との間はかなりゆとりが見られる(図 3-10(a))。

次に、間口幅に対する建物高さの比率を建物高さ比として算出すると、育成系地区ではその比が3を越えるものが4割以上を占めており、なかには建物高さ比が6以上のいわゆるペンシルビルも見られる。それに対して、保全系地区では建物高さ比が2以下のものがほとんどを占めている(同図(b))。

3-3 建築主・設計者からみた都市景観条例と建築デザイン誘導の評価¹¹⁾

都市景観条例に基づく建築デザイン誘導制度を評価検討するに当たっては、大きく①制度とその運用にかかわる課題と、②地域景観形成基準の具体的内容にかかわる課題とが想定される。前者では建築デザイン誘導制度の実施に伴う手続きや運用方法が、一方の后者では基準やその適用の方法などの有効性あるいは実効性が問題となる。いずれにせよ、建築行為に際して現行の法的規制の枠を越えた新たな届出の手続きを課せられ、行政指導を実際に受ける建築主や建築設計者などが、どのようにこの制度を受け止めているかを把握することはこの制度の評価にとって極めて重要である。

本節ではこのような問題意識のもとに、建築デザイン誘導制度の実施事例として比

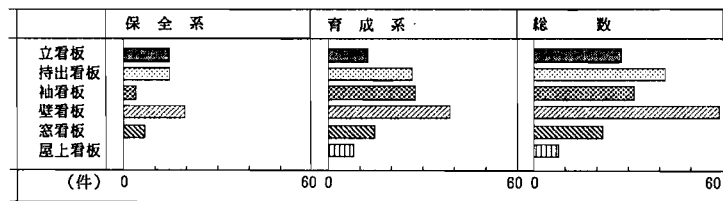


図 3-9 景観形成タイプ別屋外広告物設置状況

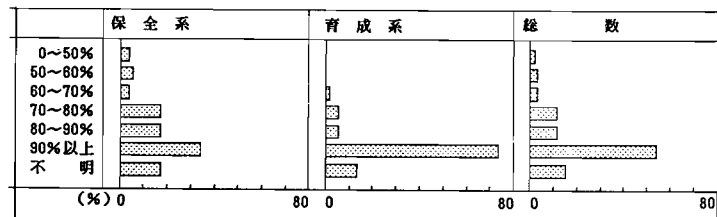


図 3-10 間口率と高さ率(a) 景観形成タイプ別間口率(間口幅/敷地幅)

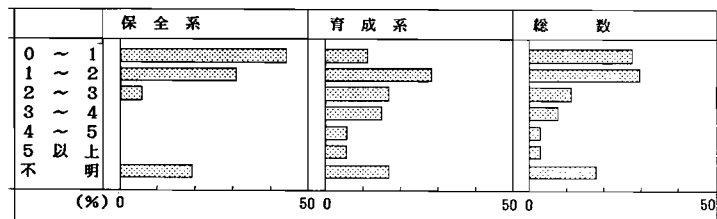


図 3-10 間口率と高さ率(b) 景観形成タイプ別高さ率(高さ/間口幅)

較的早くからの実績をもつ神戸市の都市景観条例に基づく都市景観形成地域における建築デザイン誘導制度を取り上げ、これまでに実際に同制度による行政指導を受けた建築主と建築設計者に対して後述するようなアンケート調査を実施し、制度への対応状況やその意識評価などについて検討することにした。

3-3-1 アンケート調査の概要と回答者の諸属性^{1,2)}

(1) アンケート調査の概要

1) 調査対象の選定

前節で検討した4つの都市景観形成地域における建築デザイン誘導の実態調査の調査対象建築物として設定した105件についてその建築主と設計者をアンケート調査の調査対象とすることとした。また、4つの調査対象地域うち北野町山本通地区については、地域内に居住する住民に対する調査も合わせて行った。そのうち、建築主は主に個人住宅や自家用用途との併用住宅などのように当該建築物内に居住しないしは居住かつ就業している場合（建築主A）と当該建築物内には居住していない場合（建築主B）とに分け、後者で建築主が企業組織等の場合には当該建築物の建設担当者（個人）に調査の回答を依頼した。設計者についても、大規模な設計事務所などのように設計組織が対象になる場合には、実際の建築設計担当者（個人）に回答を依頼した。また、北野町山本通地区の住民は自治会役員を通じて150名に配布した。

2) 調査項目

調査項目は、表3-5に示すように①フェイスシート、②地域について、③地域の景観形成について、④制度と行政指導の内容などからなるが、一般的な景観形成のあり方のようにすべての調査対象に対して共通的に質問しているものと実

表3-5 アンケート調査の対象と調査項目

項 目	建築主 A	建築主 B	設計者	住 民
フェイスシート				
1.性別・年齢	○	○	○	○
2.職業	○	○	○	○
3.事業内容	○	○	○	○
4.都市景観に対する考え	○	○	○	○
5.地域の景観的特色の熟知度			○	
6.地域での建築設計担当歴			○	
7.居住年数	○			○
地域について				
1.建築の経緯	○	○		
2.建築の理由・動機	○	○		
3.まちへの愛着感とその理由	○			○
4.地域の景観の比較(他地域、数年前)				○
地域の景観形成のあり方				
1.景観形成手法の重要度	○	○	○	○
2.建築物等の規制・誘導に対する考え	○	○	○	○
3.建築物等の規制・誘導手法の有効性	○	○	○	○
制度と指導を受けた建築物について				
1.条例の熟知度	○	○	○	○
2.都市景観形成地域指定の熟知度	○	○	○	○
3.地域景観形成基準の熟知度	○	○	○	○
4.伝統的建造物群保存地区指定熟知度	○	○	○	○
5.景観形成市民団体の熟知度	○	○	○	○
6.基準の達成度と周囲の景観への影響			○	
7.基準の達成難の理由			○	
8.景観上の配慮点・注文点	○	○	○	
9.新しい建築物の地域景観への影響				○
10.景観整備事業の評価				○
11.今後の景観形成についての意見				○
12.今後の建築物等の指導制度について				○
13.指導を受けたことの熟知度	○	○		
14.指導を受けたことに対する意見	○	○		
15.当該建築物の地域景観への影響	○	○		
16.地域景観形成基準内容に関する意見	○	○	○	
17.制度のしくみや手続きに関する意見	○	○	○	
18.神戸市の制度全般にわたっての意見	○	○	○	○

※ここで「地域」とは、各々の都市景観形成地域のことをさす

表3-6 調査票の配布・回収状況

	建築主A	建築主B	設計者	住 民	合 計
北野町 山本通	16/27	15/22	30/47	74/150	135/246
	59.3	68.2	63.8	49.3	54.9
税 関 線 沿 道	5/8	15/28	26/35		46/71
	62.5	53.6	74.3		64.8
旧 居 留 地	0/0	4/4	4/4		8/8
	-	100.0	100.0		100.0
神戸駅・大倉山	0/0	1/2	3/3		4/5
	-	50.0	100.0		80.0
合 計	21/35	35/56	63/89	74/150	193/330
	60.0	62.5	70.8	49.3	58.5

上段：有効回収数/配布数，下段：有効回収率(%)

際の制度の適用についての項目のようにそれぞれの調査対象によって質問内容を変えているものもある。

3) 配布・回収状況

アンケート調査は昭和60年11月30日～同年12月23日に実施したが、建築主と設計者への調査票の配布と回収はいずれも郵送によった。また、北野町・山本通地区の住民を対象とした調査については、自治会を通じて配布し、回収のみを郵送によった。

その結果、表 3- 6 に示すように全体として6割近い有効回収率となったが、建築主と設計者では6割を越えており、郵送によるこの種の調査としては比較的高い有効回収率を得たと言えよう。

(2) 回答者の諸属性

以下での調査結果の分析、検討に先立って、アンケート調査の回答者の諸属性について主な点をあげると次の通りである。

1) いずれの調査対象においても回答者の約8割が男性であったが、年齢では建築主Aでは50歳以上、建築主Bでは30～50歳代、設計者では30～40歳代、住民では50～60歳代が中心である。

2) 回答者の就業地は、建築主Bと設計者の就業地は市内の中央区が約半数を占めるが、設計者ではその就業地が他府県のものも4割近く見られる。なお、建築主のAとBの区分は届出手続き時のものであるために、建築主Aであってもその後転出して調査時には地域外に居住しているものが約25%見られた。

3) 回答者の職業は、建築主Aでは役員、自営業などが多く、住民ではそれらとともに無職が多い。一方、建築主Bの場合のその事業内容は小売業、不動産業、サービス業が多く、また設計者の場合その所属する組織は、設計事務所が約7割を占めている。

4) 建築主Aおよび住民の場合の現在地での居住年数は、20年以上が過半数を占め、建築主Aでは建替えのケースが多い。

5) また、この両者では地域とのつながりが強いため、自然環境の良さや建物やまちなみの良さを理由に地域に強い愛着を持っていることも分った。

6) 一方、設計者の9割以上が当該建築物の設計を担当する以前にも地域を訪れた経験をもち、その建築敷地周辺の景観的特色については事前にかなり知っていたと考えられる。

3-3-2 都市景観と建築デザイン誘導に関する一般的意向

(1) 都市景観に関する一般的意向

都市景観に対する考えについての質問に対して、建築主では「非常に大切」と回答するものがほぼ半数であるが、設計者では約9割が「非常に大切」と回答しており専門家としての意識の高さが現われているものと言えよう¹³⁾ (図 3-11)。

次に、一般に考えられる景観形成施策を13項目取り上げ、その重要度を「たいへん重要である」（5点）から「まったく重要でない」（1点）までの5段階評価の平均値として項目ごとにプロットしてみる（図 3-12）。いずれの回答者においても景観形成上重要と思われているのは、「自然環境の保全」や「歴史的環境の保全」のようないわば総論的な項目とともに、特に重要度を高く評価しているのは公園や広場あるいは街路などの「公共施設の景観整備」、あるいは「無電柱化」など、主に公共空間の整備にかかわる項目である¹⁴⁾。こうした事業の効果が短期間に目に見えて現われ、一般にも分りやすいためとも言えよう。一方、「建築物等についてのデザイン向上」が景観形成に果す重要性はこれらに比べると相対的に低く評価されているが、建築デザインとその重要性について十分な理解が得られていないとともに、個別の建築活動の集積によるものだけに短期間にはその効果が現われないといった側面のあることも見逃せない。

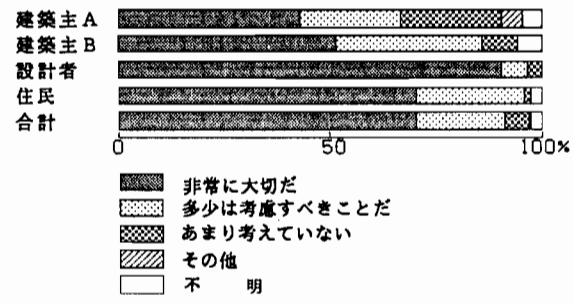


図 3-11 都市景観に対する考え

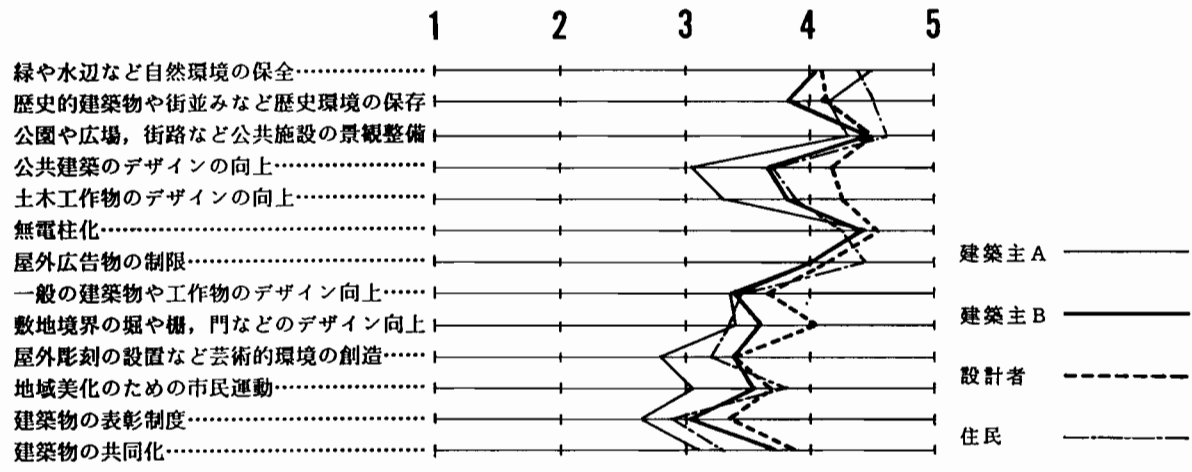


図 3-12 景観形成施策の重要度評価（平均点プロフィール）

(2) 建築デザイン誘導に対する一般的意向

建築デザイン誘導に対する一般的な考えを図 3-13 によってみると、「建築主や設計者の自由にまかせる」としたのは1割をやや越える程度で、8割近くのもの何らかの形での自治体による建築デザイン誘導の必要性を認めている¹⁵⁾。しかし、回答者の属性によってその回答

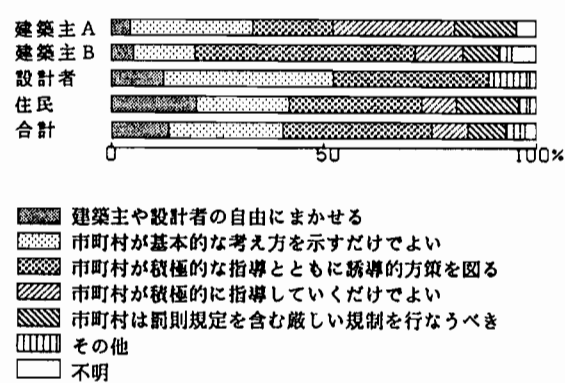


図 3-13 建築デザイン誘導に対する考え

の内容は異なる。特に、建築主Bでは「積極的な指導とともに誘導的方策」を支持するものが51.4%と多数意見を占めているのに対して、設計者では、「市町村が基本的な考えを示すだけ」(39.7%)と「積極的な指導とともに誘導的方策」(36.5%)を支持するものにと大きく二分され、それと同時に建築主に見られた「罰則規定を含む厳しい規制」を支持する設計者はまったくいないなど、回答者の立場の違いが明確に現われている。また、保全系地区の住民では、全体としての比率は小さいものの「建築主や設計者の自由にまかせる」(20.3%)と「罰則規定を含む厳しい規制」(14.9%)といった互いに対立する意見を支持するものが建築主や設計者に比べると高いことも注目されよう。

次に、建築デザイン誘導の具体的な内容として想定される項目についてその有効性を、「たいへん有効である」(5点)から「まったく有効でない」(1点)までの5段階評価の平均値として項目ごとにみたのが図 3-14 である。回答者の属性によってやや傾向が異なるものの全体としては、有効性の評価の高いものとして、「看板や広告物の制限」、「建築設備の隠蔽」などの建物の附属物に関する項目や、「大きな樹木の保存」、「積極的な植栽」、「塀やさくのデザインの調和」などの敷地内の外部空間にかかわる事項があげられている。それに対して、ここでも建築物自体の「高さ」「ボリューム」「色調」「デザイン」といった誘導項目の景観形成上の有効性は相対的に低く評価されているのが分る¹⁶⁾。回答者の属性による評価の違いに着目すると、いずれの項目においても総じて保全系地区の住民は建築デザイン誘導の有効性を比較的高く評価しているのに対して、直接的な利害の生じる建築主の評価は低く、設計者の評価はその両者の中間に位置している。特に、「車の出入口位置を規制する」や「看板や広告物を制限する」のような規制色の強い項目についてその傾向が顕著に見られる。

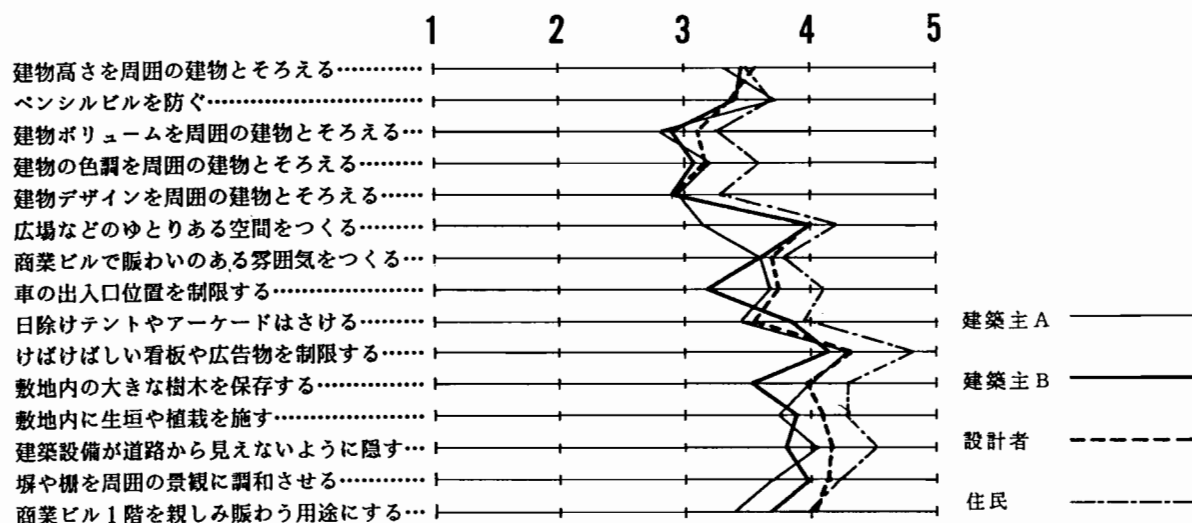


図 3-14 建築デザイン誘導の有効性評価 (平均点プロフィール)

3-3-3 都市景観条例と建築デザイン誘導制度の評価

(1) 都市景観条例の認知度と建築デザイン誘導制度の理解度

まず、「神戸市都市景観条例の制定」、「都市景観形成地域の指定」、「地域景観形成基準の設定」、「北野町山本通伝統的建造物群保存地区の指定」、「景観形成市民団体」のそれぞれの認知度を問うと、いずれも8割強のものが「知っている」と回答しており、神戸市の都市景観形成制度全般についての認知度はかなり高いといえる(図3-15(a)~(e))。このことは、この制度の適用を直接受けていない事業者や建築関係者を対象とした別の調査結果でも、かなりの人々が条例の存在を知っていることを示している。

実際の建築デザイン誘導制度への建築主の対応をみると、自らの建築が条例による

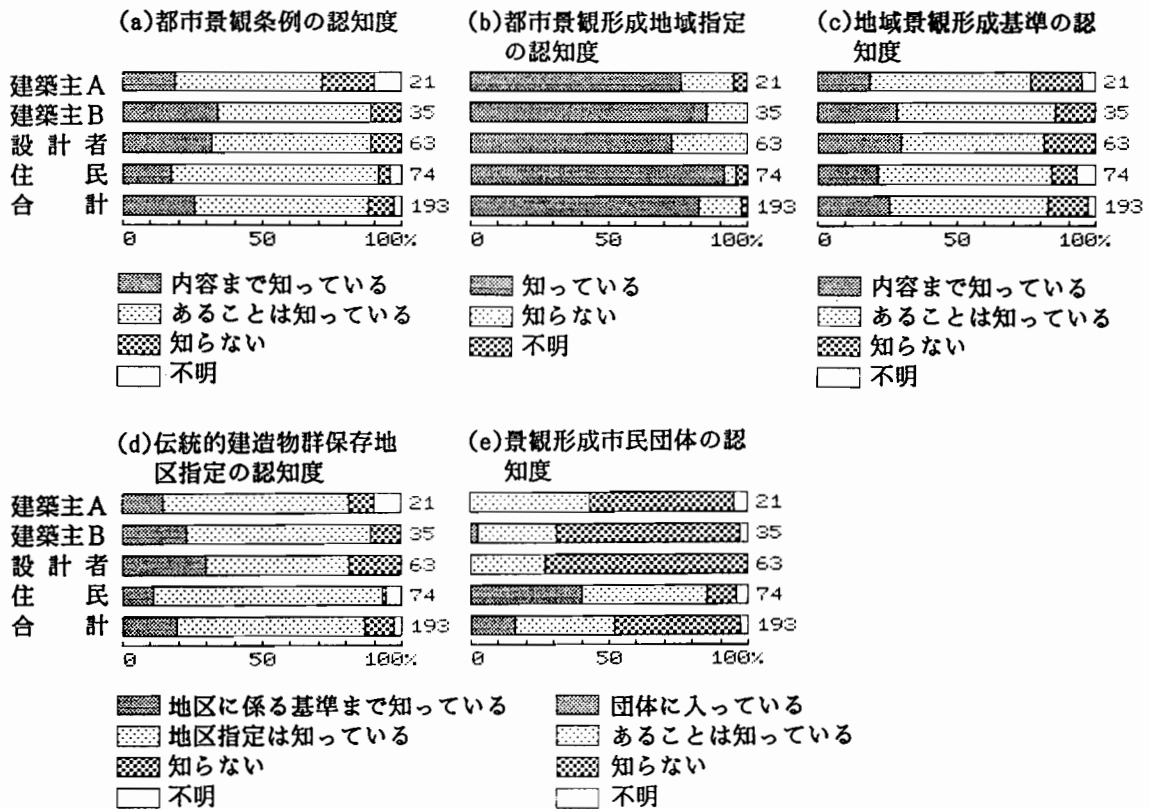


図 3-15 神戸市都市景観条例の認知度

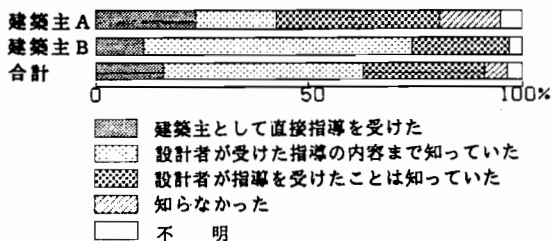


図 3-16 行政指導を受けたことの認知度(建築主)

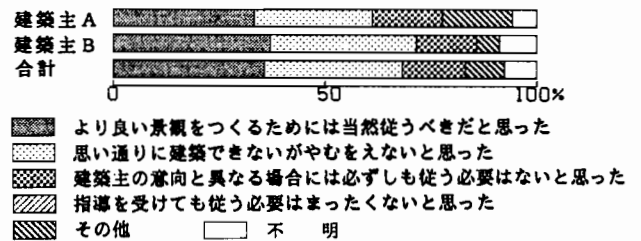


図 3-17 行政指導を受けたことに対する意見(建築主)

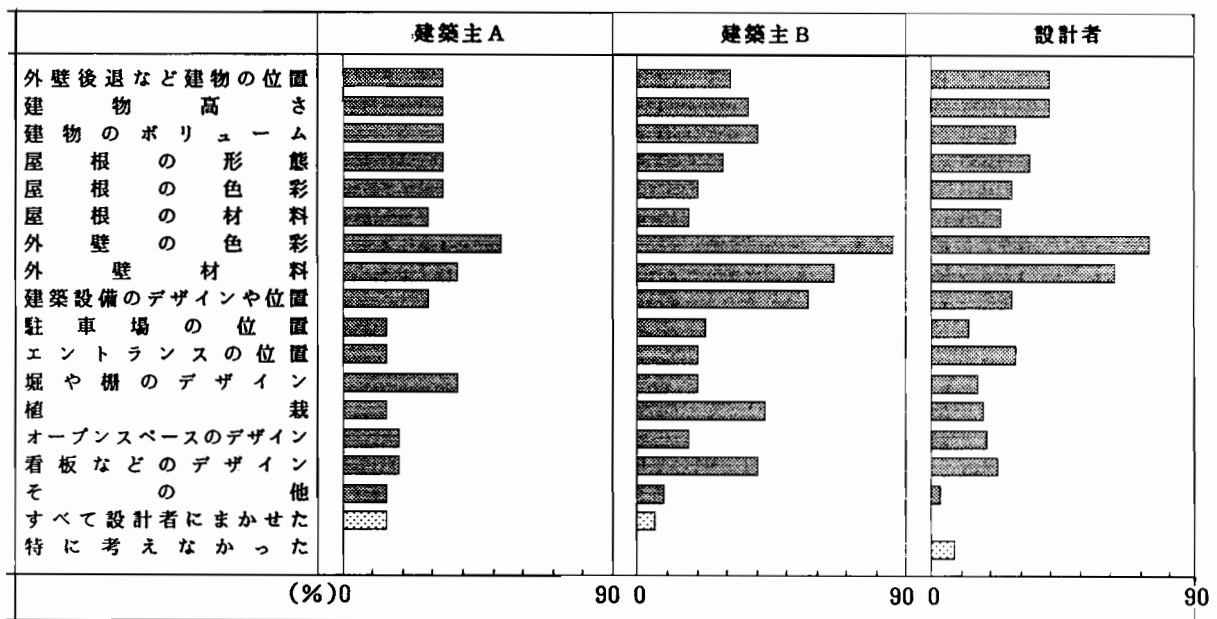


図 3-18 景観形成上の注文点（建築主）と配慮点（設計者）

指導を受けたことについての認知度は、全体的としては8割以上がなんらかの形で指導について知っていたとしている。建築主Aでは「直接指導を受けた」とするものが多い反面「知らなかった」とするものも見られるが、建築主Bでは「設計者が受けた指導の内容まで知っていた」と回答するものが6割以上を占めている（図 3-16）。また、指導を受けたことに対しても、「当然従うべき」と「やむをえない」が全体の7割近くを占めており、制度の主旨や行政指導に対してある程度の理解を示していると言えよう（図 3-17）。

ところで、建築主や設計者は、建築物の計画・設計に際して景観上どのような点に重点をおき意を用いたのであろうか。アンケート調査では、図 3-18 に示す各項目について建築主の注文点と設計者の配慮点について回答を求めた。建築主、設計者ともに「外壁の色彩」や「外壁の材料」など外壁のデザインに関する関心の高さがうかがえるが、ついで建物位置、建物高さ、建物のボリュームなどの項目が計画・設計時の注文点あるいは配慮点としてあげられている。また、建築主Aでは「堀や柵」に対して、建築主Bでは「建築設備」、「植栽」、「看板」などに対してかなり関心のもたれていることがうかがえる。

（2）建築主による周辺景観に与える影響についての自己評価

それでは、建築主は都市景観条例の適用を受けて実際に建てられた自らの建築物が周囲の景観にどのような影響を与えていると考えているのであろうか。建築デザインに関する①建築物の大きさや高さ、②屋根や窓のデザイン、③色彩、④建物まわりのゆとり、⑤全体としてのそれぞれについて、建築主に自らの建築がまわりの景観に与えている影響についての自己評価を聞いた。いずれの項目についても「まわりの景観

を良くしている」と肯定的に評価しており、とりわけ建築主Bでその傾向が顕著に表れている（図 3-19）。ただ、建物まわりのゆとりについては、「ゆとりがある」とするものは全体として4割程度にとどまっている。

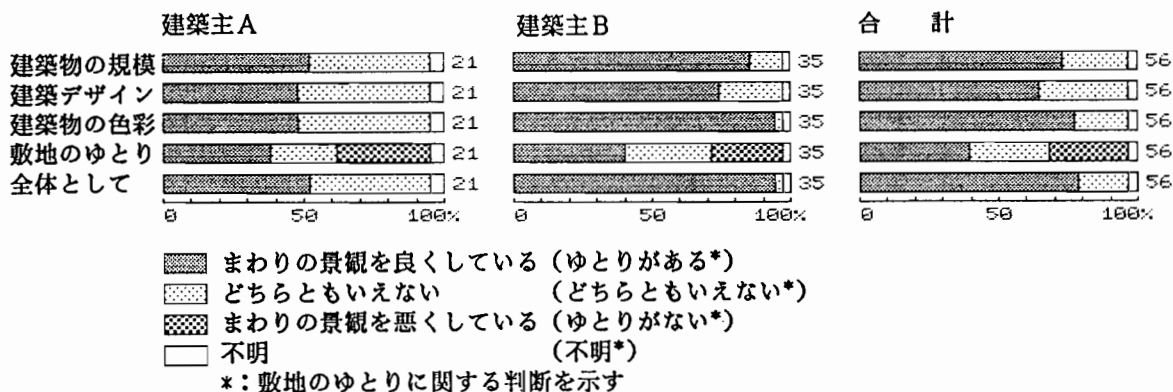
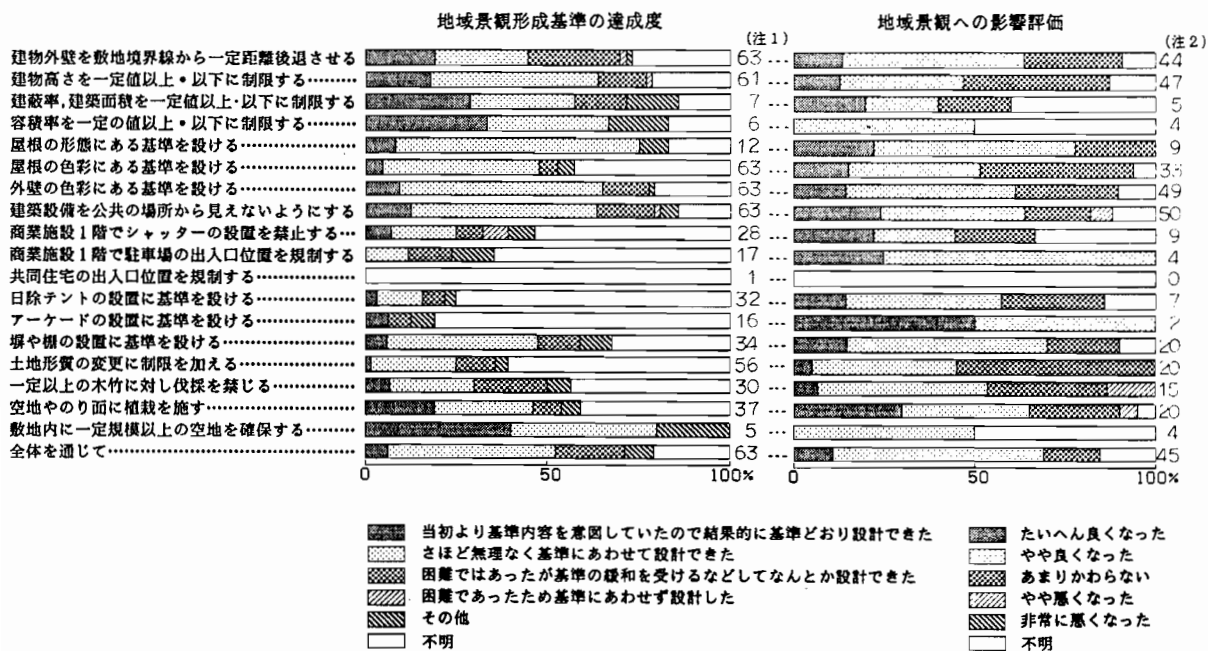


図 3-19 当該建築物の地域景観への影響評価（建築主）

（3）設計者による地域景観形成基準の達成度と自己評価

設計者の実際の建築デザイン誘導制度への対応と事後評価を、具体的な計画・設計の指針となる地域景観形成基準の各項目ごとに見てみたのが図 3-20 である。これによると、約半数の設計者はさほど無理なく基準を達成しており、あとの2割も適用内容の緩和を受けるなどして達成しており、現実の設計に際しても全体としては地域景観形成基準の内容はさほど困難を伴わずに守られていることが分かる。

地域景観形成基準にしたがって設計した結果、その建築が周辺の地域景観に与えた



(注1) 数字は各基準が適応されるケース数を示す

(注2) 数字は基準達成度において「緩和」も含めて各基準を達成したケース数を示す

図 3-20 地域景観形成基準の達成度と当該建築物の地域景観への影響評価（設計者）

影響の自己評価では、全体として「たいへん良くなった」と「やや良くなった」で約7割を占めている。基準項目別に適応状況をみると、「高さの制限」、「外壁の色彩」、「設備の位置」などに比べて、敷地条件による影響を最も受けやすい「壁面の後退」の基準達成がやや困難な傾向にある。また、それぞれの基準項目による地域景観への影響についての評価では、評価が比較的高いものとしては、「壁面の後退」、「外壁の色彩」、「設備の位置」、「塀や柵の設置」、「空地や法面の植栽」などがあげられるが、「高さの制限」、「屋根の色彩」、「土地形質の変更」などは相対的に低く評価している。

地域景観形成基準の達成度は、建築物の属性に左右されることがある程度認められるが、ここで数量化理論Ⅱ類による分析¹⁷⁾を行ない、基準達成度の要因を検討する。分析にあたっては、外的基準に先の全体を通じての基準達成度を取り、「当初より基準内容を意図しており基準どおり設計できた」と「さほど無理なく基準にあわせて設計できた」としたものを「基準達成」の群とし、「困難であり基準緩和を受けるなどして設計した」を「基準達成難」の群とする。一方、説明変数には、敷地面積、建築面積、建蔽率、容積率、階数、建物用途の6つを取り上げた。得られた結果は表3-7に示すとおりである。

これによると、基準達成度への影響の強いものには容積率があげられ、容積率が大きいほど基準達成度は高くなっている。カテゴリ数値のレンジが大きい変数を見ていくと、階数でもおおむね高いものほど基準の達成度も高く、同様に敷地面積が大きいほど基準の達成度も高い。すなわち、総じて大規模の建築物ほど基準達成度が高いという結果となっている。敷地規模などが大きいほど基準に対処するゆとりが大きいという点もあるが、基準内容自体がさほど特異なものでないため、ある程度の建築規模のものでは当初の設計段階からすでに基準をクリアしているものも多いと考えられる。

ここで、前節において検討した地域景観形成基準の実際の現地での達成状況のうち前面道路からの外壁後退に着目して、その実態と設計者の基準達成意識とを対応してみよう(図3-21)。全体に実際

表 3-7 数量化Ⅱ類による基準達成度の要因分析

要因	カテゴリ	カテゴリー数値						偏相関係数 (レンジ)
		-3	-2	-1	0	1	2	
敷地面積	100㎡未満	0						0.93 (1.30)
	200㎡未満	-0.66						
	300㎡未満	-0.64						
	500㎡未満	-0.66						
	1000㎡未満	-1.30						
	1000㎡以上	-1.27						
建築面積	100㎡未満	0						0.88 (0.93)
	200㎡未満	0.25						
	500㎡未満	0.33						
	500㎡以上	0.93						
建蔽率	40%未満	0						0.89 (0.67)
	60%未満	-0.28						
	70%未満	-0.18						
	80%未満	0.02						
	90%未満	-0.26						
	100%未満	-0.65						
容積率	100%未満	0						0.93 (2.08)
	150%未満	-0.04						
	200%未満	-0.46						
	300%未満	-0.44						
	400%未満	-1.14						
	600%未満	-2.08						
	800%未満	-2.06						
	800%以上	-2.02						
階数	2階以下	0						0.92 (1.66)
	3~5階	0.33						
	6~9階	1.66						
	10階以上	1.31						
建物用途	専用住宅	0						0.83 (0.38)
	併用住宅	0.08						
	共同住宅	-0.17						
	店舗	0.06						
	事務所	-0.30						

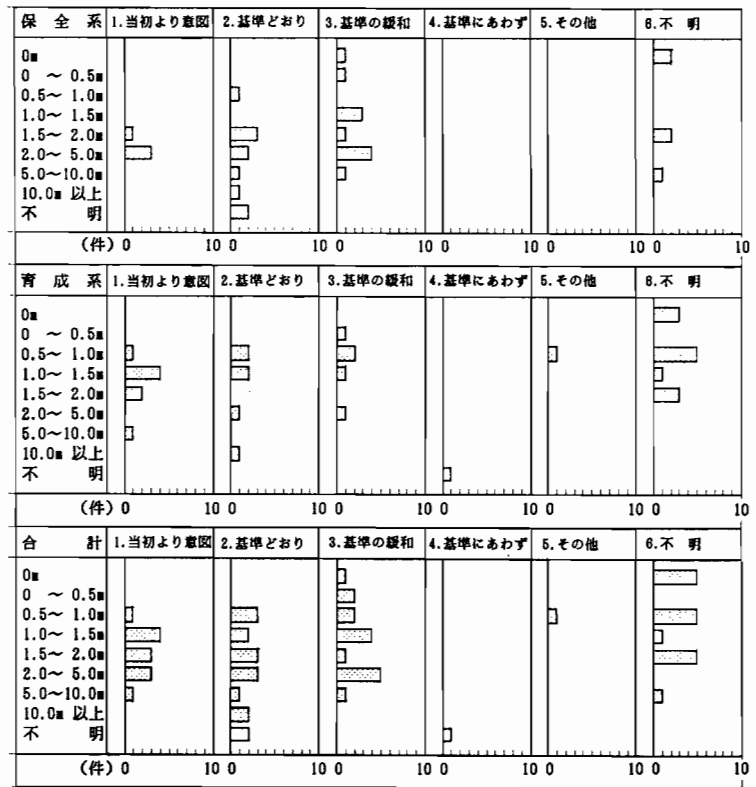
(カテゴリ数値は負のものが基準が達成しやすい方向に作用する。相関比=0.94)

の外壁の後退距離が短くなるほど、設計者の基準達成意識も低くなる傾向が認められる。特に、保全系地区では設計者の達成意識の高いケースはすべて、実際にも基準以上の外壁後退が実現されている。外壁後退距離と設計者自身による周辺景観への影響評価との相関をみると（図 3-22），データ数は少ないものの保全系地区では後退距離の長いもののほど設計者自身の評価も相対的に高くなる傾向が読取れる。一方の育成系地区では、基準値の1.0m前後で評価が最も高くなっており、それ以上の後退距離のある場合には評価がむしろ低くなっている。住居系地区と商業系地区における前面空地の性格の違いによるものと理解できよう。

（４）都市景観形成地域の建築デザイン誘導制度の評価

さて、設計者に対して地域景観形成基準の内容とそのあり方についての意見を問うと、現行の基準よりも具体的で詳細な基準にすることには否定的であり、基準項目を増やすことについても否定的である。また、およそ4割のものが基準項目の一部についてその効果に疑問を持っていることが分るが、先の地域景観への影響評価の低かった項目がそれに対応するものと考えられる（図 3-23）。

次に、建築主と設計者が建築デザイン制度の仕組みや手続きなどの運用面につい



1. 当初より基準内容を意図していたので結果的に基準どおり設計できた。
2. きほど困難なく基準どおり設計できた。
3. 困難ではあったが基準の緩和をうけるなどしてなんとか設計できた。
4. 困難であったため基準にあわず設計した。
5. その他 6. 不明

図 3-21 外壁後退距離の実際と設計者の基準達成意識

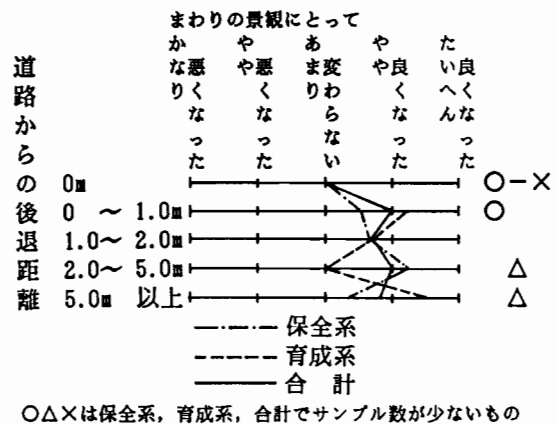


図 3-22 外壁後退距離の実際と設計者の景観影響評価

てどのように考えているかを聞くと、現在のそれらが適切であると思っているものは全体で2割弱しかなく、運用面での課題の少なくないことを示唆している。なかでも、特に要望の強いものは、「弾力的な運用」、「早期協議」、「助成制度や優遇措置の充実」である（図 3-24(a)~(f)）。

ところで、神戸市の現行の都市景観条例に基づく建築デザイン誘導制度全般にわたる効用についてその評価を聞いたのが図 3-25 (a)~(f)である。回答者のうち約半数が、「景観をより良くする上で役立つ」とし、約7割が「景観の悪化を防ぐ上で役立つ」とするなど、現行制度の景観上の効果は認めており、この制度が「景観への関心を高める上で役立つ」と6割近くが認めている。しかし、「すぐれた建築物をつくる上で役立つ」と考えているものは少なく、制度が「建築主と設計者との意思伝達に役

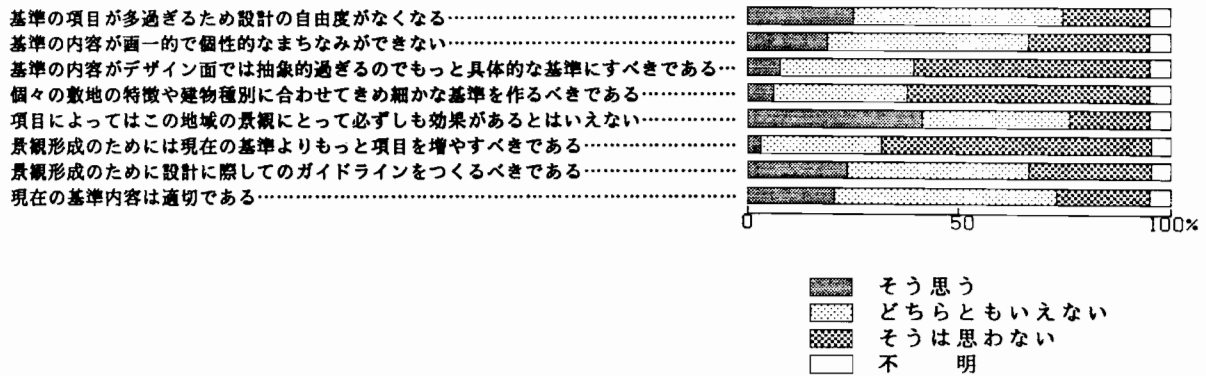


図 3-23 地域景観形成基準の内容に対する意見（設計者）

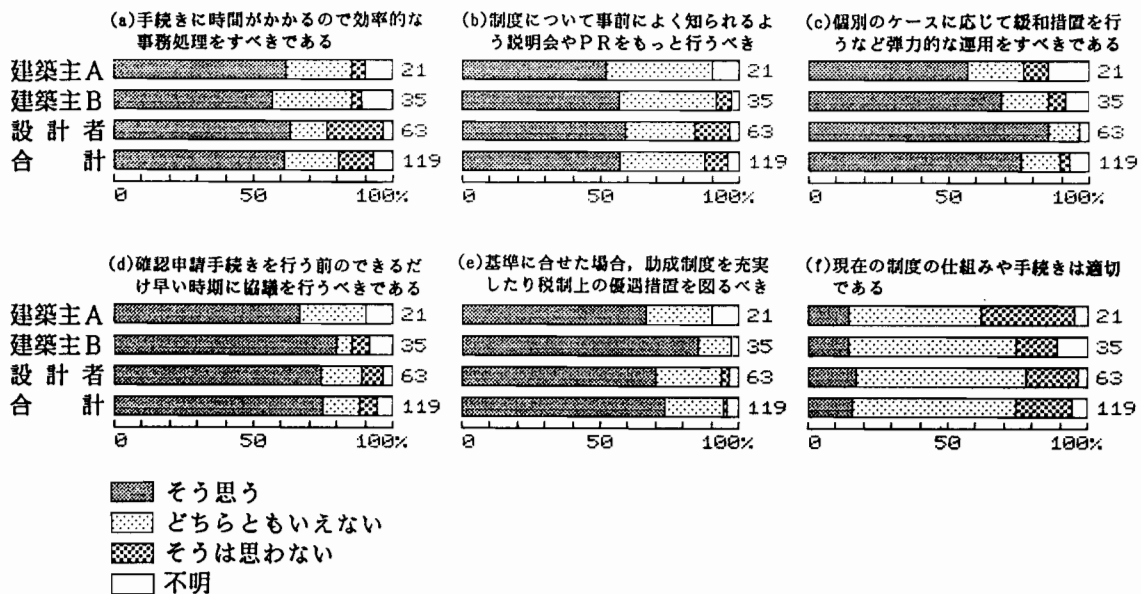


図 3-24 現行制度の仕組みや手続きなど運用面についての意見

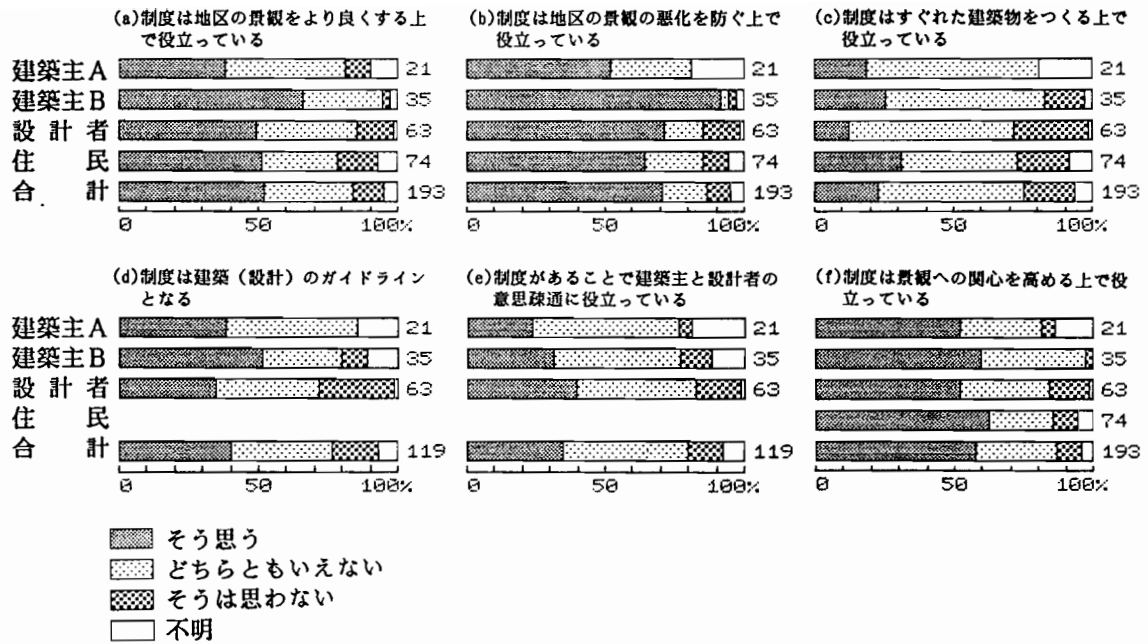


図 3-25 現行制度の全般的評価

立つ」と思うものも多くはない。全体として、実際の建築設計の技術レベルにおける制度の効用はかならずしも大きいとはいえないが、むしろ制度そのものの存在が景観形成の意識向上に寄与していることについては、その効果を回答者の多くが認めている。

3-4 まとめ

本研究は、都市景観条例に基づく建築デザイン誘導制度について、実際にその適用を受けた建築物を対象にした適用実態調査とその建築物の建築主、設計者に対するアンケート調査を通じて、制度の実効性と有効性についての評価を試みた。その結果、次のような諸点を明らかにすることが出来た。

(1) 地域景観形成基準の達成状況からみた実効性の評価

1) 現在適用されている地域景観形成基準は、どの項目についてもおおむねその基準通りに建設されており、実効性のある内容となっている。

2) しかし、前面道路からの外壁の後退は、育成系地区にみられる100㎡未満の狭小敷地においては基準達成が困難なため基準適用の緩和を受けているものもかなり見られた。

3) 植栽については、全体の7割以上がなんらかの形で植栽を施しているが、敷地規模による影響が大きく、敷地規模の大きいほど植栽方法も多彩になっている。

4) 屋根の形態は、伝建地区の指定のある住宅系用途の保全系地区では基準に従っ

た傾斜屋根が採用されているが、育成系地区では陸屋根が主流を占めている。

5) 建築設備のうち高架水槽はおおむね基準通り道路などから見える位置に露出しないように設置されているが、実際には建築の竣工後に入居者などによってアンテナやクーラーの屋外機などが目立つ位置に設置されたり、洗濯物が見えたりするケースもあり、建築時だけでなくその後の住み手や使い手側からの対応に課題のあることも確認された。

6) 屋外広告物は、現在のところ基準として定められていないが、実際には都市景観を阻害するものが数多く観察され、これからの対策が急がれる。

(2) 建築主、設計者による有効性の評価

1) 都市景観に対する一般的な考えでは、専門家である建築設計者の約9割が「非常に大切」と答えているのに対して、建築主では約半数にとどまっており、地区によっても反応が異なる。

2) 一般に考えられる景観形成施策についての重要度の評価では、両者ともに公園や広場の充実、街路の景観整備事業、無電柱化など公共空間にかかわる景観施策について支持するものが多い。

3) それに対して、建築物等のデザイン向上の景観形成に果たす役割は相対的に低く評価されているおり、その施策としての位置づけに違いのあることを示唆している。

4) 建築デザイン誘導（行政指導）についての一般的な考えでは、ほとんどがなんらかの形での自治体による建築デザイン誘導の必要性を認めているが、建築主では「積極的な指導とともに誘導的方策」を望むものが半数以上を占めるのに比べて設計者では4割弱にとどまるなど立場の違いがあらわれている。

5) 建築デザイン誘導の内容として想定される具体的な項目別の有効性については、「看板や広告物の制限」、「建築設備の隠蔽」など建物の付属物や、「大きな樹木の保存」、「積極的な植栽」、「塀や柵のデザインの調和」など敷地の緑化や建築物の外構にかかわる項目についてはその景観形成上の有効性を比較的高く評価しているが、それらの項目と比べると建築物本体の「高さ」、「ボリューム」、「色調」、「意匠」などの誘導についての有効性は比較的低く評価している。

6) 建築主の都市景観条例の認知度は全体としてかなり高く、実際の制度適用についても、「当然従うべきだ」と「やむをえない」をあわせて約7割のものが一応の支持を表明している。

7) 建築物の計画・設計に際しての建築主の注文点と設計者の留意点をみると、両者ともに外壁のデザイン（色彩、材料）に関する関心をもっとも高く、建築主は当該建築物が周辺環境に与える影響についても肯定的に評価している。

8) 設計者は、実際の計画・設計にあたって、全体としては地域景観形成基準をさほど困難を伴わずに守れたとしているが、敷地条件による影響の大きい外壁後退に関する基準については、基準達成が困難なケースがみられる。

9) 設計者の多くは、自らの設計した建築物が周辺環境に与える影響を全体としては積極的に評価しているが、基準項目としては、壁面の後退、外壁の色彩、設備の位置、塀や柵、植栽などの評価が高いのに対して、建物の高さ、屋根の形態、土地の形質の変更についての評価は比較的低くなっている。

10) 基準達成に影響する要因を数量化Ⅱ類による分析を行うと、基準達成度にもっとも強い影響を与えるのは容積率であるが、総じて大規模建築物ほど基準達成度が高くなっている。

11) 外壁後退についての実際の基準達成状況と設計者の基準達成意識との対応をみると、全体としては外壁後退の距離の短いものほど基準達成意識が低くなる傾向にあるが、育成系地区では基準の数値どおりの設計事例の意識評価がもっとも高くなっている。

12) 設計者に地域景観形成基準の内容とそのあり方について聞くと、現行の建築デザイン誘導の内容についてこれ以上具体的で詳細にしたり項目の追加をすることについては否定的である。

13) 建築デザイン誘導制度（行政指導）の仕組みや手続きなどの運用面については、建築主、設計者ともに弾力的な運用、早期協議、助成制度や優遇処置の充実を求めている。

14) 現行の制度について、建築主、設計者ともに「景観をよりよくする上で役立つ」、「景観の悪化防止」、「景観への関心の向上」についてはその効用を高く評価しているものの、設計者はこの制度が「すぐれた建築物をつくるのに役立つ」とは考えていない。

このように、建築主と建築設計者のいずれもが、景観形成の重要性については理解を示しつつも、私権の制限や建築の自由を侵害するおそれのある建築デザインの誘導項目や内容については敏感に反応している。特に、建築設計者の立場からは、基準の固定化・精緻化よりはむしろ一般的規範にとどめ、制度の弾力的な運用を望んでいることも明らかになった。しかし、実際に現在運用されている制度そのものについては一定の評価を与えており、支持していることも判明した。

(第3章の註)

1) 京都市市街地景観条例については、大西(1980)に詳しい。

2) 神戸市の都市景観条例と都市景観行政の実践については、浅井(1979)、垂水(1983)に詳しい。五十嵐(1987)は、神戸市都市景観条例の特色として、①適用対象地域を都市全体に拡大したこと、②規制手法として行政指導を導入したこと、③住民参加によって都市景観を創造発展させたことの3点をあげている(279頁)。

3) 伊丹市都市景観条例(昭和59年3月公布)では、都市景観形成地域に加えて、「都市景観形成建築物」(同条例第5条～第8条)、「都市景観形成道路」(第9条～第12条)について定められており、尼崎市都市美形成条例(昭和59年12月)では、「都市美に重大な影響を及ぼす行為の措置」(同条例第7条～21条)についても規定している。

4) 真砂(1982)、113頁。

5) 前掲書、112頁。その事例として「旧都市計画法、同施行規則136～138条では、美観地区内においては、地方長官に、除却・改修命令権、設計変更命令権、建築物の高さ、軒高又は外壁の材料及び主色の指定権まで認められていた」(同・脚注)ことを指摘している。その他、最近の都市景観に関する法的課題について論じたものには、前掲書の他に五十嵐(1986)、荒(1983)、小高(1985)などがある。

6) 両地区の建築件数のストックとしての数値は、神戸市都市計画局作成の「まちデータ'85」の町丁別データを地域指定の区域に該当する町丁の範囲について集計したもので、それぞれの地区の地域指定の区域の線引きの範囲の数値とは若干異なる。

7) 調査対象建築物の諸特性については、山本(1986)篠宮(1988)に詳しい。

8) 本節は、既発表論文(嶋田・他と共著、1988)をもとに全面的に補筆・補正したものである。

9) 適用実態調査の項目別分析については、篠宮(1988)に詳しい。

10) 税幹線沿道地区における〈外壁後退〉の成立条件と距離別の認識特性と効果について考察した黒瀬・他(1989)によれば、①外壁後退の成立にかかわる要因は、間口長、敷地面積、容積率といった建築物の規模要因の影響が大きいこと、②外壁後退の認識には、間口長が強く影響し、間口長の拡大とともに認識程度、認識距離が向上すること、③街区景観にかかわる外壁後退は、主に〈広がり〉や〈ゆとり〉といった空間量にかかわる側面に効果を発揮している。

11) 本節は、既発表論文(嶋田・他と共著、1986a,b,c)をもとに全面的に補筆・補正したものである。

12) アンケート調査の結果については、山本(1986)に詳しい。

13) 他都市等での一般市民を対象とした調査結果については、補論(Ⅲ)の註2)を参照。

14) 同じく補論(Ⅲ)の註3)参照。

15) 同じく補論(Ⅲ)の註4)参照。

16) 同じく補論(Ⅲ)の註5)参照。

17) 林(1983)、田中・脇本(1983)などを参照。

(第3章の参考文献)

荒秀(1983)：『景観保護の法制度』。

浅井活太(1979)：「神戸市都市景観条例について」、『都市づくりの理論と実践』(都市政策論集第4集)、勁草書房、63-74頁。

浅井活太(1980)：「神戸市の都市景観形成について」、『都市問題研究』第32巻第2号、98-107頁。

林知己夫(1983)：『数量化の方法』、東洋経済新報社。

五十嵐敬喜(1986)：『都市再生の戦略』、日本経済評論社。

五十嵐敬喜(1987)：『都市法』(現代行政法学全集16)、ぎょうせい。

(株)計画連合(1984)：『都市美創出のためのデザインコントロール手法』、総合研究開発機構。

神戸市(1983)：『神戸らしい都市景観形成をめざして—都市景観条例及び地域・地区指定のあらまし—』、神戸市。

- 小高剛（1985）：「都市景観の創造と条例・要綱の役割」、『ジュリスト』NO.839, 28-34号。
- 黒瀬茂樹・増田昇・下村泰彦・安部大就（1989）：「都市景観形成に係わる外壁後退の効果に関する研究」、『造園雑誌』第52巻第5号, 312-317号。
- 真砂泰輔（1987）：「都市景観行政の法的課題」、『都市問題研究』第39巻第1号, 111-126号。
- 大河原春雄（1982）：『建築法規の変遷とその背景—明治から現在まで—』, 鹿島出版会。
- 大西国太郎（1980）：「京都市における美観地区制度」、『都市問題研究』第32巻2号, 。
- 嶋田勝次・安田丑作・三輪康一・木山正典・山本勝彦（1986a）：「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究—（その1）神戸市都市景観形成地域における事例調査とその概要—」, 『昭和61年度日本建築学会近畿支部研究報告集』, 485-488号。（抄録(1986a')／『日本建築学会学術講演梗概集』, 87-88号。）
- 嶋田勝次・安田丑作・三輪康一・木山正典・山本勝彦（1986b）：「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究—（その2）神戸市都市景観形成地域における建築デザイン誘導手法の評価—」, 『昭和61年度日本建築学会近畿支部研究報告集』, 489-492号。（抄録(1986b')／『日本建築学会学術講演梗概集』, 89-90号。）
- 嶋田勝次・安田丑作・三輪康一（1986c）：「建築デザイン誘導による都市景観形成手法とその評価に関する研究—神戸市における建築デザイン誘導事例を通じて—」, 『昭和61年度 第21回日本都市計画学会学術研究論文集』, 463-468号。
- 嶋田勝次・安田丑作・三輪康一・木山正典・篠宮篤史（1988）：「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究—（その5）神戸市における適用事例の物的特性把握を通して—」, 『昭和63年度日本建築学会近畿支部研究報告集』, 649-652号。（抄録(1988')／『日本建築学会学術講演梗概集』, 197-198号。）
- 篠宮篤史（1988）：『都市景観形成のための建築デザイン誘導手法の評価に関する研究—神戸市における建築デザイン誘導制度の適用事例を通じて—』（神戸大学修士論文）, 。
- 田中豊・脇本和昌（1985）：『多変量統計解析』, 現代数学社。
- 垂水英司（1983）：「都市計画と都市景観行政」, 『都市政策』 第30号, 45-57号。
- 山本勝彦（1986）：『都市景観形成手法に関する研究—神戸市都市景観形成地域における建築物の規制・誘導事例を通して—』（神戸大学修士論文）。

（注）各自治体の都市景観条例は、参考文献として掲載していない。

（第3章の図版出典）

- a) 神戸市（1983）／〔図 3- 1〕
- b) 垂水（1983）／〔図 3- 2〕

第4章 新開発市街地における景観形成と建築デザイン誘導に関する研究

4-1 新開発市街地における景観形成計画の策定と運用

4-1-1 景観形成計画とその全体構成

4-1-2 景観構成要素の計画・設計

4-1-3 景観形成計画の運用と推進体制

4-2 新開発市街地における景観形成のための建築デザイン誘導制度

4-2-1 建築デザイン誘導制度とその方式

4-2-2 神戸ポートアイランド地区における建築デザイン誘導

4-2-3 協定の適用実態からみた建築デザイン誘導の評価

4-3 建築主・設計者からみた協定と建築デザイン誘導の評価

4-3-1 アンケート調査の概要と回答者の諸属性等

4-3-2 制度への対応状況と自己評価

4-3-3 基準の有効性の評価

4-3-4 制度全体の評価構造

4-4 まとめ

(第4章の註, 参考文献)

補論(Ⅲ) 建築デザイン誘導制度の比較分析と評価構造に関する考察

(Ⅲ)-1 比較分析の方法と調査分析の概要

(Ⅲ)-2 アンケート調査の概要と回答者の属性

(Ⅲ)-3 都市景観と建築デザイン誘導に関する一般的意向

(Ⅲ)-4 建築デザイン誘導への対応状況

(Ⅲ)-5 建築デザイン誘導制度の評価

(補論(Ⅲ)の註, 参考文献)

第4章 新開発市街地における景観形成と建築デザイン誘導に関する研究

本研究は、大規模なニュータウン開発などのように地区全体が計画的に建設・整備されるものの、建築施設については数多くの建設主体によって個別に建設されるケースの多い新開発市街地における景観形成についての計画構成とそれに基づく建築デザイン誘導制度のあり方を考察し、あわせて神戸ポートアイランド地区における建築デザイン誘導の実施事例から、その実効性と有効性についての評価を行なおうとするものである。

4-1 新開発市街地における景観形成計画の策定と運用¹⁾

これまでの住宅団地をはじめとする新開発市街地の開発整備においては、計画的な施設整備やまちづくりが可能であるにもかかわらず、施設や住宅の建設が個別に行われ相互のデザインの調整が行われなかったため、ともすれば〈まち〉としての統一感や一体感に欠け景観的に混乱した状況を呈することが多かった。个性的でかつ調和のとれた景観形成をいかにして図っていくかがこれからの新開発市街地における街づくりの大きな課題となっている。

本節では、筆者がその計画策定に参加する機会を得た神戸研究学園都市における景観形成計画の策定事例²⁾を通して、その計画構成と計画・設計手法のあり方を提案する。

4-1-1 景観形成計画とその全体構成

(1) 計画対象地域の概要

今回の計画・設計の対象となった「神戸研究学園都市」は、神戸の都心三宮から西方約13kmにあり、神戸市が開発・建設中の面積約380ha（東西2.3km，南北1.8km），計画人口約2万人のニュータウンで、大学をはじめとする研究・教育施設と共に住宅地を一体的に整備する新しい〈学園コミュニティ〉づくりを目指している³⁾。計画時点（昭和58年度）において、すでに土地造成事業はほぼ完了しており、土木工作物を中心にいくつかの施設についてはそれぞれの建設主体毎に施設の計画設計あるいは建設に着手済のものもあって、それらを与条件として計画策定作業を進めることとなった。

(2) 計画策定の概要と手順

今回のケースではいくつかの施設建設が進行する中で計画策定作業が並行して行われたため、個々の建築施設に対する計画指針・デザイン指針は個別に調整を図ることとなった。そのため、景観形成計画の内容としては景観形成のための全体的枠組とそ

の基本的考え方を示すことが中心となっている。

まず、①計画の対象となる景観構成要素の類型化と抽出、②景観形成のための基本方針の確認を行った。続いて、③基本方針に基づいた景観テーマの設定、④それに対応したそれぞれの景観構成要素の計画指針・デザイン指針を提案の形でとりまとめ、⑤その具体例をデザインマニュアルとして提示することとした。

(3) 景観の類型化と景観レベル

景観計画の対象となる景観の類型化については、すでに筆者等が地域・地区の段階構成と景観構成要素との関連に着目した分類方法を提示しているが、今回の計画にあたっては、(a) 広域的景観（ランドスケープ）、(b) 都市的景観（タウンスケープ）、(c) 街区的景観（ストリートスケープ）の3つの類型化にしたがって〈景観レベル〉として計画構成の基本的枠組の一つとした。

(4) 景観形成タイプ

景観を構成する要素はまことに多様であるが、今回の計画作業においては先の〈景観レベル〉を念頭におきつつ、さらにそのスケールと形態的特性から〈景観形成タイプ〉を「点・線・面」に分けて分類・抽出することとした。

1) 点……景観形成拠点

都市活動や人々の生活活動の中心となる場所に位置するものであったり、他の地点からの視覚的焦点になるようなものが含まれる。センターや交差点あるいは学校や公園など身近な生活の場を景観形成の拠点として位置づける必要がある。また丘の頂点など地形・地物についても他から眺められる対象として景観的配慮が求められる（図4-1）。

2) 線……景観形成軸

前記の〈点〉と後に述べる〈面〉としての空間を貫いてそれらの構成要素相互を関

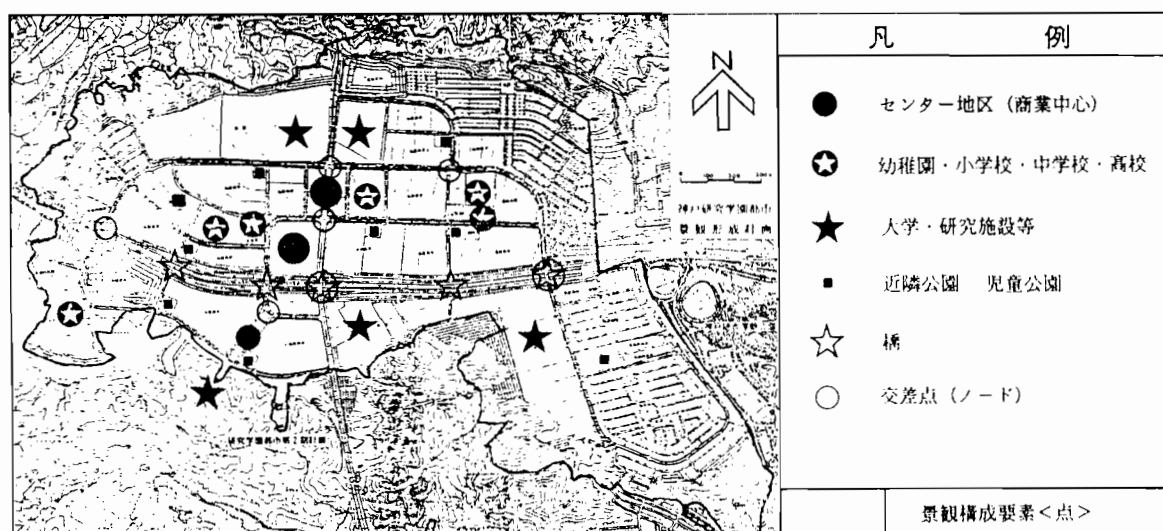


図 4-1 景観構成要素〈点〉

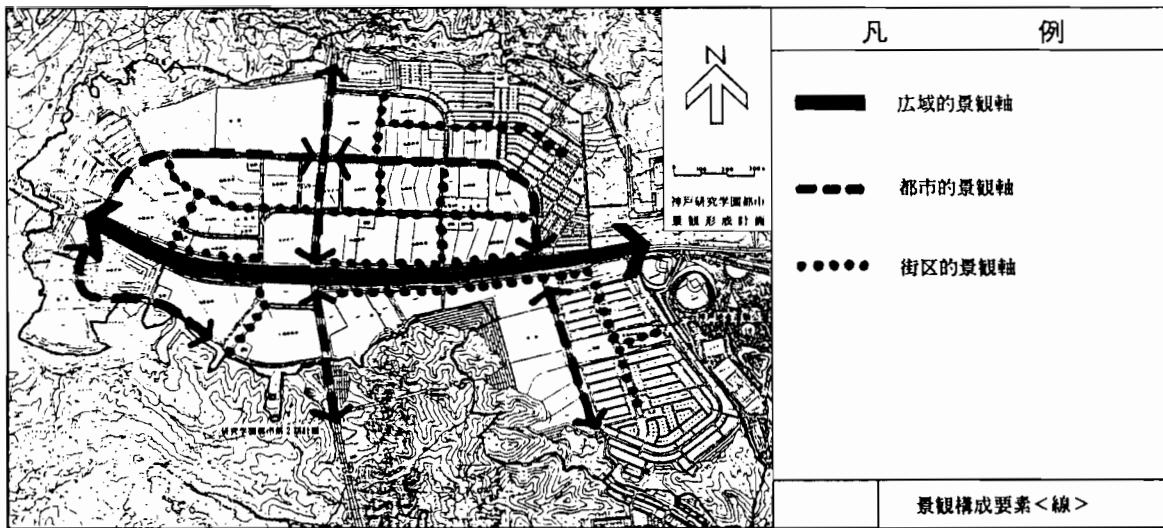


図 4-2 景観構成要素<線>

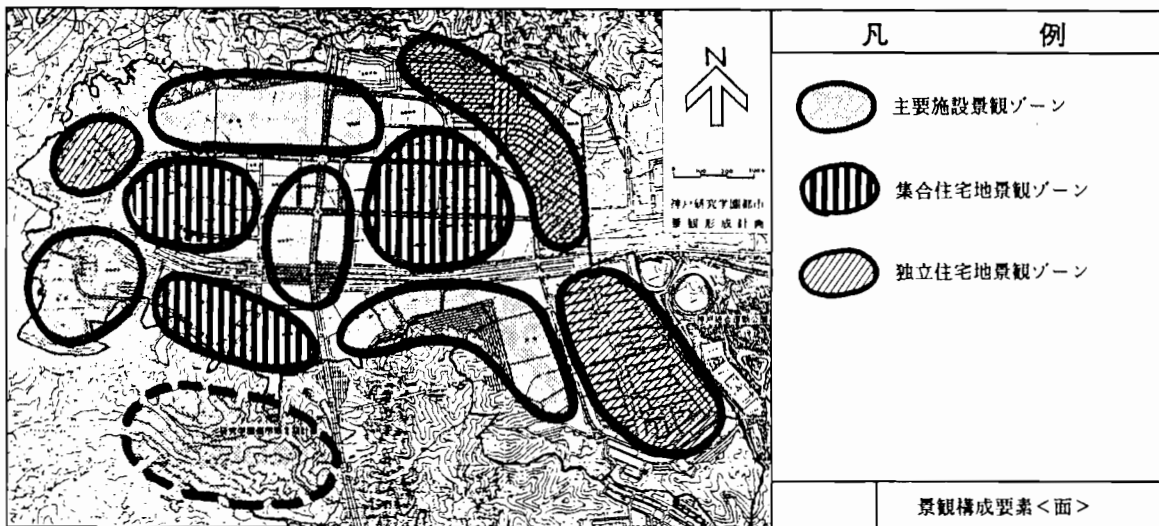


図 4-3 景観構成要素<面>

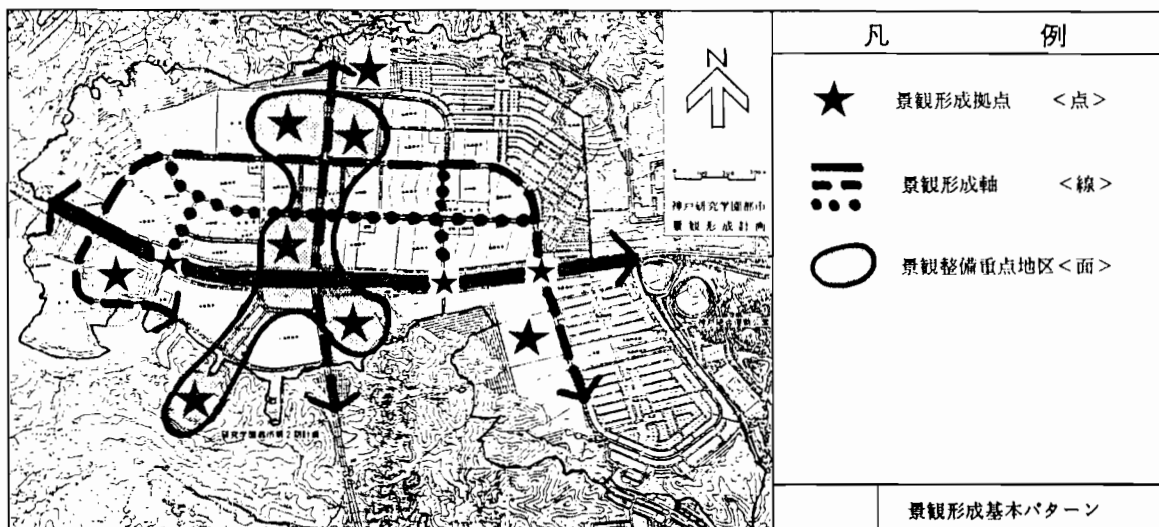


図 4-4 景観形成基本パターン

係づけるもので景観軸と呼べる。人々が移動する動線に沿って視覚的に関連づけられるものが多いが、特に景観レベルによってその特性が異なる（図 4-2）。

3) 面……景観形成エリア

一体的な空間体験の得られる空間のまとまりであり、土地利用の状況やそこでの活動や生活によっても種々のタイプが考えられるが、人々の空間的領域感に対応した区分がその基本となる（図 4-3）。

つづいて、これらの景観構成要素や計画対象空間を〈まちづくり〉の戦略的課題と対応させて総括的に景観形成基本パターンとして提示することとした（図 4-4）。

(5) 景観テーマ

景観形成の目標となるテーマの設定によって、景観構成要素の計画・設計に方向づけを行うことにしたが、その際、神戸らしい街のイメージと研究学園都市としての新しいコミュニティの育成という視点から、次のような「スペース(space)」、「センス(sence)」、「コミュニケーション(communication)」の3つのテーマに沿って展開させることとした。

1) スペース (space)

都市の空間的な特性に着目したテーマ設定で、「ゆとりあるスペース」「やすらぎのあるスペース」を基調とした景観形成を目指す。

- 景観テーマ：「アメニティのある街」
- 対象空間：緑，広場，コーナースポット等

2) コミュニケーション (communication)

居住者に対しても外来者に対しても「わかりやすさ」を基調とした相互の交流とコミュニケーションが醸成されるような景観形成を目指す。

- 景観テーマ：「コミュニケーションのある街」
- 対象空間：サイン，ゲート

3) センス (sence)

研究学園都市にふさわしい美しさや親しみやすさを求め、洗練された都市空間の実現を目指す。

- 景観テーマ：「アイデンティティのある街」
- 対象空間：シンボル，ランドマーク

上記のように景観テーマとそれを具体的に適用させる計画対象空間や景観構成要素を明確にすることにより計画・設計への組み込みが可能なように配慮した。

(6) 景観形成計画の枠組みと構成

景観形成計画の基本となる枠組を〈景観レベル〉，〈景観形成タイプ〉，〈景観テーマ〉の3つの側面から設定し、それぞれその対象となる景観構成要素の抽出作業を行ったが、その相互のつながりと計画としての位置づけを示したものが図 4-5 である。この全体構成の枠組の中で計画・設計に対象となる空間や景観構成要素を検討

したが、その結果、表 4- 1 に示すような景観形成のための提案項目を得た。

このうち、広域景観形成に関するものはくまち全体としての景観形成の骨格をなすものであるため、開発計画そのものや基盤整備と密接に関連しており基本構想策定時など計画の初期段階での景観形成計画の策定が求められるものである。一方、都市的景観形成や街区的景観形成は、個々の開発主体・建設主体と計画調整・デザイン調整が中心となるが、その基本となる計画・設計手法のマニュアル化等による運用面での工夫が重要である。

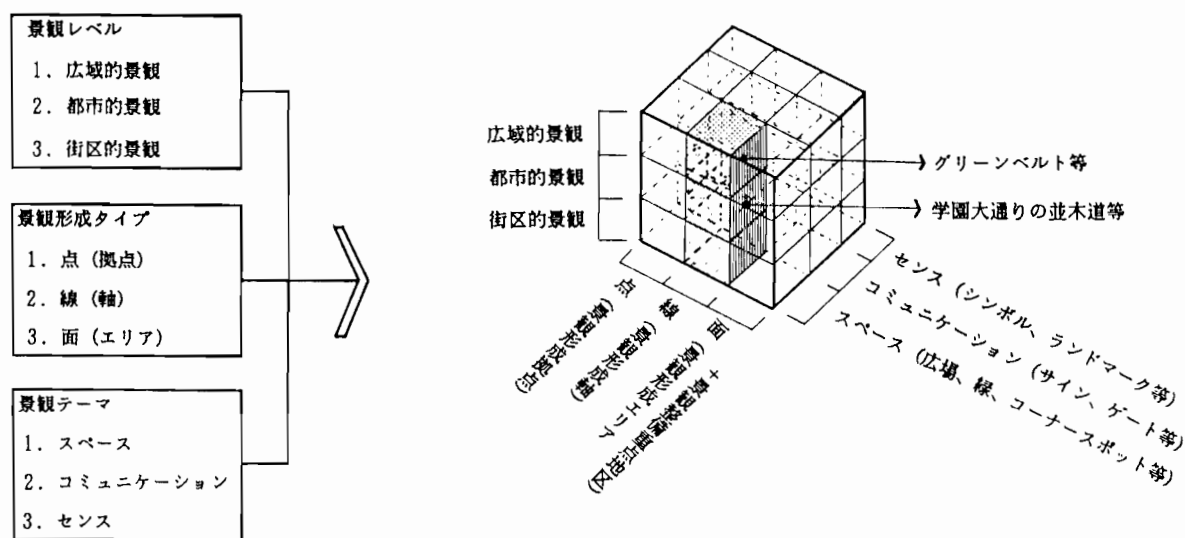


図 4- 5 景観形成計画の枠組みと構成

表 4- 1 景観形成のための対象空間（30の提案）

〔Ⅰ〕 広域的景観形成	〔Ⅱ〕 都市的景観形成	〔Ⅲ〕 街区的景観形成
1. 景観ポイント —— シンボル	7. 景観ポイント	22. コーナースポット —— 児童公園
2. 景観ポイント —— 橋	8. サイン	23. 近隣公園
3. グリーンベルト	9. 調整池の修景	24. アイスストップ
4. 学園大通りの景観	10. 配水池の修景	25. 住宅地のメインストリート（1）
5. 施設のまとまり	11. 敷地外周の修景	26. 住宅地のメインストリート（2）
6. センターの統一イメージ	12. 施設のエンタランス	27. 住宅地のエンタランス
	13. 歩車道の分離	28. 駐車場のデザイン
	14. 独立住宅地の修景	29. 住棟のデザイン
	15. 給水塔のデザイン	30. 景観協定
	16. 情報センター	
	17. 集合住宅地のレイアウト	
	18. 駐車場の修景	
	19. 大規模法面の修景	
	20. 緑道の魅力アップ	
	21. 緩衝緑地帯	

4-1-2 景観構成要素の計画・設計

上記のような景観形成計画の全体構成と枠組に従って、景観構成要素の具体的な計画・設計手法について検討することとする。

景観形成計画の具体的内容を検討するに当たっては、まずその対象となる領域構成について明らかにしておく必要があるが、この計画では大きく次の2つの領域を設定することとした。

- ①〈まち〉の骨格を形づくっている景観ストラクチャーとその景観構成要素
- ②個々の施設単位，敷地単位における個別的景観構成要素

このうち前者の景観ストラクチャーは、主に道路とその沿道部分の官民境界における景観構成要素のデザイン誘導が中心となるが、先に示した景観形成基本パターンの〈景観形成軸〉に対応したものである（図4-6）。

この景観ストラクチャーの計画・設計あるいは演出の具体的考え方は、全体の統一感や一体感を高めるために空間の連続性と広がり確保するとともに、交差点や街角におけるゆとりと変化を求めることを中心としている。また、それぞれのゾーンや空間領域への入口部分をゲート化することも〈まち〉としての印象度を高める上で有効な手法と言える。

一方、個別的景観構成要素の計画・設計は、施設やその周辺部を含めた領域を取り扱うものであるが、そのための手法は種々考えられる。今回の計画策定作業においては、その計画・設計手法、演出方法を、前稿で示した〈景観レベル〉及び〈景観形成タイプ〉の枠組に対応させつつ提示することとした（表4-2）。

ここに示された計画・設計指針の目的としているのは、個々の施設や計画主体における独自の工夫は出来る限り尊重しつつ、景観構成要素としての役割を明確にすることであり、計画調整やデザインコントロールのための共通的手法を用意することであ

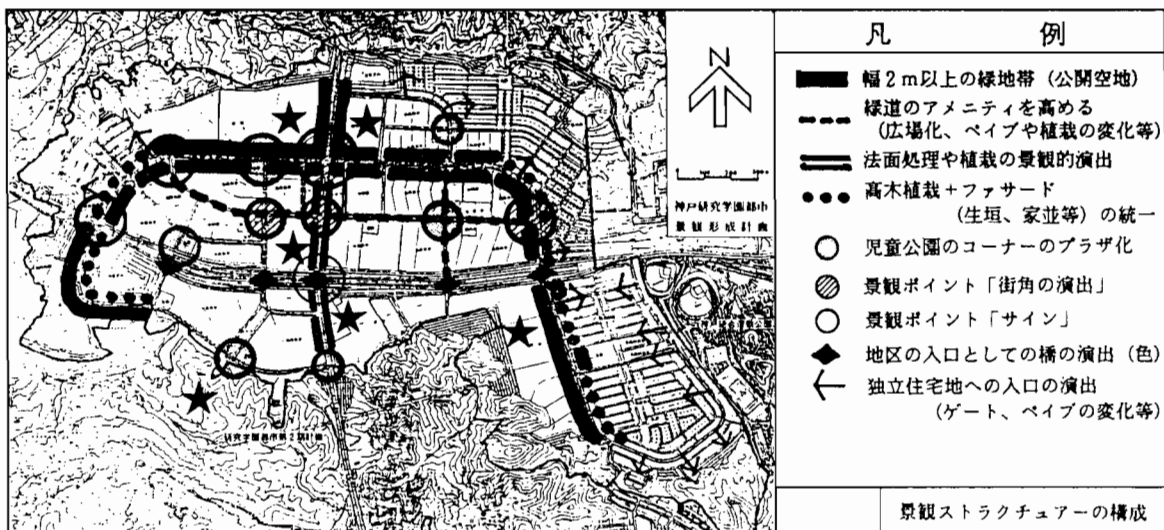


図4-6 景観ストラクチャー

景観レベル	拠点景観形成<点>	軸景観形成<線>	エリア景観形成<面>
レベルⅠ 広域的景観	1 □大学及びセンター地区等の主要施設では、1棟をシンボリックなデザイン建物とする。	3 □鉄道及び沿道の緑道を含めた部分をグリーンベルトとする。⇒景観保護、騒音・排気ガス防止	5 □センター及び大学・研究施設は全体としてのまとまり(統一感)をもたせる。
	2 □構はグリーンベルト(景観軸)の中の景観ポイントとして考える。特に色については軸景観全体で考える。	4 □学園多聞線については、街路としての連続的景観を形成するために、街路植栽や法面処理の方法を検討する。	6 □センター内の各施設及び広場のデザインについては、舗装・照明灯・ストリートファニチュアなど統一的使用を図る。
レベルⅡ	7 □交差点に面する敷地に対し、コーナー広場やアクセスポイントとしての空間(公開空地)を確保する。	11 □集合住宅及び大学施設等は景観軸に面した部分で幅2m以上の緑地帯(公開空地)を設置する。	15 □各集合住宅地のアイデンティティを高めるために集会所や給水塔等をシンボリックにデザインする。
	8 □サインを主要な交差点に設置する。サインのデザインについては一般的を形にとらわれず、形・材質・位置・方法等について考慮する。	12 □学校・大学等の施設の入口部は舗装の変化や車止め、サイン等によって入口としての景観演出を行うことを検討する。	16 □集合住宅地の住棟配置は、事業主体に関係なく、全体としての景観を重視し、一体感のある住宅団地とする。⇒団地相互のレイアウトを検討
都市的景観	9 □調整池(ダム)の周辺部は見通しの良い景観とし、柵・ネットフェンスや植栽形態等の検討をする。	13 □歩道と車道の分離は原則として植栽によるものとし、ガードレール等は設置しない。	17 □センター内に学園都市の情報を集めた情報コーナーやサイン広場を設置する。
	10 □配水池のタンクは周辺からの景観を重視し、周囲の植栽やタンクの形状等の検討をする。	14 □検討軸に面した独立住宅地には各戸に1本以上の乔木を植える。また、生垣・家並の統一を検討。	18 □センター内の駐車場は、出来るだけ多くの緑を持ちこみ、うるおいのある空間とする。
レベルⅢ	19 □大規模法面はグラス系の緑化に加え、マツなどの苗木を植栽し、山の緑の復元を図る。	20 □景観軸となっている緑道は、単線を歩行者専用道ではなく、アメニティを高める。	21 □地区東部の総合運動公園との部分には、緩衝緑地帯を設ける。
	22 □児童公園は囲い込み型ではなく、緑道・歩道に対してオープンな形とする。⇒舗装・植栽・サイン	25 □各住宅地のメインとなる通りには、照明・植栽・ストリートファニチュア等でアメニティを高める	28 □集合住宅地内の駐車場は歩車融合方式とし、舗装の美化・道路形態等について考慮する。
街区的景観	23 □近隣公園の入口部を広くし、休息コーナー等を設け、道路に対してオープンな形とする。	26 □主要な緑道に面した住宅(独立住宅、低層住宅)は、屋根勾配や生垣等を統一する。	29 □低層・中層住宅はバルコニーや出窓、壁面のファサードの変化をつけアメニティを高める。
	24 □各住宅地内で主要なアイストップには、大木・照明・モニュメント等を設置する。	27 □独立住宅地への幹線道路からのアクセス部分には舗装の変化・ゲート・サイン等で変化をつける。	30 □集合住宅地及び独立住宅地で、外構や建物壁面等の街路景観に関する「景観協定」の作成の検討。

表 4-2 景観形成のための計画・設計指針(30の提案)

る。

この30の計画・設計指針に対応した具体的な計画・設計手法をデザインマニュアルの形でとりまとめることとした(図4-7)。このうち事例①は広域的景観に対応す

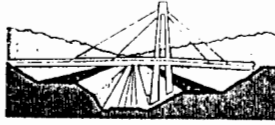
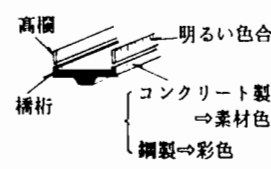
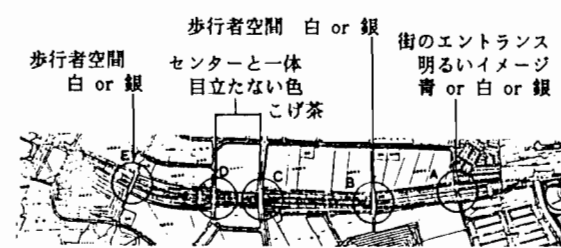
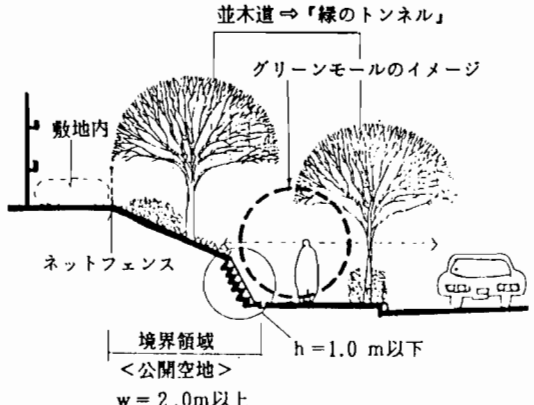
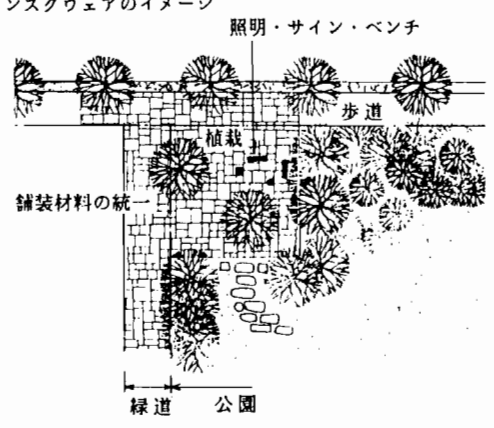
<p>事例1 景観ポイント……橋 <広域的景観 — 景観形成拠点> 提案⇒橋はグリーンベルト(景観形成軸)の中の景観ポイントとして扱う。橋の彩色については、軸全体を通じて検討する。 手法⇒①橋本体のデザイン ②橋の彩色……彩色を考える場合、周辺の環境に対して次の様な状況が想定できる。 (a) 強調・(b) 融合・(c) 中立 対象となる橋がどのような状況であることが最も適切であるかを検討する。 (例) 緑-赤(強調)、緑-緑(融合)、 緑-灰(中立) ③彩色方法……橋桁と高欄を塗り分け、ツートンカラーとする方法が望ましい。</p>	<p>・強調 </p> <p>・彩色パターン </p> <p>・彩色の景観的バランス </p>
<p>事例2 敷地外周の修景……緑 <都市的景観 — 景観形成軸> 提案⇒集合住宅地や大学・研究施設の外周のうち、特に景観形成軸に面する部分では、幅2m以上の緑地帯(公開空地)を整備する。 手法⇒①法面部分の擁壁は、石積みとし、高さ1.0m以下とする。 ②植栽は、高木は街路樹に合わせ、緑のトンネルを形成する。 ③原則として、官民境界上にネットフェンスを設置しない。(セットバックして設置)</p>	<p>並木道⇒「緑のトンネル」 グリーンモールのイメージ </p>
<p>事例1 コーナースポット……児童公園 <街区的景観 — 景観形成拠点> 提案⇒児童公園を単に子供の遊び場としてではなく街区的景観レベルでのタウンスクウェアとして利用し、景観的拠点とする。 手法⇒①緑道や歩道との接合部分をデザイン的に連続した一体感のあるものとする。 ②コーナースポットあるいはタウンスクウェアとして、照明・サイン・ベンチ等のストリートファニチュアを設置し、広場化する ③デザインの処理の方法 ・緑道・歩道と公園のコーナー部分との舗装材料を同じものとする。 ・コーナー部分と公園部分との植栽に一体感のある形態とする。</p>	<p>タウンスクウェアのイメージ 照明・サイン・ベンチ </p>

図4-7 計画・設計手法の具体例(デザインマニュアルの事例)

る〈点〉としての橋のデザインを，事例②は都市景観の〈線〉としての敷地外周の修景を，事例③は街区的景観の〈点〉としての児童公園によるコーナースポットを示したものである。

4-1-3 景観形成計画の運用と推進体制

景観形成計画で取り扱う施設や構成要素の種類はまことに多様であり，またそれにかかわる計画主体・建設主体も様々である。したがって，計画の実現性を高めるためには，計画調整および計画の運用が重要な課題となる。たとえば，一つの施設の計画・設計を取り上げて，建築はもちろん周辺の植栽，入口およびその接続道路等について多くの部局あるいは建設主体との関係が生れてくる。景観形成を推進していくためには，総合的・長期的・専門的に取り組むための組織・体制や新しいシステムの確立が望まれるが，以下そのあり方と課題について検討しておきたい。

1) 組織の体制づくり

今回の計画策定における作業は，行政の計画担当者と関連部局の担当者，さらにプランナー・デザイナーの参加によって進められたが，施工後の維持管理を考えると管理部局からの参加を含めた相互の計画調整を必要としよう。

2) 情報の伝達

計画にかかわる情報を特定の部局にとどめず，上記の関係者全員が共有し，客観的な判断を行うことが大切である。そこから創造的なアイデアを生む可能性が高まることも期待される。

3) 計画段階に応じたフィードバックシステムの確立

計画の段階（基本構想－基本計画－実施設計）に応じた景観形成の実現的テーマを的確に設定するとともに，計画・設計条件の変化に対応できるようなフィードバックシステムを確立する必要がある。

以上のように，計画の運用に当たっても様々な課題があるが，各計画段階における

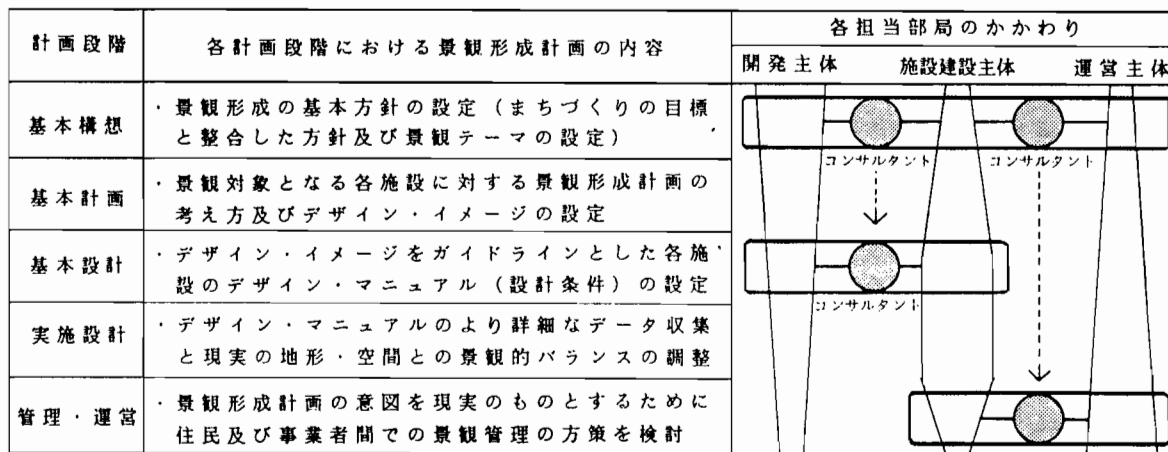


表 4-3 景観形成計画の段階構成と組織・体制

計画内容と調整すべき事項およびそのための組織・体制のかかわり方について整理したものが表 4-3 である。神戸研究学園都市の場合は、開発主体を事務局として各施設の建設主体あるいは運営主体、さらに専門家として都市計画家・建築家（コンサルタント）も参加した景観調整会議が組織され、この景観形成計画の内容を討議、策定するとともに具体的な建築施設などについても計画・設計調整がいわば合議制によって行われた。また、当初は公共施設が中心であったがその後の民間施設の建設にあっても、この計画と景観調整会議の討議結果をベースにして一定の行政指導が行われている。いずれにせよ、こうした景観形成計画をガイドラインとして具体的な建築デザイン誘導をいかにして図っていくかが実施運用上の大きな課題である。

4-2 新開発市街地における景観形成のための建築デザイン誘導制度⁴⁾

本節では、新開発市街地における建築デザイン誘導の具体的事例として比較的早くから実施され実績もある神戸ポートアイランド地区の「環境、景観の形成及び保全協定」制度に着目して、開発系地区における建築デザイン誘導の実態を把握するとともに、その協定内容（基準）の実効性についての評価を試みる。

4-2-1 建築デザイン誘導制度とその方式

新開発市街地における景観形成のためには、先に述べたような景観形成計画を策定するとともに、その計画内容を的確に実施運用することが重要である。とりわけ、そのプロセスのなかで、さまざまな建設主体の参加による景観形成を図るための建築デザイン誘導制度の確立が急がれている。もちろん、その方法はひとつに限定されるものではなく、さまざまな展開が考えられる。岩崎（1983）は、一般的な建築行為等のコントロールをする具体的方法として、①市民討議方式、②委員会方式、③法的規制方式、④契約型条件方式、⑤行政指導方式の5つをあげて、それぞれの合意形成過程と方法の特色を論じている⁵⁾。そのうえで、「都市内それぞれの地域の特性や、同意形成の熟度の諸段階に応じて、この五つの方式を適切に運用して目標に近づかねばならない」⁶⁾ことを指摘しており、相互補完的なシステムであることを強調している。

たとえば、筆者の知っている神戸市における最近の大規模開発事業においても、なんらかの形で建築デザイン誘導制度が実施されており、いずれの場合もいくつかのシステムが組み合わされている。

神戸ポートアイランドの中心地区内では、開発主体が土地分譲の公募に際して次節で紹介するような協定の締結を義務づける「契約型条件方式」によって計画内容の担保を図りつつ、さらに実際の建築行為に当っては「委員会方式」によって審議し、それをもとにした「行政指導方式」による運用が行われている。なお、協定の主な基準

については、法にもとづく地区計画や建築協定も定められ「法的規制方式」が重複採用されている。これに対して、六甲アイランド地区では、開発主体が主要な都市機能用地の土地分譲に際して公募の事業コンペを実施し、具体的な建築行為に際してはその当選企業を含めた関係者と専門家からなる協議会による「委員会方式」で施設相互の計画・設計内容を検討しつつ「行政指導方式」によって調整を図っている。また、神戸ハーバーランド地区においても、事業コンペの当選企業を含む施設の建設主体による景観調整会議の「委員会方式」による計画内容の調整が図られている。

これらはいずれも、公共デベロッパーによる大規模な開発あるいは再開発事業における建築デザイン誘導制度であるが、それぞれの事業の性格や手法の違いによってその建築デザイン誘導制度の方式が異なっている⁷⁾。

4-2-2 神戸ポートアイランド地区における建築デザイン誘導制度

神戸ポートアイランド地区における建築デザイン誘導制度の最大の特徴は、先に述べたように開発区域(図4-8)の土地分譲の公募条件のひとつとして、開発主体である市と用地取得者の間で独自の「環境、景観の形成及び保全協定」を締結することにある。

表4-4は、その協定内容に盛り込まれている具体的な誘導基準項目の概要であるが、

①壁面後退、②建築規模、③建築物の意匠(形態、材料、色彩)と屋根・屋上面、④屋外広告物と建築設備、⑤土地形状と歩道切込み、⑥造園(植栽帯、塀・柵)、⑦建物用途などに加えて、特にファッション街区の中心街路(ファッションアベニュー、以下FAと略す)に面した建築物には半公共空間を設けることを義務づけたり、玄関の位置や車両の進入の制限などを定めている。前章の既成市街地での都市景観形成地域における地域景観形成基準と比べると、基準項目も多い上にその制限内容も厳しいものとなっていることが分る。新開発地

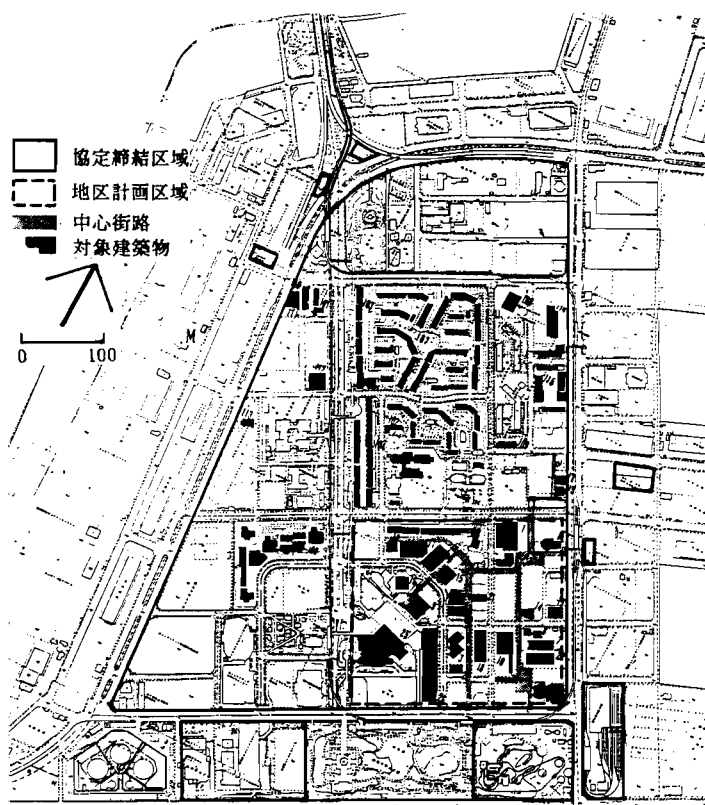


図4-8 調査対象地域の位置図

域の特徴をいかして、景観形成のための計画的意図が強く打ち出された基準となっている。なお、こうした協定内容を将来的にも担保するため、法による地区計画を定めている他、建築協定を締結することが義務づけられている。

このように神戸ポートアイランド地区の場合は、公共主導のかなりきめの細かい協定内容（基準）による規制色の強い建築デザイン誘導制度といえる。

ところで、以下の調査基準時点として設定した昭和61年5月までに、この協定の適用を受けて建設された建築物は41件（計画・協議中を含む）で、当然のことながらいずれも新築であった。

これらの建築特性としては、①建物用途としては全体の1/3以上が店舗であり、それに事務所と共同住宅を加えると8割以上になる、②件数の上では少ないが大規模な公共施設も含まれる、③敷地面積は、3000㎡以上のもものが半数以上を占める、④延床面積も、5000㎡以上のもものが6割近くを占めているなど、全体にかなりゆったりとした敷地に大規模な建築物が建つこの地区特有の景観特性がこれらからも伺える。

なお、協定ではFAに接道する敷地とFAに接道しない敷地では基準項目が異なるので、以下の分析にあたっては前者の場合をA地区、後者の場合をB地区と区分することとする。

4-2-3 協定の適用実態からみた建築デザイン誘導の評価⁸⁾

(1) 適用実態調査の概要

建築デザイン誘導制度への適用実態を把握するために、協定に基づいて建設された先に示した41件の建築物を対象にして昭和62年11月～12月に現地での観察・実測調査を実施した。その調査項目と調査方法は、前章の都市景観形成地域を対象として実施した調査の場合と同じである。

すなわち、それぞれの調査対象建築物ごとに、①建築物の配置・構成、②建築物本体の意匠（形態、材料、色彩）、③建築物の付属物についての合計20項目の景観構成

表 4-4 協定の主要な誘導基準項目

誘導項目	内 容	
壁面後退	道路幅員により3m～4m以上、隣地境界線から2m以上	
建物規模 建容高間 蔽積率 率率さ口	50%以上 100%以上 9m以上 14m 道路に接する有効敷地間口の80%以上	
形態・意匠 屋根・屋上面	規模・棟の向き・材料仕上色彩・配置等を考慮 他の高層建築物からの見下ろしを考慮	
屋外広告物 設 備	形状・設置場所の制限、承認制とする 位置の制限、TV受信アンテナ禁止	
土地形状 歩道切込み	二次造成の禁止 画地に応じた切込み数の制限、位置等の制限	
造園 植栽帯 堀・柵	道路、隣地境界沿いの壁面後退部分の植栽義務 生垣以外の禁止、敷地内植栽の樹種選定を考慮	
中心街路 沿い	玄関の位置	中心街路沿いに面して設ける
	半公共空間	ショーウィンドウや休憩スペース・小広場の設置 市民の利用に供する 舗装・植栽の仕様は公共部分との調和を図る
	車両進入	倉庫・荷捌場・車庫等の開口部、サービス動線の禁止
建物用途	統一ある業務機能をもつこと	

(資料)「ポートアイランド・インターナショナルスクエアファッ
ション系業務用地公募のしおり」1985.10

要素について現地での確認作業を行なった⁹⁾。このうち、協定内容（基準）に対応する調査項目の主なものを中心にその実際の達成状況を検討し、建築デザイン誘導制度としての実効性の評価を行なうこととした。

(2) 道路からの外壁後退と空地の利用状況

この協定では、壁面後退（壁面の位置の制限）として道路からの後退（前面道路によって5m、4m、3mの3種類）と隣地からの後退（2m）が定められているが、このうち道路からの後退が景観上の影響が大きいものと考えられる。

道路からの後退距離は、全体として基準はよく達成されており、B地区でわずかの例外がみられるもののいずれも建物の一部に限られている（図4-9(a)）。これを敷地規模別にみると、1000㎡未満の比較的小規模な敷地では基準値ぎりぎりのものが多く、敷地規模が大きくなると基準値を超える壁面後退のなされているケースもかなりみられる（図4-9(b)）。

これらの外壁後退部分の空地の利用状況をみると、いずれの地区でも植栽帯として利用されているのが半数以上を占めている（図4-9(c)）。その他の用途では、A地区の場合には後退部分を半公共空間として前面の歩道と一体的に整備して一般歩行者に開放することが協定に盛り込まれているため完全に「歩道の一部」と観察されるものが3割近くを占めてお

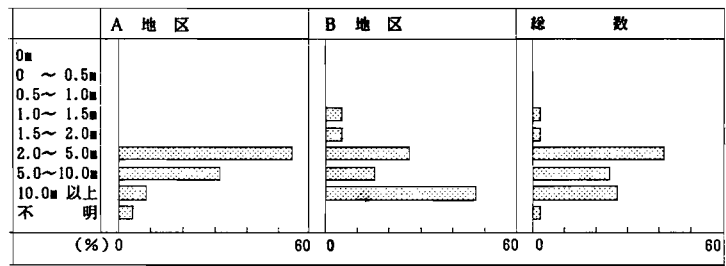


図 4-9 前面道路からの外壁後退(a) 地区別後退距離

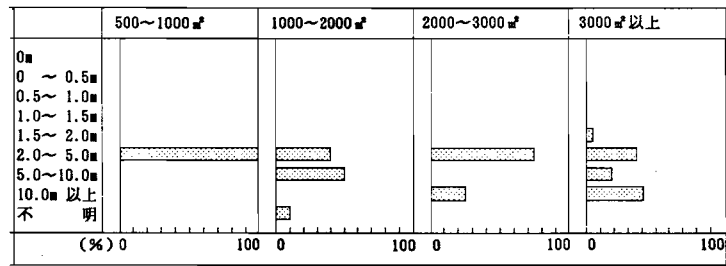


図 4-9 前面道路からの外壁後退(b) 敷地規模別後退距離

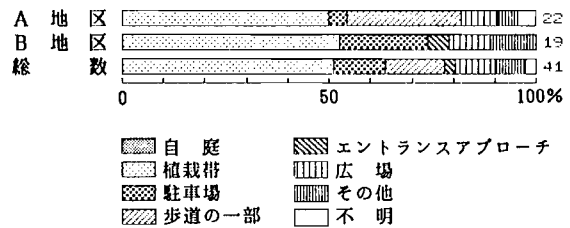


図 4-9 前面道路からの外壁後退(c) 地区別後退部分の利用状況

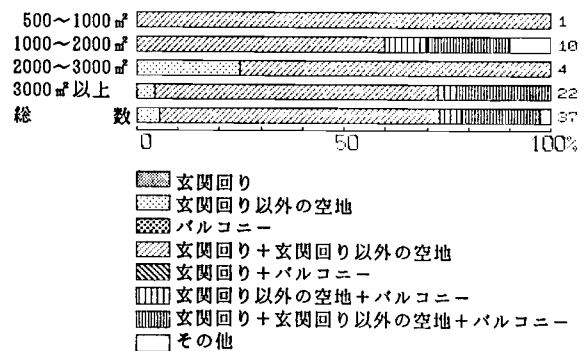


図 4-10 植栽状況(a) 敷地規模別植栽場所

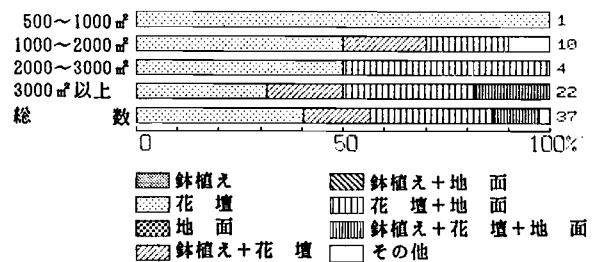


図 4-10 植栽状況(b) 敷地規模別植栽方法

り、B地区では2割以上が「エントランスアプローチ」として利用されている。

(3) 植栽状況

植栽場所は、全体としては玄関回りおよびそれ以外の空地を含めた空地全般への植栽が行なわれているが、敷地規模が大きくなるほど植栽方法も多様になる傾向が観察された(図4-10(a))。植栽方法も、敷地規模が1000㎡未満の敷地では花壇のみの植栽に限られているが、敷地規模が大きくなるとさまざまな組み合わせがみられるようになる(同図(b))。

(4) 屋根の形態

協定では、屋根の形態について特別の基準はないが、地区全体でスカイラインについて「周辺との調和または統一を図る」となっている。全体としては陸屋根が約8割を占めており、そのうち高さの均一なものとは高さに変化のあるものが半数ずつを占めている。地区別にみると、A地区で高さに変化のある陸屋根が多く、B地区では高さの均一な陸屋根が主流を占める。いずれの地区でも、勾配屋根のものはわずかである(図4-11(a))。建物規模別では、延床面積の小さいものでは高さの均一な陸屋根が6割以上を占めており、延床面積が大きくなると高さの変化がみられるようになる(同図(b))。建物用途別にみると、共同住宅では高さの均一な陸屋根が主流を占めるが、2方向の傾斜屋根のものもみられるのに対して、店舗や事務所では高さの変化のある陸屋根が多くなる(同図(c))。

(5) 建築設備等の設置状況

建築設備について、協定では、①公共の場所から容易に見える位置に露出させず、やむを得ない場合は周辺環境を損わないよう工夫する、②テレビ受信アンテナの禁止とCATVシステムの加入義務について定めている。その結果、避雷針を除いて道路上から建築設備類はほとんど目立たないが、建築後にクーラーの屋外機やアンテナ(特にB地区)の設置されているケースがみられる(図4-12)。

(6) 屋外広告物等の設置状況

屋外広告物等について、協定では「表札的な自己のための広告のみで承認制」とし

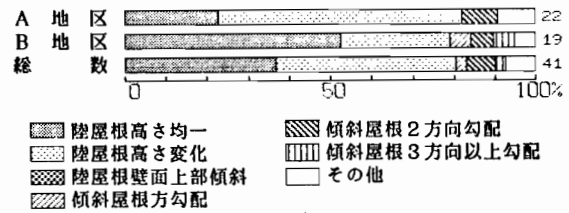


図 4-11 屋根の形態(a) 地区別屋根形態

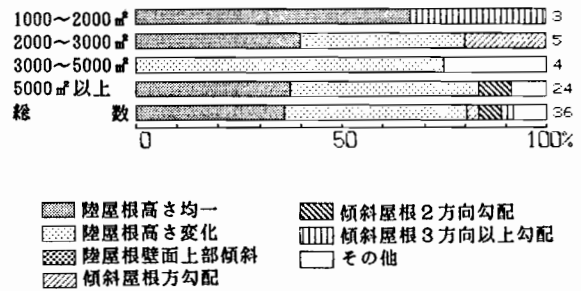


図 4-11 屋根の形態(b) 建物規模(延床面積)別屋根形態

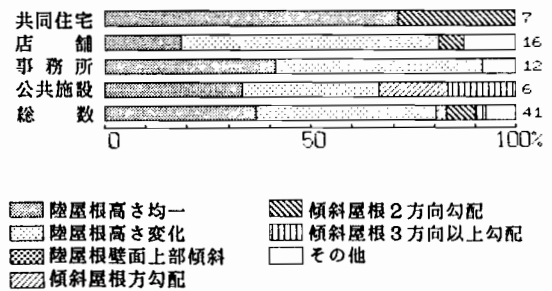


図 4-11 屋根の形態(c) 建物用途別屋根形態

て、きめの細かい基準が設けられ大きな特徴となっている。その結果、地区全体にこの基準はよく守られているが、その設置形式も壁付看板と独立看板が主流を占めておりその他の設置方式のものはわずかである（図 4-13）。

(7) 間口率

協定では、A地区にかぎって建築物の間口を有効敷地間口の80%以上とする基準を設けているが、実際にその基準が守られているのは6割未満にとどまっており、全体としてはかなりバラツキのある結果となっている（図 4-14）。

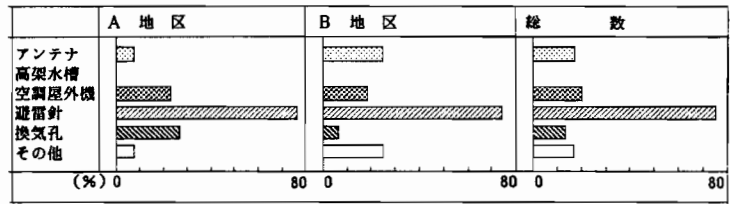


図 4-12 地区別建築設備の設置状況

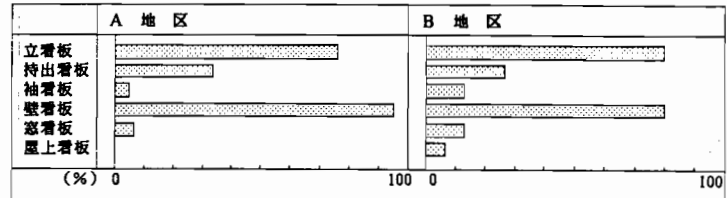


図 4-13 地区別屋外広告物設置状況

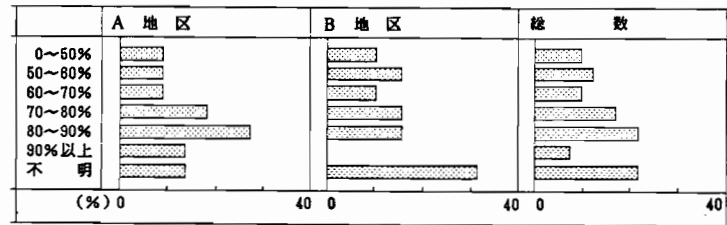


図 4-14 地区別間口率（間口幅／敷地幅）

4-3 建築主・設計者からみた協定と建築デザイン誘導の評価¹⁰⁾

4-3-1 アンケート調査の概要と回答者の諸属性等

(1) アンケート調査の概要

1) 調査対象の選定

「環境、景観の形成及び保全協定」を締結し、調査時点（昭和61年5月現在）までに協定の適用の対象となっていた合計41件の建築行為（一部の計画・協議中を含む）について、その建築主と設計者を調査対象としたが、この調査では建築主は当該企業の建設担当者とし、設計者についても直接の設計担当者（個人）とした。

2) 調査項目

アンケート調査の項目は、①フェースシートと都市景観に関する一般的意向について、②地域と建築の経緯について、③景観形成施策について、④協定と建築デザイン誘導制度についてに大きく分れているが、都市景観についての一般的な

表 4-5 調査票の配布・回収状況

対象	建物数	建築主		設計者		合計	
		配布	回収	配布	回収	配布	回収
A地区 (FA沿)	18	15	12 (80.0)	16	14 (87.5)	31	26 (83.9)
B地区 (FA外)	23	23	14 (60.9)	23	21 (91.3)	46	35 (76.1)
合計	41	38	26 (68.4)	39	35 (89.7)	77	61 (79.2)

A地区：対象地区のうち中心街路（ファッションアベニュー）に接道する区域
B地区：中心街路（ファッションアベニュー）に接道しない区域
数字は件数または票数、回収は有効回収数、()内は有効回収率%を示す

意向のように建築主、設計者ともに同じ質問項目と具体的な対応のようにそれぞれ違う質問項目もある。

3) 配布・回収状況

アンケート調査は昭和61年 5月に実施したが、建築主と設計者への調査票の配布と回収はいずれも郵送によった。その結果、表 4-5 に示すように建築主と設計者をあわせると全体として8割近い有効回収率となったが、郵送によるこの種の調査としては極めて高い有効回収率を得た。

(2) 回答者の諸属性と都市景観に対する意向

以下での調査結果の分析、検討に先立って、アンケート調査の回答者の諸属性と都市景観に対する一般的意向について主な諸点をあげておく。

1) 建築主の年齢は、50才未満の年齢のものが6割以上を占めており比較的若いですが、設計者はさらに若く40才未満のものが半数近くを占めている。

2) 建築主(回答者の所属する企業等)の業務内容では、卸・小売業が最も多く約半数近くを占めており、ついで公務が2割近い。

3) 設計者の所属する組織は、設計事務所とともに建設会社設計部が多く、その所在地が市内の地元よりも他府県(主に大阪)が多いのが特徴である。

4) 設計者のうち、当該建築物の設計を担当する以前から敷地周辺の地域のことを知っていたのは、7割程度にとどまっている。

5) 都市景観に対する一般的な考えでは、設計者では9割近くが「非常に大切」と回答しており、建築主でも約7割が「非常に大切」としており関心の高さがうかがえる。

6) 景観形成施策の重要度評価でも、全般に景観形成施策の重要度をかなり高く評価している。

7) 一般的な建築デザイン誘導についての考えでは、建築主、設計者ともに「市町村が基本的な考えを示すだけでよい」が最も多く、ついで「市町村の積極的指導とともに誘導の方策」を求めている。

8) 一般的に考えられる建築デザイン誘導の項目別の有効性の評価では、先の景観形成施策の重要度評価と同様に全般に評価が高く、特に建築主でその傾向が顕著である。

9) ただ、設計者では、「ボリュームをそろえる」、「色調をそろえる」、「デザインをそろえる」など建築物自体の規制についての評価はかなり低い。

4-3-2 制度への対応状況と自己評価

それでは、神戸ポートアイランドにおける実際の建築行為に際して、協定にもとづく建築デザイン誘導制度にどのように対応し、その結果についてどう評価しているのであろうか。以下では、建築主と設計者それぞれの場合に分けて、調査結果から考察

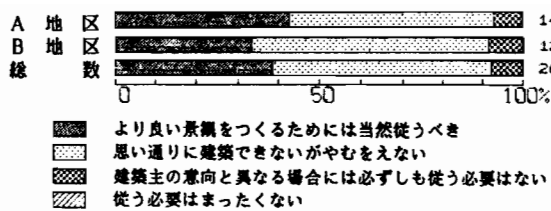


図 4-15 建築デザイン誘導を受けたことに対する考え (建築主)

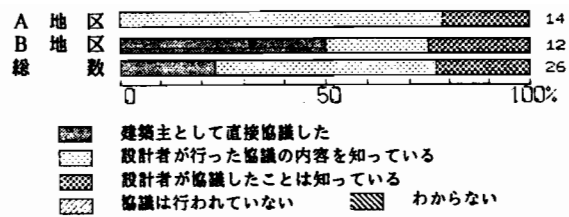


図 4-16 協議内容の認知度 (建築主)

することとしたい。

(1) 建築主の場合

1) まず、建築主の制度への対応状況をみると、協定にもとづく規制を受けることについて「やむをえない」とする回答がA地区で50.0%，B地区で58.3%といずれももっとも多く、これに「当然従うべき」とする回答を合わせると、9割を超える回答者が規制を受け入れることには同意している(図 4-15)。

2) 市との協議については、B地区では半数の建築主が自らも設計者とともに協議を行っているが、A地区では建築主の協議への参加はない。ただ、すくなくとも全体で76.9%の建築主が協議の内容まで知っており、制度とその具体的な基準の内容についてもかなり熟知していると考えてよい(図 4-16)。

3) 基準どおりに計画・設計することが困難であった具体的な項目を複数回答で求めると、全体としては「屋外広告物」についての基準がもっとも多く指摘された。その他、A地区では「建築物の規模」や「形態・意匠」、「車両用進入路の位置」が、B地区では「塀・柵に関する制限」に関する基準項目をまもるのが困難であったとしている(図 4-17)。

4) 建築デザイン誘導の結果として、自らの建築物が周辺景観へどのように影響しているかを建築主に自己評価してもらおうと(図 4-18)、全体に高くシフトした評価をお

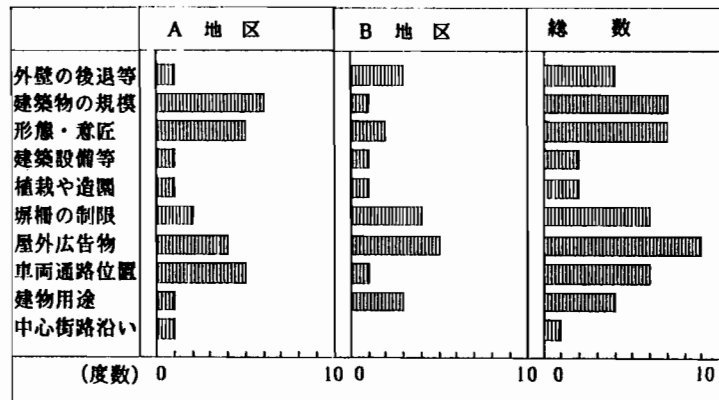
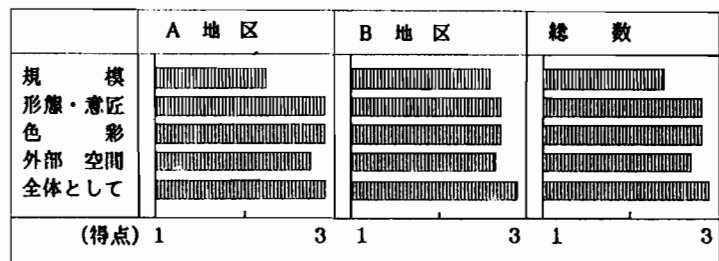


図 4-17 実現が困難であった誘導基準項目 (建築主/複数回答)



図中の得点は、外部空間について(ゆとりがある=3、どちらともいえない=2、ゆとりがない=1)、その他の項目は(良くしている=3、どちらともいえない=2、悪くしている=1)の3段階評価における中央値を示す

図 4-18 周辺景観への影響評価 (建築主)

こなっている。

5) それぞれの基準の項目別はその効果を比較すると、規模や外部空間のゆとりに関する項目については比較的低い評価を与えているのに対して、形態・意匠、色彩などの項目について高い評価を与えている。

6) また、全般的にB地区に比べてA地区での評価の方が高い傾向にあるが、規模に関する項目では、A地区の評価の方が低くなっている。

(2) 設計者の場合

設計者に対しては、具体的な計画・設計を通じてどの程度基準を達成出来たかについて、基準の達成度と基準項目別の周辺景観への影響・効果についての自己評価を問うた(図4-19)。

1) 基準達成度では、全体としては、設計者の約80%が「さほど無理なく」対応しており、設計者にとっては基準がそれほど困難な内容でないと受けとめられている。

2) これを基準項目別に見ると、「壁面後退」、「壁面後退部分の植栽」、「建築設備の位置」などで基準達成度が高い。

3) 逆に、基準達成度の低いものをみると、特に「車両用通路の位置」に関する基準や「形態・意匠」、「堀・柵の制限」に関する項目があげられ、基準適用の上で緩和を受けたり、基準にあわせなかったケースが比較的多くみられる。これは、先にみた建築主の反応とも対応した結果となっている。

4) つぎに、建築デザイン誘導の結果としての周辺景観への影響評価では、全体としては「やや良くなった」に相当する評価が支配的である。

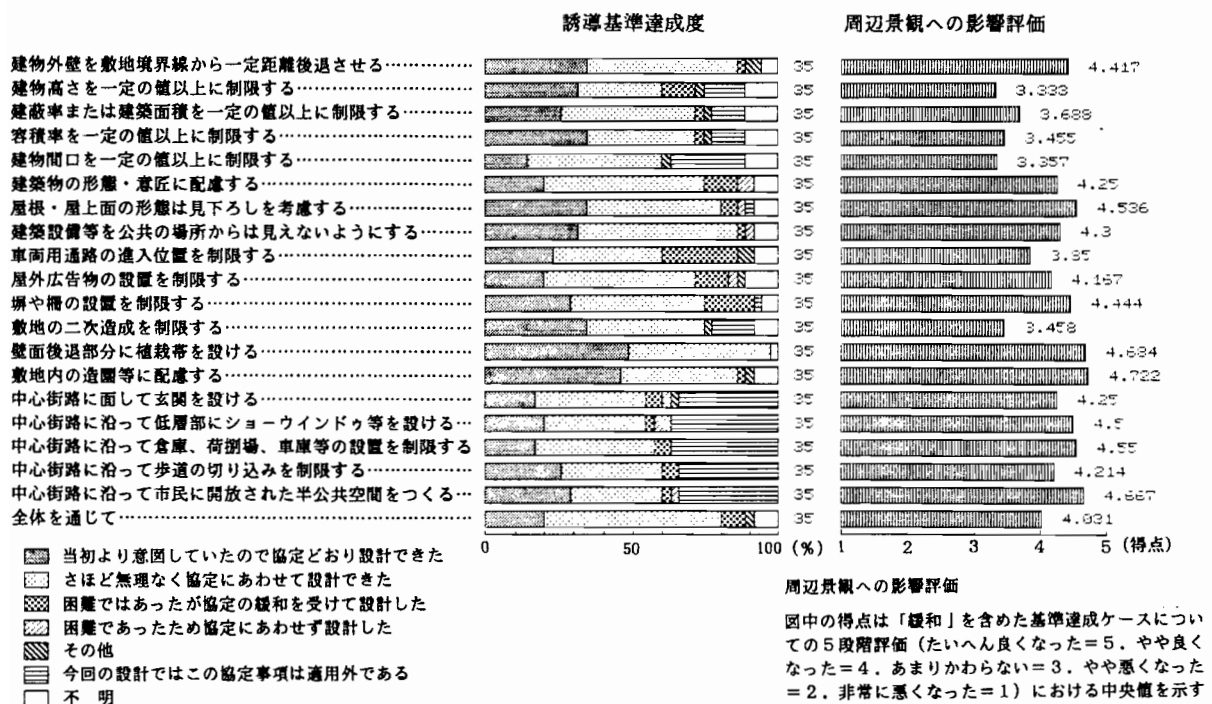


図4-19 誘導項目別基準達成度と周辺景観への影響評価(設計者)

5) 基準の項目別にみていくと、評価が高いものとして「敷地内の造園」、「壁面後退部分の植栽」、「屋根・屋上面の見下ろしの配慮」、「壁面後退」があり、また「ファッションアベニューに沿った歩道切込み制限」にも高い評価を与えている。

6) 一方、相対的に評価の低いものとしては、建物高さ、建蔽率、容積率、建物間口など建築の最低規模の制限にかかわる項目があげられている。

このように設計者の場合、主として外部空間に関する項目について自らの建築の景観形成上の効果を高く評価しているのが分る。これは、形態・意匠、色彩などの項目の方により高い評価を与えている前述の建築主の場合と異なった結果となっており、建築主と設計者の立場の違いを反映しているものといえよう。

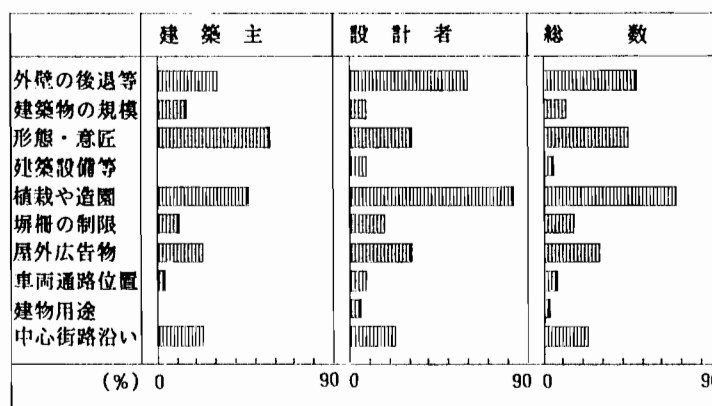
4-3-3 基準の有効性の評価

(1) 基準の有効性とその評価パターン

協定の基準について、その景観形成上の有効性についての評価を建築主と設計者に聞くと次のような傾向がみられた(図4-20)。建築主では、「形態・意匠」や「植栽や造園」、設計者では「植栽や造園」、「外壁の後退等」に高い評価を与えており、一方「規模」や「建築設備」、「車両通路の位置」などは両者ともにその有効性を低く評価している。

これら基準の有効性について各項目相互の関係をみるため、基準項目についての10項目に回答者属性(建築主・設計者)を加えた反応パターンに数量化Ⅲ類を適用すると、基準項目はつぎの3つのグループに分類される(図4-21)。

その一つは、規模や形態・



数字は各主体の総回答数に対する構成比を示す

図4-20 誘導項目の有効性評価(建築主・設計者/複数回答)

	I 軸	II 軸	III 軸
固有値	0.4336	0.3410	0.2815
説明率	0.1980	0.1557	0.1286
(累積)	0.3537	0.4823	

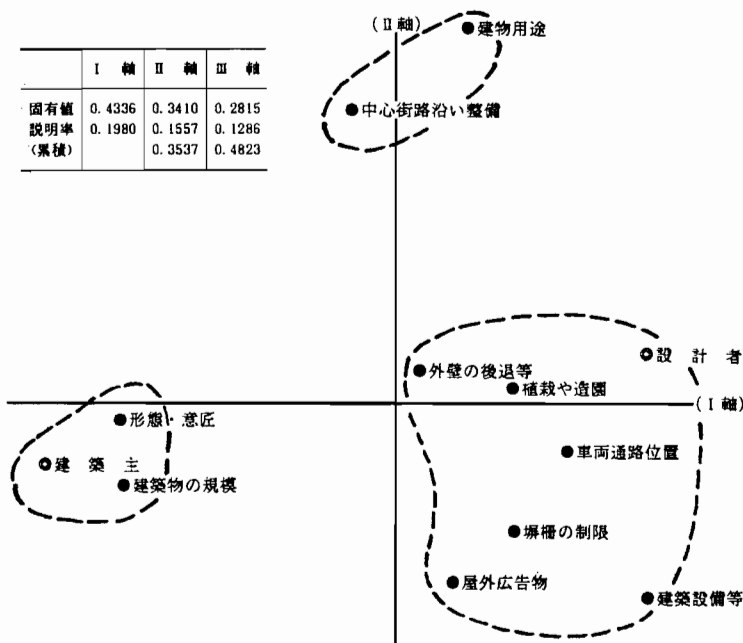


図4-21 数量化Ⅲ類分析による誘導項目の布置

意匠など建築デザインそのものを規定する項目であり、建築主と対応している。

二つには、壁面後退や緑化、堀・柵など外部空間・敷地利用に関する項目と屋外広告物や設備など建築の付属物に関する項目であり、設計者と対応している。

三つには、用途制限や中心街路沿いの整備であり、前二者とは異なる特異な項目としてグルーピングされる。

(2) 中心街路沿いの基準の評価

中心街路沿いの基準は、特にこの地区での計画的誘導の意図を明確に示した内容となっているが、これに対する建築主と設計者（A地区のみ）の意向は大略次の通りである。

1) 魅力ある街路景観を計画的につくることには賛同しており、公共空間の整備だけにとどまらず、沿道建築物の協力の必要性についても認めている（図 4-22）。

2) しかし、建築物の形態は統一するよりも個々が個性を表現する方が良いという意向が主流を占めており、建築物の形態の規制については批判的である（同図）。

3) この中心街路沿いの基準の大きな特色である「半公共空間」は、建築主・設計者ともにその整備効果を高く評価しており、全体で75.7%が「大変効果がある」としている（図 4-23）。

4) ただ、建築主の35.7%が「保安・管理上大変問題がある」としているように維持・管理上の問題の指摘もみられる（図 4-24）。

4-3-4 制度全体の評価構造

将来の建築デザイン誘導方策のあり方について建築主と設計者にそれぞれ問うと、全体としては現行制度の継続が44.3%、建築協定が32.8%を占め、法や条例による規制・誘導方策の強化の方向を支持するものは合わせても14.8%にとどまっている（図 4-25）。ただ、建築主

	建築主	設計者	総数
魅力的街路の計画的形成が大切 人為的な効果は期待できない 建物形態等を統一した方がよい 建物が個性を表現した方がよい 公共に比べ建物の役割は小さい 公共とともに建物も協力すべき			
(得点)	1 2 3	1 2 3	1 2 3

図中の得点は、各設問の3段階評価（そう思う=3、どちらともいえない=2、そうは思わない=1）における中央値を示す

図 4-22 中心街路整備に対する考え（A地区の建築主・設計者）

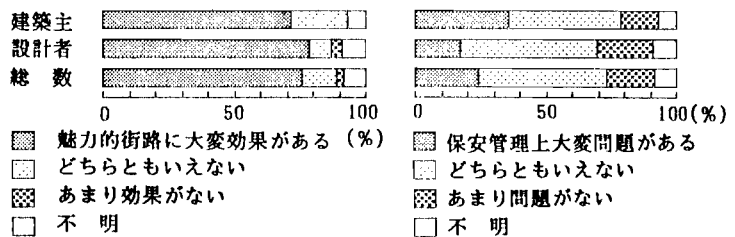


図 4-23 半公共空間の整備効果

(A地区の建築主・設計者)

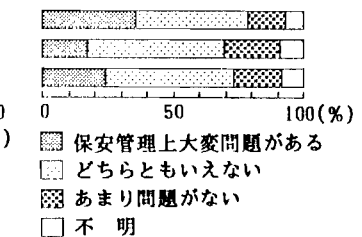


図 4-24 半公共空間の管理上の問題

(A地区の建築主)

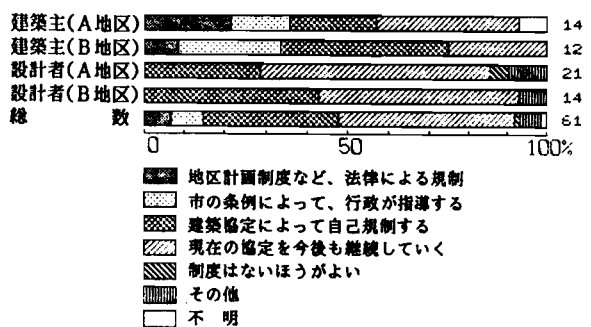


図 4-25 将来望ましい建築デザイン誘導方策

	I 軸	II 軸	III 軸
固有値	0.3402	0.2056	0.1820
説明率 (累積)	0.1588	0.0959	0.0849
		0.2547	0.3396

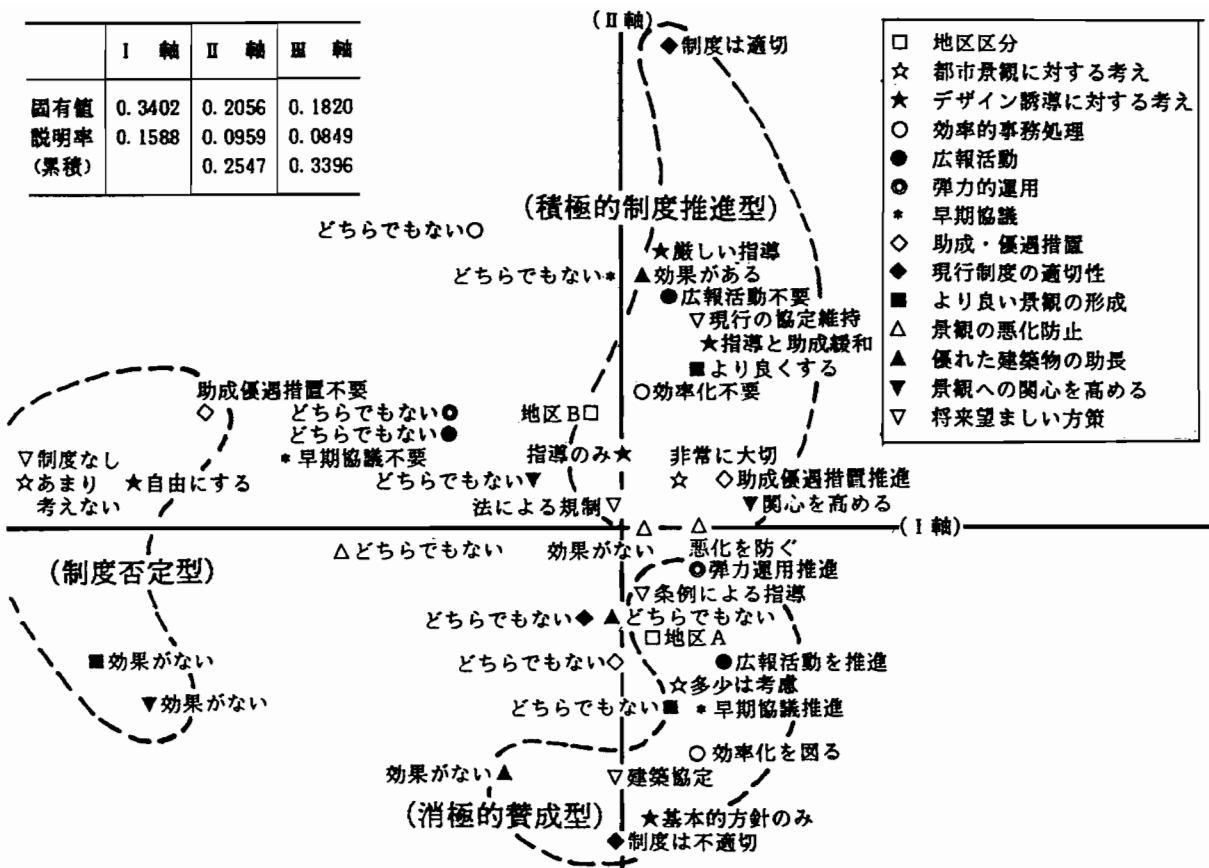


図 4-26 数量化Ⅲ類による制度評価構造

と設計者ではやや意見が異なり、建築主では法と条例による規制・誘導方策を支持するものも見られるが、設計者では法や条例による規制・誘導方策の強化を望むものはいない。

制度の総合的な評価構造をみるため、一般的な都市景観と建築デザイン誘導に対する意向、当制度の運用上の評価と効用、前述の将来の方策など44カテゴリーについて数量化Ⅲ類¹¹⁾を適用した(図 4-26)。各カテゴリーのグルーピングの結果、①積極的制度推進型、②消極的賛成型、③制度否定型の3つのタイプを抽出出来た。このうち、消極的賛成型は現行制度の効率化・弾力化、早期協議など運用手続上のマイナス評価により規定されており、建築協定など自主的誘導の方向を志向しているといえよう。

4-4 まとめ

(1) 新開発市街地における景観形成計画の策定と運用

新開発市街地の建設に合わせた景観形成の取り組みは、これまでにも開発主体によ

る道路や公園・緑地など公共施設の整備や中心地区施設（タウンセンター）の整備などを通じて行われてきた。しかし、建設主体や運営主体の異なる施設についての計画調整・デザインコントロールを図るといった今回のような試みはこれまでほとんど見られないのが実情であった¹²⁾。

今回の計画策定を通じて、景観形成計画の全体構成から具体的計画・設計への一応の筋道を見いだすことが出来たが、同時にこれからの課題や問題点も多いことが明らかになった。

その一つには、景観形成の対象となる景観構成要素の抽出作業にかかわる課題があり、計画時期や建設主体とも関連させ、その対象領域を明確にすることであり、計画の操作性を高める上でも求められる。二つには、具体的計画・設計手法のマニュアル化に関する課題であり、統一的基準づくりだけでなく、自由で創造的なデザイン上の工夫と発意が誘導出来るような配慮を必要とする。三つには、計画の運用にかかわる課題で計画内容を将来にわたって担保力をもたせるために景観協定等、施設の管理・運営についての取り組みを必要とすることである。

ところで、その後筆者は、神戸市六甲アイランドにおける景観形成計画の策定に参画する機会を得た。そこでは、神戸研究学園都市の場合とほぼ同じような計画構成と位置づけがなされているが、景観形成計画を「景観演出計画」と「景観誘導計画」の

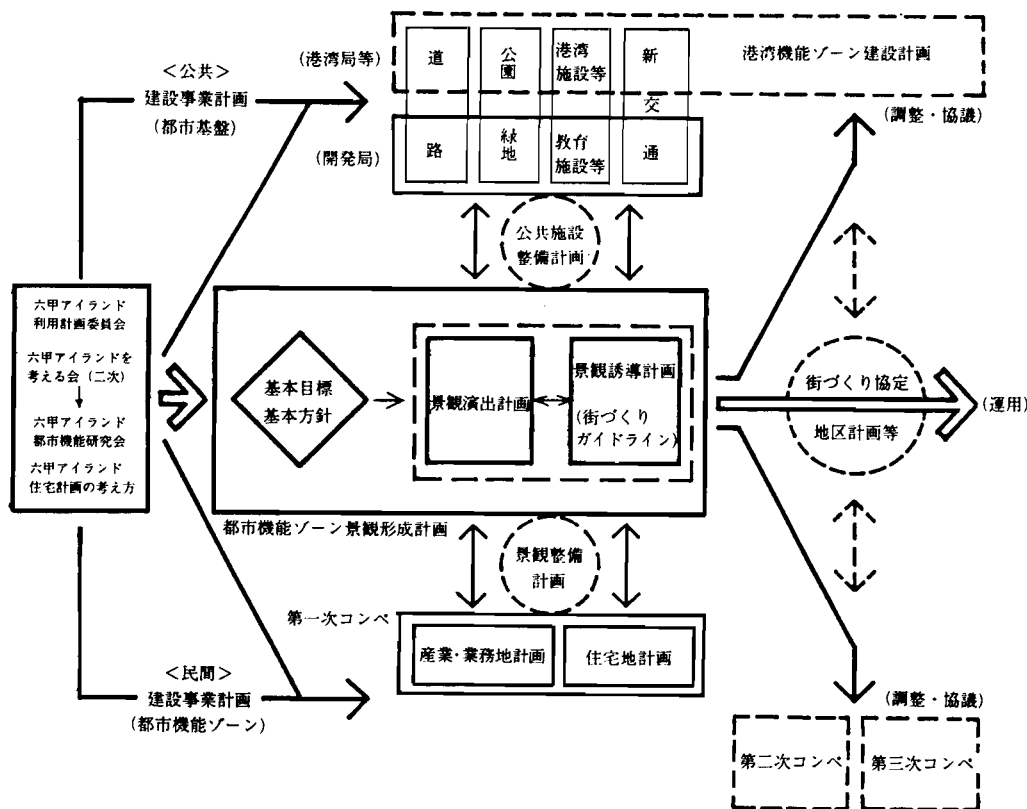


図 4-27 六甲アイランド都市機能ゾーン景観形成計画の位置づけと構成

2つの系からなる計画として構成されている（図 4-27）。前者は、計画対象地域全体についての景観形成の基本方向（計画指針）とそのための計画手法を景観構成要素の類型ごとに提案するものである。一方、後者は個々のゾーンにおける事業実施や建築行為に対応して守るべきルールを定めたもので、計画基準（街づくりガイドライン）として提示している。また、これらの計画内容を補完するとともに技術的展開の参考指針として「景観施設計画・設計マニュアル」を作成している。

この計画の運用にあたっては、先にも紹介した街づくり協議会においてこの計画をもとに個別に計画・調整が図られるとともに、その計画内容の基本的事項については法にもとづく地区計画としても定められている。このように、この計画では先に述べた計画課題の改善が図られていると言えよう。

（2）基準の達成状況と実効性の評価

新市街地における景観形成計画の実際の運用事例として、神戸ポートアイランド地区における「環境、景観の形成及び保全協定」制度に着目して、その適用事例について基準の達成状況を中心にした現地での観察・実測調査を実施した。その結果、協定に盛り込まれた建築デザイン誘導に関する基準は、いずれの項目においてもほとんど基準通りかあるいはかなりの余裕をもって達成されていることが確認された。

なかでも、道路ごとに設定された壁面後退とその利用形態についての項目はこの協定の大きな特徴であるが、部分的な例外は認められるものの基準の主旨はよく守られており、特に中心街路沿いでの半公共空間としての歩道との一体的構成の実現は特筆されてよかろう。また、建築物の意匠や屋外広告物についても個別に委員会で審査が行われていることもあって、街並み景観としてかなり高水準な統一感のある景観形成に成功している。

いずれにせよ、敷地規模が大きくゆとりのある建築条件に加えて、周囲の公共施設とも調整しつつ計画、建設を進めることの可能な新開発市街地の特色をいかして、比較的厳しい基準内容に個々の建築がよく対応できている事例といえよう。

（3）建築主・設計者による有効性の評価

神戸ポートアイランド地区における協定の適用を受けた建築物の建築主と設計者に協定にもとづく建築デザイン誘導制度への対応状況とその有効性についての評価を問うた。その結果、大略次のような特色が明らかになった。

（都市景観に対する一般的意向）

1) 建築主・設計者ともに、都市景観に対する一般的な関心は高く、景観形成施策の重要度についても全般に高い評価を与えている。

2) 建築デザイン誘導（行政指導）についての一般的な考えでは、建築主・設計者ともに「市町村が基本的な考えを示すだけでよい」とするものが多数を占めるが、「積極的な指導とともに誘導的方策」を求めるものもかなりみられる。

3) 建築デザイン誘導の項目別の有効性については、全般にその有効性の評価は高

いが、特に建築主は積極的に支持する傾向にある。

4) ただ、設計者は建築物そのものの規模やデザイン（形態、材料、色彩）についての規制の有効性を比較的低く評価している。

（建築主の制度評価）

5) 建築主の制度への対応としては、協定にもとづく規制を受入れることについて9割以上が同意している。

6) 行政との協議についても、ほとんどが協議内容まで知っており、認知度は高い。

7) 協定の基準のなかで守ることが困難な項目としては、屋外広告物についての基準がもっとも多くあげられているが、特にA地区ではその他にも建築物の規模、形態・意匠、車両進入路の位置などの項目があげられている。

8) 自らの建築物の景観的な自己評価は、全体として高い評価を与えているが、形態・意匠・色彩などの高い評価に比べると建物規模や外部空間のゆとりについての自己評価は比較的低い。

（設計者の制度評価）

9) 設計者は、具体的な計画・設計において協定の基準を「さほど無理なく」達成しており、全体として基準の内容どおりの設計ができている。

10) なかでも基準の達成度の高い項目は、壁面後退、植栽、建築設備の位置に関する項目で、逆に基準達成度が比較的低い項目としては、車両用進入路の位置や建築物の形態・意匠、塀・柵の制限があげられている。

11) 自ら設計した建築物の景観上の自己評価では、全体としてはやや良くなったとする評価となっているが、特に敷地内の造園、壁面後退部分の植栽、屋根・屋上の見下ろしに対する配慮、壁面後退などに高い評価を与えている。ただ、建築物の最低規模の制限については、相対的に低い評価となっている。

（基準の有効性の評価）

12) 協定の基準内容の有効性について、先の自己評価の結果と同様に、建築主が建築デザイン自体を規定する項目を評価しているのに対して、設計者は外部空間・敷地利用と建築の付属物に関する項目を高く評価している。

13) このことは、数量化Ⅲ類による反応のパターン化においても確認された。1つは規模や形態・意匠などの建築デザインそのものを規定する項目で建築主に対応するもの、2つは壁面後退や外部空間・敷地利用、屋外広告物・設備などの項目で設計者に対応するもの、3つは用途制限や中心街路沿いの整備などの項目の3つのグループである。

（中心街路沿いの基準の評価）

14) 協定では中心街路沿いについては特別の基準が設けられているが、建築主・設計者ともに公共空間の整備だけにとどまらず沿道建築物の協力の必要性については認めているものの、建築物の形態規制については批判的である。

15) 中心街路沿いに要求される半公共的空間の整備とその効果については、建築主・設計者ともに高く評価しているが、建築主からは維持・管理上問題が指摘されている。

16) 建築デザイン誘導制度の評価構造の分析において、①積極的制度推進型、②消極的賛成型、③制度否定型の3つのタイプの意識態度が抽出されたが、特に消極的賛成型は現行制度の効率化・弾力化、早期協議など運用上の課題が大きいことが示された。

ところで、こうした建築主・設計者による建築デザイン誘導についての評価は、先の第3章において考察した都市景観条例の場合と比較するとどのような特色があるのでしょうか。本章の補論(Ⅲ)では、この点に焦点をあてて、2つの建築デザイン誘導制度の比較分析と評価構造の把握を試みることにする。

(第4章の註)

- 1) 本節の内容は、既発表論文(嶋田・他と共著, 1984a, b)をもとに補筆・補正したものである。
- 2) 景観形成計画の具体的な内容は、神戸研究学園景観形成計画調整会議の報告書(1984)に詳しい。
- 3) 新住宅市街地開発法にもとづく新住宅市街地開発事業として神戸市が事業主体となって造成された。
- 4) 本節の内容は、既発表論文(嶋田・他と共著, 1988)をもとに補筆・補正したものである。
- 5) 岩崎(1983), 189号。
- 6) 前掲書, 192号。
- 7) 前章で考察した神戸市の既成市街地の都市景観形成地域における建築デザイン誘導制度の場合は、条例にもとづく地域指定の段階で都市景観審議会における「委員会方式」によって検討したうえで、行政当局(市長)が地域・地区の範囲と地域景観形成基準を定め、建築行為等の届出を課して「行政指導方式」によって実施されているものと理解できる。
- 8) 適用実態調査の項目別分析については、篠宮(1988)に詳しい。
- 9) 第3章, 3-2-1参照。
- 10) 本節の内容は、既発表論文(嶋田・他と共著, 1986, 1987)をもとに補筆・補正したものである。
- 11) 林(1983), 田中・脇本(1983)などを参照。
- 12) ほぼ同じ時期に、筑波研究学園都市の中心地区で景観計画が策定されている(筑波研究学園都市景観審査会, 1985参照)。

(第4章の参考文献)

- 林知己夫(1983):『数量化の方法』, 東洋経済新報社。
- 岩崎駿介(1983):『都市空間のデザインコントロール』, 『新建築学体系 17 都市設計』, 153-201号。
- 神戸ポートアイランド地区環境・景観形成委員会(1979):『ポートアイランド中心地区の環境・景観形成について(報告書)』, 神戸市。
- 神戸研究学園都市景観形成計画調整会議(1984):『神戸研究学園都市景観形成計画—魅力あるニュータウンづくりをめざして—』, 神戸市。
- 神戸市(1986):『ポートアイランドの建築と景観』(神戸市広報印刷物), 神戸市。
- 六甲アイランド街づくり協議会景観形成部会(1986):『六甲アイランド都市機能ゾーン景観形成計画』, 神戸市。
- 嶋田勝次・安田丑作・白井治・門上保雄(1984a):『新開発市街地における景観形成手法に関する研究—神戸研究学園都市の景観形成計画の策定を通して—(その1)景観形成のための全体構成』, 『日本建築学会近畿支部研究報告集』, 537-540号。(抄録(1984a'))/『日本建築学会大会学術講演梗概集』, 2173-2174号。)
- 嶋田勝次・安田丑作・白井治・門上保雄(1984b):『新開発市街地における景観形成手法に関する研究—神戸研究学園都市の景観形成計画の策定を通して—(その2)景観構成要素の計画設計』, 『日本建築学会近畿支部研究報告集』, 541-544号。(抄録(1984b'))/『日本建築学会大会学術講演梗概集』, 2175-2176号。)
- 嶋田勝次・安田丑作・三輪康一(1986):『建築デザイン誘導による都市景観形成手法とその評価に関する研究—神戸市における建築デザイン誘導事例を通じて—』, 『昭和61年度 第21回 日本都市計画学会学術研究論文集』, 463-468号。
- 嶋田勝次・安田丑作・三輪康一・木山正典(1987):『都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究—(その3)神戸ポートアイランドの協定区域における事例調査とその評価—』, 『昭和62年度 日本建築学会近畿支部研究報告集』, 693-696号。(抄録(1987'))/『同一—(その3)神戸ポートアイランドの協定区域における事例調査と制度対応状況—』, 『同一—(その4)神戸ポートアイランドの協定区域における建築デザイン誘導手法の評価—』, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』, 437-

438等。)

嶋田勝次・安田丑作・三輪康一・木山正典・篠宮篤史(1988)：「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究－(その5)神戸市における適用事例の物的特性把握を通して－」,『昭和63年度日本建築学会近畿支部研究報告集』, 649-652等。(抄録(1988')/『日本建築学会学術講演梗概集』, 197-198等。)

篠宮篤史(1988)：『都市景観形成のための建築デザイン誘導手法の評価に関する研究－神戸市における建築デザイン誘導制度の適用事例を通じて－』(神戸大学修士論文)。

田中豊・脇本和昌(1985)：『多変量統計解析法』, 現代数学社。

筑波研究学園都市景観審査会(1985)：『筑波研究学園都市中心地区における景観誘導に関する調査－筑波研究学園都市中心地区景観計画2－』, 住宅・都市整備公団。

(第4章の図版出典)

a) 六甲アイランド街づくり協議会景観形成部会(1986) / [図 4-27]

補論(Ⅲ) 建築デザイン誘導制度の比較分析と評価構造に関する考察¹⁾

この補論(Ⅲ)では、第3章での既成市街地における都市景観条例にもとづく建築デザイン誘導制度と第4章での神戸ポートアイランド地区における協定にもとづく建築デザイン誘導制度について、それぞれの景観形成タイプにおける評価パターンを比較し、その評価構造を検討する。

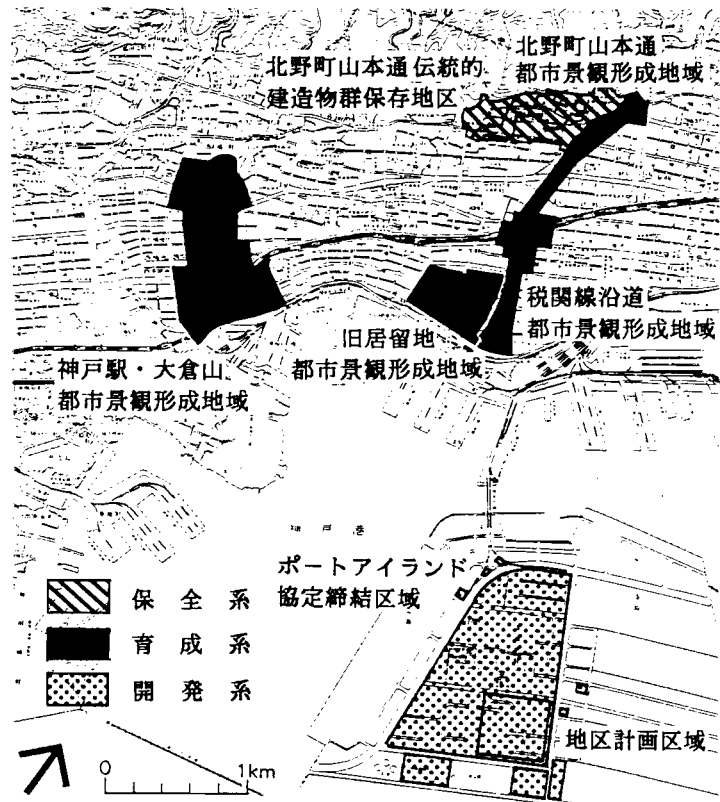
(Ⅲ)-1 比較分析の方法と調査の概要

第3章と第4章では、神戸市における景観形成を目的とした建築デザイン誘導制度の実効性と有効性について考察してきたが、この補論(Ⅲ)では、神戸市における建築デザイン誘導制度の実施事例を後述するような3つの景観形成タイプに分類し、それぞれの場合の制度への対応状況とその特性を比較し、あわせて評価構造の把握を行なうこととする。

(1) 神戸市の建築デザイン誘導制度の概要と類型

比較分析の対象とする建築デザイン誘導制度は、神戸市都市景観条例にもとづく都市景観形成地域と神戸ポートアイランド地区における計画規制としての協定である。このうち、前者の都市景観形成地域指定は調査時点までに4地域が指定されており、その制度上の特徴としては、地域内で行なわれる建築行為などに届出制を課し、地域ごとに定められた地域景観形成基準にもとづいて助言・指導を行なわれるものである。一方、後者はポートアイランドの土地分譲に際して、その公募条件として独自の「環境、景観の形成及び保全協定」を定め、開発主体(神戸市)と用地購入者との間で協定を締結するものである。

図(Ⅲ)-1と表(Ⅲ)-1には、比較分析のための調査対象となる4つの都市景観形成地域とポートアイランドの協定区域の位置および概要を、また表(Ⅲ)-2には各地域の建築デザイン誘導の基準項目を示しているが、それぞ



図(Ⅲ)-1 調査対象区域位置図

表(Ⅲ)- 1 調査対象地域の概要

誘導制度		都市景観形成地域				環境景観形成保全協定
地域名称		北野町山本通	税関線沿道	旧居留地	神戸駅・大倉山	ポートアイランド
指定年月日		昭和54年10月30日	昭和56年6月30日	昭和58年6月1日	昭和60年3月20日	昭和54年
指定面積		約32ha (*1)	約36ha	約22ha	約60ha	約135ha (*2)
用途地域		第2種住専・住居	住居・近商・商業	商業地域	住居・近隣商業	住居・商業・準工・工専
建蔽率/容積率(%)		60/200~300	60~80/300~800	80/600~800	60~80/200~800	60~80/200~800
誘導対象	建築物	141(91.0)	79(72.5)	17(68.0)	9(100.0)	41(100.0)
	その他	14(9.0)	30(27.5)	8(32.0)	-(0.0)	-(0.0)
工事の件数	新增改築	84(54.2)	97(89.0)	20(80.0)	8(88.9)	41(100.0)
	その他	71(45.8)	12(11.0)	5(20.0)	1(11.1)	-(0.0)
合計		155(100.0)	109(100.0)	25(100.0)	9(100.0)	41(100.0)
調査対象建築物数		52(33.5)	45(41.3)	5(20.0)	3(33.3)	41(100.0)

(*1) 伝統的建造物保存地区約9.3haを含む (*2) 地区計画区域約25.2haを含む (*3) 誘導対象及び調査対象建築物数の括弧内は合計に対する構成比 (*4) 誘導対象の件数は、都市景観形成地域では昭和60年11月まで、ポートアイランドでは昭和61年5月(計画・協議中を含む)までの件数を示す。

(資料) 神戸市「神戸らしい都市景観をめざして」1983, 同「ポートアイランドの建築と景観」1986, 同「ポートアイランドインターナショナルスクエアファッション系業務用地公募のしおり」1985.10

れの地域における景観形成上の課題や特色から、これらは次の3つの景観形成タイプに分けられる。

第一のタイプは北野町山本通のような歴史的景観の保全を目的とした「保全系地区」であり、建築物の高さの最高限度の制限や土地形質変更、木竹伐採の制限など地域環境の保全に関する項目に重点がある。第二のタイプは、税関線沿道地域のような一般の既成市街地を対象とする「育成系地区」であり、都心部の商業業務地として特に建物規模の確保や街路沿道の景観形成に主眼がある。第三のタイプは、ポートアイランドの場合の「開発系地区」で、半公共空間の形成や用途制限など育成系地区よりもさらに積極的な街路景観の形成を目的としている。

表(Ⅲ)- 2 調査対象地域における建築デザイン誘導項目

誘導項目	北野町	税関線沿道		旧	神戸駅・大倉山			ポートアイランド	
	山本通	区域①	その他	居留地	大倉山	神戸駅	相栄	協定地区	計画区域
建築物・工事	外壁の後退・道路	○	○	○	○	○	○	○	○
	外壁の後退・隣地	○			○			○	○
	有効空地の確保				○				
	高さの最高限度	○							
	高さの最低限度			○	○	○	○	○	○
	間口の最低限度								○
	建築面積最低限度				○	○	○	○	○
	容積率の最低限度				○	○	○	○	○
	意匠	○	○	○	○	○	○	○	○
	建築設備の位置等	○	○	○	○	○	○	○	○
製作物	シャッター等	○	○	○	○	○	○	○	○
	駐車場等の出入口	○	○	○	○	○	○	○	○
	共同住宅の出入口	○	○	○	○	○	○	○	○
	日よけテント	○	○	○	○	○	○	○	○
	アーケード	○	○	○	○	○	○	○	○
	扉・さく	○			○				○
	屋外広告物								○
	土地の形質変更	○	○	○					○
	敷地面積の最低限度	○							○
	木竹の伐採	○			○	○	○	○	
植栽									
建築物の用途制限								○	
半公共空間の形成								○	

(注) ○印は各地区に該当する誘導項目を示す。

(2) 調査対象建築物の設定とその属性

ところで、各地域の調査時点での制度の適用件数は、総数 339件にのぼる。このうち、

- ①対象が建築物を含むもの、
- ②工事種別で新・増改築であるものを調査対象建築物として設定したが、その総数は 146件となる。図(Ⅲ)- 2(a)~(c)は、これらの用途構成および規模構成などの建築特性について景観形成タイプ別にみたものである。保全系地区では専用住宅が主体であるが、建物面積が小規模であるにもかかわらず、敷地面積は次の育成系地区に比べて比較的ゆとりがある。これに対し、

都心商業地を中心にした育成系地区は店舗や併用住宅が多く、建物規模は大きい半面、敷地規模が小さいものの多いことが大きな特色である。一方、開発系地区では店舗や事務所が中心であるが、それとともに公共施設もみられ、敷地・建物延床面積ともに他の2地区に比べ、かなり大規模なものとなっている。

(3) 基準の達成状況

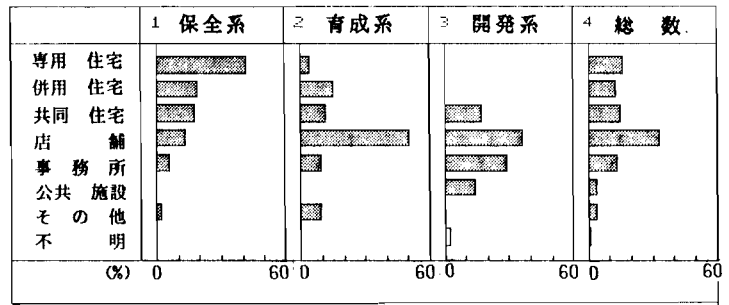
それぞれの地域によって具体的な基準の内容は異なるが、実際にその適用を受けた建築物を対象にした適用実態調査の結果大略次のような特色が明らかになった。

1) いずれの地域においても、基準の内容は実際の建設に際しておおむね守られており、その意味で基準は実効性のあるものとの評価ができる。

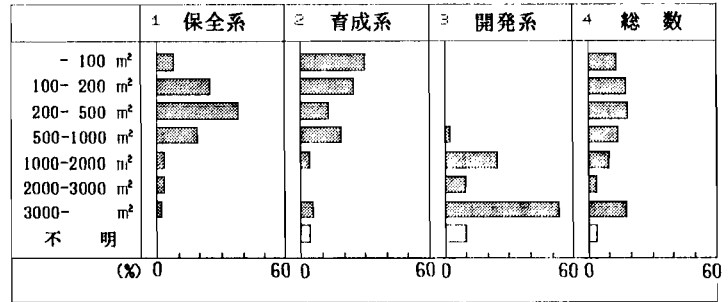
2) しかし、前面道路からの外壁後退のように敷地の規模条件の影響の大きな項目では、100㎡未満の狭小敷地のある育成系地区や保全系地区では基準達成が困難なために基準適用の緩和を受けているケースもみられる。

3) 一方、敷地規模の大きな開発系地区では外壁後退距離が最も厳しい基準になっているにもかかわらず、比較的ゆとりをもって基準内容が達成されている。

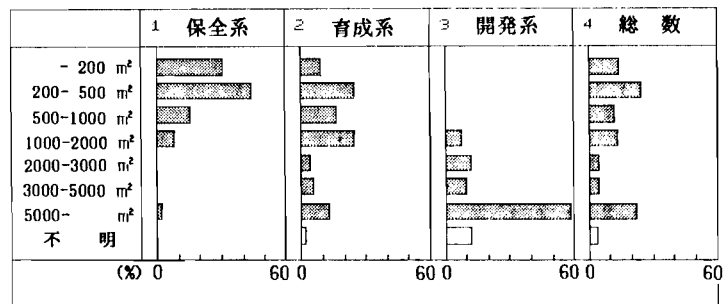
4) この外壁後退部分を中心とした植栽状況も、敷地規模の大きなケースほど植栽



図(Ⅲ)- 2 調査対象建築物の建築特性(a) 用途構成



図(Ⅲ)- 2 調査対象建築物の建築特性(b) 敷地面積



図(Ⅲ)- 2 調査対象建築物の建築特性(c) 延床面積

方法も多彩になっており、特に開発系地区での半公共空間の演出は注目される。

5) 屋根の形態は、伝統的建造物群保存地区の重複指定のある保全系地区では基準にある傾斜屋根が採用されているが、その他の地区では陸屋根が主流を占めている。

6) 建築物の意匠については、いずれも基準としてはゆるやかなものとなっているが、個別審査の行われる開発系の場合には特に色彩については比較的統一感のあるものとなっている。

7) 建築設備についても、おおむね道路などから見える位置に露出しないような配慮がなされているが、特に育成系地区では建築後に設置されるクーラーの屋外機やアンテナなど住み手や使い手側の問題のあるものがみられる。

8) 屋外広告物については、その設置を承認制としている開発系ではかなり抑制された表現のものとなっているが、その他の地区では基準に盛られていないこともあって景観を阻害するものもみられる。

(Ⅲ)-2 アンケート調査の概要と回答者の属性

(1) アンケート調査の概要

アンケート調査は、都市景観形成地域とポートアイランド協定区域を対象にして、それぞれの場合の建築デザイン誘導制度への対応状況や評価に関する調査項目について実施されたが、調査時期は異なるもののほぼ共通した調査方法による。

調査対象者は、それぞれの調査対象建築物の建築主と設計者であるが、建築主は調査対象の建物内に居住している者を建築主A、建物内には居住していない者を建築主Bとし、企業等の場合は当該建築物の建設担当者とした。同様に設計者は実際の設計担当者とした。

調査票の配布・回収は、いずれの場合も郵送によったが、その結果を表(Ⅲ)-3に一括して示す。

(2) 回答者の属性

1) 回答者の年齢をみれば、建築主は育成系で年齢が比較的高く、開発系で比較的若いですが、設計者は全般に建築主より若く、30~40歳代が中心である(図(Ⅲ)-3(a))。

2) 建築主Aは保全系地区に多くみられ、開発系地域にはみられないが、その職業は「会社団体の役員」、「個人業主、自営業」などが多い

表(Ⅲ)-3 調査票の配布・回収状況

		保全系 北野町・山本通	育成系 税関職旧居留地 神戸駅・大倉山	開発系 ポート アイランド	総数
誘導対象建築物		52 件	53 件	41 件	146 件
調査期間		S60.11/30-12/23		S61.5/2-5/30	-
回 答 者	建築主A	16/27/59.3	5/8/62.5	-	21/35/60.0
	建築主B	15/22/68.2	20/34/58.8	26/38/68.4	61/94/64.9
	建築主計	31/49/63.3	25/42/59.5	26/38/68.4	82/129/63.6
	設計者	30/47/63.8	33/42/78.6	35/39/89.7	98/128/76.6
回答者計		61/96/63.5	58/84/69.0	61/77/79.2	180/257/70.0

注.1 回答者欄の数字は、A/B/C に対し、A:有効回収数 B:配布数 C:有効回収率を示す。
注.2 建築主のうち、建築主Aは当該建物の居住者、建築主Bは非居住者が該当する。

(同図(b))。

3) 建築主Bの事業内容は、「卸売・小売業」、「不動産業」、「サービス業」が多い(同図(c))。

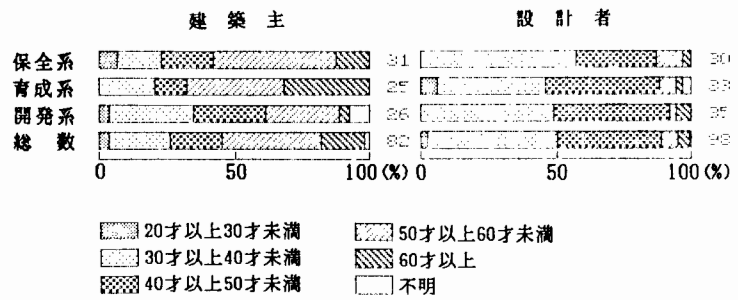
4) 一方、設計者の所属する組織は、設計事務所が7割以上を占めるが、開発系では建設会社設計部も比較的多い(同図(d))。

5) また、設計者の9割以上は当該建築物の設計を担当する以前にも地域を訪れた経験をもち、地域の景観的特色について一定の知識を当該建築物の設計の事前に有していたと考えられる(同図(e))。

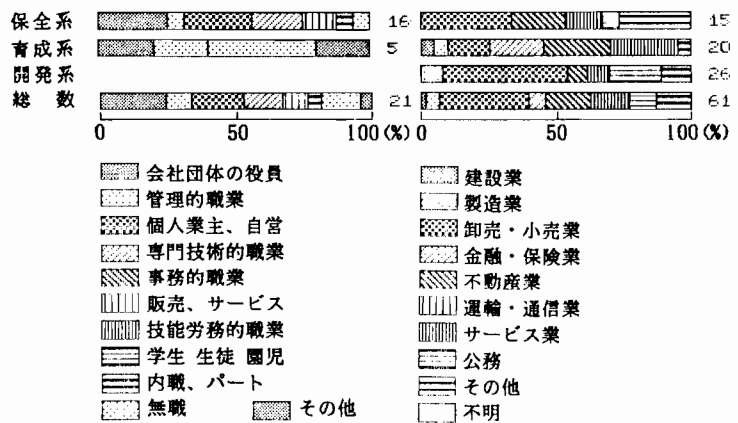
(Ⅲ)-3 都市景観と建築デザイン誘導に関する一般的意向

1) いずれの調査においても共通して、まず都市景観に対する一般的な考えを問うてみた(図(Ⅲ)-4)。建築主では、「非常に大切」とするものが全体としてほぼ半数であり、このうち開発系で特に意識が高く、保全系では「あまり考えていない」ものも19.4%みられる。これに対し、専門家としての設計者の意識は3つのタイプとも非常に高く、約90%が「非常に重要」と考えている²⁾。

2) 一般に考えられる景観

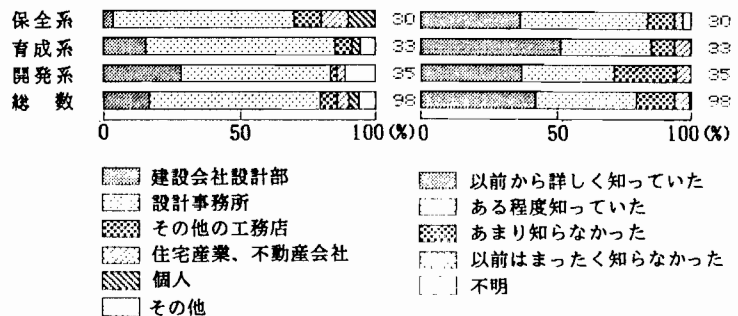


図(Ⅲ)-3 回答者諸属性(a) 年齢構成(建築主・設計者)



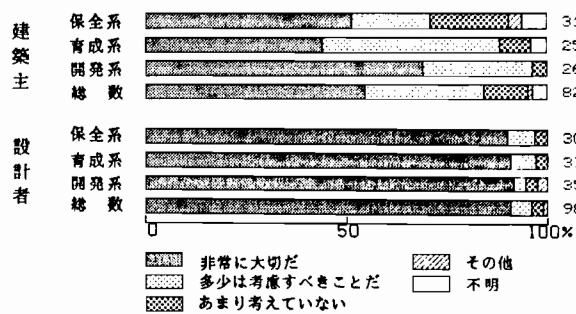
図(Ⅲ)-3 回答者諸属性(b) 就業状況(建築主A)

図(Ⅲ)-3 回答者諸属性(c) 事業内容(建築主B)



図(Ⅲ)-3 回答者諸属性(d) 設計者の所属組織

図(Ⅲ)-3 回答者諸属性(e) 設計者の地域の熟知度



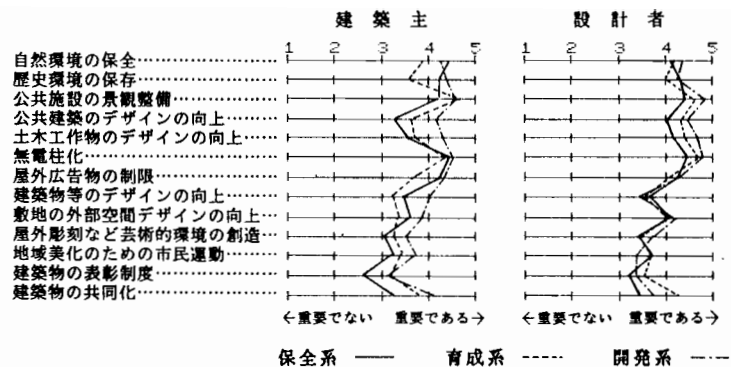
図(Ⅲ)-4 都市景観に対する一般的考え

形成の施策を13項目取り上げ、その重要度の5段階評定を求めた結果を平均値プロフィールとしてみると、建築主、設計者ともに共通した傾向がみられる(図(Ⅲ)-5)。景観形成上重要と思われるのは自然環境や歴史的環境の保全とともに、公園や広場の充実、街路の景観整備事業、無電柱化など、主に公共空間整備にかかわるものであり、逆に一般建築物等のデザイン向上の重要性はそれらに比べると低く評価されている³⁾。一般に、公共空間整備はその効果が直接的で、支持を得やすいのに対して、私的領域に属する建築物等については、その景観形成上の重要性がいまだ十分に認識されていないことを示すものといえよう。

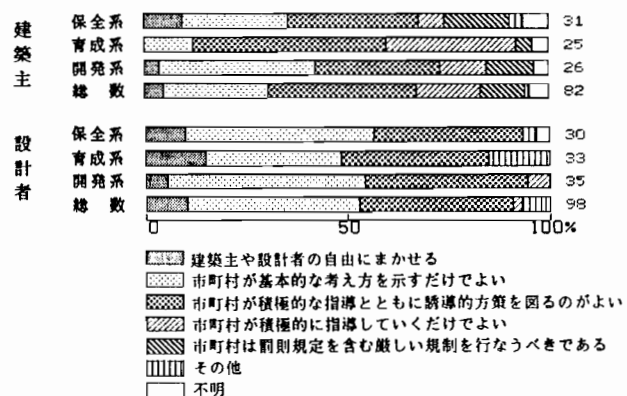
3) 次に、建築デザイン誘導に対する一般的な意向をみると(図(Ⅲ)-6)、建築主、設計者ともに「建築主や設計者の自由にまかせる」としたものは約1割程度にとどまっております、8割がいずれかの形で自治体による建築デザイン誘導の必要性を認めている。しかし、その内容をみると建築主では「基本的考えを示すのみ」と「積極的な指導とともに誘導的方策」とする意見に加えて、「積極的な指導」、「厳しい規制」に対する支持がみられるのに対し、設計者ではこれらの意見がほとんどみられず、「基本的考えを示すのみ」と「積極的な指導とともに誘導的方策」で大半を占めている⁴⁾。この設計者の意向は、景観形成タイプ別にもほぼ同様の傾向を示しており、建築デザイン誘導に対し、いわゆる「建築の自由」を主張する設計者の一般的立場が現われているものといえよう。

3) 次に、建築デザイン誘導に対する一般的な意向をみると(図(Ⅲ)-6)、建築主、設計者ともに「建築主や設計者の自由にまかせる」としたものは約1割程度にとどまっております、8割がいずれかの形で自治体による建築デザイン誘導の必要性を認めている。しかし、その内容をみると建築主では「基本的考えを示すのみ」と「積極的な指導とともに誘導的方策」とする意見に加えて、「積極的な指導」、「厳しい規制」に対する支持がみられるのに対し、設計者ではこれらの意見がほとんどみられず、「基本的考えを示すのみ」と「積極的な指導とともに誘導的方策」で大半を占めている⁴⁾。この設計者の意向は、景観形成タイプ別にもほぼ同様の傾向を示しており、建築デザイン誘導に対し、いわゆる「建築の自由」を主張する設計者の一般的立場が現われているものといえよう。

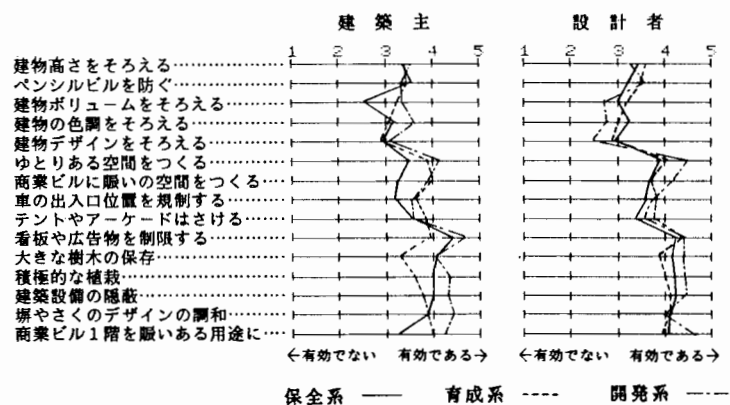
自治体による建築デザイン誘導の必要性を認めている。しかし、その内容をみると建築主では「基本的考えを示すのみ」と「積極的な指導とともに誘導的方策」とする意見に加えて、「積極的な指導」、「厳しい規制」に対する支持がみられるのに対し、設計者ではこれらの意見がほとんどみられず、「基本的考えを示すのみ」と「積極的な指導とともに誘導的方策」で大半を占めている⁴⁾。この設計者の意向は、景観形成タイプ別にもほぼ同様の傾向を示しており、建築デザイン誘導に対し、いわゆる「建築の自由」を主張する設計者の一般的立場が現われているものといえよう。



図(Ⅲ)-5 景観形成施策の重要度評価(平均点プロフィール)



図(Ⅲ)-6 建築デザイン誘導に対する一般的考え



図(Ⅲ)-7 建築デザイン誘導の有効性評価(平均点プロフィール)

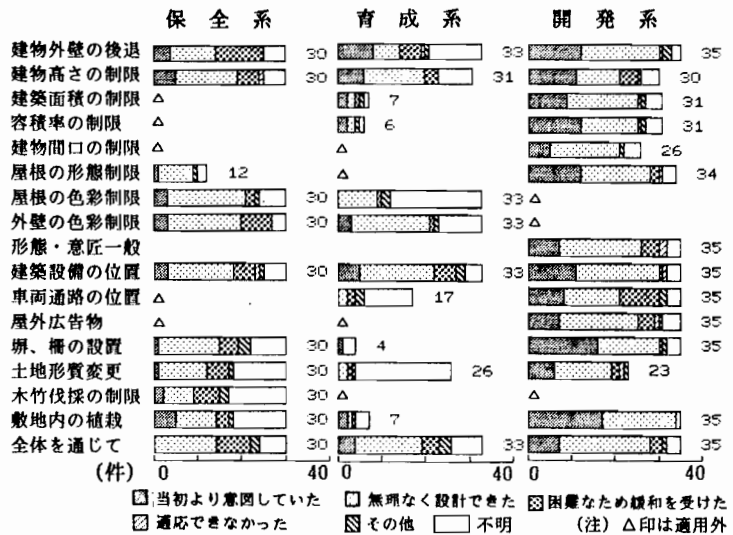
こうした建築デザイン誘導の項目別の有効性に関する評価を、5段階評価の平均値プロフィールでみてみよう(図(Ⅲ)-7)。全般的な傾向として、有効性の評価の高いものとしては、「看板や広告物の制限」、「建築設備の隠蔽」などの建物の付随物に関する項目や、「大きな樹木の保存」、「積極的な植栽」、「塀や柵のデザインの調和」などの敷地内の外部空間に係わる事項があげられている。これらに対して、建築物自体の「高さ」、「ボリューム」、「色調」、「デザイン」といった誘導項目の有効性については比較的低くみられており⁵⁾、先の景観形成手法の重要度評価に対応した結果となっている。こうした傾向は、景観形成タイプ別にみてもほぼ同様であるが、そのなかでは開発系の建築主の評価が全般的に高く、項目間の評価の差異も比較的少ない点が特徴的である。

(Ⅲ)-4 建築デザイン誘導への対応状況

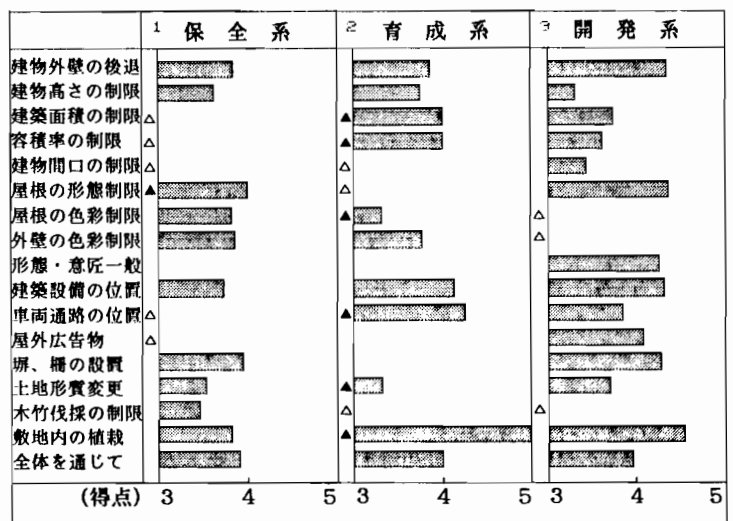
設計者の建築デザイン誘導への実際の対応を、各対象地域の誘導内容のうち主な16項目の誘導基準と「全体を通じて」の項目についてみたのが図(Ⅲ)-8である。

まず全体を通じてみると、各景観タイプともに、約半数の設計者はさほど無理なく基準を達成しており、あとの2割も緩和を受けるなどして達成している。おおむねそれぞれの誘導基準は守られ、しかも基準達成にさほど困難を感じていないことがわかる。

これを誘導項目別にみると、保存系では、他のタイプに比べて「困難なため緩和を受けた」とする項目が比較的多い。これはとりわけ「建物の外壁後退」に関して著しくみられ、敷地条件の影響を受けやすいためと思われる。一方、開発



図(Ⅲ)-8 建築デザイン誘導項目別の達成度(設計者)



(注1) 図中の値は適用後の5段階評価(1.大変悪くなった 2.やや悪くなった 3.変わらない 4.やや良くなった 5.大変良くなった)の平均得点を示す。
(注2) △印は適用外、▲印はサンプル数10以下の項目を示す。

図(Ⅲ)-9 誘導項目別の周辺景観への影響評価(設計者)

系では大半の設計者がさほど無理なく基準を達成しており、特に「敷地内の植栽」や「塀、柵の設置」などのように「当初より意図していた」ものもかなり多くみられる。これは、開発系の誘導制度の場合、その手続き上、設計当初から誘導項目に対する事前の検討がある程度可能であるといった、両者の制度上の違いが大きく影響しているものと考えられる。

次に、誘導基準を満たして設計された建築物について、その適用の結果としての周辺の景観に対する当該建物の影響を設計者自身の5段階評定の平均得点でみたのが図(Ⅲ)-9である。

まず全体を通じてみると、各タイプともに「やや良くなった」に対応する評価となっており、誘導項目全般について一応の効果を認めているものといえよう。

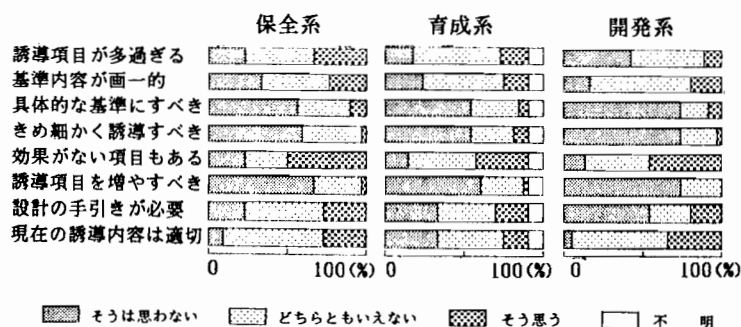
これを基準項目別にみると、保全系では各項目について同じような評価ではあるが、そのうち「土地形質の変更」「木竹の伐採」など、敷地条件の変更に関する評価が比較的強く表われている。また育成系では、適応件数の少ないものを除くと「建築設備の位置」の評価がやや高い。開発系では、評価が項目によってかなり異なっているが、比較的高いものとしては、「敷地内の植栽」「壁面の後退」「屋根の形態制限」「建築設備の位置」「塀や柵の設置」「形態・意匠」「屋外広告物」があり、逆に低いものとしては「高さの制限」「建物間口の制限」「容積率の制限」など建築物の規模や形態そのものにかかわる項目がみられる。

(Ⅲ)-5 建築デザイン誘導制度の評価

建築デザイン誘導制度の評価分析としては、①誘導項目とその内容に関する評価、②制度のしくみや手続きのあり方に関する評価、③制度全般についての効用の3つ内容について検討した。

まず、設計者に対し誘導項目・内容に関する8つの設問を用意して、その意見を問うと(図(Ⅲ)-10)、各景観形成タイプともに、具体的で詳細な誘導基準やきめ細かな誘導には否定的であり、基準項目を増やすことにも否定的である。また、誘導項目の一部についてその効果に疑問を持っている設計者も多い。しかし、現行の誘導項目の適切さについては、各タイプで意見が分れるが、特に開発系で適切と支持するものが多い。

次に、建築主と設計者に対し制度のしくみや手続きなどの運用面に関する意見をたずねた(図(Ⅲ)-11(a),(b))。現在の制度の適切性につ

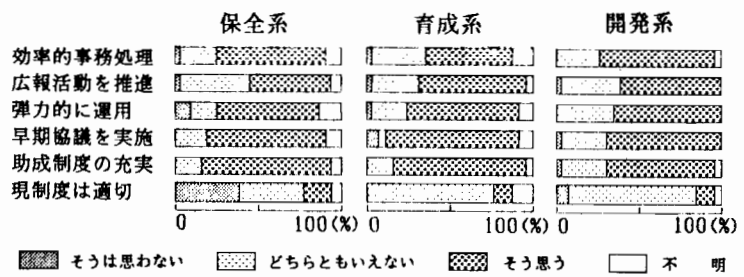


図(Ⅲ)-10 建築デザイン誘導項目の内容に対する意見(設計者)

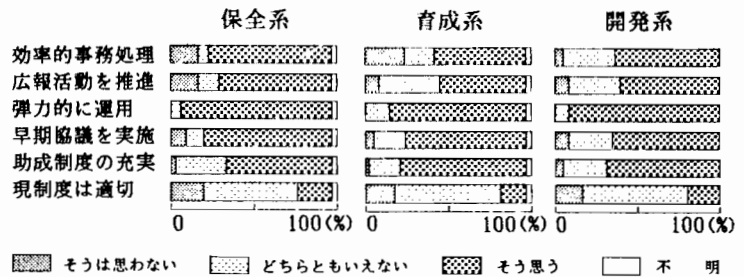
いては、保全系の建築主でやや低く評価されているが、その他についてはほぼ中間的な評価となっている。個々の項目についてみると、建築主では「早期協議」と「助成制度や優遇措置の充実」を図るべきとする意向が強く、設計者では「弾力的な運用」をより強く望んでいる。他の項目についても同様に批判的な意向も多くあり、運用面において多様な課題を含んでいることがわかる。

神戸市の建築デザイン誘導制度全般にわたる効用をみたのが図(Ⅲ)-12(a)、(b)である。ここでは建築主、設計者ともに全般的に「景観の悪化を防ぐ上で役立つ」と「景観への関心を高める上で役立つ」との評価が強く、次いで「景観をより良くする上で役立つ」もかなりみられる。すなわち各制度の景観上の効果はある程度認めていると考えられるが、一方で「すぐれた建築物をつくる上で役立つ」や「建築主と設計者の意思伝達に役立つ」という効用は比較的低く評価されている。

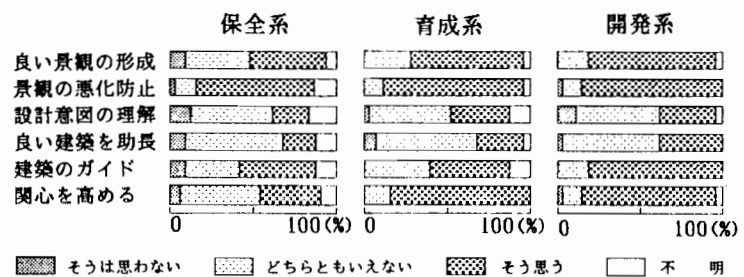
以上のことから現行の建築デザイン誘導制度の効用に関する回答者の評価をまとめると、積極的な景観創造の効用よりはいわばミニマムとしての景観悪化の防止を担保する効用に注目しており、建築設計の実際面での役割よりはむしろ、制度の存在自体がもつ意識向上の面での寄与を評価していると考えられる。また、タイプ別には総じて開発系での評価が高い。



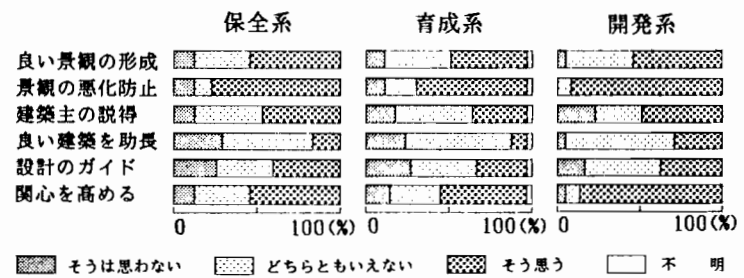
図(Ⅲ)-11 制度の運用面についての意見(a) 建築主



図(Ⅲ)-11 制度の運用面についての意見(b) 設計者



図(Ⅲ)-12 建築デザイン誘導制度の効果(a) 建築主



図(Ⅲ)-12 建築デザイン誘導制度の効果(b) 設計者

最後に、建築デザイン誘導の全体的な評価の構造をみるため、数量化Ⅲ類を用いた分析を行なったが、制度の運用面と全般的な効用に都市景観および建築デザイン誘導に対する一般的意向を加えた11設問35項目についてのカテゴリ値を図(Ⅲ)-14のように布置した。ここでⅠ軸は制度の効用の認識の程度を、Ⅱ軸は規制の強度を示すものとそれぞれ解釈されるが、これにより回答者の制度評価パターンとしてつぎの3つのタイプを抽出することができよう。

第一のタイプは、「消極的賛成型」としてとらえられるもので、その効果についてある程度の認識はあるが、厳しい規制を否定し、助成措置や弾力的運用をのぞむタイプである。

第二のタイプは、「積極的制度推進型」であり、現行制度の効果を評価するとともに助成措置や弾力的運用についてはむしろ否定的なタイプである。

第三のタイプは、「制度否定型」で、建築主や設計者の自由を重視し、制度の効果について懐疑的なタイプである。

また、回答者の得点を同様に布置してみると、第一の消極的賛成型が比較的多くなっている。



図(Ⅲ)-13 数量化Ⅲ類による回答者の制度評価の構造分析

(Ⅲ)－6 まとめ

本考察を通して、都市景観形成を目的とした建築デザイン誘導制度についての評価比較と評価構造をある程度明らかにできたが、その主な諸点はつぎの通りである。

1) まず、一般論としての景観形成の諸施策のなかで建築物の果たす役割は公園、道路などの公共空間の整備に比べると低くみられているものの、建築デザイン誘導の必要性は基本的には多くの回答者が認識していることが明らかになった。

2) しかし、建築デザイン誘導の具体的なあり方については、建築主と設計者の間や各景観形成タイプの間でも意向が異なり、一律な運用でなく地域特性や個別のケースに対応した基準や誘導方策等の選択が必要であることを示唆している。

3) 設計者の現行の建築デザイン誘導制度への対応状況では、いずれの場合もさほど困難なく誘導基準を達成しており、基準達成後の効果と制度の全般的効用をある程度認めているという結果を得た。

4) ただし、各景観形成タイプ別にはそれぞれ差異もみられ、特に開発系と他の2タイプとの間で実態と評価の差が顕著であった。これは、対象建築物の規模や敷地条件などの物的要因とともにソフトな側面での各制度自体の性格にも大きく関係している。

5) 基準内容や運用上の課題については、建築主、設計者の意見はさまざまであるが、特に専門家としての設計者の立場からは、現行の建築デザイン誘導基準の具体化・精緻化よりはむしろ一般的規範に留め、制度の弾力的な運用を望む意向が明らかになった。

(補論(Ⅲ)の註)

1) この補論は、既発表論文(嶋田・他と共著,1986)をもとにしている。

2) 一般市民を対象にした名古屋市における都市景観についてのアンケート調査では、都市景観について「非常に関心がある」と「やや関心がある」とを合わせると64.4%で、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」を合わせた24.9%を上回っており、都市景観の名称を認知しているものほど都市景観についての関心が高まることが報告されている(名古屋市,1983,85-86頁)。一方、本研究での各調査の質問項目はやや異なるが、実際に行政指導をうけた建築主や設計者の都市景観に対する関心は一般市民のそれよりも高いことを示唆しているものと理解できよう。

3) 質問項目の内容は異なるが、一般市民を対象にしたアンケート調査の結果でも、同様な結果が示されている。たとえば、総理府の世論調査では、まちづくりに関する国・地方公共団体への期待の大きいのは、「道路・公園などの公共施設をうるおいのあるものにする」と、ついで「地域の緑化の推進」、住民のまちづくり活動に対する援助があげられているが、「まちづくりに関する計画を定め、民間の建築行為について指導を行なうこと」についての期待は小さい(総理府,1984,66-67頁)。大阪市の調査では、景観形成のための施策として支持の高いのは「緑化の促進」、「広告物の規制」、「歴史的建造物や古いまちなみの保存」で3割を超えている、それに対して「建築物の高さ、デザイン、色彩等の規制」、「電柱や標識などの柱類を少なくする」、「道路の美装化」などを支持するのは2割未満である(大阪市,1985,34-35頁)。名古屋市の調査でも、都市景観整備の要望の高いのは、「自然環境を配慮したまちづくり」、「歩行者を大切にされた道路の整備」、「歴史的な資産を大切にされたまちづくり」、「ケバケバしい看板や広告物を規制する」で、逆に必要度が比較的低いのは「公共建築物のデザインの配慮」や「自分がどこにいるのかよくわかるようなまちづくり」とともに「建物の色、デザイン、高さなどをまわりの建物と調和させる」である(名古屋市,1983,61-77頁)。また、建築デザインの専門家や一般事業者を対象とした調査でも、景観形成のための施策として重要と考えているのは、「自然環境の保全」、「公園、広場、舗装、街路樹の整備」、「歴史的建築物やまちなみなどの保存」があげられ、「建物の共同化」、「一般建築物のデザインをよくする」、「屋外彫刻の設置や芸術的な環境をつくる」、「景観向上貢献建築物の表彰」などの施策についての評価は比較的低い。(神戸市建築デザイン研究会,1987,105頁)。

4) 一般市民を対象とした都市景観整備についての市の関与のあり方についての質問でも、全体の9割近くがなんらかの形で市の積極的なかわりを期待しているが、その方向としては「市は基本的な方向を明確にし、それにもとづいて指導をしてもらいたい」とする意見がもっとも多く4割以上を占めている。さらに、民間の建築についての規制のあり方では、「ただ規制するだけでなく、同時に助成や補助をすべきである」との意見が4割近くを占めている。(名古屋市,1983,80-84頁)

5) 総理府の世論調査によるまちづくりのための取決めに対する考えでは、支持率が50%を上回って高いのは、「まち並みにそぐわない看板や広告塔を出さない」、「建物の周りの空間を確保するため、道路や隣接地との境界から建物までの距離を一定にする」、「まち並みを揃えたり、良い眺めを確保するため、建物の高さを一定以下にする」などで特に大都市ほど支持率が高い、一方「調和のとれたまち並みとするため、屋根や外壁などの材料や色などを揃える」については反対するものが半数以上を占めており、「緑豊かな住宅地とするため、ブロック塀にしないで、生垣などにする」は中間的な支持率である(総理府,1984,63-65頁)。大阪市の調査では、一般市民の主要街区でのビルの統一についての意見では、ほぼ半数が「高さ」の統一については支持しているが、「壁面の色」や「壁面線」の統一を支持するものは2割程度にとどまっている(大阪市,1977,30-31頁)。また、別の調査でもビルの「高さ」については4割程度、「壁面の色」が3割強、「壁面線」が2割弱といった結果が報告されている(名古屋市,1983,68-70頁)。建築デザイン専門家や一般事業者が美しい街並み形成のための有効な手段として考えているのは、「外壁後退、広場の設置によるゆとりある空間づくり」、「商業ビルの親しみとにぎわいを演出するための1階部分の工夫」、「ケバケバしい看板や広告物の制限」、「敷地内の樹木、生垣など」、「設備機器配置の配慮」で<有効である>と8割以上が回答している。それに対して、

「建物のボリュームをそろえる」，「建物のデザインをそろえる」，「日よけテントやアーケードはさける」の評価は比較的低い（神戸市建築デザイン研究会，1987，106号）。

6) 林（1983），田中・脇本（1983）などを参照。

（補論Ⅲ）の参考文献

林知己夫（1983）：『数量化の方法』，東洋経済新報社。

広島市企画調整局（1980）：『都市美に関する市民意識調査報告書』，広島市。

神戸市建築デザイン研究会（1987）：「V-3 建築デザインアンケート結果」，『建築デザインと街並み』，神戸市，104-106号。

名古屋市計画局（1983）：『都市景観に関する世論調査報告書』，名古屋市。

大阪市（1977）：『大阪市における都市景観についての世論調査』，大阪市。

大阪市市民生活局（1985）：『市政モニター報告書（第3回）都市の美観について』，大阪市。

嶋田勝次・安田丑作・三輪康一（1986）：「建築デザイン誘導による都市景観形成手法とその評価に関する研究」，『昭和61年度 第21回日本都市計画学会学術研究論文集』，463-468号。

総理府広報室（1984）：「魅力あるまちづくりと住民参加」，『世論調査』昭和59年12月号。

田中豊・脇本和昌（1985）：『多変量統計解析法』，現代数学社。

第5章 独立住宅街区における街並み景観形成のための環境設計に関する研究

- 5-1 独立住宅街区における景観形成と環境設計
- 5-2 独立住宅街区の街並み景観形成のための環境設計技法の提案
 - 5-2-1 計画・設計対象街区の概要
 - 5-2-2 計画・設計の枠組みと全体構成
 - 5-2-3 景観構成要素の計画・設計
- 5-3 独立住宅街区の街並み景観形成のための環境設計技法とその評価
 - 5-3-1 調査概要と居住世帯の特性
 - 5-3-2 居住環境意識とその評価構造
 - 5-3-3 景観構成要素のデザイン統一についての意向
 - 5-3-4 建築協定の認知度とその評価
- 5-4 まとめ
(第5章の註, 参考文献)

第5章 独立住宅街区における街並み景観形成のための環境設計に関する研究

本研究は、計画的に開発されるにもかかわらず画一的で単調になったり、逆に統一感や一体感に欠け、その結果没個性的で無性格な街並みになることの多い新開発市街地の独立住宅¹⁾街区における景観形成とそのための環境設計²⁾のあり方を検討するものである。研究方法としては、筆者がその街並み景観³⁾形成のための環境設計に参画した具体的計画・設計事例を通じて、独立住宅街区の敷地境界を中心にした具体的な環境設計技法とそのデザイン誘導の方法を提案するとともに、居住者による意識評価を通じてその有効性について考察する。

5-1 独立住宅街区の景観形成と環境設計

ニュータウンなど新しく開発される住宅地の場合、幹線道路や公園などの都市基盤施設については全体として計画的に整備されることが多い。また、そのなかの集合住宅用地についてもそれぞれの開発単位ごとには一体的な環境整備がなされるのが一般的である。そのため、それらの環境設計も一定の水準が保たれ、その結果住宅地としてかなり良好な景観が形成されるケースが多い。

しかし、独立住宅街区についての環境整備はこれまで区画街路や宅地の造成など必要最小限の範囲にとどまっていた、個々の住宅とその敷地については個別の建設に委ねられてきた。建築家によるすぐれた住宅建築の事例も、個々の敷地内だけのデザインにとどまっていた住宅地全体としての景観形成にはなかなか結びつかないのが実情であった。すなわち、これまでの住宅地のデザインについての関心は、もっぱら道路と街区・画地の構成としての敷地割の計画・設計手法にあった⁴⁾。そのため、街区単位での敷地割を前提にして住棟配置と外部空間構成が一体的に取り扱われる集合住宅の場合と違って、敷地割が単なる与条件として取り扱われる独立住宅街区の場合には、隣接する住宅建築相互の関係や「外構」とよばれる敷地内の外部空間の構成については個々の建設に際して対応すべき課題と考えられてきた。都市の環境設計のあり方を敷地計画の側面から包括的に論じた K.リンチ (K.Lynch, 1971) も、独立住宅について「小住宅を一貫性ある風景を形成するようにアレンジすることは、一大建築にまとめることよりも難しい。」⁵⁾と、その景観形成の困難さを指摘している。

もちろん、これまでも独立住宅地としてすぐれた住環境や景観が形成されてきた事例も決して少なくない。ただ、その多くは敷地規模が比較的大きく建築密度の低いいわゆる高級住宅地で、その住環境の水準はもっぱら個々の敷地のゆとりや緑、それらに加えて住宅建築そのものの質の高さによって保たれているにすぎない⁶⁾。こうした住宅地の物的環境を規定する量的な環境因子について、川上・他 (1971) は、従

来からの人口密度、建ぺい率、容積率等の指標では環境を規定するのに不十分でそれらに代るものとして、①画地規模、②建築形式、③勾配、④緑地分布、の4つの主要な因子を提案している。さらに、これらの因子は互に独立したのではなく、個々の因子間には密接な関係が存在し、その一定の関係が満足されたとき、住宅地環境のある程度のレベルが保証されるものと考え、住宅地事例の調査から次のような特性のあることを指摘している。すなわち、①独立住宅は十分な緑と共存しなければならないが、その程度は画地規模によって決定されること、②住宅には多様な建築形式が存在するが、建築形式は平均階数と棟当たり戸数によってとらえられること、③地面のもつ勾配は、その住宅環境の中で自然の生態や人間の行動に対して大きな影響をもつこと、④建築形式の集合の度合いが高まれば画地規模を低減することができること、⑤勾配が急になるにしたがって画地規模は大きくならなければならないが、建築形式の集合度が高くなると勾配の影響は小さくなること、⑥住宅地全体もそれに対応する大きな緑地と共存しなければならないが、その程度は緑地の粒度と間隔によってとらえられること、⑦画地内の因子と全体の緑地分布は相補関係をもっていること、の7点である。

ところで、戦後の高度成長期以降の大都市圏の市街地やその周辺部では、いわゆる「ミニ開発」⁷⁾と呼ばれる独立住宅群の開発が盛行することになった。このミニ開発では、その開発規模と敷地規模の両面での縮小化が進行した⁸⁾結果、日照条件をはじめとするさまざまな相隣関係による住環境上や市街地整備上の課題⁹⁾が開発当初から発生することになり、当然のことながらその住宅地としての景観も特色と魅力に欠けるものとなってきた。

一方、大都市郊外の新開発市街地における独立住宅街区では、スケールメリットの追及による開発規模の大規模化と「建売住宅」と呼ばれる分譲独立住宅の大量供給が行われ、さらにここでも敷地規模の縮小化が進んだ結果、はじめにも述べたような画一的で無性格な住宅地の景観が広範囲に形成されることになった。

このようなミニ開発の登場あるいは大規模な郊外独立住宅地の造成によって、その住環境や景観形成上の課題が改めて浮彫りにされることになった。その結果、独立住宅地といえども、個々の敷地利用や住宅の建設を一般的な法的規制のみで建設者や居住者の自由に委ねていたのでは、住宅地としての環境や景観をとうてい形成・維持し得ないことが明白になったといえる。

近年になって、こうした状況下にある独立住宅地における環境形成のあり方を追及する住宅地デザインについて、計画・設計技法の側面からの積極的な提案が見られるようになった。それらの計画・設計技法の提案には、大きく3つの流れがあるように思える。

一つは、ミニ開発対策としての「計画的集団開発」の提案である¹⁰⁾。これは、ミニ開発がさまざまな問題を抱えながらも、大規模開発にない住宅供給のあり方とし

て小集団性、地域密着性、住居デザインの開発、周辺環境との調和など可能性を有している点に着目して、それらの特色を生かした都市住居形態を追及しようとするものである。この提案自体は、「住戸環境と周辺環境を含むトータルな居住環境に目を向けてそれを高めていこうとすること」を目的としており、結果としては「庭付き戸建」を否定した低層集合住宅への転換を主張するものとなっている。その意味で、それまでのタウンハウス¹¹⁾計画の延長上にある提案ともいえるが、土地所有意向や地価の負担能力さらには権利調整などの理由によって市街地での実現は困難なのが実情であった。しかし、この「計画的な小集団開発」の考えそのものは、むしろその後の郊外住宅地の開発において活かされることになった。すなわち、わが国の住宅需要に根強い戸建て志向もあってゆきづまりの見られる接地型集合住宅としてのタウンハウス計画に代って、住宅形式としては独立住宅（戸建住宅）でありながら数戸単位でアクセスや駐車場などを共用しながら集団化を図る「計画戸建」、「戸建集合」として展開することになった。

二つは、歩車共存道路を導入した住宅地の道路計画の提案である。歩車共存道路とは、歩行者の通行や沿道居住者の生活行動をおびやかさない範囲内で自動車の通行を認める道路のことで、もともとは既成市街地の住宅地における自動車交通対策として登場したものである¹²⁾。しかし、この手法もむしろ郊外のニュータウン開発において積極的に導入されることになったが、その際には交通の安全対策の側面よりもむしろ道路の環境整備や景観形成に重点がおかれることになった。こうしたわが国のニュータウンでの歩車共存道路の導入の目的と意義として、①生活の場としてのみちづくり、②空間の有効利用、③人と車が共存するひろばづくり、④まちのシンボル道路、の4点が指摘されている¹³⁾。

三つは、街並みとしての景観形成のための環境設計技法の提案である。ニュータウン開発におけるいわゆる建売住宅による独立分譲住宅の供給システムは、既成市街地におけるミニ開発やバラ建ちと呼ばれる建売住宅の個別建設の場合とちがって、その集合的開発の特性を生かせるため街区全体としての街並みの形成の可能性が比較的大きい。近年、この点に着目したいわば「街並み形成型」¹⁴⁾の独立住宅団地についての計画提案とその実施事例¹⁵⁾が見られるようになってきたが、前記の2つのアプローチが街並み形成を道路をはじめとする公的空間を中心に考えているのに対して、これは公的空間と住宅建築を中心とする私的空間との境界領域あるいは中間領域に注目した建築デザイン側からのアプローチともいえる。

住宅地の環境・景観形成のためのこうした3つのアプローチは、それぞれが別々の計画・設計技法としてあるのではなく、ひとつの住宅地デザイン技法として定着しつつあるものである。もちろん、これらの提案の趣旨は決して独立住宅地開発における敷地（画地）規模の縮小化を容認するものではないし、先に紹介した住環境を規定する物的な環境因子のもつ重要性を軽視するものでもない。独立住宅街区におけるすぐ

れた住環境や景観を形成するためには、最低敷地規模をはじめとする住環境水準の量的な基準化だけでなく、その上でなお、こうした環境設計上の工夫による質的な向上を図ることの必要性と有効性を主張するものといえる。いずれにせよ、独立住宅街区においても街区全体としての住環境や景観形成のためには、個々の住宅の集合化をいかにして図るかが重要であるとの認識は共通しているように思える。

本研究では、個々の住宅建築とその居住者の視点から街並み形成への参加と環境設計とそのデザイン誘導の可能性を探ることに重点を置いて、特に前記の第3の流れである独立住宅街区における街並みとしての景観形成のための環境設計技法を具体的に提案するとともに、その実施事例を中心にそれらのデザイン誘導の有効性について評価を行おうとするものである。なお、本研究では、街区構成（道路パターンと敷地割り）としてはいずれも従来から典型とされる短冊状の脊割り方式による場合を扱っており、主に敷地境界の景観構成要素の配置構成とそのデザインを中心にして考察することとする。

5-2 独立住宅街区の街並み景観形成のための環境設計技法の提案¹⁶⁾

本節では、独立住宅街区における街並み景観形成のための具体的な環境設計技法を、筆者の参画した芦屋浜シーサイドタウンと北摂ニュータウンにおける計画・設計事例¹⁷⁾の提案内容を通じて検討する。

5-2-1 計画・設計対象街区の概要

計画・設計の対象となった街区は、北摂ニュータウン南地区内の1街区（狭間が丘住区）と芦屋浜シーサイドタウン内の2街区（潮見地区、浜風地区）の合計3街区であるが、いずれも公的な建設主体による分譲住宅の供給にあたって「街並み形成事業計画」として実施されたものである。

計画・設計の段階で、いずれの場合も街区内の道路と宅地についての造成はほぼ完了したいわゆる「概成」状態にあり、住宅供給戸数（計画戸数）および供給される住宅の建築工法についても計画条件としてすでに確定されていた。

計画戸数は、狭間が丘住区の場合が142戸、潮見地区の場合が58戸、浜風地区の場合が82戸であるが、それぞれの宅地の一区画の標準面積は、狭間が丘住区が265㎡、潮見地区が185㎡、浜風地区が210㎡となっている。建築工法からみた住宅種別では、狭間が丘住区の場合が、在来工法、工業化工法、ツーバイフォー工法による建売住宅と土地分譲（注文住宅）からなり、芦屋浜シーサイドタウン内の2街区の場合が、在来工法と工業化工法による建売住宅からなっている。

5-2-2 計画・設計の枠組みと全体構成

(1) 計画・設計のプロセスとテーマの設定

街並み景観形成のための計画・設計に際しては、テーマの設定、テーマのイメージ化、イメージプランの作成、設計条件の設定といった計画・設計プロセスによる組み立てが考えられる(図 5-1)。

このうち、景観形成の基本目標となるテーマの設定は、北摂ニュータウン狭間が丘住区(以下、「北摂」と略す)の場合と芦屋浜シーサイドタウンの2街区(以下、2街区を総称して「芦屋浜」と略す)の場合とで若干異なっているが、その構成についての基本的な枠組みは共通しており、目標像を表現するキーワードとしてアメニティ(Amenity)、アイデンティティ(Identity)、コモン(Common)の3つを設定し、それに居住環境の空間スケールの3段階にそれぞれ対応させつつ、景観形成の具体的なイメージの定着化を行っている(図 5-2)。

(2) 景観構成のための地区構成とイメージプラン

具体的な景観形成を検討するに当たっては、まず地区の景観構成を明確にする必要があるが、ここでは北摂における地区構成パターンとイメージプランについて示すこととする。北摂における地区の地形特性および地区構成上の特色を景観形成との関連で位置づけると図 5-3 のようになるが、その基本イメージの構成は次の通りである。

1) 通りのイメージ

街並みの景観を演出する上で、住宅地内の街路の性格や機能構成はその基本となるものであるが、ここではそれぞれの通りの段階構成に応じて先に示したテーマの展開を考えている(図 5-4)。

2) 街のストラクチャ

街(街区)の骨格や顔を形成する主要な軸と核を設定し、街のストラクチャとし

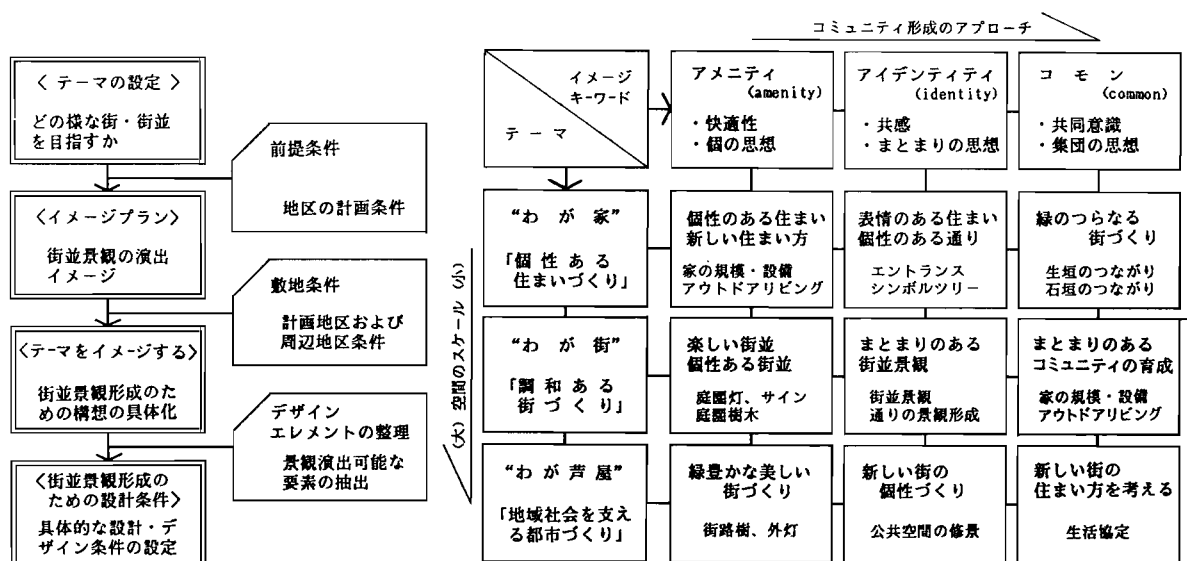


図 5-1 街並み景観形成のための計画・設計プロセス

コミュニティ形成のアプローチ

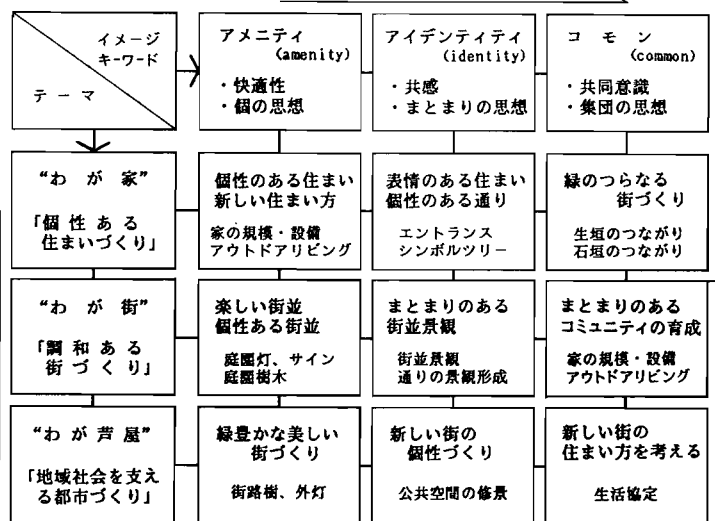


図 5-2 街並み景観形成のためのテーマの設定

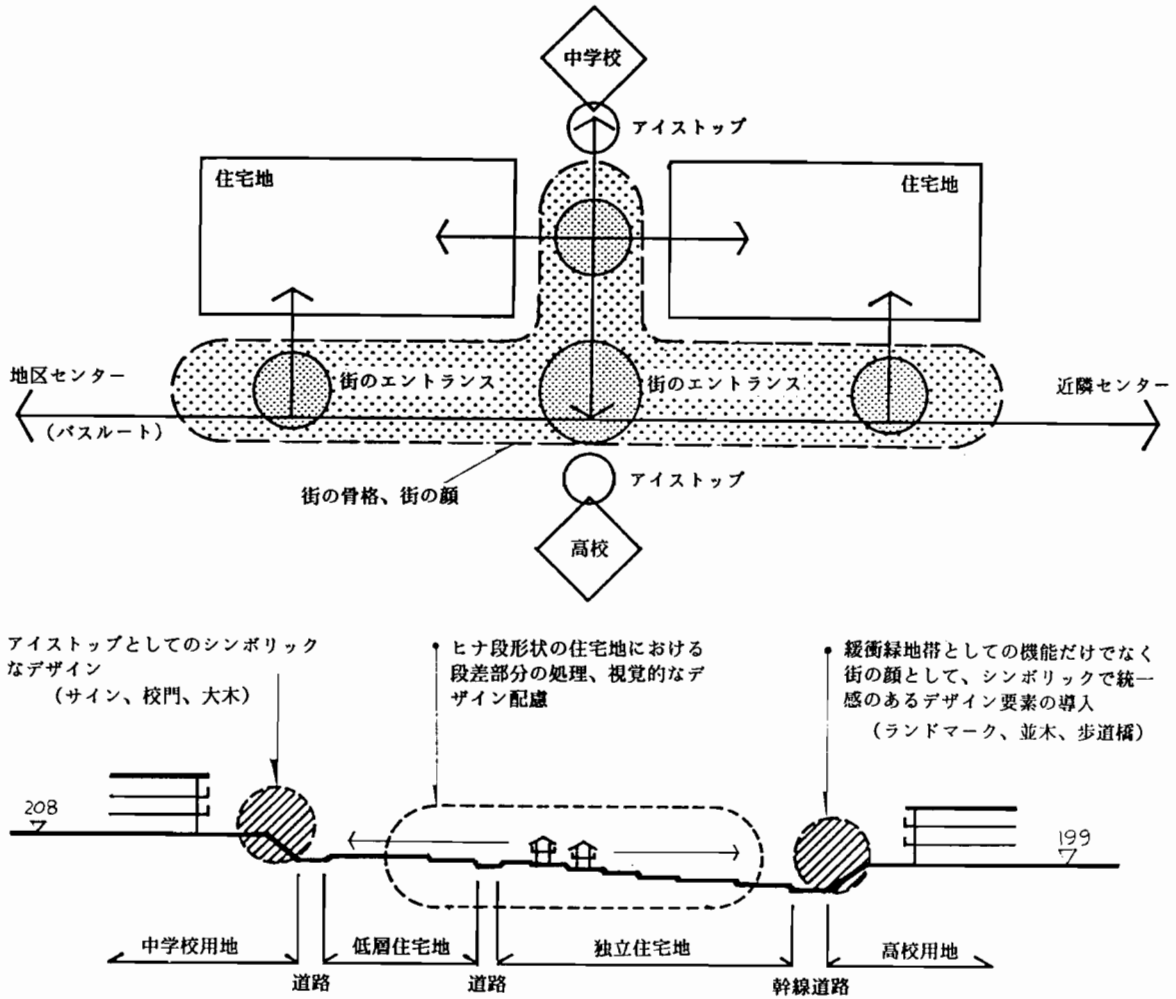


図 5- 3 街並み景観形成のための地区構成（北摂の場合）

て位置づける。地区内および地区周辺の諸条件を考慮したテーマの具体的イメージ化が図られるが、特に統一感のある景観形成が求められる。また、それぞれのゾーンへのアクセスのある街角は街の玄関として特に重視する（図 5- 5）。

3) イメージプラン

上記のような通りのイメージと街のストラクチャの構成をベースとしながら、それぞれの敷地ごとの諸条件を検討して具体的な景観形成のための基本方向を次のように設定した（図 5- 6）。

①街のストラクチャの景観演出——街区全体としての統一感と印象に残るデザインを追求し、特に沿道空間と道路との一体的取り扱いを目指す。また、街区の玄関部分についてはランドマークとしてのデザインとサイン、案内板の設置を行う。

②住宅敷地の景観演出——個々の住宅の個性を生かしながら全体として落ち着きのある住宅地の景観形成を目指す。特に、プライバシー等の相隣関係に留意するとともに街並みとして連続性を確保する。

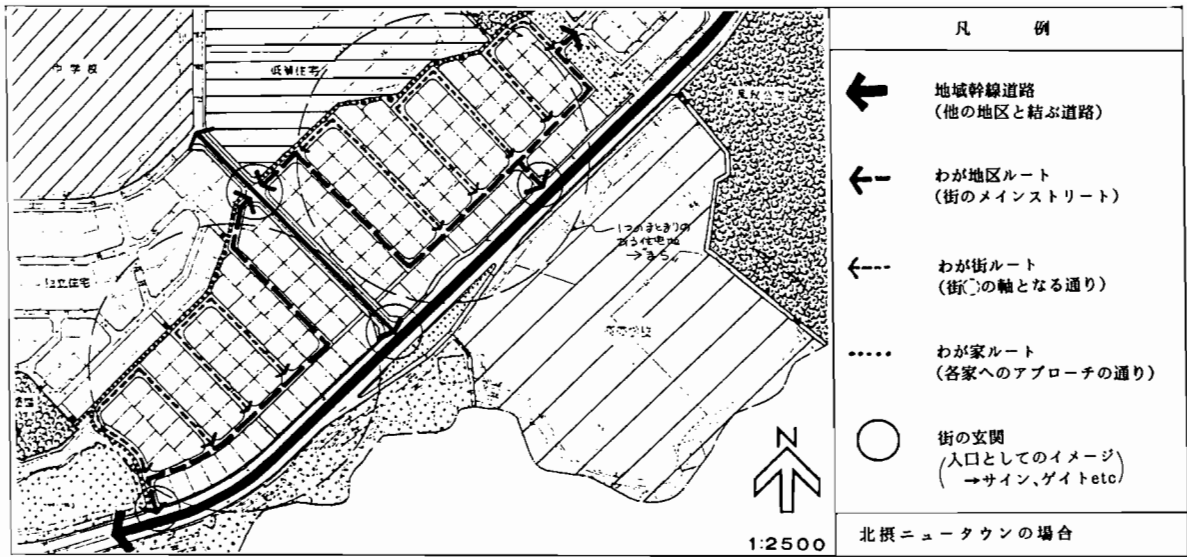


図 5-4 通りのイメージ

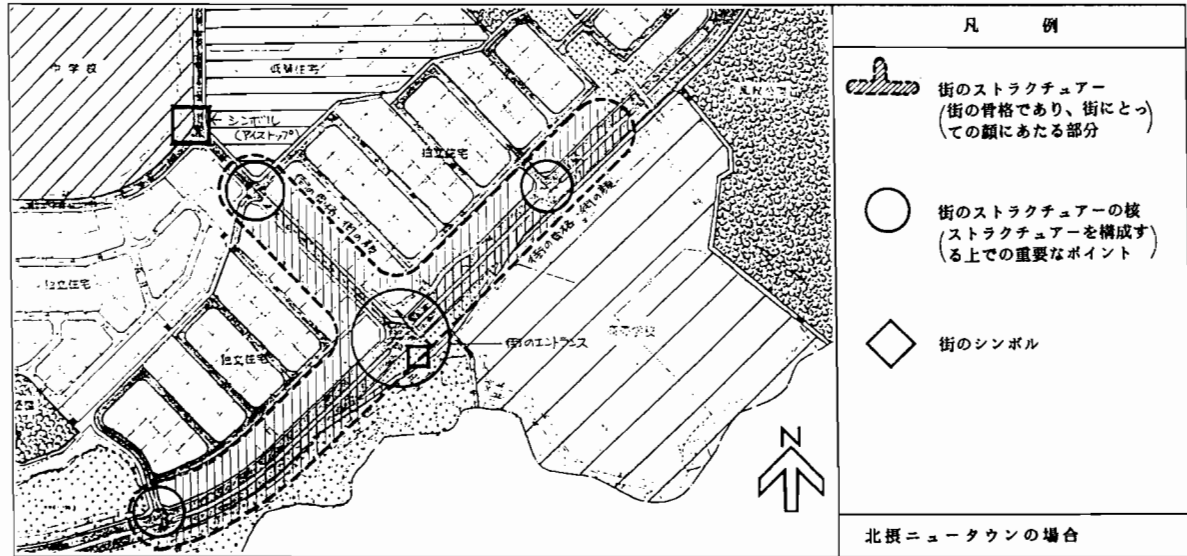


図 5-5 街のストラクチャー

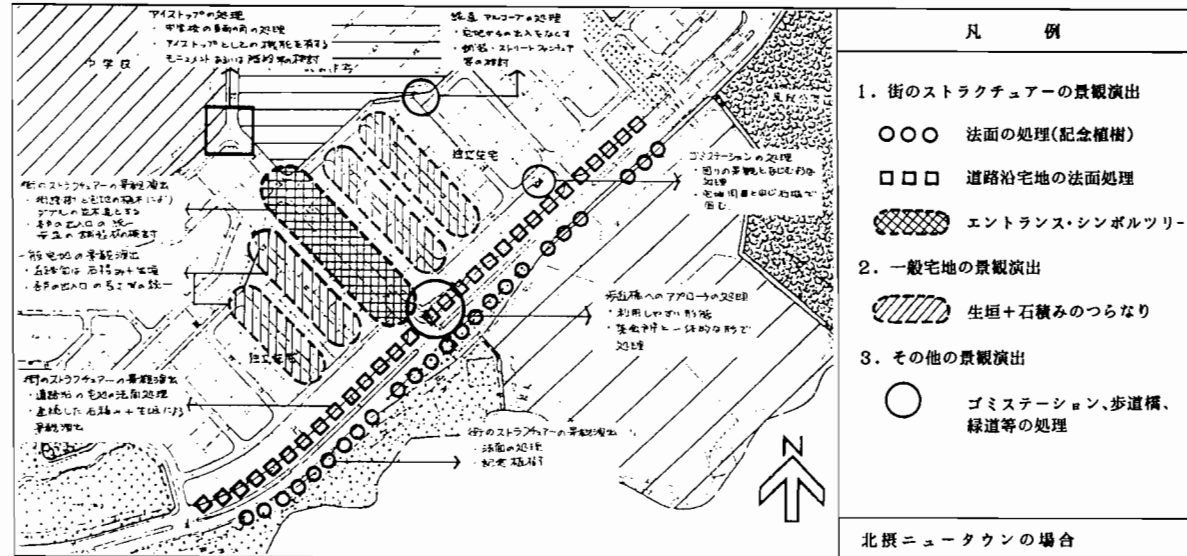


図 5-6 イメージプラン

③その他の公共空間の景観演出——街区内の主要道路の突き当りなどのアイストップになる公共空間は、シンボリックなデザイン要素を導入する。また道路の主要交差点についても特にデザインの配慮を行う。

(3) 景観形成のための領域構成と景観演出の考え方

景観形成のための領域区分とその構成についてはすでに本論文の第1章で考察したが¹⁸⁾、それを独立住宅街区における景観形成上の領域構成に対応させると次の四段階に区分することができる(図5-7)。

①公的(パブリック)領域——道路や公園などの公共のオープンスペースで、その空間構成や舗装は外部空間の基調となる。また、植栽やストリートファニチュアなども大切な構成要素である。

②半公的(セミパブリック)領域——個人の敷地内の空間であるが、景観形成上公共的空間としての役割が期待されるスペースで、官民境界部分に当る。

③半私的(セミプライベート)領域——個人の敷地内で隣地との境界部分に当り、相隣関係としての配慮が必要な空間である。

④私的(プライベート)領域——上記以外の私的空間であり、視覚的に外部から見えない部分や室内空間である。

住宅地における景観形成を図るためには、この4つの領域構成毎の特色を生かした計画・設計が望まれるが、今回の計画・設計事例における主な提案は次のようなものであった。

1) 今回のいずれの計画・設計事例の場合も、道路や緑道などの公的空間はすでに整備を完了していたが、ポイント的なデザイン処理は可能で、シンボルツリー、アイストップ、サイン等の設計提案を行った。

2) 半公的空間は、街並み景観全体としての一体感や連続性を持たせるために重要

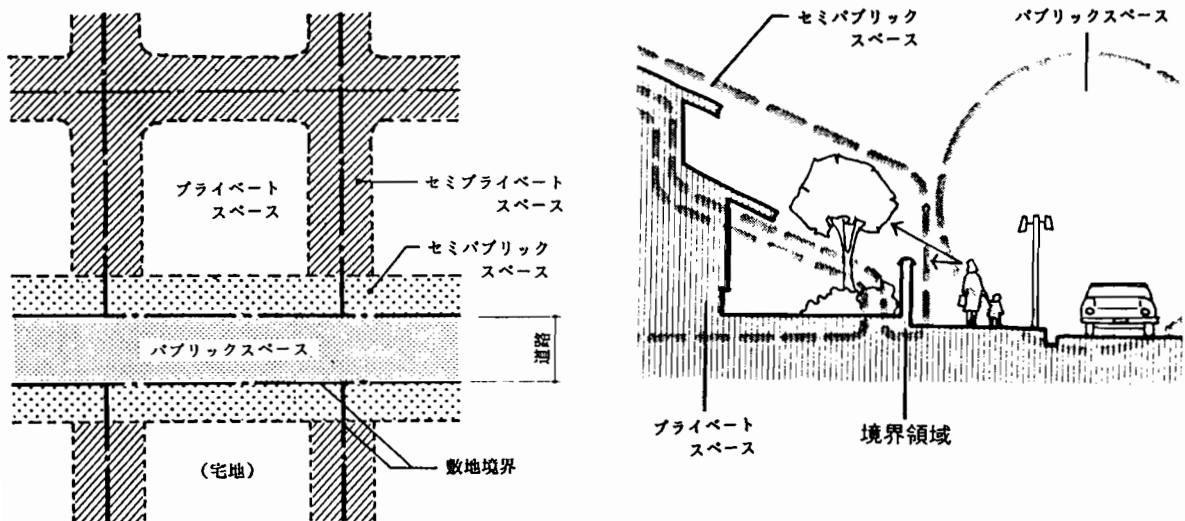


図5-7 街並み景観形成のための領域構成

であるが、門、塀、生垣など宅地周囲の景観構成要素で特に通りに面した部分については、街区あるいは通りとして同一仕様による統一化やそのデザイン処理に一定の条件を与えることを提案した。

3) 半私的空間については、相隣関係としてのプライバシーの確保と宅地周囲の有効利用のために仕切や生垣等についての提案を行った。

4) 私的空間は、基本的に個々の自由に委ねられるものであるが、将来の住まい方を考慮してサービスヤード、アクションヤード等の戸外生活に対する空間利用の視点からその望ましいあり方を提案した。

5-2-3 景観構成要素の計画・設計

(1) 景観構成要素の抽出
独立住宅街区における街並み景観形成にかかわる半公的、半私的及び私的領域の景観構成要素としては種々考えられるが、これらのうち計画・設計の具体的な対象とすることが可能な敷地内の景観構成要素を一括整理したものが表 5-1 である。それぞれの構成要素別にデザイン項目とその設計条件を掲げたが、以下、北摂における領域別の景観構

表 5-1 敷地内領域の景観構成要素の抽出

構成要素		デザイン項目	設計条件
1. 建物	高さ	(北側斜線制限)	(屋並) 街並み景観上、重要な宅地について勾配屋根の住宅を配する。また屋根の色の規制も行う
	平面形状		
	屋根	形状、勾配、素材、色	(ランドマーク) 街並み景観上、重要なコーナーに位置する宅地については、家の形自体がランドマーク的機能を果たすような住宅が望ましい。
	外壁	壁面、出窓の出入り、テラス、バルコニー、仕上、色	
	住戸アクセス	方向	
2. フロントヤード	玄関ポーチ	位置、玄関灯の位置、床仕上げ(素材、高さ)	(エントランス) エントランス部分については、各戸統一した形状とし、統一感及び空間の広がりを出す。
	門柱・門扉まわり	位置、高さ、素材、デザイン、門灯、表札、郵便受け、インターフォン	
	メーターボックス	位置、形状(間口、奥行、高さ)	
	アプローチ	門から玄関まで、仕上(高さ、素材、デザイン)	
3. 外縁部	囲い	素材(生垣、ウォール等)	(生垣) 道路に面した宅地周辺部に生垣を配する。
	戸境	隣接戸境(素材、高さ、位置)	
4. 庭	主庭の位置	住戸プランとの関係、住戸内からのみえ方	(シンボルツリー) 各戸に最低1本づつ指定された樹種を植える
	庭の機能	使い方のイメージ 生活的、収納的、レクリ的、修景的機能	
	日照、通風	建物、戸境、植栽等の影響	
	プライバシー	仕切りの程度	
	庭園灯	位置、高さ	
	植栽	高・中・低木、生垣	
5. 駐車場	柵	素材、デザイン、色(有、無)	(カーポート・アイストップ) カーポート奥に視線をさえぎるアイストップとなるものを設置する
	シェルター	形状(ボックス、シェルター)色、デザイン、(有、無)	
	舗装	素材、色	
6. 付属物	物置、倉庫	位置、デザイン、色	(温室・ガラスボックス) 南北の準幹線道路に面したコーナー宅地に対し、サイン的機能を持った照明、ガラスボックスを配する
	温室	位置、デザイン、	
	引込柱	位置、デザイン、色	

成要素の計画設計についての提案内容を示す。

(2) 領域別景観構成要素の提案

1) 公的領域への提案

公共空間である道路，緑道，集会所等に対し，街のシンボルとして性格を強め，住宅地としての領域感やアメニティ・アイデンティティの確保を目指す。そのためシンボルツリーやサイン等の設置の他，街の玄関にあたる場所の舗装の変化，緑道のアルコーブ部分の活用，集会所のデザイン提案の他，自然法面の緑化推進等の具体的方策を提案した（図 5-8）。

2) 半公的領域への提案

通りとしての連続性，統一感の確保のためこの領域は特に重要であるが，勾配屋根の方向と壁面線の統一，街角の景観ポイント住宅の指定の他，生垣と石積み，エントランス，駐車場，並木等について具体的設計例として提案を行なった（図 5-9，図 5-10）。

3) 半私的領域への提案

隣地境界部分については半公的領域の延長上にあり，相隣関係の景観を考慮して宅地境界の仕切，宅地内のシンボルツリー，街角のアイストップ住宅の取り扱い等について具体的提案を行なった（図 5-11）。

(3) 景観構成要素の具体的設計

以上のような領域別の景観構成要素の設計・提案をもとに，それぞれの住宅建設主体と形状，色彩，材料等についての具体的な設計調整を進めつつそのデザイン誘導を図るために，個々の構成要素ごとのデザイン・マニュアルを用意することとした。

図 5-12 は，こうした景観構成要素の具体的設計例を示したものであるが，特にマニュアルの作成が重要で景観形成上有効と思われるものは大略次の通りである。

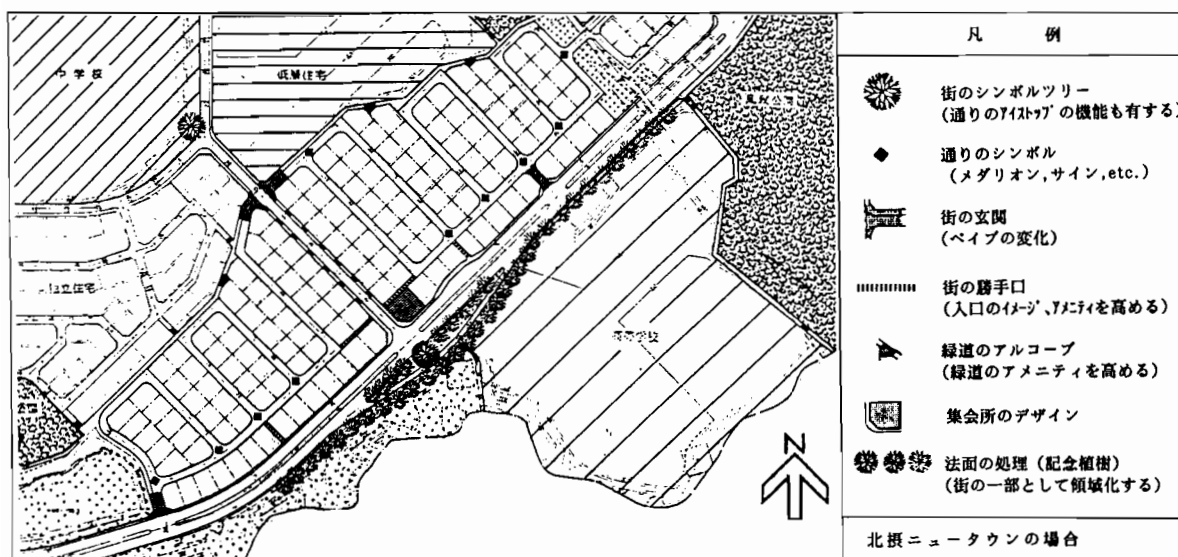


図 5-8 パブリックスペースへの提案

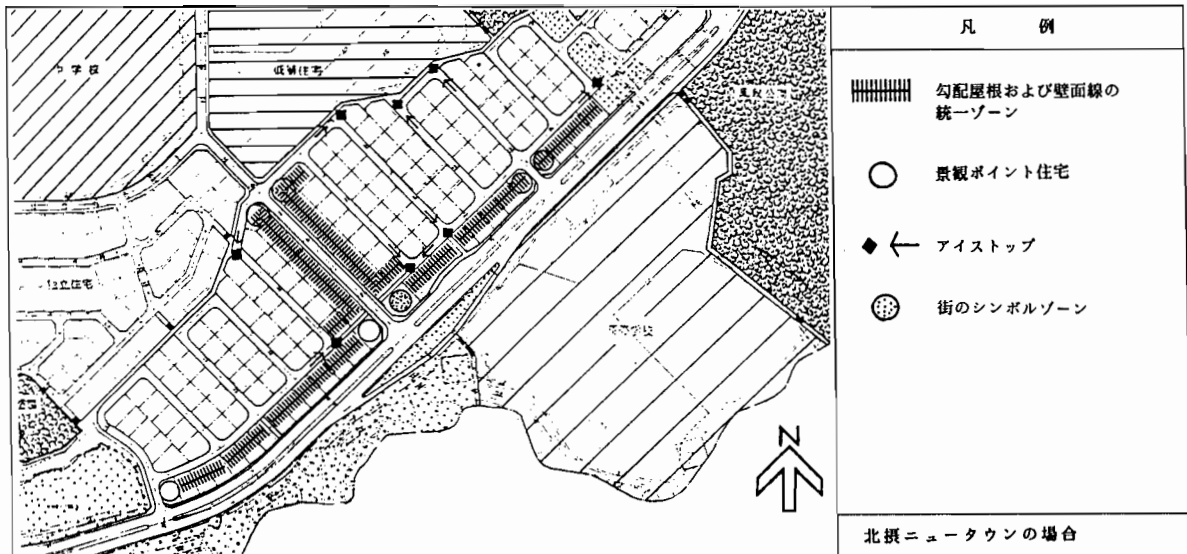


図 5-9 セミパブリックスペースへの提案 (A)

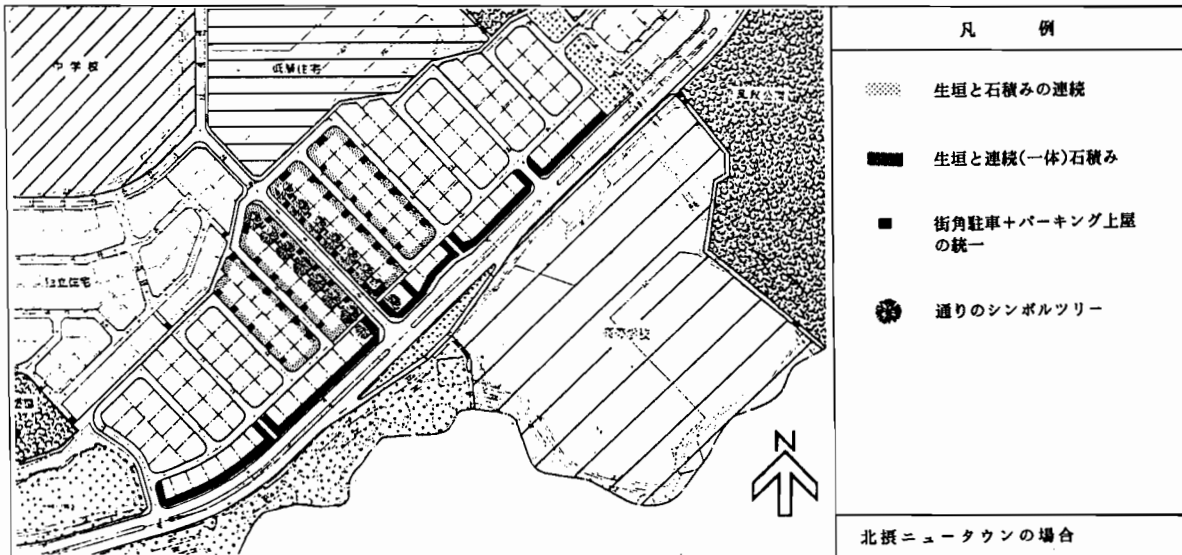


図 5-10 セミパブリックスペースへの提案 (B)

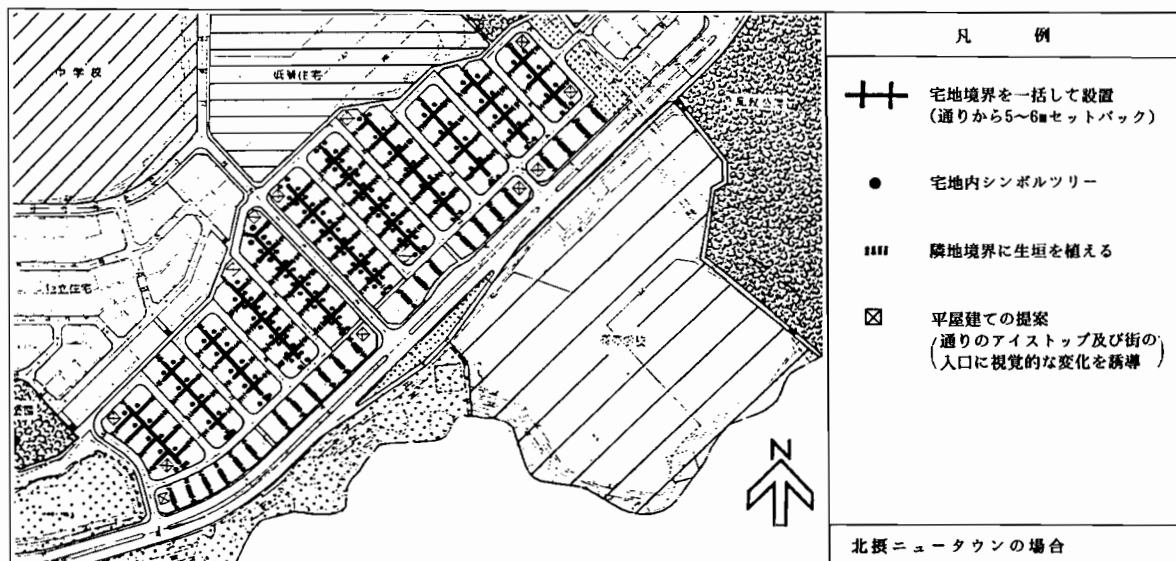


図 5-11 セミプライベートスペースへの提案

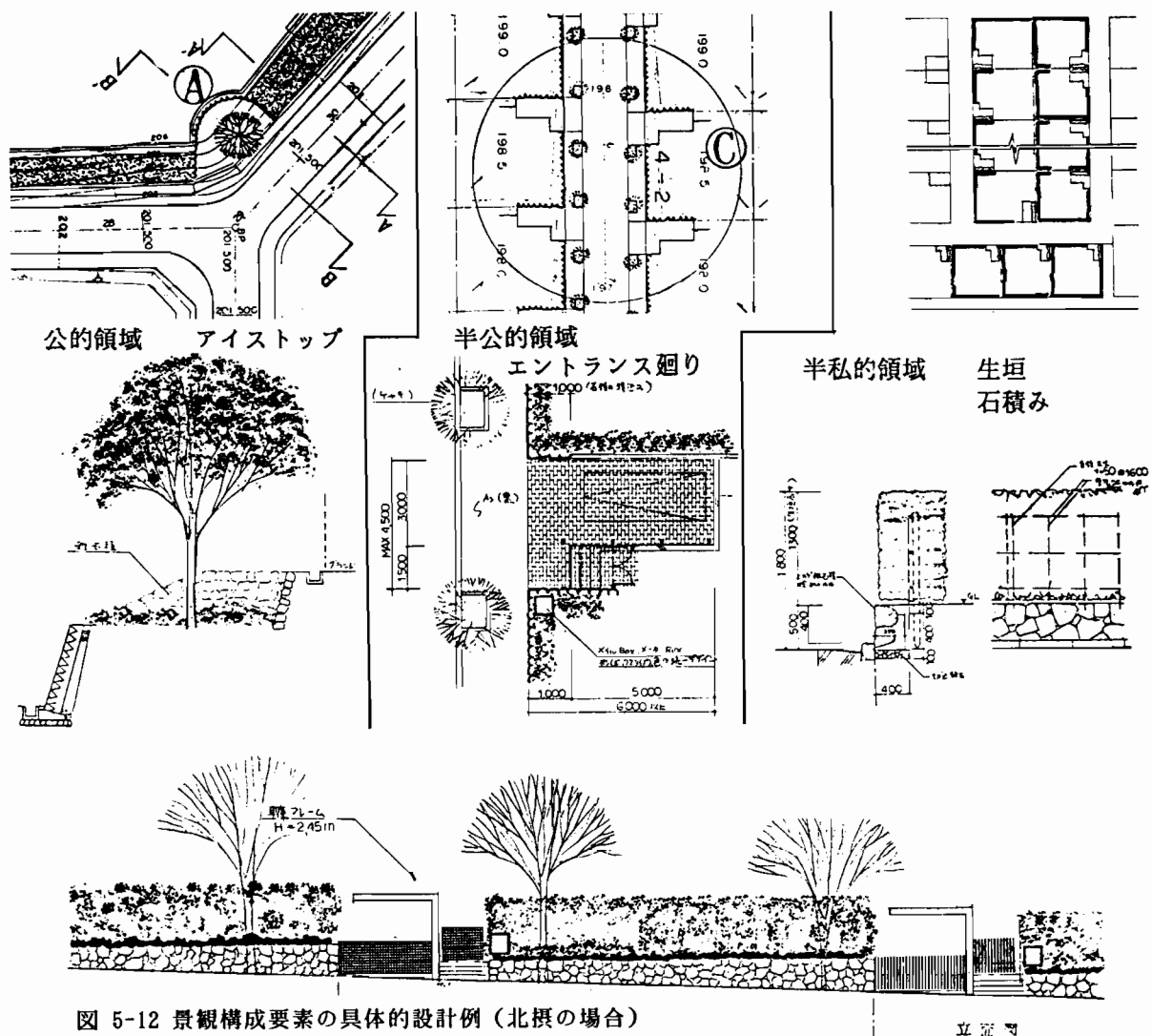


図 5-12 景観構成要素の具体的設計例（北摂の場合）

①公的領域——歩道切り込み部分（車の出入口），ゴミステーション廻り，銘板，案内板等の仕様

②半公的領域——門廻り，カーポート，生垣の仕様，石積みの仕様，サイン灯の設置仕様

③半私的領域——生垣・塀の仕様，アクションヤード，サービスヤードの仕様
上記のうち，特に住戸廻りの景観構成要素を中心にその具体的配置設計のモデルプランとして提示したものが図 5-13 である。

（4）実施方式と運用

こうした計画・設計についての提案を実施・運用する方法としては，次の3つのタイプが考えられる

①住宅建設主体が街区全体を統一仕様によって分譲前に共同して施工する「完全統一方式」。

②住宅建設主体がデザイン・マニュアルをもとに，相互に調整しながら分譲前に個

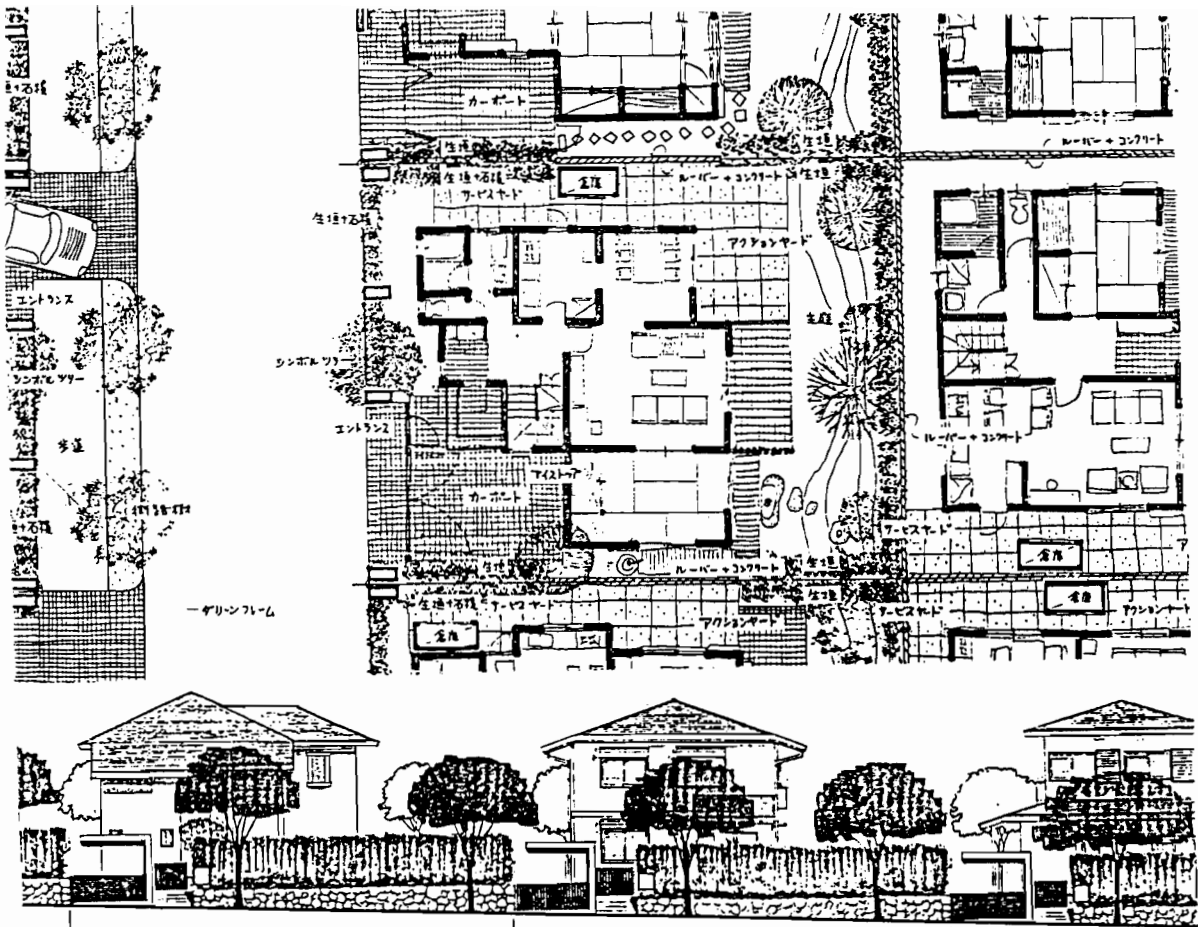


図 5-13 街並み景観形成のためのモデルプラン

別に施工する「計画調整方式」。

③デザイン・マニュアルとしてあらかじめいくつかのモデル案を用意して、その中から入居者が選択して分譲後に施工する「メニュー方式」。

今回の事例では、北摂が完全統一方式で、また芦屋浜の2街区が計画調整方式によって実施された。

5-3 独立住宅街区の街並み景観形成のための環境設計技法とその評価¹⁹⁾

ところで、このように開発主体や住宅供給主体によって実施されている敷地境界を中心とした景観構成要素のデザイン上の工夫は、居住者にどのように受け止められ評価されているのであろうか。あるいは、現実の住生活や近隣関係のなかでそれらにかかわる問題が発生していないのであろうか。これまで、こうした計画・設計技法は、個々の計画や設計に際しての単なるアイデアや技術上の課題として扱われることが多く、実施事例についての追跡調査や事後評価のされることはほとんどなかった。そのため、

その技法の適用についてはそれぞれの建設主体や計画者や設計者の経験と判断に委ねられていて、体系的な技術上の積み重ねもほとんどなされていないのが一般的な状況である。現在までの建設事例も限られている上に、いずれも入居後の生活時間も数年と短いため厳密な比較検討にはやや難があるが、現時点でのユーザー、居住者の立場からこれらの街並み形成のための試みを評価することは、これからの計画・設計とその技法開発にとって重要な意味をもつものと考えられる。

本節では、開発者や住宅供給主体によってあらかじめ境界領域の景観構成要素を中心に施された街並み形成のための工夫について、住み手側から見た事後の計画評価を建設後入居した居住者の住環境意識を通して行ない、今後の独立住宅街区における街並み景観形成とそのための環境設計の指針を得ようとするものである。

5-3-1 調査概要と居住世帯の特性

(1) 調査対象街区とその計画特性

調査対象とする独立住宅街区は、前節において具体的な環境設計とその手法について提案・検討した北摂ニュータウンと芦屋浜シーサイドタウンの3街区に、同様な試みのなされている西神ニュータウン内の2街区を加えた合計5街区である。いずれの街区も、街区構成（道路パターンと敷地割り）としては従来からの標準的な短冊状の背割り方式によるもので、環境設計の提案段階ですでに道路及び宅地については概成されていたものである。環境設計の具体的な実施内容としては、居住者にとって最も身近な領域である敷地境界を中心にした工夫に重点がおかれている。

調査対象街区の計画概要と環境設計上の特性は、表 5-2 及び図 5-14 の通りであるが、環境設計の提案方式（実施方式）は、北摂の場合が完全統一方式、芦屋浜の場合が住宅メーカー間の計画調整方式、西神の場合が入居者によるプラン選定方式とそれぞれ異なる。なお、住宅の供給時期（入居時期）はほぼ同時期で、アンケート実施時での調査対象世帯の居住歴は2～3年と比較的短い。

(2) アンケート調査実施の概要

調査対象街区に居住する世帯を対象に昭和59年10月～11月にアンケート調査を実施したが、その概要は次の通りである。

1) 調査項目

アンケート調査票の内容は、①居住者属性（家族構成、年齢、年収など）、②居住歴と前住宅の状況、③居住環境意識評価（入居時と現在）、④プライバシーとコミュニティ意識、⑤施設立地及び都市住宅のあり方、⑥景観構成要素の統一意向、⑦建築協定の大きく7項目の設問からなる。

2) 配布・回収状況

調査対象街区の全戸数（341戸）のうち、調査実施時点での全入居世帯（300戸）を対象にして、留置自記法によってアンケート調査票の配布・回収を行なった。その

表 5-2 調査対象街区の計画概要

団地・街区名称		北摂ニュータウン(南地区)	芦屋浜シーサイドタウン		西神ニュータウン		
		狭間ヶ丘住区	潮見(8)団地	浜風(1)団地	(3)団地	(4)・(5)団地	
宅地 開発 方式	事業手法	新住宅市街地開発事業	一般宅地開発事業	一般宅地開発事業	新住宅市街地開発事業	新住宅市街地開発事業	
	事業主体	兵庫県	兵庫県	兵庫県	神戸市	神戸市	
地指 城・ 地 区定	用途地域	第1種住居専用地域	第1種住居専用地域	第1種住居専用地域	第1種住居専用地域	第1種住居専用地域	
	容積率/建蔽率	100%/50%	80%/40%	80%/40%	80%/40%	80%/40%	
街構	高度地区	第1種高度地区	第1種高度地区	第1種高度地区	第1種高度地区	第1種高度地区	
	道路パターン	ループ型	T字型+クロス型	T字型+クロス型	T字型+クロス型	T字型+クロス型	
区成	画地割り	南北平行背割り	主として東西平行背割り	主として東西平行背割り	主として東西平行背割り	主として東西平行背割り	
	宅地供給主体	兵庫県住宅供給公社	兵庫県住宅供給公社	兵庫県住宅供給公社	神戸市住宅供給公社	神戸市住宅供給公社	
宅供 地給 ・ 住方 宅式	住宅供給タイプ	民間共同分譲(建売)+ (土地分譲)	民間共同分譲(建売)	民間共同分譲 (プラン選択方式)	公学分譲(建売)	公学分譲(建売)+ 民間共同分譲(建売)	
	建築工法	在来工法, 工業化工法 ツーバイフォー工法	在来工法, 工業化工法	在来工法, 工業化工法	ツーバイフォー工法	ツーバイフォー工法 工業化工法	
住 戸 当 り 規 準 模	供給戸数	53戸+(90戸)	57戸	83戸	68戸	80戸	
	敷地面積	254.70㎡	198.63㎡	217.81㎡	252.93㎡	221.99㎡	
	建物延面積	96.00㎡	130.47㎡	132.97㎡	87.24㎡	88.83㎡	
	建蔽率	25.1%	37.8%	35.6%	22.0%	25.5%	
供 給 年 次	容積率	37.7%	65.7%	61.0%	34.5%	40.0%	
	供給年次	昭和57年度	昭和57年度	昭和57年度	昭和57年度	昭和56・57年度	
環 境 設 計 要 素	主 体	環境設計 (コーディネータ)	兵庫県ハウジングフェア 設計分科会	兵庫県ハウジングフェア 設計分科会	兵庫県ハウジングフェア 設計分科会	神戸市住宅供給公社	神戸市住宅供給公社
		住戸設計	住宅メーカー	住宅メーカー	住宅メーカー	神戸市住宅供給公社	神戸市住宅供給公社 +住宅メーカー
	提案方式	完全統一方式*1	住宅メーカー間調整方式*2	住宅メーカー間調整方式*2	プラン選定方式*3	プラン選定方式*3	
	景 観 物 色	高さ	最高10m以下	最高10m, 軒高7m以下	最高10m, 軒高7m以下	最高10m以下	最高10m以下
		屋根 寄棟		-	-	寄棟+切妻(特殊瓦葺)	-
		外 壁	壁面後退1m以上 道路側壁面線統一	壁面後退1m以上	壁面後退1m以上 材料統一(スタッコ吹付)	壁面後退1m以上	壁面後退1m以上
	構 成 地 境 界	色彩	屋根, 外壁, 外構のカラー コーディネート	メーカー間調整	-	屋根, 外壁の カラーコーディネート	-
		門柱, 門 扉まわり	統一	-	-	プラン選択	プラン選択
		77°ロ-チ	床仕上げ統一	(門から玄関まで床仕上げ をそろえる)	(門から玄関まで床仕上げ をそろえる)	-	-
	境 界	道路境界 (敷地)	統一(雑石積+生垣)	メーカー間調整 (玉石積+生垣)	メーカー間調整 (玉石積+生垣)	(化粧ブロック積など)	(化粧ブロック積など)
隣地境界 (戸境)		統一 (コンクリート擁壁+フェンス)	メーカー間調整 (コンクリート基礎+フェンス)	メーカー間調整 (コンクリート基礎+フェンス)	(コンクリート擁壁+フェンス)	(コンクリート擁壁+フェンス)	
庭 駐 車	庭	シンボルツリー	-	-	-	-	
	駐 車 方式	(ベア配置+各戸配置)	(各戸配置)	(各戸配置)	(ベア配置)	ベア配置	
	シャッター	キャンティレバー型統一	(分譲時はなし)	(分譲時はなし)	(分譲時はなし)	(分譲時はなし)	
そ の 他	イ-シ-ル-ブ(区画街路入口)	-	-	-	-		
維 理 持 手 管 法	協定等	地区計画**4	建築協定	建築協定	建築協定	建築協定**5	
	組織等	-	建築協定委員会**5	建築協定委員会**5	-	-	

(注) *1 住宅の建設と同時に環境設計提案に基づいて統一仕様によって共同で建設・実施する方式
 *2 住宅の建設主体(住宅メーカー)間で環境設計提案に基づいて仕様を調整しつつ個別に建設・実施する方式
 *3 あらかじめ準備されたいくつかのプランメニューの中から選択して住宅建設に合わせて建設・実施する方式
 *4 建設当初は建築協定。その後昭和59年4月に北摂三田N.T.地区として地区計画が決定され、ほぼ同じ内容が地区整備計画として定められている。
 *5 建設当初のみ

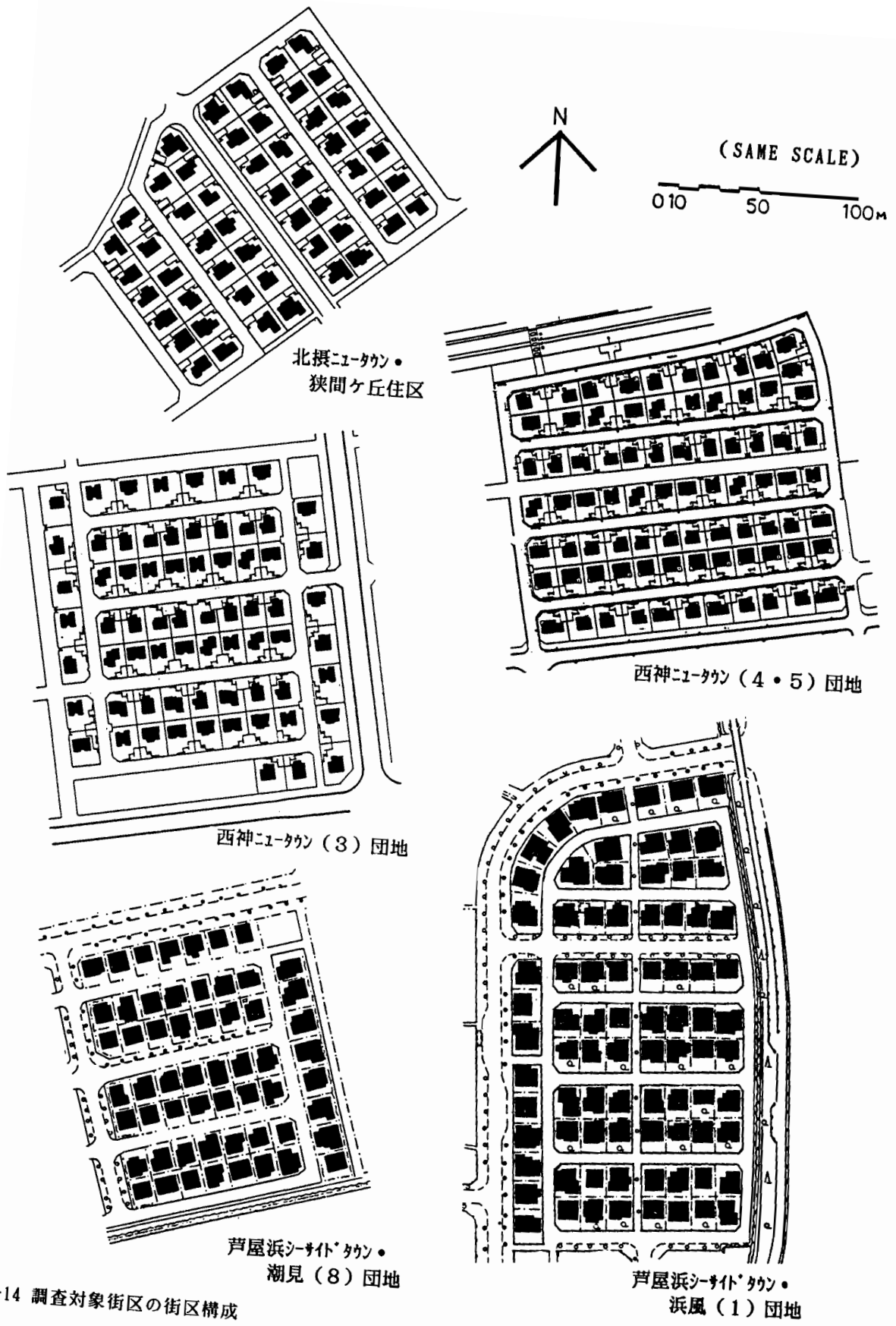


図 5-14 調査対象街区の街区構成

結果、街区によって多少の差異はあるものの、全体としては有効回収率84.2%の回答を得ることができた。

(3) 居住者の属性と前住宅

次節以降での調査結果の分析検討に先立って、アンケート調査に回答した世帯の属性とその前住宅の特性について主な諸点をあげると次の通りである²⁰⁾。

(居住者属性)

1) 世帯主の年齢階層は、全体としては30才代後半から40才代後半にかけて集中しているが、芦屋浜の2街区では50才代の比較的高い年齢層にも幅広く分布している。

2) 家族構成は、全体としては「高校生以上の子供のいる核家族」の占める割合が最も高く、特に芦屋浜の2街区では4割近くを占める。一方、北摂と北神では子供の年齢が比較的低い。

3) 世帯主の職業は、「管理職」と「会社団体の役員」が全体の4割を占め、ついで「事務的職員」、「専門的・技術的職業」となっている。特に、芦屋浜では管理職と会社団体の役員の比率が高く、それに「自営業」と「専門的・技術的職業」を加えると9割に達する。

4) 世帯主の勤務先は、当然立地条件によって異なるが、西神の場合に「神戸市内」が約7割を占めるのに対して、北摂の場合には「大阪」および三田市を含む「阪神間」が6割近くを占める。一方、芦屋浜では大阪市と神戸市に勤務先が分れている。

5) 世帯主の通勤手段は、いずれの場合にも自動車利用と電車利用に大きく二分される傾向にある。

6) 世帯の年間収入は、西神と北摂の場合には「400～699万円」に集中しているのに対して、芦屋浜の場合には「1000万円以上」が半数近くを占める。

7) 自家用車の所有状況は、いずれの場合も8割前後の世帯で所有しているが、そのうち1割近くの世帯では2台所有している。また、自転車は1世帯平均で2台を所有している。

(前住宅の特性)

8) 前住宅の種別・形式は、全体としては賃貸あるいは分譲の「中高層住宅」と「戸建持家」に二分され、「新規戸建取得層」と戸建持家からの「戸建住み替え層」とに分れている。北摂と北神では前者の「新規戸建取得層」が、芦屋浜ではセカンドハウス利用を含む後者の「戸建住み替え層」が比較的多い。

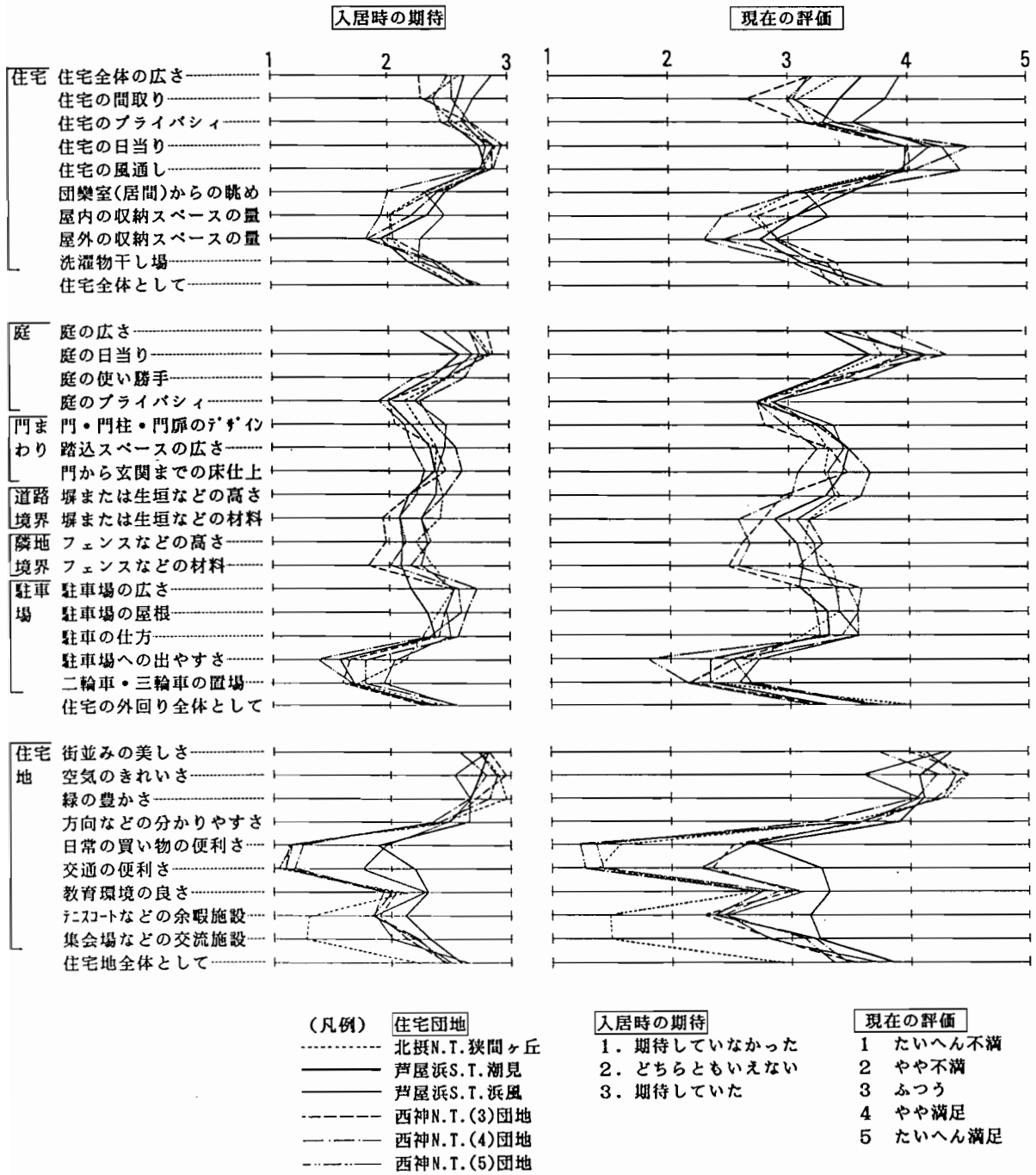
9) 前住宅の所在地は、いずれの場合も近隣地域からの住み替えが多い。

10) 現住宅の選択理由としては、いずれの場合も「戸建住宅であること」が上位を占めるが、その他の理由として北摂と北神では、「周辺の自然環境がよい」、「専用庭があること」、「財産価値、将来性」、「価格、支払い条件」などがあげられるのに対して、芦屋浜の場合には「街並みがきれいだから」、「住宅の質がよい」、「通勤・通学に便利」があげられている。

5-3-2 居住環境意識とその評価構造

(1) 入居時および現在の居住環境意識と評価

居住環境を構成する条件は多様であるが、この調査では「住宅」（内部環境）、「住宅の外まわり」（敷地内環境）、「住宅地」（近隣環境）の大きく3つの領域について、個別評価（34項目）にそれぞれの領域の全体としての評価（全般評価）（3項目）を加えた合計37項目を設定して、入居時と現在の評価に分けて居住者の回答を



(a) 入居時評価

(b) 現在評価

図 5-15 居住環境意識評価のプロフィール（平均評価値）

求めた。その際、入居時の評価については、「期待していた」、「どちらとも言えない」、「期待していなかった」の3段階、現在の評価については、「たいへん満足」、「やや満足」、「ふつう」、「やや不満」、「たいへん不満」の5段階の回答をそれぞれ用意した。

この3段階の入居時の評価と5段階の現在評価に、それぞれ3点～1点、5点～1点の評価点数を与えて平均評価値に

よるプロフィールを表したものが、図 5-15 である。「日常の買物の便利さ(32)」や「交通の便利さ(33)」といった調査対象街区の立地条件によって当然評価の異なることの予想される項目を別にすると、全体として調査対象街区による評価のパラツキは比較的小さく、しかも入居時と現在ともにほぼ同様なプロフィールを示している。そのなかで、「住宅の外まわり」の道路境界や隣地境界についての項目は、調査対象街区によって比較的评价が異なるものと言えよう。

各項目について居住者の入居時と現在との意識評価値を直交する座標軸上に位置づけると、大略次のようなタイプ設定が可能であろう。(図 5-16)

- タイプA 入居時、現在ともに評価が高く、満足度がもっとも高いもの
- タイプB 入居時は「期待していた」が、現在は「ふつう」の評価でやや期待外れのもの
- タイプC 入居時は「期待していた」が、現在の評価は低く期待外れのもの
- タイプD 入居時は「どちらとも言えない」としていたが、現在の評価は高く入居後の評価が相対的に上がったもの
- タイプE 入居時、現在ともに「どちらとも言えない」、「ふつう」で評価が困難であったり関心の低いもの
- タイプF 入居時は「どちらとも言えない」としていたが、現在の評価は低く入居後に評価の比較的下がったもの
- タイプG 入居時の評価は低いが、現在の評価は高く入居後の評価の高まったもの
- タイプH 入居時の評価は低いが、現在の評価は「ふつう」で入居後の評価が相対的に上がったもの
- タイプI 入居時、現在ともに評価が低く、満足度のもっとも低いもの

個々の居住者の意識評価構造を把握するためにはこれらの評価タイプ設定が有効であるが、ここでは居住環境意識の全体としての傾向を把握するために、この座標軸上に各項目毎の全回答についての平均評価値をプロットした(図 5-17)。その結果、

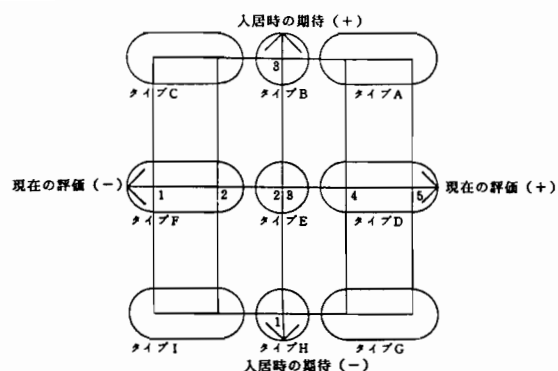


図 5-16 居住環境意識評価タイプの設定

入居時と現在の平均評価値によって表現された居住環境の評価項目は、次の5つのグループに大別して位置づけることができた。

まず、Iグループの項目群は、入居時および現在ともに満足度が高く先にあげたAタイプの特徴が顕著である。住宅の内部環境にかかわる「住宅の日当たり(1)」、「住宅の風通し(5)」、敷地内環境では「庭の日当たり(12)」、近隣環境としての「街並みの美しさ(28)」、「空気のきれいさ(29)」、「緑の豊かさ(30)」の各項目とともに住宅の内部環境についての全般評価である「住宅全体として(10)」もこのグループに含まれる。

IIグループの項目群は、入居時および現在ともかなり評価が高く、全項目についての平均評価値をいずれも上回っている。内部環境については「住宅の広さ(1)」、「住宅のプライバシー(3)」、敷地内環境については「庭の広さ(13)」、「庭の使い勝手(13)」、「踏み込みスペースの広さ(16)」、「門から玄関までの床仕上げ(17)」、「駐車場の広さ(22)」、「駐車場の屋根(23)」、「駐車場の仕方(24)」、近隣環境については「方向など街のわかりやすさ(31)」が、さらに敷地内環境と近隣環境としての全般評価としての「住宅の外まわり全体として(27)」や「住宅地全体として(37)」もこのグループに含まれる。ただ、内部環境としての「住宅の間取り(2)」については、入居時の期待に比べて現在の評価がやや劣る傾向にある。

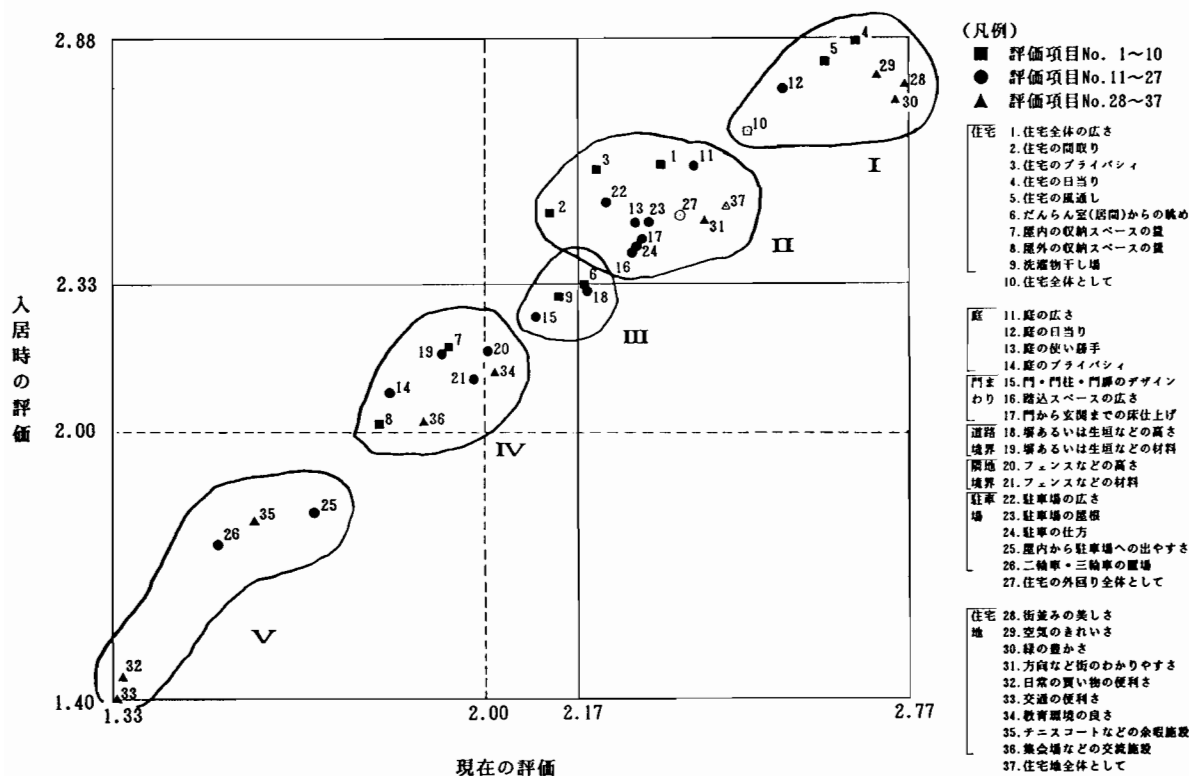


図 5-17 平均評価値による入居前後の環境意識評価の分布

Ⅲグループは、入居時、現在ともに「どちらとも言えない」とする中間的な評価に位置する項目群である。それぞれの住宅の「だんらん室（居間）からの眺め(6)」，「洗濯物干し場(9)」，敷地内環境のうち敷地境界領域にかかわる「門・門柱・門扉のデザイン(15)」，「塀あるいは生け垣などの高さ(18)」についての評価がこのグループに含まれる。

Ⅳグループは、入居時、現在ともに居住環境としての評価がやや低い項目群である。住宅の「屋内の収納スペース(7)」，「屋外の収納スペース(8)」，敷地内環境としての「庭のプライバシー(14)」，「塀あるいは生け垣などの材料(19)」，「フェンスなどの高さ(20)」，「フェンスなどの材料(21)」，住宅地環境としての「教育環境の良さ(34)」，「集会施設などの交流施設(36)」についての評価が，このグループに含まれる。

Ⅴグループは、入居時、現在ともに居住環境としての評価が今回の調査項目のなかで不満度の最も高い項目群である。敷地内環境としての「屋内から駐車場への出やすさ(25)」，「二輪車・三輪車の置場(26)」とともに，住宅地環境としての「日常の買物の便利さ(32)」，「交通の便利さ(33)」，「テニスコートなどの余暇施設の利用しやすさ(36)」についての評価が，このグループに含まれる。

全体としてみれば，住宅の内部環境についての評価に比べて敷地境界をふくめた住宅の外まわりの敷地内環境についての評価は比較的 low，住宅地環境としての評価はその両者の中間的な評価がされているといえよう。このうち住宅地環境にかかわる項目は，調査対象街区の立地条件や住宅団地全体としての施設整備の進捗状況によって大きく異なり，調査対象街区によって平均評価値のバラツキも大きい。

(2) 居住環境の評価構造

居住者による居住環境の評価構造を検討するために，居住環境に関する37項目のうち表 5-3 に示す20項目についてバリマックス法による因子分析²¹⁾を行なった。その結果，6つの因子が抽出されたが，それぞれ各因子と関連の深い項目の内容から図 5-18 のように，①道路や隣地との敷地境界の質，②庭の質，③門まわり・アプローチ，④住宅性能などの質，⑤住宅地としての利便性，⑥自然環境や街並みの美しさなど周辺環境の質として意味づけることが可能であろう。

この6つの因子の因子得点の平均によって住宅および住環境の質にどの程度満足しているかをみると，北摂では「境界領域の質」について，芦屋浜では「住宅の質」や「住宅地の利便性」について比較

表 5-3 因子分析に用いた居住環境意識評価項目

A. 住宅に関する評価	D. 道路境界に関する評価
A1. 住宅の広さ	D1. 道路境界の高さの具合
A2. 住宅の間取り	D2. 道路境界の構成
A3. 住宅のプライバシー	E. 隣地境界に関する評価
A4. 居間からの眺め	E1. 隣地境界の高さの具合
B. 庭に関する評価	E2. 隣地境界の構成
B1. 庭の広さ	F. 住宅地全体に関する評価
B2. 庭の日当たり	F1. 街並みの美しさ
B3. 庭の使い勝手	F2. 空気のきれいさ
B4. 庭のプライバシー	F3. 緑の豊かさ
C. 門まわりに関する評価	F4. 日常生活の便利さ
C1. 門まわりのデザイン	F5. 交通の便利さ
C2. 門から玄関までの雰囲気	F6. 教育環境のよさ

的高い評価を得ており、西神では「庭の質」についての評価では優れているものの、「住宅の質」や「住宅地の利便性」についての評価が比較的低いことが分る。

つぎに、それぞれの因子と「住宅」（内部環境）、「外まわり」（敷地内環境）、「住宅地」（住宅地環境）についての全般評価項目との相関を表 5-4 に示すが、これによって各因子の居住性評価に果たす役割を見ることができる。

住宅の内部環境としての全般評価とは、当然のことながら「住宅の質」との相関が高いが、「庭の質」や「門まわりの質」との相関も比較的高い。敷地内環境としての外まわりの全般評価とは、「門まわりの質」との相関が高く、ついで「境界領域の質」、「庭の質」との相関が比較的高い。住宅地環境としての全般評価とは、「住宅地の利便性」の他に、「門まわりの質」、自然環境や街並みの美しさなどの「周辺環境の質」との相関が比較的高いことが分る。いずれにしても、門まわりや境界領域についての評価が住宅や住宅地としての意識評価に決定的な影響を与えないまでも、相互にかなりのかわりのあることが判明した。

5-3-3 景観構成要素のデザインの統一についての意向

建物や門まわり、敷地境界における景観構成要素のデザインを周囲の住宅と統一させることについて居住者はどのように考えているのであろうか。

まず、建物や外まわりのデザインを統一することについての一般的な意向を問うと、全体としては「住宅地の環境がよくなるので統一してつくるのがよい」とする統一支持や、「一戸建てなのだから各自で全く自由につくるのがよい」とする統一不支持の意見は、それぞれ2割程度にとどまっていて、「材料や色などある程度の枠組みを決めて、その範囲内で自由に選択できるようにするのがよい」とする中間的な立場のものが過半数を占めた。調査対象街区のうち完全統一方式による北摂では、デザイン統

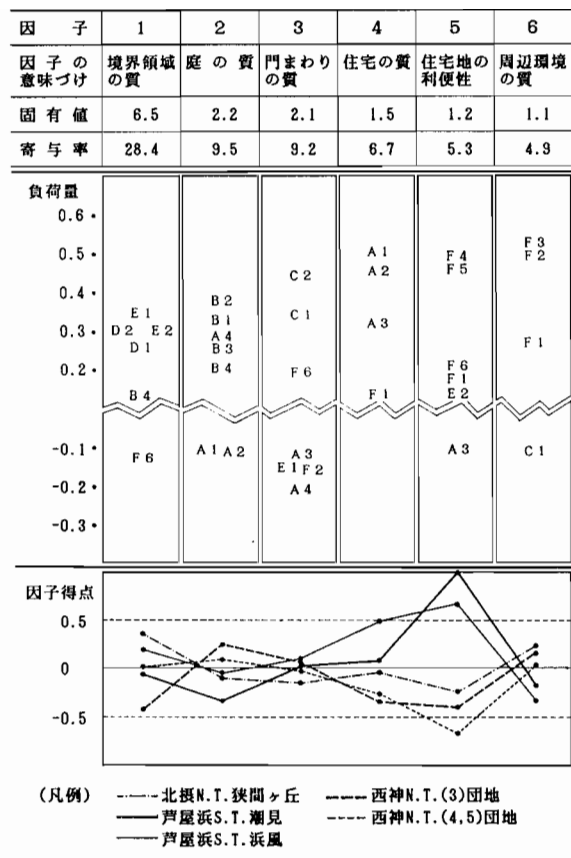


図 5-18 居住環境意識評価の因子分析

表 5-4 各因子と居住環境意識の全体評価との関係

	住宅全体の評価	外まわり全体の評価	住宅地全体の評価
1 境界領域の質	0.0905	0.3631	0.1118
2 庭の質	0.2497	0.2317	0.2399
3 門まわりの質	0.2437	0.4390	0.2642
4 住宅の質	0.5573	0.1595	0.1319
5 住宅地の利便性	0.0803	0.1128	0.3839
6 周辺環境の質	0.1621	0.1975	0.2537

一に反対する回答はほとんど見られないが、中間的意見の割合が他の街区に比べて高くなっている（図 5-19）。

景観構成要素のデザイン統一についての意向をさらに詳細に検討するために、景観構成要素14項目についてそのデザインを統一することに賛成するものをマルチアンサー方式によって回答を求めた。

いずれの街区においても、道路境界および隣地境界の景観構成要素の「高さ」や形態、色彩、材料などの「構成」について統一することについてはかなりのものが賛成、支持しているのに対して、建物自体や門まわり、アプローチのデザイン統一については賛成する割合が比較的低くなっている（図 5-20）。

ここで、デザインを統一することについての賛成意見が比較的多い道路境界と隣地境界のそれぞれの「高さ」と「構成」の合計4項目について、先に示した居住環境意識評価との関係性をみることにしよう（図 5-21）。

道路境界と隣地境界ともに、その「高さ」について現在満足している人のほとんどはその統一についても賛成しており、特に北摂および芦屋浜の2街区でこの傾向が強いことが分る。また、その形態、色彩、材料などの「構成」については、北摂と芦屋浜（特に浜風街区）で高さの場合と同様の傾向がみられる。ただ、構成については現状についての満足度とは無関係に統一に賛成と反対に意見が分れる傾向にあることは見落せない。²²⁾ 一方、西神の2街区においては、高さと同様にその統一に反対する割合が高いが、その多くが現状に不満をもっていることが分る。

道路境界や隣地境界の境界領域の景観構成要素は、もちろん単に統一すればいいというものではないが、高さを統一することについてはかなりの支持が得られており、

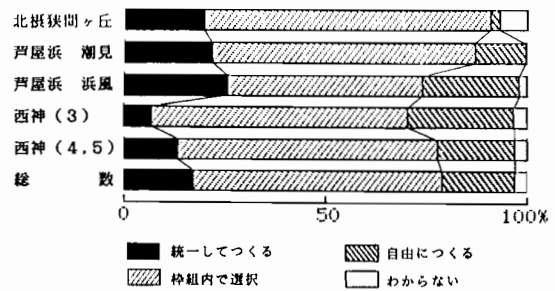


図 5-19 景観構成要素のデザイン統一意向 (全体)

	北摂ニュータウン		芦屋浜シーサイドタウン		西神ニュータウン		全 体
	狭間ヶ丘	潮 見	浜 風	(3)団地	(4,5)団地		
門まわりの色・デザイン	33.3	21.7	12.9	18.3	23.5	21.4	
踏込ベースの床仕上げ	13.3	10.9	11.3	5.0	10.3	10.0	
アプローチの仕方	6.7	4.3	1.6	1.7	7.4	4.3	
アプローチの床仕上げ	4.4	4.3	3.2	1.7	4.4	3.6	
道路境界の高さ	82.2	91.3	75.6	63.3	58.6	72.6	
道路境界の構成	57.8	50.0	51.6	30.0	38.2	44.5	
隣地境界の高さ	71.1	84.8	69.4	46.7	52.3	63.3	
隣地境界の構成	46.7	41.3	45.2	21.7	33.8	37.0	
駐車場の屋根のデザイン	20.0	19.6	9.7	3.3	8.8	11.4	
建物の壁の色	15.6	10.9	4.8	18.7	17.6	13.5	
建物の壁の材料	8.9	4.3	3.2	11.7	4.4	6.4	
建物の屋根の色	15.6	6.5	6.5	6.7	14.7	10.0	
建物の屋根の材料	6.7	4.3	3.2	10.0	8.8	6.8	
建物の屋根の勾配	13.3	8.7	4.8	8.3	7.4	8.2	

(数字は「統一した方がよい」と答えた回答者の各サンプル総数に対するN.A.%)

図 5-20 景観構成要素のデザイン統一意向 (項目別)

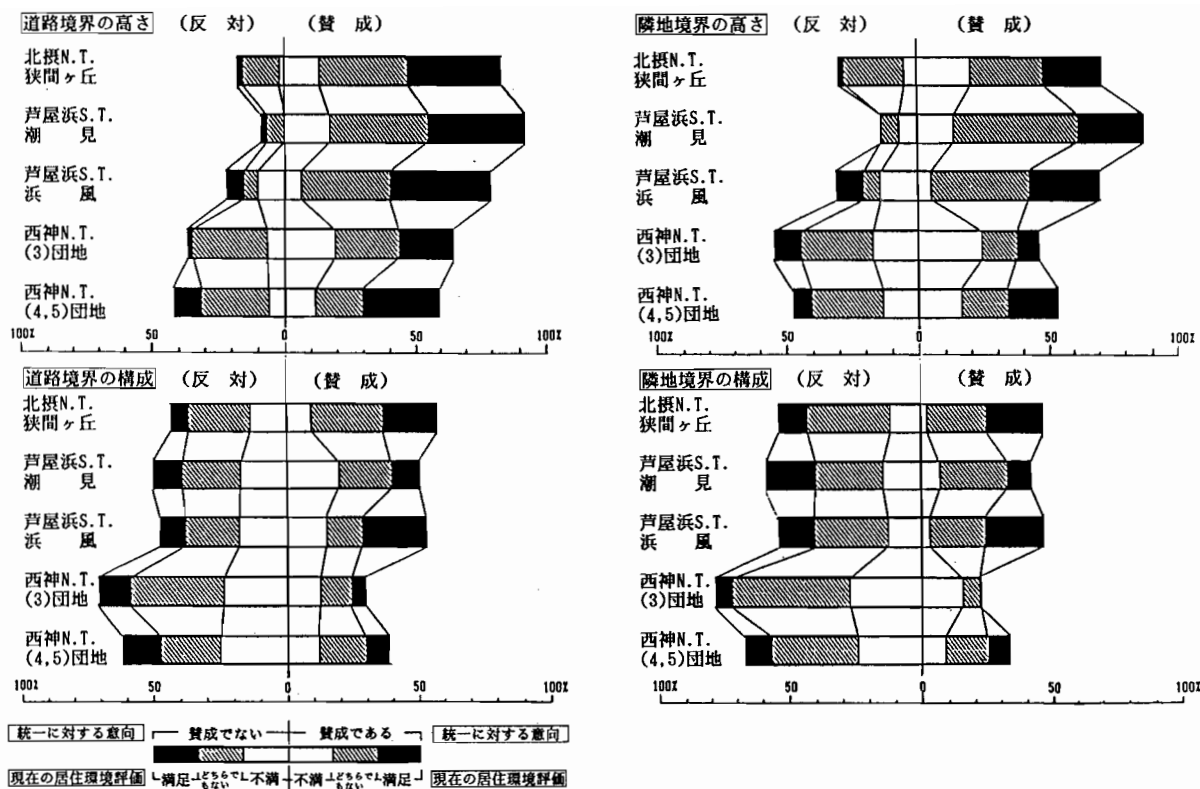


図 5-21 景観構成要素のデザイン統一意向と環境意識評価との関係

その形態、材料などの構成についても適切なデザインがなされれば居住者にも十分受け入れられる可能性のあることを示唆していると言えよう。

5-3-4 建築協定の認知度とその評価

今回の調査対象街区では、いずれも環境の維持・保全を目的としたいわゆる「一人協定制度」²³⁾といわれる建築協定が、それぞれの開発主体によって住宅分譲開始時までに締結されていた。入居者は、それぞれの住宅を「協定付住宅」として購入していたが、建築協定の内容についてどの程度認識し合意していたのであろうか。また、協定内容をどのように評価し、協定の更新についてどのように考えているのであろうか。

調査対象街区における建築協定の主な内容は、表 5-5 の通りである。各街区ともに、地域・地区制にもとづく第1種住居専用地域および第1種高度地区の規制による建ぺい率、容積率および形態規制（高さ、斜線制限）をベースとしてそれらにあらたな規制内容を盛り込む形で協定内容が構成されている。たとえば、敷地については1区画につき1戸建・別棟増築の禁止、地盤面変更の禁止（芦屋浜）、用途については個人専用住宅のみ（北摂、芦屋浜）、建物階数については地上2階以下、形態規制については最高高さ10m以下の規制に加えて軒高さ7m以下（芦屋浜）、道路斜線・北側斜線の制限（北摂・芦屋浜）、位置については、道路および隣地からの壁面後退1

表 5- 5 調査対象街区における建築協定の内容

		北摂ニュータウン(南地区)*1 (狭間が丘住区)	芦屋浜シーサイドタウン (潮見(8)団地, 浜風(1)団地)	西神ニュータウン (3)団地, (4)・(5)団地)
敷地	区画の変更	1区画につき1戸建 別棟増築禁止	1区画につき1戸建 別棟増築禁止	1区画につき1戸建 別棟増築禁止
	地盤面の変更	—	変更不可(0.5m以下の変更は可)	—
用途	建築の種類	個人専用住宅	個人専用住宅	—
規模 構造	建ぺい率	50%	40%	40%
	容積率	100%	80%	80%
	建物階数	地上2階以上	地上2階以上	地上2階以上
形態	建物最高高さ	10m以下	10m以下	10m以下
	軒高さ	—	7m以下	—
	斜線制限	道路斜線及び北側斜線	道路斜線及び北側斜線	—
位置	壁面後退	1m以上	1m以上	1m以上
境界	門扉	—	開閉時に扉が敷地外に出ないこと	出入口・門扉は内開き
	道路側境界	生垣等の植栽	生垣またはオープンスペース	—
処理	隣地境界	—	1.8m以下の生垣またはオープンスペース	—
	車の進入口	—	角地部分よりの出入り不可	歩行者専用路側への車の出入口設置不可
有効期限		10年	10年	5年

注) *1 昭和59年4月に北摂三田N. T. 地区として地区計画が決定され、ほぼ同じ内容が地区整備計画に定められている。

m以上などが定められている。さらに、敷地境界の処理については、門扉の開閉制限（芦屋浜，西神），道路側境界の生垣等の植栽（北摂，芦屋浜），隣地境界の高さ・構造制限（芦屋浜），車の出入口の制限（芦屋浜，西神）などが定められている。今回の調査対象街区のなかでは，芦屋浜の協定内容が比較きめ細かく規制も強いものとなっており，それとは逆に西神の協定は比較的ゆるやかな規制で，北摂はその両者の中間的な内容と言えよう。なお，協定の有効期限は分譲後10年（北摂，芦屋浜）と5年（西神）で，アンケート調査の時点ではいずれも協定締結後ほぼ2年が経過していたことになる。

これらの建築協定について，まず入居者の購入時における認知度を質問したが，全体としては「協定付は承知して購入した」ものが大半を占めており，「知らなかった」のはごくわずかに見られるだけである

(図 5-22)。しかし，「協定付きが気に入って購入した」と建築協定を積極的に支持するのも全体として1割に満たない。規制内容が一般的で比較的ゆるやかな西神では，「知らなかった」あるいは「気に入らなかった」とする無関心層がかなり見られる。一方，境界領域の構成など比較きめ細かな協定内容をもつ芦

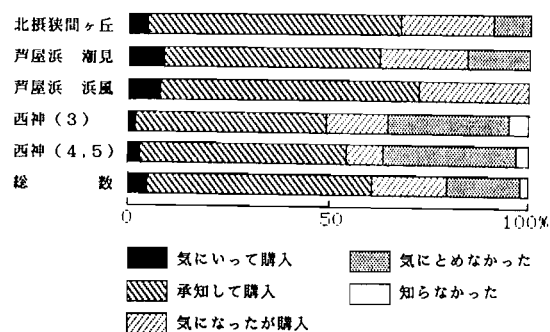


図 5-22 建築協定の認知度

	北摂ニュータウン		戸屋浜シーサイドタウン		西神ニュータウン		全 体
	狭間ヶ丘		潮 見	浜 風	(3)団地	(4,5)団地	
敷地の分割禁止	1.厳しくすべき	6.8	8.8	8.8	11.8	8.3	7.6
	2.ちょうどよい	77.9	77.9	77.0	58.8	69.8	71.9
	3.少し厳しすぎる	4.6	0.0	8.8	11.8	3.2	5.3
	4.自由にすべき	0.0	9.1	4.9	7.8	4.8	5.3
	5.わからない	11.4	8.8	4.9	9.4	15.9	9.9
別棟の増築禁止	1.厳しくすべき	20.9	8.7	8.6	11.8	7.9	10.3
	2.ちょうどよい	30.2	64.4	55.7	29.4	48.0	45.6
	3.少し厳しすぎる	27.9	13.3	18.0	28.4	11.1	19.4
	4.自由にすべき	18.6	8.9	18.4	21.8	19.0	17.1
	5.わからない	2.3	8.7	3.3	7.8	15.9	7.6
擁壁積増し禁止	1.厳しくすべき	14.0	9.1	10.0	2.0	1.6	8.9
	2.ちょうどよい	60.5	59.1	60.0	41.7	47.5	53.3
	3.少し厳しすぎる	7.0	13.6	13.3	15.7	4.9	10.8
	4.自由にすべき	2.3	4.5	8.3	9.8	14.8	8.5
	5.わからない	16.3	13.6	8.3	31.4	31.1	20.5
建築物の位置の指定	1.厳しくすべき	14.0	0.0	8.3	2.0	6.6	6.2
	2.ちょうどよい	41.9	65.9	48.7	38.7	37.7	45.1
	3.少し厳しすぎる	20.9	9.1	25.0	24.8	11.5	18.3
	4.自由にすべき	7.0	11.4	15.0	16.3	23.0	15.2
	5.わからない	16.3	13.6	5.0	20.4	21.3	15.2
建築物の用途変更禁止	1.厳しくすべき	14.0	8.9	6.6	7.8	13.3	10.0
	2.ちょうどよい	55.8	71.1	57.4	62.7	51.7	59.2
	3.少し厳しすぎる	18.6	8.9	21.3	13.7	8.3	14.2
	4.自由にすべき	2.3	4.4	9.6	5.9	10.0	6.9
	5.わからない	9.3	8.7	4.9	9.8	16.7	9.6
敷地内緑化の励行	1.厳しくすべき	2.3	4.6	8.6	4.0	4.9	4.6
	2.ちょうどよい	79.1	61.4	60.7	60.0	41.0	59.1
	3.少し厳しすぎる	0.0	0.0	13.1	2.0	1.6	3.9
	4.自由にすべき	16.3	25.0	18.0	24.0	34.4	23.9
	5.わからない	2.3	9.1	1.6	10.0	18.0	8.5
垣・柵の構造制限	1.厳しくすべき	4.6	0.0	8.2	2.0	1.6	3.5
	2.ちょうどよい	69.8	61.4	49.2	35.3	39.3	49.6
	3.少し厳しすぎる	4.6	9.1	28.2	13.7	3.3	11.9
	4.自由にすべき	7.0	13.6	13.1	21.8	14.8	18.1
	5.わからない	14.0	15.9	3.3	27.5	34.4	18.9

図 5-23 建築協定内容についての評価

屋浜では、「協定付きが気に入って購入した」とするものもかなり見られる反面、「協定付きなのが気になったが購入した」とやや不安視していた向きもある。

つぎに、建築協定のうち主な規制内容を①敷地の分割禁止、②別棟の増築禁止、③擁壁の積増し禁止、④建築物の位置の指定、⑤建築物の用途変更の禁止、⑥敷地内の緑化の励行、⑦垣または柵の構造制限の7つに分類して、それぞれについての現在の評価を聞いた(図 5-23)。

いずれの項目についても、全体としては「丁度よい内容である」と現状の協定内容を肯定する意見が最も多く、「もっと厳しくすべきである」と規制強化を望む意見は極めて少ない。「少し厳しすぎる」あるいは「自由にすべきである」と規制の緩和を求める意見が比較的多く見られるのは、「別棟の増築禁止」、「建築物の位置の指定」、「垣または柵の構造制限」の項目であるが、特に西神の2街区で顕著である。また、「敷地内の緑化の励行」についても「自由にすべき」との意見がかなり見られる。このことは、アンケート調査と同時に進んだ現地での観察調査によっても、建物本体の増築のような改造例はほとんどないものの、物置の設置、駐車場の庇屋根

の設置，門まわりの構成の変更や要素の追加，隣地境界への目隠しの追加などの改変事例が見られた²⁴⁾。

現在の建築協定の有効期限の終了後の更新意向を聞くと，いずれの街区でも更新を希望するものが多く，「現状のまま更新」と「内容を変更して更新」を含めると北摂と芦屋浜では6割に達している

(図 5-24)。調査対象街区のなかで比較的規制の弱い西神の場合に更新を希望するものが4割程度にとどまっているのは，積極的な反対というより「分らない」とするものがやはり4割ほど占めているためで認知度の低さとその結果の無関心によるものと考えられよう。また，芦屋浜の浜風街区で「有効期限後に廃止したい」とするものが他の街区特に同じ芦屋浜の潮見街区と比べても多いのは，敷地規模が比較的大きく建蔽率などにも余裕がありしかもプラン選定方式の住宅供給によるなど他に比べて建築の自由を求める傾向が強いため建築協定のもつ規制を嫌っているものと思われる。

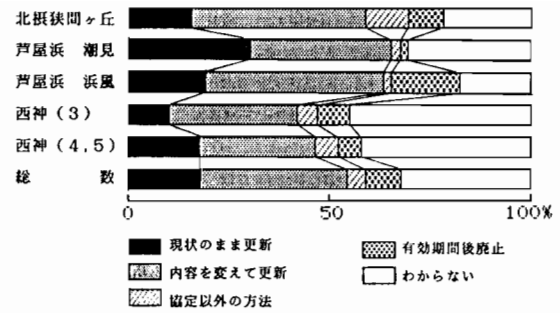


図 5-24 建築協定の更新意向

5-4 まとめ

(1) 環境設計技法の提案と検証

本研究では，まず第1段階として独立住宅街区における街並み景観形成のための環境設計技法を具体的に提案・検討したが，その計画構成とプロセスは大略次の通りであった。

- 1) 住宅街区全体としての街並み景観形成の目標像を空間スケールの中で位置付ける。(目標像の設定)
- 2) 地区構成パターンとイメージプランの提示に当たっては，通りのイメージと街のストラクチャの構成をベースにしながら，それぞれの敷地ごとの諸条件を検討する。(イメージプランの作成)
- 3) 街並み景観形成のために，公的領域，半公的領域，半私的領域，私的領域に区分して，それぞれに応じた景観演出のあり方を提案する。(計画・設計の提案)
- 4) 計画・設計提案の内容をベースにして，その景観構成要素の抽出を行ない，それぞれの要素についての具体的設計とその適用のためのマニュアルを作成する(具体的設計とマニュアルの作成)
- 5) 実施・運用は，街区全体を統一仕様によって施工する「完全統一方式」，住宅建設主体相互の「計画調整方式」，あるいは居住者自らがいくつかの代替案の中から選択する「メニュー方式」などが考えられる。

こうした計画構成とプロセスを具体的な計画・設計事例を通じて検証したが、住宅街区の立地条件や地形特性、住宅地全体の構成（土地利用や交通体系）などのちがいによっても今後さまざまな展開が想定されよう。

（２）街並み景観形成と環境設計の評価

研究の第２段階では、街並み景観形成のための環境設計が実施された住宅街区をとりあげ、そこでの居住者の居住環境意識の側面からその評価と有効性の検討を行なった。その結果、明らかに出来た主な諸点は次の通りである。

1) 住宅内外の居住環境についての意識評価全体からみると街並み景観にかかわる敷地内環境は、住宅の内部環境や住宅地環境に比べて全般に評価が低く、どちらかといえば関心の低さがうかがえた。

2) このことはある意味で当然であって、現住宅の選択理由としてなによりも「戸建住宅であること」をあげるものがもっとも多いという現実を考えると、居住者は資産価値や価格など経済的条件や通勤・通学の利便性などと街並み景観の問題を同一レベルで評価しえないと言えよう。

3) しかし、居住環境の意識構造についての因子分析の結果からは、「道路や隣地との境界の質」、「庭の質」、「門まわり・アプローチ」などの街並み景観の形成にかかわる景観構成要素が主要因子として抽出されたことは注目されてよい。

4) いずれにしても、門まわりや境界領域についての評価が住宅や住宅地としての居住環境評価に決定的な影響を与えないまでも、相互にかなりのかかわりのあることが判明した。

5) 景観構成要素のデザイン統一についての一般的意向は、デザイン統一を支持するもの、デザインの自由を支持するものともに少なく、全体としては「材料や色などある程度の枠組みを決めて、その範囲内で自由に選択できるようにするのがよい」とする中間的意見が多数を占めた。

6) 景観構成要素別に見ると、道路境界や隣地境界の構成要素についてはその高さ、形態・色彩・材料などの構成の統一にかなりのものが賛成、支持しているのに対して、建物自体や門まわり、アプローチのデザイン統一に賛成するものは比較的少なかった。

7) 道路境界や隣地境界の景観構成要素のデザイン統一については、その現状に満足しているもののほとんどが高さの統一を支持しているのに対して、構成では賛成と反対に意見が分れた。ただ、完全統一方式や計画調整方式による環境設計の実施された街区のほうが、居住者の選択するメニュー方式よりもむしろ満足度も高くデザイン統一に賛成する比率の高い傾向も見られた。

8) これらの結果は、道路境界や隣地境界の景観構成要素については単にデザインの統一を図ればよいというものではないが、適切なデザインがなされれば居住者にも十分受け入れられる可能性のあることを示唆しているといえよう。

9) 街並み景観を含む住宅地環境を維持・保全していくことを目的とした建築協定

の認知度について、ほとんどの居住者は「協定付きであることを承知して購入した」ととどまっています、積極的に評価するものは少なかった。

10) ただ、協定の規制内容が比較的ゆるやかな街区では協定ついて無関心層がかなり見られ、一方境界領域の構成などについてきめの細かな協定内容をもつ街区では、関心は比較的高いものの積極的評価をするものと批判的評価をするものとの意見が分れた。

11) 現在の協定内容・項目について、いずれも「丁度よい内容である」という現状肯定が最も多く、規制強化を望む意見は極めて少なかった。協定内容の規制緩和を求める意見の比較的多く見られるのは、別棟の増築禁止、建築物の位置の指定（壁面後退）、垣または柵の構造制限、敷地内の緑化励行などであるが、ここでも、現在の規制内容がゆるやかで関心の比較的低い街区のほうがむしろ規制緩和を求める傾向が見られた。

12) 現在の建築協定の将来の更新については、全体としては更新を希望するものが多数を占めるが、無関心層の比較的多い街区ではやはりその将来についても「分からない」とするものがかなり見られる。

（3）今後の課題

今回の環境設計の具体的提案からも、独立住宅街区における境界領域を中心とした景観構成要素のデザイン誘導の可能性と具体的運用の方法を示すことが出来たように思われる。それと同時に、居住者の環境意識からみた評価を通じて環境設計の有効性とその問題点についてもある程度明らかに出来た。

しかし、当然のことながら独立住宅街区の街並み景観形成は、単に敷地境界の景観構成要素のみに限定されるものではないし、そのデザインの統一だけが唯一の方法という訳でもない。

環境設計は、本来宅地の造成、道路・公園計画、各種の施設計画などの住宅地の基盤整備の段階から取り組まれるべきものであり、公的領域から私的領域にいたる各領域を対象とした計画・設計の展開が必要である。特に、道路と敷地との一体化、住戸の集合化は住宅地デザインの大きな潮流をなすものであるが、わが国においてもいわゆる「戸建集合」の方向が定着しつつある²⁵⁾。戸建集合住宅地の特色であるコモンスペース（共有地）は、これまでの独立住宅街区にない環境設計の新しい領域と言えるが、このコモンスペースが居住性能の向上、屋外生活行為の充足とともに街区景観の向上・促進に寄与することも指摘されている²⁶⁾。

今後はニュータウン内の独立住宅街区だけでなく、既成市街地や市街地周辺部などで個別に建設される独立住宅についても、地区特性に応じた街並み景観形成のための誘導施策が必要となるが、その規制型誘導施策としての都市景観条例に基づく建築デザイン誘導とともに、個別の住宅建設の際の街並み景観形成のためのガイドラインを

示す「建築デザインマニュアル」による啓発型誘導施策に期待するところも大きい（補論(Ⅱ)参照）。特に、後者については本章における環境設計技法の提案を一般化したものと位置づけることも可能であろう。

さらに、街並み景観の維持・管理の側面からは、建築協定や地区計画制度に期待するところは大きいですが、最近この問題についての研究成果もみられるようになった²⁷⁾。規制方策についての住民の合意形成はこれからの大きな課題となろうが、本研究においても「建築協定付き住宅」の評価についてはある程度明らかにできた。

(第5章の註)

- 1) 他の住宅に接続せず1戸独立して建てられた住宅 (detached house) のこと。「(一)戸建住宅」と同じであるが、本論文では他論文からの引用等の場合を除いて、原則として「独立住宅」と表記する。
- 2) 広義にはオープンスペース(市街地内外の建物によって隠蔽されていない土地)にかかわる物的な計画・設計のこと。本論文では、特に道路空間および敷地内の建物の外部空間にかかわる構成要素についての計画・設計を指す。
- 3) 都市景観の類型(第1章, 1-4(1)参照)のうち, 環境型景観としての街区的景観(ストリートスケープ)に対応するが, 本章では住宅地の道路沿いに展開する景観を「街並み(景観)」と表現する。
- 4) たとえば, 同潤会が昭和11,13年に発行した『外国に於ける敷地類例集』, 『同(続)』には, 当時注目を集めていた英国の田園都市, 郊外住宅地におけるアーウィン(Sir Raymond Unwin, 1863-1940)によるいわゆるアーウィン・パターンと呼ばれる住宅地の計画・設計技法(R. Unwin, 1909)をはじめ諸外国における数多くの住宅地の敷地割を中心にした計画事例が紹介されている。アーウインの敷地計画の技法とその特色については, 西山(1982)が詳しい。また, 日笠・岡村(1972)は, クラスタ開発に着目して住宅地の街区構成の事例を紹介している。
- 5) 邦訳, 373頁。
- 6) たとえば, 戦前からの高級住宅地として名高い阪神間の住宅地の物的な環境・景観上の特質として評価されるのは, ①立地条件や地形的特質, ②教育施設や文化施設の充実, ③開発規模のまとまりと単位敷地規模の大きさ, ④住宅建築としての質の高さ, ⑤門, 塀, 垣根, 等の外部環境の構成要素の質の高さと緑の量などであるが, その多くの特質は開発初期からの環境的資質を個々の居住者自らの努力によって維持されてきたもので, いったんその条件を失うと急速な環境変化を起こすことが指摘される(拙稿, 1977)。
- 7) ミニ開発の今日的な定義として, 定性的には「住環境施設ぬき, 密集, 敷地零細, 木造一戸建て建売住宅」, 定量的には「都市計画法の開発許可をまぬがれる開発単位1000㎡未満, 一般に過小宅地といわれる(土地区画整理法施行令)敷地単位100㎡未満のもの」との指摘もある(延藤・他, 1979, 12頁)。
- 8) 昭和45年の建築基準法の改正により, それまでの住居地域の建ぺい率制限における建ぺい率算定の際の敷地面積の30㎡控除が廃止された影響も大きいといわれる。
- 9) ミニ開発集積の問題点としては, ①過密性, ②非防災性, ③道路・配水路の非系統性, ④オープン・スペースの欠如, ⑤土地利用の混在, ⑥公共・公益施設の後追い整備, ⑦地価の押上げなどが指摘される(延藤・他, 1979, 80~81頁)。
- 10) たとえば, 「いえ・にわ型都市住宅」の提案など(延藤・他, 1979, 129~272頁)。
- 11) 昭和40年代の後半からわが国でも注目されはじめた独立住宅と中高層住宅の中間に位置する低層集合住宅で, 一戸建て住宅よりも高密度な接地型あるいは準接地型住宅により構成され, 各戸の敷地の節約でコモンスペースと呼ばれる遊び場, 緑地, 歩行者路などの共同空間をもつ(高見沢・他, 1982など参照)
- 12) 昭和47年にオランダのデルフト市で住宅地区の道路に自動車の通過交通を防止するための工夫とそのための設備を設置したのがはじまりで, ボネルフ(Woonerf)計画と呼ばれる。日本でも, 昭和56年度からコミュニティ道路の整備として国の補助事業として各地で整備されるようになった。
- 13) 天野・他(1986), 110-111頁。
- 14) 小島・他(1987)は, 「まちなみ重視型」と表現している。
- 15) 昭和50年代後半から(財)住宅生産振興財団による住宅祭の開催された全国の住宅地で, 建築家をコーディネーターして街並み整備が進められた(小島・他, 1987, 6頁)。
- 16) 本節は, 既発表論文(嶋田・他と共著, 1982a, b)をもとに, 補筆・補正したものである。
- 17) 北摂ニュータウン南地区内の1街区(狭間が丘住区)と芦屋浜シーサイドタウン内の2街区(潮見地区, 浜風地区)の合計3街区で, 具体的な計画・設計作業は, 兵庫県ハウジングフェア設計分科会

(代表/嶋田勝次)が(財)兵庫県住宅総合センター,(財)住宅生産振興財団,兵庫県都市住宅部新都市建設課との協同で行ない,筆者はこの設計分科会に参画した。

18) 第1章, 1-4(2)参照。

19) 本節は,既発表論文(嶋田・他と共著,1985a,b)をもとに,全面的に補筆・補正したものである。

20) 居住者の属性と前住宅の分析については,河端(1985,112-124号)に詳しい。

21) パリマックス法(varimax method)は,因子分析法によって単純構造を得るための直交回転による解析的方法の一つである。田中・脇本(1983,190-194号)を参照。

22) その背景に,居住者によってプライバシーとコミュニティ意識の違いのあることも示唆される(河端,1985,148-153号)。

23) 建築協定は,建築基準法の第69条から第77条に規定されている制度で,建築協定の締結された区域内において,建築物の①敷地,②位置,③構造,④用途,⑤形態,⑥意匠,⑦建築設備に関する基準を定めることができる制度。もともとは,土地の所有者等の地区住民の全員合意制であったが,昭和51年の法改正によって一人協定制が創設された。一人協定制は,住宅地の開発分譲を行なおうとする場合などに,民間開発事業者,地方住宅供給公社,住宅・都市整備公団などの開発主体が1人でも建築協定の締結が認められており,法75条によると建築協定の認可の公告のあった日以降において土地の所有者等になった者に対しても協定の効力はおよぶことになっている。

24) 駐車場の庇屋根は,北摂の場合はあらかじめ統一仕様のもので設置されているが,そのほかでは入居後各自で設置されるケースが多い。敷地規模が狭小で建ぺい率制限の厳しい街区の敷地では,設置すること自体が違法になるところもある。

25) 西村・他(1986),宮脇(1989)などに詳しい。

26) たとえば,入江(1986a,b)。

27) たとえば,河辺・他(1987),鈴木(1988)など。

(第5章の参考文献)

天野光三・他編著(1986):『歩車共存道路の計画・手法』,都市文化社。

J.D.Chiera,L.E.Koppelman(1978):SITE PLANNING STANDARDS,McGraw-Hill Book Company,New York.

土肥博至(1985a):「住宅地計画の意味」,新建築学体系編集委員会編:『住宅地計画』(新建築学体系20),彰国社,3-16号。

土肥博至(1985b):「住宅地のデザイン」,新建築学体系編集委員会編:『住宅地計画』(新建築学体系20),彰国社,79-176号。

(財)同潤會(1936):『外國に於ける住宅敷地割類例集』,丸善。

(財)同潤會(1938):『外國に於ける住宅敷地割類例集(續)』,丸善。

延藤安弘・大海一雄編著(1983):『タウンハウスの実践と展開』,鹿島出版会。

延藤安弘・鮫島和夫・立成良三・杉本昇(1979):『計画的な小集団開発』,学芸出版社。

G.L.C.(1978):AN INTRODUCTION TO HOUSING LAYOUT,G.L.C.,London.(延藤安弘監訳:『低層集合住宅のレイアウト』,鹿島出版会,1980年。)

日笠端・岡村勝司(1972):『諸外国における小規模住宅地開発類例集』,神戸市。

日笠端・日端康雄(1977):『住宅市街地の環境条件の変動に関する調査』,(財)第一住宅建設協会。

入江彰(1986a):「戸建集合住宅地におけるコンモンスペースの形成に関する研究-阪神間における事例調査を中心にして-」(神戸大学修士論文)。

入江彰(1986b):「戸建集合住宅地におけるコンモンスペースの計画に関する研究-阪神間における事例調査を中心にして-」,『日本建築学会近畿支部研究報告集』第26号(計画系),517~520号。

(財)住宅生産振興財団(1983):『街並みを創る-戸建住宅による住環境形成の理論と手法-』,丸善。

河端秀直(1985):『独立住宅地計画における景観計画設計手法に関する研究-兵庫県下のニュータウン

における事例調査を通して一』（神戸大学修士論文）。

河辺聡・西村征一郎・鈴木克彦・片山勢津子(1987)：『建築協定団地におけるデザイン・コントロール手法に関する研究』，（財）新住宅普及会・住宅建築研究所。

川上秀光・他編著(1971)：『北摂山麓一帯開発計画調査研究報告書一市街地調整区域におけるプランニングサーベイ一』（記述編），大阪府。

小島重信・他(1987)：『まちなみ形成要素とその構成に関する研究』，（財）日本住宅総合センター。

K.Lynch(1971)：SITE PLANNING (Second Edition),The M.I.T. Press,Cambridge. [山田学訳：『（新版）敷地計画の技法』，鹿島出版会，1987年。]

宮脇壇(1989)：「家は一戸では建っていない一中間領域の操作が住宅環境をつくる一」，『新建築住宅特集』8910，第42号，149-175号。

（社）日本都市計画学会(1982)：『住宅地景観設計マニュアル '82』，住宅・都市整備公団。

西村一朗・今井範子・久保妙子(1986)：『戸建住宅の集合形態に関する研究一ガーデンハウス真美ヶ丘の住環境評価一』，住宅・都市整備公団関西支社。

西山康雄(1982)：「R.アンウィンの敷地計画の技法について一快適性アプローチと中世主義一」，『日本建築学会論文報告集』第313号，96-104号。

西山康雄(1985)：「住戸群化のイメージの原点としての村落一R.アンウィンの住戸群化の計画技法に関する研究(1)」，『日本建築学会論文報告集』第347号，48-53号。

岡田威海(1987)：『庭と道[住環境の屋外空間]』，鹿島出版会。

嶋田勝次・安田丑作・三輪康一・武田則明・白井治・門上保雄(1982a)：「独立住宅地計画における景観形成手法に関する研究一芦屋浜と北摂の住宅地計画設計の場合を通して一(その1)」，『日本建築学会近畿支部研究報告集』第22号(計画系)473-476号。(抄録(1982a')/「同」，『昭和57年度日本建築学会大会学術講演梗概集(東北)』(計画系)，1823-1824号。)

嶋田勝次・安田丑作・三輪康一・武田則明・白井治・門上保雄(1982b)：「独立住宅地計画における景観形成手法に関する研究一芦屋浜と北摂の住宅地計画設計の場合を通して一(その2)」，『日本建築学会近畿支部研究報告集』第22号(計画系)477-480号。(抄録(1982b')/「同」，『昭和57年度日本建築学会大会学術講演梗概集(東北)』(計画系)，1825-1826号。)

嶋田勝次・安田丑作・三輪康一・河端秀直・山本勝彦(1985)：「独立住宅地計画における景観形成手法に関する研究(その3)一居住者意識からみた計画・設計評価一」，『日本建築学会近畿支部研究報告集』第25号(計画系)，637-640号。(抄録(1985')/『昭和60年度日本建築学会大会学術講演梗概集(東海)』(計画系)，323-324号。)

鈴木克彦(1988)：『建築協定地区における住環境管理システムに関する研究』（大阪大学博士論文）。

鈴木成文・他(1984)：『「いえ」と「まち」[住居集合の論理]』（SD選書190），鹿島出版会。

高見沢邦郎・猪狩達夫・永田巍(1982)：『タウンハウスの計画技法』，彰国社。

田川正毅・足達富士夫・眞嶋二郎(1985)：「戸建住宅地の環境誘導手法に関する研究一札幌市における地区計画・建築協定の実例を通しての検討一」，『日本建築学会大会学術講演梗概集(東海)』F(都市計画)，117-118号。

田中豊・脇本和昌(1985)：『多変量統計解析法』，現代数学社。

安田丑作(1977)：「阪神間地域における郊外住宅地開発の系譜と課題一特に戦前における阪急開発住宅地を中心として一」，『都市計画』96号，17-25号。

第6章 総合設計制度による景観形成と建築デザイン誘導に関する研究

- 6-1 総合設計制度と建築デザイン誘導
 - 6-2 大阪・神戸両市における総合設計制度とその適用実態
 - 6-3 総合設計制度による建築デザイン誘導とその評価
 - 6-3-1 アンケート調査の概要と回答者の属性
 - 6-3-2 都市景観と建築デザイン誘導に対する一般的意向
 - 6-3-3 制度適用意識とその対応状況
 - 6-4 建築デザイン誘導施策としての制度評価
 - 6-5 まとめ
- (第6章の註, 参考文献, 図版出典)

第6章 総合設計制度による景観形成と建築デザイン誘導に関する研究¹⁾

本研究は、大都市の中心市街地で近年その適用事例が急速に増加してきている建築基準法にもとづく総合設計制度に着目して、同制度の都市景観形成とそのための建築デザイン誘導施策としての位置づけと有効性の評価とともに制度運用上の課題を大阪・神戸両市における実施事例の分析を通して検討する。

6-1 総合設計制度と建築デザイン誘導

総合設計制度は、①土地の有効利用とともに、②市街地の環境整備と③都市景観の健全な形成を目的として、昭和45年の建築基準法の改正により創設された²⁾もので、計画敷地内に市街地環境の改善に寄与する空地を確保した良好な形態の建築物の計画誘導を図るものである。すなわち、一定の敷地と空地率をもった建築物について特定行政庁の許可(図6-1)により容積率制限の緩和、絶対高さ制限・斜線制限の緩和を行うというものである³⁾。この許可にあたっては、容積率の緩和については公開空地の確保が必要とされ、また斜線制限の緩和については一般規制と同量以上の天空光の確保を必要とするなどの許可のための一般的な基準が国の通達として定められている。また、昭和58年2月には、特に住宅供給に資するものについては容積率制限の緩和の程度をさらに大きくした「市街地住宅総合設計制度」⁴⁾が創設された。このように都市計画制度において地域地区制(ゾーニング)による一般規制の枠をこえて計画誘導を行なう制度は、米国ではインセンティブ型のデザイン・コントロール手法として比較的早くからみられる。ニューヨーク市では、1961年のゾーニン

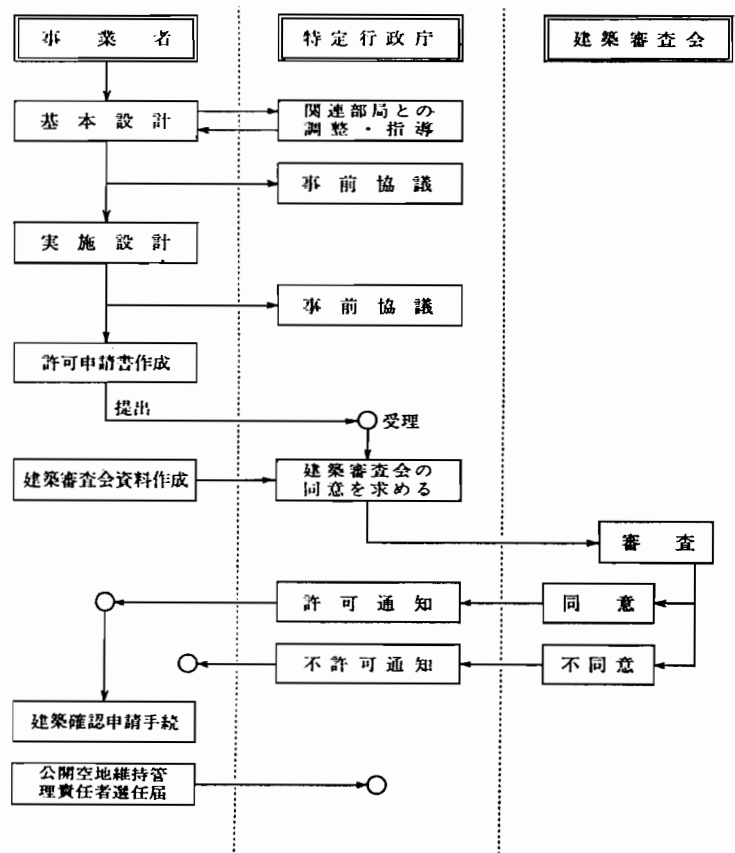


図 6-1 総合設計制度の許可手続きの流れ^{*)}

グの全面改訂と容積制の全面的な導入の付帯措置として創設されたブラザ・ボーナス制がそのはじまりとされる。その後、1960年代後半からはより地区の実情に応じたアーバンデザインを実施するための特別地域制地区（special zoning district）の制度も導入されており、特定の地区に限って特別な規制・誘導措置を適用するものである⁵⁾。

さて、わが国の場合には、こうしたインセンティブ型の計画誘導制度としては、総合設計と特定街区制度とがあり、両制度はほぼおなじ趣旨と制度内容をもつものと理解されるが、総合設計制度は、①都市計画決定等の手続きを必要とせず、②街区単位でなくても一定規模（面積）以上の敷地単位で制度の適用を受けられ、③特定行政庁が独自の運用によって、④特に民間開発に対して弾力的な対応ができるなどの特色をもつ。そのため、とりわけ関西の大都市では特定街区制度よりも総合設計制度の適用事例が多かったが、近年では全国的にも総合設計制度の適用事例が増加しつつある⁷⁾。

もっとも、総合設計制度は創設以来まだ歴史も浅く、その都市計画的な位置づけや評価についてこれまでほとんどなされていない。ようやく、最近になっていくつかの研究成果がみられるようになったが、その多くは公開空地の実態についての調査分析が中心となっており、制度の運用面についての詳細な論考はほとんどみられない。特に、この制度を都市景観形成のための建築デザイン誘導の視点から検証した調査研究はこれまでないのが実情である⁸⁾。

建築デザイン誘導の視点からこの制度をとらえると、地区単位あるいは街区単位の景観形成手法に比べると計画先行型となりやすく、また主たる目的が土地の有効利用と公共空地の確保にあるため、建築物のデザインを含めた一体的誘導効果に関してはやや劣る。しかし、建設主体の自主的判断により制度適用が申請でき、適用が比較的容易であること、さらに自治体の裁量権により柔軟な指導が行えることなどから市街地における地域特性に応じた景観形成のための建築デザイン誘導手法として位置づけることができよう。

ところで、近年、市街地に建つ建築物等について都市景観形成の視点から規制・誘導を行う目的でさまざまな制度が実施されつつある。これらは、主として特定の自治体が定める条例や要綱あるいは協定によるものなどであり、そこに規定される内容も建築物の位置や規模、形態などの他、敷地内の外構計画に係わるものなど多岐にわたっている。筆者は、これら建築物等を対象とした規制・誘導方策を広く総称して「建築デザイン誘導」と呼び、これまで神戸市の独自の条例である「神戸市都市景観条例」（以下〈条例〉と略す）とポートアイランド地区における「環境、景観の形成および保全協定」（以下〈協定〉と略す）による制度手法についてその有効性の検討と評価を試みてきた⁹⁾。

上記の制度のうち、前者は既成市街地の特定区域における新增改築のすべてに対し届出を課し、指導・助言を行うものであり、後者は新開発市街地における土地分譲の

際、公募条件として市と用地購入者の間で独自の協定を締結するものであった。そのため、いずれも建設者側からみれば当該地区に建築する以上それぞれの制度の適用を既定的に受入れる仕組みとなっており、上記の研究でも建築デザイン誘導制度の運用面での課題があることが明らかになった。

以上のような視点から、本研究では総合設計制度のもつ建築デザイン誘導手法としての側面に着目して、その誘導方策の有効性と制度運用上の評価を、大阪市・神戸市における制度適用事例の建築主と設計者に対するアンケート調査の結果をもとに検討し、あわせて上記の独自条例と協定による制度に対する調査結果との比較検討を行うものである。

6-2 大阪・神戸両市における総合設計制度とその適用実態

総合設計制度は、創設以来次第にその適用事例も増加してきたが、特に昭和58年の市街地住宅総合設計制度の新設を契機にして、住居系を含めた総合設計制度の運用実績は着実な伸びを示すようになってきた。大都市の都心部を中心にして全国的にも多くの建設事例が見られるようになったが、とりわけ大阪市をはじめとする関西における積極的な運用は特筆されよう。大阪市・神戸市においても、調査基準時点である昭和61年5月現在までの同制度の適用許可件数は、両市を合すると197件になるが、そのうち非住居系事例は大阪市62件、神戸市10件の合計72件となっている。

本研究では、都市景観形成上の配慮よりもむしろ日照条件などによって規定されることの多い住居系事例を除くこととし、大阪市と神戸市の非住居系での総合設計制度の適用建築物（以下、調査対象事例と呼ぶ）を対象とした。その計画特性を整理したものが表6-1である。また、これらの調査対象事例の経年変化を図6-2に示すが、これからも制度の適用事例が、年を追うごとに順調な増加をみせていることがわかる。

大阪・神戸両市における調査対象事例は、当然のことながらそのほとんどが都心の商業系地域に分布しているが、特に大阪市では大阪駅前地区、新大阪駅前地区、中之島・船場地区、OBP地区¹⁰⁾、神戸市では旧居留地地区、ポートアイラ

表 6-1 総合設計制度適用建築物の建築計画特性

	最大値	最小値	平均値	標準偏差
敷地面積(㎡)	47509	644	4531	6935
建築面積(㎡)	27044	424	2534	3796
延床面積(㎡)	246970	2399	30686	41560
建蔽率(%)	80.00	32.00	58.88	12.51
指定建蔽率(%)	100.00	60.00	96.64	8.55
容積率(%)	1100.00	244.00	656.04	209.15
指定容積率(%)	1000.00	200.00	639.81	197.48
建物階数(階)	38	6	15.28	8.06
建物高さ(m)	156.00	25.00	59.61	32.64
接道数(本)	6	1	2.8	0.9
公開空地面積(㎡)	16007.0	89.0	1444.3	2730.2
公開空地率(%)	59.0	10.0	26.9	13.2

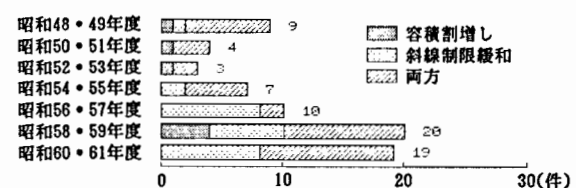


図 6-2 年度別制度適用件数

ンド地区（以下P I地区と略す）に集中している。このうち、OBP地区とP I地区とは近年新しい業務地区として開発の進められている地区であり、OBP地区ではスーパーブロックを生かしたビル街の建設を前提にした「建築協定」を締結し、「協定緑地」の取り決めも行われている¹¹⁾。また、P I地区の場合には、すでに第4章でみてきたようなく協定>にもとづく行政指導が行われている。また、神戸市の旧居留地地区では、第3章でみてきたように、<条例>にもとづく都市景観形成地域の指定を受けて建築デザイン誘導が実施されている。

さて、調査対象事例の計画特性と基準緩和内容の関連をみたものが図6-3(a)~(d)および図6-4である。容積割増しには従前の指定容積率や建築物固有の形態上の特性といった<立地的・建築形態的要因>との、また、斜線制限緩和には道路幅員や接道数、敷地面積などの<敷地条件的要因>との関連が大きい、次のような特色が指摘される。

1) 中小規模の敷地では、容積割増しのための公開空地の確保が採算ベースに合わないためか、斜線制限緩和により整形な基準階を頂部まで積み上げようとする比較的建蔽率の高い事務所ビルのタイプが多い。

2) 中規模以上の敷地のものは、斜線制限緩和によらずとも配置計画上の自由度が高いため、適用を受ける緩和内容も多様で、容積率が比較的高く、さらに建物用途もいろいろである。

3) 建物用途に着目すると、ホテルの場合には、低層部に店舗機能や集会機能

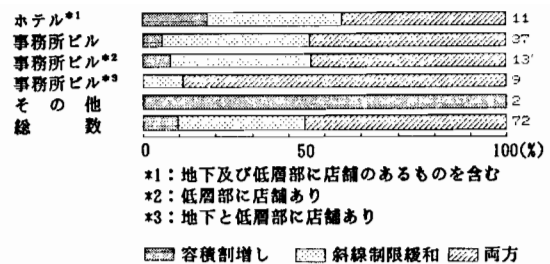


図 6-3 調査対象事例の規制緩和の内容(a) 建物用途別

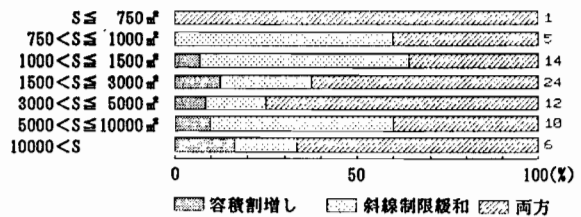


図 6-3 調査対象事例の規制緩和の内容(b) 敷地面積別

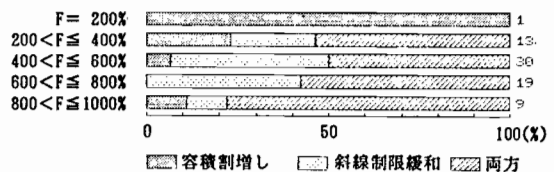


図 6-3 調査対象事例の規制緩和の内容(c) 指定容積率別

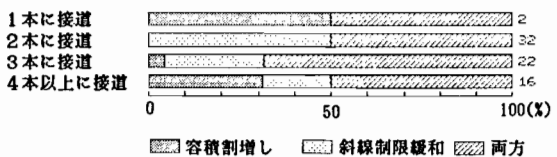
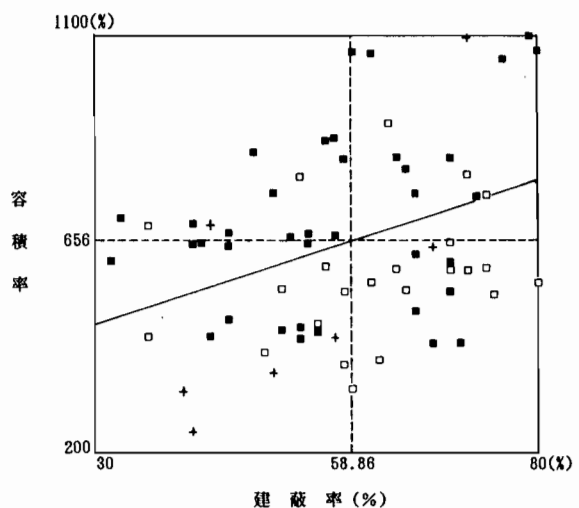


図 6-3 調査対象事例の規制緩和の内容(d) 接道条件別



緩和項目	記号	件数	平均建蔽率 (%)	平均容積率 (%)	相関係数
容積率割増し	+	7	53.00	546.57	0.7425
斜線制限緩和	□	25	61.60	577.60	0.1781
両方	■	40	58.18	724.23	0.4569
総数		72	58.88	656.04	0.3733

図 6-4 調査対象事例の建蔽率と容積率

を組み込むために高い建蔽率となりやすいが、高層部の基準階平面を斜線制限の基準内で計画することが比較的用意なために、容積割増しに重点を置いた延床面積の大きな中・高容積率の建物となるケースが多い。

4) 一方、事務所系では緩和内容に特徴的な傾向はあまりみられないが、比較的低い建蔽率で延床面積の大きな中・高容積率の高層建築の形式のものとなっている。

6-3 総合設計制度による建築デザイン誘導とその評価

6-3-1 アンケート調査の概要と回答者の属性

(1) アンケート調査の概要

前記の調査対象事例について、それぞれの建築主と設計者に対し以下の要領で、制度への対応と評価に関するアンケート調査を実施した。

1) 調査対象者の選定

調査対象事例の建築主としては、建物が完成後も事業主として当該建築物に入居している建築主についてはその企業の営繕部や建築施設部の直接の担当者を、また資産運用や不動産経営のために建設を行った建築主については企業の建築業務部や不動産部の直接の担当者をそれぞれ回答者として選定した。一方、設計者は設計組織の代表者ではなく実際の設計に直接携わった担当者が回答者となるよう依頼した。

2) 調査項目

アンケート調査の質問項目は、大きく分けると①調査対象者の属性（フェースシート）、②都市景観に対する考え、③総合設計制度の認知度と実務経験、④総合設計制度と公開空地の有効性の評価、⑤制度の適用意識と対応状況、⑥公開空地の計画・設計意識、⑦行政指導に対する意見、⑧許可基準達成の難易度と緩和項目の満足度、⑨公開空地の維持管理状況、⑩制度の仕組みとあり方の10項目である。もちろん、建築主と設計者では、その立場を考慮して具体的な質問内容を変えてある項目もあるが、出来る限り両者の反応や評価が比較可能なように構成した。また、すでに実施済の条例や協定についての調査結果とも比較検討可能な質問項目も用意した。

3) 配布・回収状況

上記の建築主・設計者に対し、昭和61年11月20日から12月30日にわたって調査票を郵送による配布・回収を行った。その配布・回収状況を表6-2に示すが、建築主では7割、設計者では8割を超える高い有効回収率を得ることが出来た。

表 6-2 アンケート調査票の配布・回収状況

回 答 者	事例数	建築主	設計者	総 数
配 布 数	72	83	81	164
回 収 数	-	57	66	123
有効回収数	-	51	61	112
有効回収率	-	70.8%	84.7%	77.8%

(2) 回答者の諸属性

以下での調査結果の分析、検討に先立って、アンケート調査の回答者の諸属性の主な特色をあげると次の通りである¹²⁾。

1) 回答者の年齢は、建築主が60歳代以上の高年齢にかけて多くなっているのに対して、設計者は30歳代から50歳代に集中している(図 6-5(a))。

2) 建築主の事業内容では、不動産業が最も多く、ついで金融・保険業で、この両者で6割以上を占めている(同図(b))。

3) 建築主の制度の認知度をみると、今回の建築計画にかかわる前から知っていたものが7割以上あり、なんらか

の形で総合設計制度のことを知っている(同図(c))。 4) 一方、設計者でこれまでに当制度の適用を受ける建築設計を担当した経験をもつものはかろうじて半数を超えるにとどまっている(同図(d))。

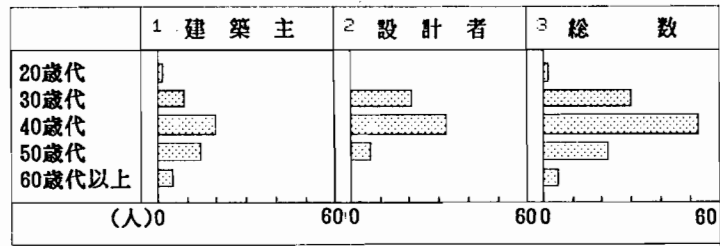


図 6-5 回答者の諸属性(a) 年齢構成(建築主・設計者)

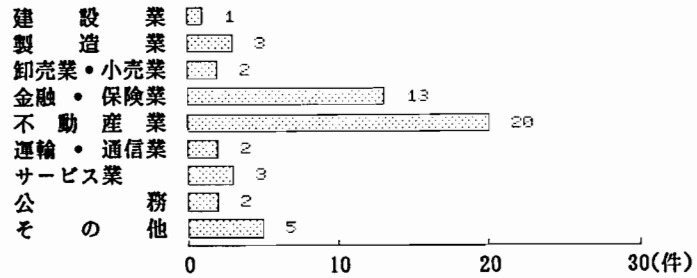


図 6-5 回答者の諸属性(b) 建築主の事業内容

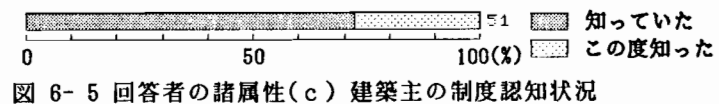


図 6-5 回答者の諸属性(c) 建築主の制度認知状況



図 6-5 回答者の諸属性(d) 設計者の制度適用経験の有無

6-3-2 都市景観と建築デザイン誘導に対する一般的意向

総合設計制度の具体的内容に関する質問の前に、都市景観と建築デザイン誘導についての一般的な考えを建築主と設計者それぞれに問うた。なお、この質問内容は、<条例>及び<協定>の場合と同一である。

(1) 都市景観に対する一般的考え

まず、都市景観に関する考え方については、建築主、設計者ともに都市景観への意識は高く、特に設計者では9割以上が「非常に大切だ」としている。これを先に述べたく

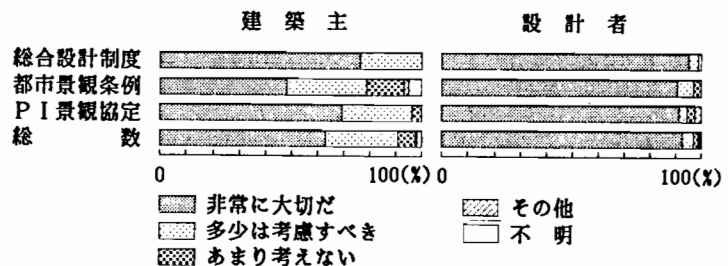


図 6-6 都市景観に対する一般的考え

条例>と<協定>の場合の調査結果と比較すると、設計者はほぼ同じ傾向であるが、建築主では<条例>と<協定>に比べて今回の建築主の都市景観に対する関心が最も高くなっている。(図 6-6)。

(2) 建築デザイン誘導についての一般的考え

一方、建築デザイン誘導に関しては、設計者は行政による具体的指導に対してどちらかといえば否定的で、「基本的考えを示すだけでよい」とする見解が過半数を占め、建築主は、指導とともに助成や緩和を伴う誘導的施策を支持する意見が多い。こうした傾向は<条例>や<協定>の場合にも共通してみられた特色であるが、とりわけ総合設計制度の場合の建築主が行政による誘導的施策についての期待のことが顕著に表

われていることは注目される(図 6-7)。

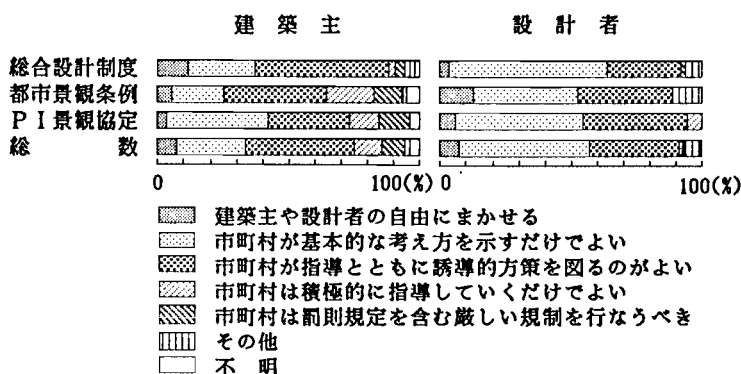


図 6-7 建築デザイン誘導に対する一般的考え

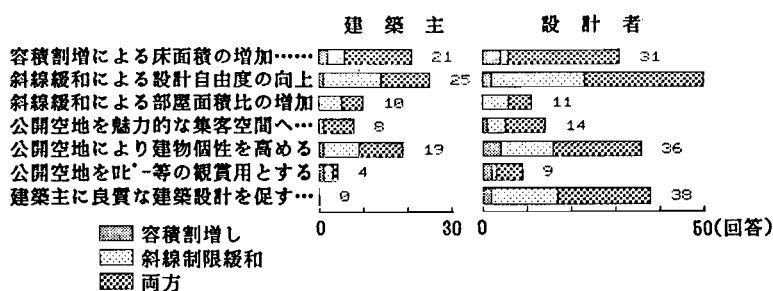


図 6-8 制度適用の動機

6-3-3 制度適用意識と対応状況

(1) 総合設計制度の適用の動機

総合設計制度を適用した動機についてみると、図 6-8 のように、建築主・設計者ともに「容積割増しによる床面積増加」よりも、「斜線制限の緩和による設計の自由度の向上」を理由とする回答が多い。それに加えて、設計者の動機としては、「公開空地によって建物の個性を高める」効果も期待されており、さらに「建築主に良質な建築設計を促す」との期待もうかがえる。

(2) 行政指導の認知度と意見(建築主)

許可基準にもとづいて行なわれる行政指導とその内容について、建築主はどのように認識しているのだろうか(図 6-9)。直接行政指導を受けるのは代理人である建築設計者であることが多いが、設計者を通じてその内容を知らされているため、建築主の8割近くが行政指導の内容まで知っていたと回答している。

さらに、具体的に行政指導を受けたことに対する建築主の意見をみると(図 6-10)、約4割の建築主が「当然従うべきだと思う」とし、これに「やむをえないと思う」

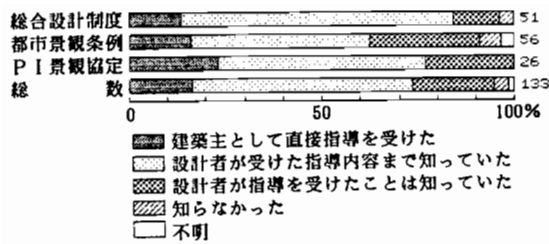


図 6-9 行政指導の認知度（建築主）

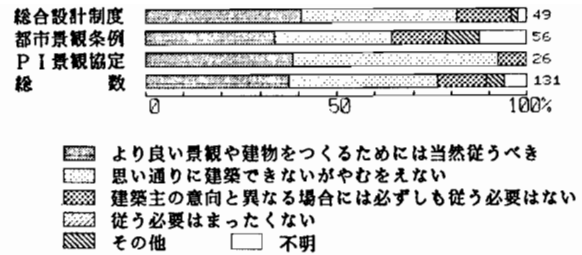


図 6-10 行政指導を受けたことに対する考え（建築主）

を加えると、8割以上の建築主が消極的にしろ何らかの形で誘導を受け入れている。これを他の2つの制度と比べると、〈条例〉の場合には行政指導に対する理解が相対的に高く、〈協定〉の回答とほぼ同様の傾向を示している。

（3）建築計画・設計についての注文（建築主）

建築主は、今回の建築計画・設計に際して設計者に対してどのような点について注文したのであろうか（図 6-11）。計画・設計にかかわる事項について「すべて設計者にまかせた」とするものはほとんどみられず、なんらかの形で注文していることが分る。そのなかで建築主側からの注文の最も多いのは、「建物のボリュームや形」であり、ついで「敷地周りの植栽」となっており、いずれも建築主の6割以上が設計者に注文している。逆に、注文の比較的少なかった項目は、「塀や柵のデザイン」、「屋根の形態」、「ベンチ、街灯などのストリートファニチュア」となっている。全体として建築主は、当然のことながら建築計画の規模や機能に関する基本事項に高い関心を示しているが、それと同時に建築形態や外壁のデザインについての関心も相対的に高いといえよう。公開空地に関する項目では、先に上げた「敷地周りの植栽」をはじめとして「公開空地のデザイン」、「建物、空地、道路との連続性」などについて比較的注文も多く、「地域性や周辺環境との調和」や「屋外広告物やサインのデザイン」に対する関心も比較的高いことがうかがえる。

（4）建築計画・設計上の制約条件（設計者）

一方、設計者は、今回の計画・設計にあたってどのようなことから制約を受けたのであろうか（図 6-12）。先の

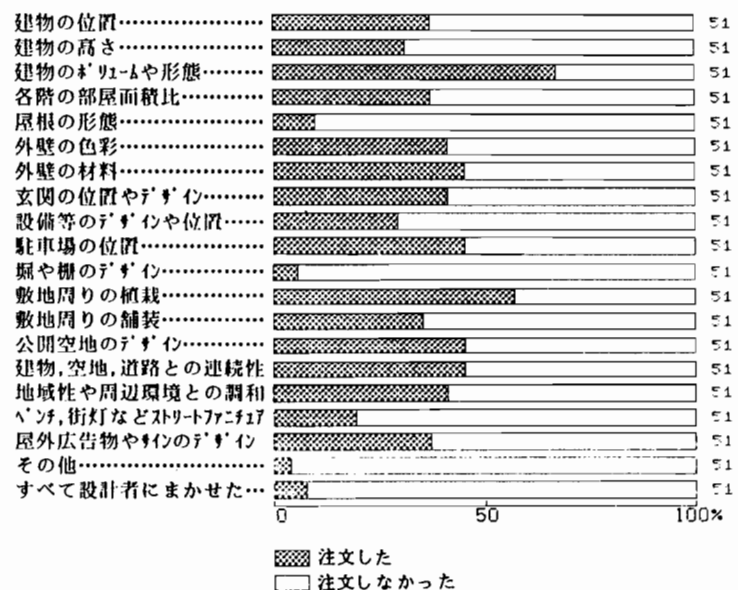


図 6-11 計画・設計への注文点（建築主）

建築主からの注文も含めて問うと、最も制約を受けているのは「行政側からの指導」であり、ついで「当制度の許可基準」となっており、いずれも総合設計制度適用にともなう制約条件をあげている。その他では、「地域性や周辺環境」、「敷地の接道条件」、「敷地規模」など立地条件や敷地条件にかかわる項目もかなり制約を受けていると意識されている。

(5) 許可基準達成の難易度（設計者）

設計者による今回の計画・設計を通じた制度への具体的対応として、①敷地条件、②公開空地条件、③容積割増基準（有効空地率の確保）、④斜線制限緩和基準（有効空地率、天空遮蔽規制）に大きく分けて、その許可基準の達成の難易度をみることにした

（図 6-13）。その結果、全体としては計画の当初から与条件として変更の余地のない敷地規模や接道条件などの計画条件に比べて、公開空地の規模などの要件や容積率割増と斜線制限の緩和のための基準項目について達成が困難であったとする回答が多い。特に、「公開空地の規模の確保」と「天空遮蔽規制の充足」について困難としており、後者については「たいへん困難であった」とするものが2割近くみられる。

(6) 計画・設計項目別の重視度と達成度（設計者）

さらに、設計者に対しては、設計時の項目別の重要視度と実現への経緯についてもたずねた（図 6-14）。設計時の重要視度については、項目によりばらつきがみられるが、実現への経緯については、総じて意図通りに設計できたという回答を得た。ここでは設計時に重要視した項目と結果として意図通りに設計できた項目はおおむね対応していることが分るが、特に、建物の意匠に関する項目、公開空地の平面計画や敷地まわりの植栽に関する項目、地域性や周辺環境との調和といった項目については設

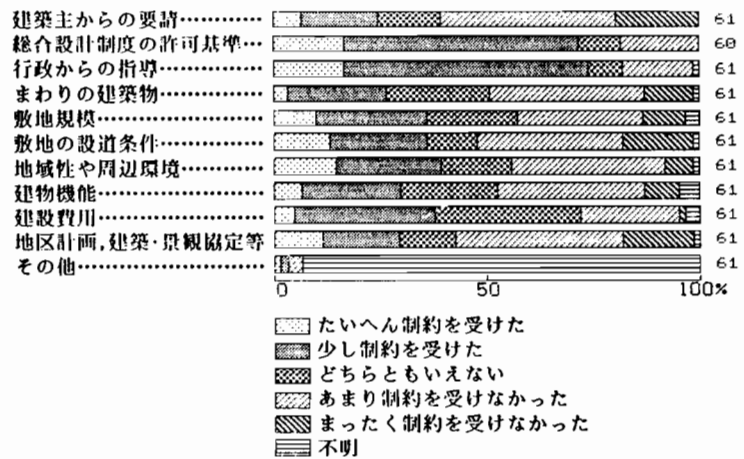


図 6-12 計画・設計における制約条件（設計者）

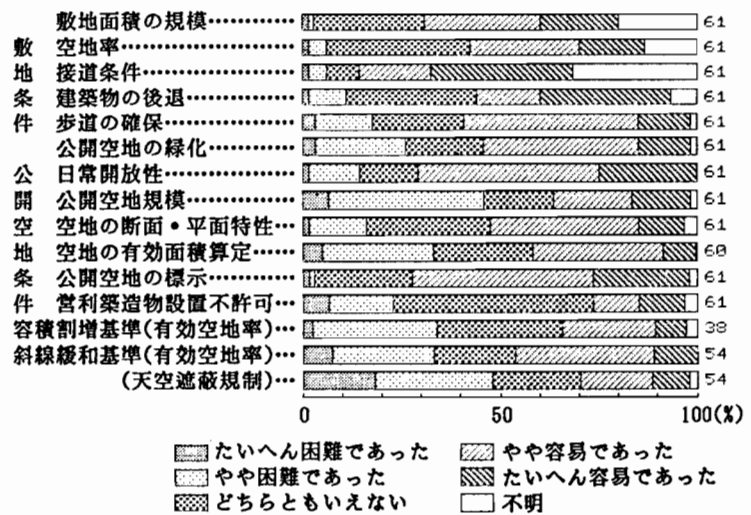


図 6-13 許可基準達成の難易度（設計者）

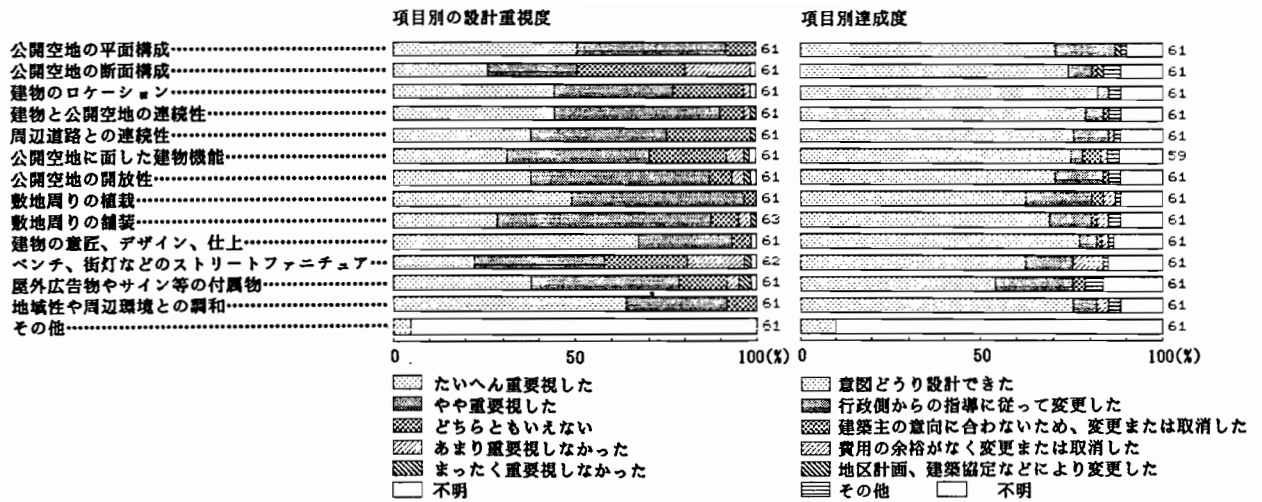


図 6-14 項目別の設計重視度と達成度（設計者）

計時点での重視の程度も高く、ほぼ意図通りに実現している。一方、ストリートファニチュアや屋外広告物、サインなど公開空地の演出にかかわる項目では比較的重要視度も低く、完成度も低い結果になっている。なお、植栽や屋外広告物などに関する項目では行政指導を受けているケースが多い。

6-4 建築デザイン誘導施策としての制度評価

(1) 規制緩和の内容とその評価

設計者の緩和内容についての満足度をみると、不満足とするものは全体の2割以下にとどまり、ほぼ肯定的な評価であることがわかる。緩和項目別にみると、規模を規定する「容積率制限の緩和」よりも、デザインに関連が深い「斜線制限緩和」が比較的高い満足度を示しており、これは先の制度適用の動機と対応している（図 6-15）。

また、制度の全般的な効用をみても、建築主・設計者と



図 6-15 規制緩和内容に対する満足度（設計者）

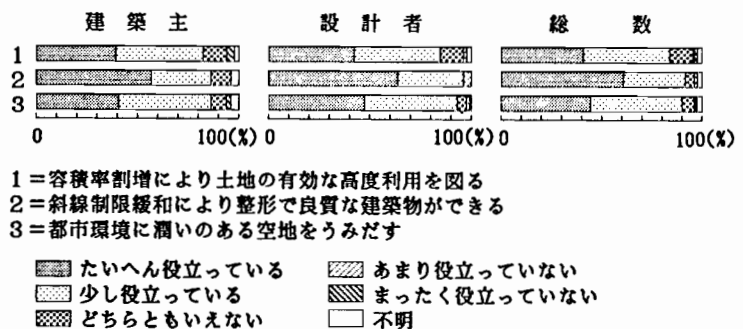


図 6-16 制度に対する一般的評価

もに、容積緩和による「土地の有効な高度利用」よりも、斜線緩和による「整形で良質な建築物」と「潤いのある空地」の誘導効果を評価している（図 6-16）。

（2）公開空地の評価と維持・管理

公開空地に関する評価を、
 ①歩行者空間の充足、②建物内外の緩衝空間の充足、③緑地の充足、④休息、散歩、観賞の場の提供、⑤避難や防災空間の補充、⑥商業施設の集客空間の演出、⑦建築イメージや個性を高めるの7項目に分けてそれぞれの有効性について問うた（図 6-17）。その結果、建築主は公開空地が「緑地の充足」にもっとも有効と考えており、ついで「建物内外の緩衝空間の充実」、「歩行者空間の充足」さらに「建築イメージや個性を高める」にとって有効とするものが比較的多い。設計者についてもほぼ同様な評価がなされているが、全体として建築主に比べて公開空地の有効性を高く評価しており、特に「建物内外の緩衝空間の充実」など建物と関連の深い外部空間としての効果を注目している。

実際にできあがった公開空地の維持管理について、建築主はどのように考えているのであろうか（図 6-18）。公開性に関しては、不特定多数の人が利用することによる問題よりも、車やオートバイなどが公開空地を占拠することの問題が比較的多くあり、その他植栽の手入れや清掃など日常のメンテナンスの問題も指摘されている。一方、公開空地の管理運営規定に関しては、屋外広告物に関する制限に対する不満がやや多くみられる。しかし、全般的にみればこれまでのところ維持管理面に関する深刻な問題は発生していないといえよう。

（3）建築デザイン誘導としての評価

それでは、建築デザイン誘導にかかわる行政指導の実際について設計者はどのよう

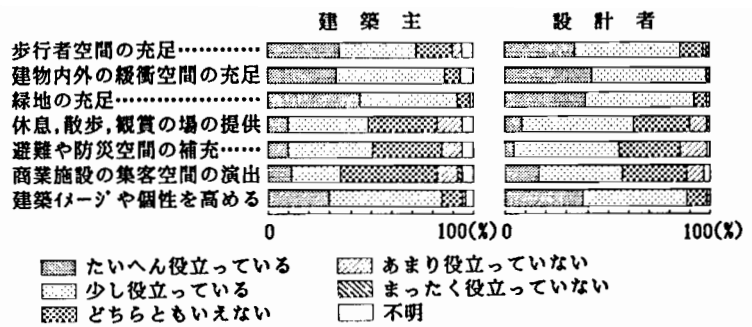


図 6-17 公開空地に対する評価

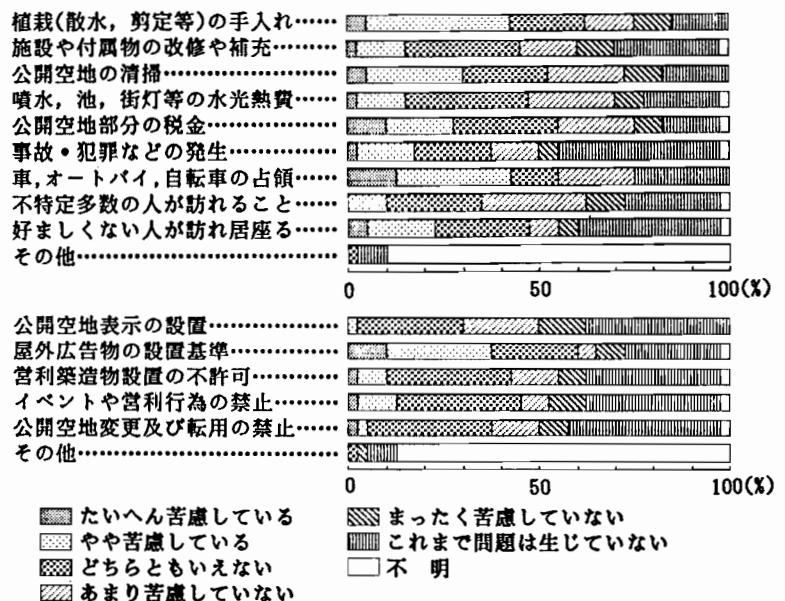


図 6-18 公開空地の維持管理と運用（建築主）



図 6-19 行政指導内容に対する意見（設計者）

に考えているのであろうか（図 6-19）。行政指導の評価としては、「良質な建築物を建築主に促すためのガイドライン」としての側面が支持されており、7割近くもみられる。それに対して、「設計の自由度がなくなった」や「個性的で良質な設計ができなかった」とする行政指導に批判的な意見はわずかである。もっとも、「指導は適切であった」の評価については、「どちらとも言えない」としており、「もっときびしい指導を行うべきである」とする指導の強化についてもほとんどが否定している。

次に、こうした建築デザイン誘導に対する設計者の意見のうち、＜条例＞や＜協定＞と共通する項目について比較してみよう。

まず、「指導内容や項目が厳しすぎるため、設計の自由度がなくなる」という意見については、＜条例＞の場合がもっとも多いのに対し、総合設計制度では6割以上が「そうは思わない」と否定している（図 6-20(a)）。

「誘導内容が画一的で個性的な設計ができない」という意見については、＜協定＞の場合に「そう思う」とするものがもっとも多く、総合設計制度では「そうは思わない」とする否定するものが多い（同図(b)）。

その結果として、「現在の基準は適切であった」とする意見については、いずれの制度でも「どちらとも言えない」とするものが多いが、＜協定＞と総合設計制度では「そう思う」と支持するものが多く、ほぼ同じ傾向を示すのに対して、＜条例＞では「そうは思わない」と否定する意見もかなり見られる（同図(c)）。

以上のように、現行の建築デザイン誘導に関する意見については、総合設計制度の

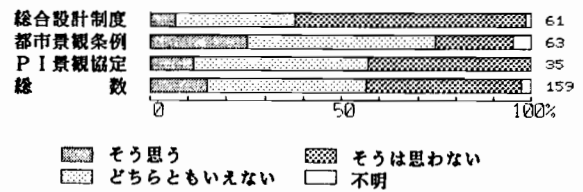


図 6-20 誘導基準に関する意見（設計者）(a) 「基準が画一的である」

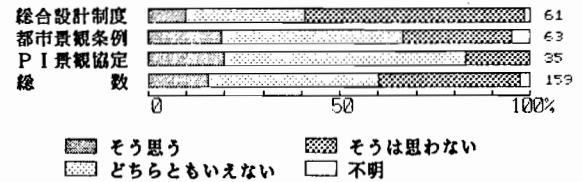


図 6-20 誘導基準に関する意見（設計者）(b) 「基準が厳しいため設計の自由度がない」

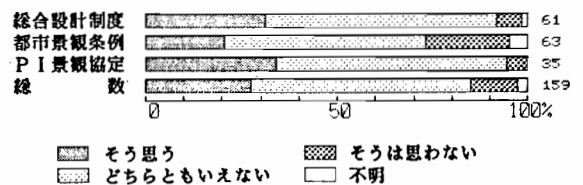


図 6-20 誘導基準に関する意見（設計者）(c) 「現在の基準は適切である」

場合、他の制度、特に<条例>に比べると比較的問題が少なく設計者にとって過大な制約とはなっていないということがわかる。もちろん、こうした反応の背景には、総合設計制度の場合には、建設主体（建築主、設計者）にとって制度の適用は自らの判断によるものである上に規制緩和の特典が大きいという事情や、<協定>の場合にも土地の分譲条件のひとつとして運用されるという事情も大きく影響していよう。しかし、基準内容の厳しさにもかかわらず総合設計制度や協定による建築デザイン誘導がかなり支持されていることは注目されてよからう。

(4) 制度運用上の要望

制度の運用面についての意見を聞くと、建築主・設計者ともに「地域性や周辺環境に応じた緩和措置」への要望が高く、ついで「効率的事務処理」や「他の規制事項の緩和」など誘導基準のきめ細かな運用を求めている。また、公開空地について、建築主は「維持のための補助・助成制度」を、設計者は「意匠や演出に対するボーナス制度」など公開空地のデザインの質的評価を求める意向がみられる（図 6-21）。

(5) 制度の総合的評価

以上の制度に対する評価を総合して、設計者のデザイン誘導に関する意識を<条例>や<協定>の場合と比較するため、都市景観や建築デザイン誘導に対する一般的考え方や誘導内容、運用に関する評価項目に適用制度区分を加えた10変数を用いて数量化Ⅲ類分析¹³⁾を行った。その結果、図 6-22 のように各変数が平面上に布置された。ここでⅠ軸は設計者からみた誘導基準の適正さを、Ⅲ軸は誘導と制度運用のあり方を示すものと解釈され、それぞれの制度の相対的な位置づけが示される。これによって、3つの建築デザイン誘導制度の評価の特色を次のように位置づけることが出来よう。

1) 総合設計制度の場合は、その誘導基準についてはもっとも適切であると評価されているが、その運用の方向としては基本的方針を示すのみとし、助成優遇措置の充実が求められている。

2) <協定>では、その誘導基準の適切性についての評価はやや下がるが、誘導制度の運用はどちらかといえば厳しい指導が求められている。

3) これらに対し<条例>では、保全系・育成系ともにその誘導基準に対する評価が相対的に低く、また運用面については総合設計制度と<協定>の中間的な性格をもっている。

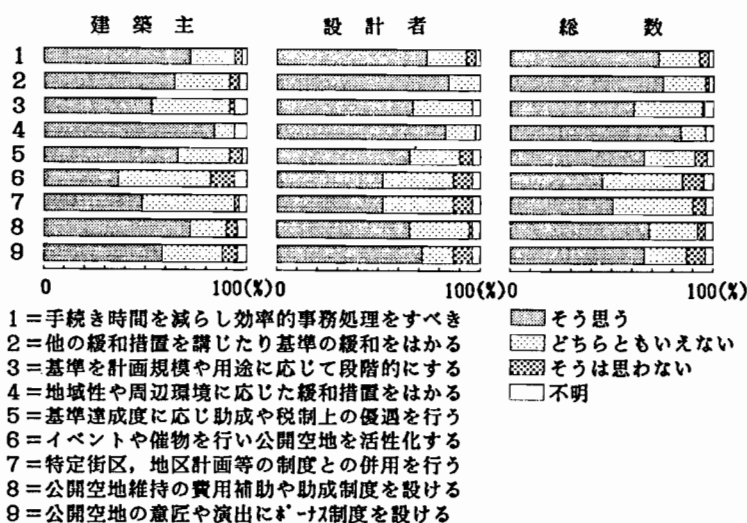
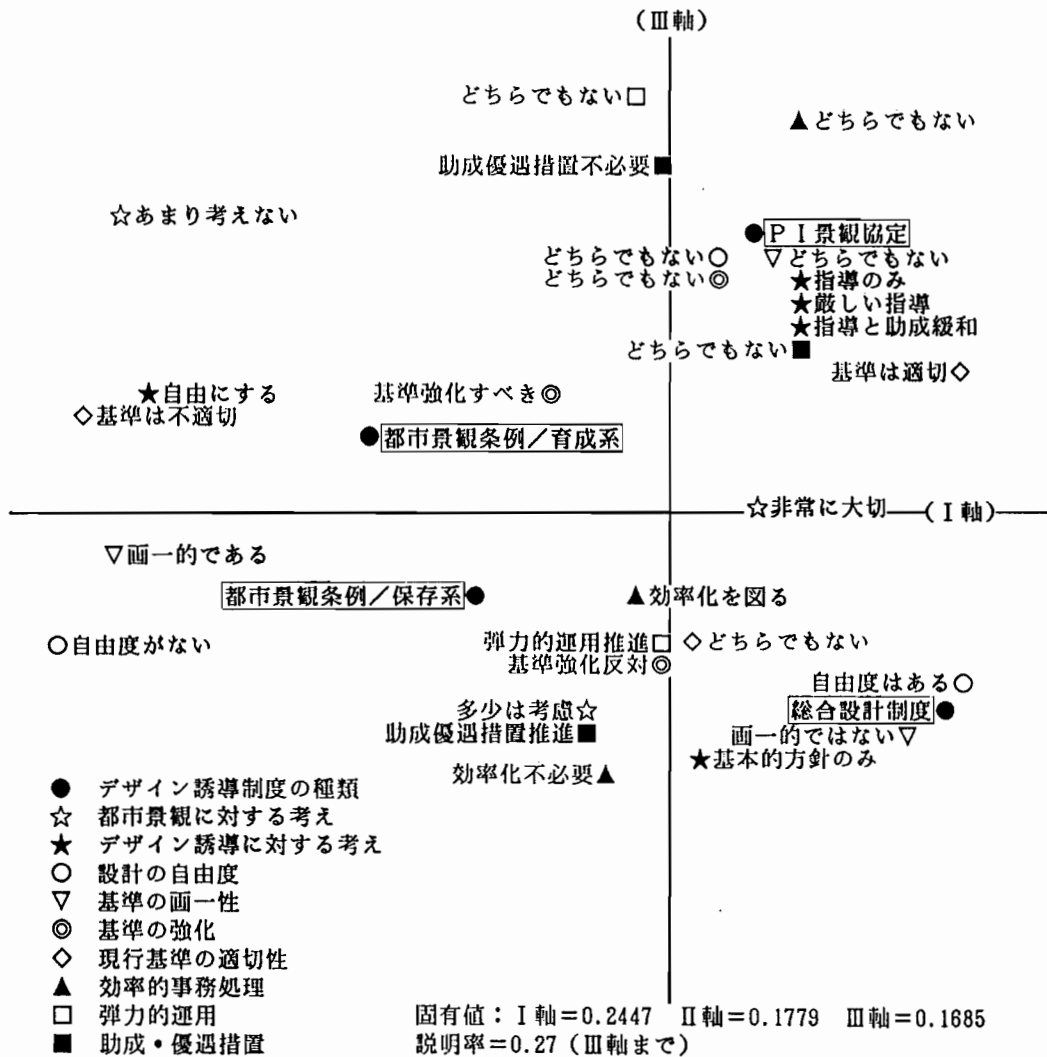


図 6-21 制度の運用面に対する意見



分析にもちいたサンプルは、都市景観条例／保存系は北野山本地区都市景観形成地域（28ケース）、同／育成系は税関線、旧居留地、神戸駅・大倉山都市景観形成地域（25ケース）、ポートアイランド環境、景観の形成及び保全協定区域（34ケース）、および総合設計制度対象事例（53ケース）の合計140ケースである。

図 6-22 建築デザイン誘導制度の評価構造（設計者）

6-5 まとめ

本研究では、総合設計制度の運用の実態と建築デザイン誘導施策としての評価について建築主と設計者に対するアンケート調査を通じて検討するとともに、先に考察してきた<条例>と<協定>による建築デザイン誘導の評価との比較分析を行った。その主な結果をまとめると、つぎの通りである。

1) 建築主・設計者ともに、都市景観に関する関心は高いが、当制度の適用を受けた建築主は<条例>や<協定>の場合に比べて強く意識されている。

2) 建築デザイン誘導に対する一般的な考え方でも、特に当制度の建築主は、行政指導とともに助成や緩和をとまなう制度運用を支持する傾向が強い。

3) 総合設計適用の動機としては、容積率割増による床面積の増加よりも斜線制限の緩和による設計の自由度の向上を求めている。

4) 設計者の立場からは、公開空地による建物の個性化や建築主に良好な建物をつくることを促す効果も重視されている。

5) 行政指導に対する理解度は、〈協定〉の場合とほぼ同様で〈条例〉の場合に比べると高い。

6) 設計者は、計画・設計についてなんらかの形で設計者に注文しているが、その際に規模や機能とともに建築形態、デザインについても比較的高い関心を寄せている。

7) 設計者の多くは、計画・設計上の制約条件として制度にかかわる許可基準や行政指導をあげている。

8) 設計者の立場からの許可基準達成の難易度では、特に公開空地の規模の確保と天空遮蔽規制の充足が困難であったとするものが多い。

9) 設計者は、計画・設計にあたって建物の意匠、公開空地の平面計画、敷地まわりの植栽、地域性や周辺環境との調和などについて特に重視しており、同時に意図通りに実現できたとする自己評価も高い。

10) 設計者の規制緩和の内容についての満足度は総じて高く肯定的な評価となっているが、特に斜線制限緩和についての満足度が高い。

11) 制度の全般的な効用でも、建築主・設計者ともに容積率緩和による土地の有効利用よりも、斜線制限緩和による整形で良質な建築物や潤いのある空地の創出の効果を積極的に評価している。

12) 公開空地の評価では、建築主、設計者ともに緑地の充足をはじめとして、建物内外の緩衝空間の充実、歩行者空間の充足、建築イメージや個性の向上にとっての有効性を評価しているが、特に設計者による評価の方が高い傾向にある

13) 公開空地の維持管理については、これまでのところおおむね順調で大きな問題は発生していない。

14) 建築デザイン誘導にかかわる行政指導の実際について、設計者は特に建築主に対して良質な建築を促すガイドラインとしての側面を評価しており全体として肯定的である。

15) 〈条例〉や〈協定〉の場合とで制度のもつ性格や条件が異なるが、総合設計制度の場合には行政指導の内容について全体的に肯定的に受け入れられている。

16) 今後の制度の運用面での要望としては、地域性や周辺環境に応じた緩和処置をはじめとしてさらにきめ細かな運用が求められている。

17) 総合設計制度を〈条例〉、〈協定〉と比較して、建築デザイン誘導制度としての総合的評価を行うと、誘導基準としてはもっとも適切と評価されているが、その運

用については行政指導は基本方針のみにとどめ助成優遇処置の充実が求められている。

上記のように総合設計制度は、斜線制限緩和による整形で良質な建築物と公開空地の創出の効果が高く評価されており、同制度のもつ景観形成のための建築デザイン誘導の側面がかなり重視されかつ評価されているものと理解できよう。これは、設計の自由度の増加につながることで評価されているためであり、そのためこれまでの条例や協定による誘導制度とは条件が大きく異なっていることが分かる。また、〈条例〉や〈協定〉と比較すると、それぞれ誘導基準や制度運用上の評価にも差異がみられ、評価軸に対して相対的に位置づけるとともにその特性を示すことができた。

ところで、こうした総合設計制度あるいは特定街区制度に共通する運用上の特色は、はじめにも述べたように地域地区制による一般規制の枠をこえて、計画的に行なわれる開発行為や建築行為を誘導しようとするものであるが、特に公開空地の提供を条件にして容積率や斜線制限についての規制緩和とが個別的あるいは単発的に行なわれる傾向が強い。その結果、敷地単位や街区単位としては公開空地の確保などによって市街地環境のアメニティ増進や景観形成に寄与されても、地域や地区全体としての環境形成や景観形成にかならずしも結びつかないだけでなく過密化による弊害を招くのではないかとの批判も当然ある。インセンティブゾーニングについての実績の多い米国では、こうした批判とそれまでの実践についての反省からデザインガイド方式による事前確定的な強制型手法へと移行しつつあるという¹²⁾。しかし、いずれにせよ地域や地区の特性に応じたきめの細かい計画規制・誘導の実施が定着していることに改めて注目する必要がある。

本研究とその成果は、こうした計画課題に直接答えるものではないが、総合設計制度のもつ柔軟で弾力的な計画誘導手法の特色をいかしつつ地域や地区全体としての環境形成・景観形成を図るためには、先に提案した地区別景観形成計画（ローカルプラン）の策定と都市景観条例にもとづく都市景観形成地域の指定、あるいは地区計画制度の活用などによって地域や地区ごとの整備目標を明らかにしつつそれぞれの開発や建築行為の果すべき役割と位置づけを行なうことが求められよう。この意味で、新開発市街地でスーパーブロック単位での建設を前提として建築協定や土地分譲の際の公募条件として〈協定〉の締結されているOBP地区やPI地区の場合には、総合設計制度が地区全体としてかなり計画的に運用され建設主体相互によって調整されている。また、旧居留地地区では都市景観条例にもとづく都市景観形成地域の指定を受けているため、総合設計制度の単独の適用のケースよりきめの細かい建築デザイン誘導がなされているが、現段階ではどちらかといえばが例外的に取り扱われていて、かならずしも相互の十分な連携がなされておらず重複的運用の利点がいかにされているとは言い難い。これらの計画構成とその運用手法は、計画内容の事前確定についての合意形成を含めてこれからの建築デザイン誘導実践上の大きな検討課題である。

(第6章の註)

- 1) 本章は、既発表論文(嶋田・他と共著, 1987, 1988)をもとにして、全面的に補筆・補正したものである。
- 2) 建築基準法の第59条の2に、「敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合等の特例」として定められた。
- 3) 建築基準法のいわゆる集団規定にかかわる特例的規定には大きく2つがある。一つは、特定行政庁の指定または例外許可として運用されるもので、壁面線の指定による制限(法第46条・47条)と総合設計制度(法第59条の2)である。いま一つは、都市計画決定によって運用されるもので、第一種住居専用地域内の外壁後退(法第54条)、高度地区(法第58条)、高度利用地区(法第59条)および特定街区(法第60条)である。このうち、一定の建築計画について一般規制と異なる計画規制を課すとともに建築計画上のメリット(規制緩和)を与えることによって、建築行為を都市計画上望ましいものへと誘導しようとする制度には、総合設計制度、特定街区および高度利用地区がある。
- 4) 市街地における環境の整備改善に資する敷地内空地の創出とあわせて市街地住宅の供給の促進に資することを目的として、主たる用途が住宅である建築物について適用する新しい許可準則を定めた制度。
- 5) ニューヨークの特別地域制地区については、J. Barnett (1982) に詳しい(邦訳, 65-104頁)。
- 6) 総合設計制度の運用については、昭和61年の建設省通達「総合設計に係わる許可準則の改正について」、同年の「総合設計許可準則に関する技術基準について」において、その許可の方針及び技術基準が示されている。
- 7) たとえば、「全国126行政庁調査/建基法集団規定の運用実態」(『日経アーキテクチャ』1986, 12-15号, 46-61頁)などでその実態が報告されている。
- 8) 大阪市を中心とした行政側からの総合設計制度の運用実態とその問題点については、本研究とほぼ同時期に報告された紙野・他(1988)に詳しい。
- 9) 本論文の第3章、第4章、および補論(Ⅲ)においても指摘したように、特に専門家である建築設計者の立場からは、建築デザイン誘導制度の将来のあり方として、誘導基準の具体化・精緻化よりもむしろ一般的な規範にとどめて制度の弾力的な運用が望まれている。その意味で、総合設計制度は建築設計者の期待するようにそれぞれの建設主体の判断によって選択できるとともに建築計画上のメリット(規制緩和)のある建築デザイン誘導制度といえる。
- 10) 大阪市の寝屋川と第二寝屋川との合流点にある約26haの三角地において、土地区画整理事業(昭和51年12月から昭和62年3月)によって開発された市街地で、大阪ビジネスパーク(OBP)とよばれる。地区は1.3~5.6haの5つのスーパーブロックから構成され、事務所、ホテルなどが建設されているが、土地の高度利用を図るため総合設計制度の積極的な適用を受けて建築施設計画が進められた。(大阪ビジネスパーク開発協議会, 1987参照)
- 11) OBP地区の建築協定は、全体協定とブロック協定からなり、緑地の整備については「大阪ビジネスパーク緑地整備に関する覚書」を土地区画整理共同実施者と関係企業によって締結している(大阪ビジネスパーク開発協議会, 1987, 153-162頁)。
- 12) アンケート調査の実施概要については、門谷(1987)に詳しい。
- 13) 公開空地の利用実態については、内藤(1983)、門谷(1987)、益田(1989)に詳しい。また、都市建築の内部に設けられるアトリウム空間の公的利用については柴田(1988)に詳しい。
- 14) 林(1983)、田中・脇本(1983)などを参照。

(第6章の参考文献)

- J. Barnett (1982): AN INTRODUCTION TO URBAN DESIGN, Ledgebrook Associates, Inc., New York. [倉田直道・倉田洋子訳(1985): 『あたらしい都市(アーバン)デザイン』, 鹿島出版会。]
- 林知己夫(1983): 『数量化の方法』, 東洋経済新報社。
- 紙野桂人・李相浩(1988): 「総合設計制度の運用実態とその問題点に関する研究—大阪市の事例を中

心にー」, 『昭和63年度 第23回日本都市計画学会学術研究論文集』, 145-150号。

神戸市住宅局建築部(1987): 『神戸市総合設計制度許可取扱要綱』。

益田守(1989): 『都市街路における歩行者空間の構成と利用に関する研究ー公開空地による中間領域の形成に着目してー』(神戸大学修士論文)。

門谷一雄(1987): 『都市の広場形成のための建築誘導施策に関する研究ー大阪市・神戸市における総合設計制度の適用事例を通じてー』(神戸大学修士論文)。

内藤隆也(1983): 『大都市市街地における広場空間の構成に関する基礎的研究ー建築物に付属する広場の利用実態調査を通してー』(神戸大学修士論文)。

大方潤一郎(1989): 「ゾーニング体制下の市街地デザイン・コントロール手法の展開と論理」, 『都市計画』 Vol.38 No.35 (通巻161号), 70-78号。

大阪ビジネスパーク開発協議会(1987): 『大阪ビジネスパーク土地区画整理事業誌』。

大阪市計画局建築指導部監修(1988): 『総合設計制度取扱い要綱』, 建築行政協会大阪市支部。

柴田作(1988): 『都市建築におけるアトリウム空間の構成に関する研究ー近年の建築事例と利用実態調査を通してー』(神戸大学修士論文)。

嶋田勝次・安田丑作・三輪康一・木山正典・門谷和雄(1987): 「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究ー(その4)大阪市・神戸市における総合設計制度の事例調査とその評価ー」, 『日本建築学会近畿支部研究報告集』 第27号(計画系), 697-700号。(抄録(1987') / (その5), 『日本建築学会大会学術講演梗概集』(F), 439-440号。)

嶋田勝次・安田丑作・三輪康一(1988): 「都市景観形成手法としての総合設計制度とその評価ー大阪市・神戸市における適用事例を通してー」, 『昭和63年度 第23回日本都市計画学会学術研究論文集』, 217-222号。

田中豊・脇本和昌(1985): 『多変量統計解析法』, 現代数学社。

東京都都市計画局監修(1987): 『東京都総合設計許可実例集』, (社)東京建築士会。

(第6章の図版出典)

a) 神戸市住宅局建築部(1987) / [図 6- 1]

結 章

- 結－1 都市景観形成のための計画構成
- 結－2 建築デザイン誘導手法とその評価
- 結－3 今後の課題と展開方向
(結章の註，参考文献，図版の出典)

謝 辞

結 章

本論文では、各章と補論ごとのおわりにそれぞれの研究結果を要約してとりまとめている。したがって、それぞれの研究ごとの結論あるいは成果の詳細についてはそれらに委ねることとして、この結章では、序章でも述べた本論文の研究目的であり研究方法の基本的な枠組みともなっている①都市景観形成のための計画構成と②建築デザイン誘導手法とその評価の大きく2つの視点から本論文全体としてのとりまとめを行なうとともに、③今後の課題と展開方向を展望して結びに代えたい。

結-1 都市景観形成のための計画構成

都市景観形成のための計画構成について、まず本論文の〈第2章〉で都市全体としての景観形成を総合的・体系的に進めるためのガイドラインとなる「都市景観形成基本計画」（景観マスタープラン）の立案と運用について、神戸市における具体的策定事例を通して提案・検討した。すなわち、同基本計画の都市計画としての役割を提示するとともに、ストラクチャープランとローカルプランの2段階の計画策定方式とそれぞれの計画構成と盛り込まれるべき内容を具体的に検討した。さらに、基本計画の実際の運用方式についても考察を加えた。補論(I)では、ローカルプラン策定の前提となる地域や地区レベルでの景観特性の現況把握のために実施される「都市景観資源調査」の具体的な調査手法を明らかにするとともに、補論(II)では、基本計画の運用を補完しつつ個々の建築や公共施設の計画・設計を通して景観形成を図るいわば啓発誘導型の「デザインガイド」の果たすべき役割とその計画構成と内容について提案した。

ついで、新開発市街地における景観形成のための計画策定とその運用について論じたのが第4章の〈4-1〉である。ここで提案した景観形成計画は、ニュータウンなどの公的開発に際して、その開発主体によって個別の建築施設などの建設に対する建築デザイン誘導のためのガイドラインとして策定されることが想定されているが、都市景観形成基本計画におけるローカルプランの1タイプとして位置づけることも可能であろう。

新開発市街地における独立住宅街区における環境設計とそのための計画構成と具体的な設計技法を提案・検討したのが第5章の〈5-1〉、〈5-2〉である。ここで研究対象としているのは街区レベルにおける景観形成であるが、住宅建設主体によってあらかじめ実施されるもっとも直接的で具体的な景観形成のための建築デザイン誘導手法の提案ともいえる。本研究では、その計画・設計技法とともにその運用方式についても論じた。

このように本論文では、都市景観形成のための計画構成のあり方と計画内容につい

て、都市全体のレベル、地域や地区レベル、街区レベルのそれぞれについて筆者自身
がその計画策定に参画した具体的事例を通して論じたが、いずれも実際にその計画運
用がなされているものである。特に、景観マスタープランと計画構成は、その後この
計画をモデルとした全国の数多くの自治体での策定事例があることは、研究対象とし
た計画提案の内容が妥当性と有効性が一般にも評価されているものといえよう。

結-2 建築デザイン誘導手法とその評価

さて、都市景観形成のための具体的施策にはさまざまなものがあるが、「建築デザ
イン誘導」はその大きな柱のひとつであり、特に景観形成の長期的な展開の上でその
役割が期待されている。本論文では、こうした景観形成のための建築デザイン誘導の
具体的手法に着目して、それらの実効性と有効性についての評価を試みた。

まず、〈第3章〉では自治体独自の条例や要綱による市街地景観のコントロールを
目的にした建築デザイン誘導手法について考察するとともに、神戸市における都市景
観条例にもとづく既成市街地での建築デザイン誘導制度の適用事例を対象とした実態
調査による実効性について検証し、さらに建築主と設計者による意識評価による有効
性について考察した。新開発市街地における景観形成のための建築デザイン誘導手法
について論じた第4章の〈4-2〉、〈4-3〉では、公的開発主体が土地分譲の条
件として土地取得者とむすぶ協定にもとづく建築デザイン誘導の実態を明らかにする
とともに、建築主と設計者による有効性の評価について検討した。また、補論(Ⅲ)で
は、第3章の都市景観条例にもとづく既成市街地における建築デザイン誘導制度と第
4章の協定にもとづく新開発市街地における建築デザイン誘導制度を比較して、景観
形成タイプによる評価パターンと評価構造の分析を行なった。

これらの研究を通して、現行の建築デザイン誘導制度はおおむね順調に実行され定
着しつつあることが判明したが、特に建築主と設計者による意識評価の結果からはつ
ぎのような知見が得られた。

1) 都市景観についての関心は一般に高いが、建築専門家に比べると建築主の場合
の関心は比較的強く地区によってもその反応が異なる。ただ、一般市民を対象とした
他都市の調査結果と比較すると全般に都市景観についての関心は高い傾向にあり、制
度のいわば啓発的效果がみられる。

2) 景観形成のための諸施策のなかで、建築デザイン誘導の重要性は自然環境・歴
史環境の保全、公園や街路などの公共空間の整備などに比べると低く考えられている
が、景観形成のための建築デザイン誘導の必要性については認識している。

3) 建築デザイン誘導の項目と内容については、景観タイプ、あるいは建築主と設
計者でもその有効性の評価が異なり、一律の基準を適用するのではなく地域特性や個

別のケースへの柔軟な対応の必要性を示唆している。

4) 現行の建築デザイン誘導制度そのものの評価では、いずれの場合もさほど困難なく誘導基準を達成しており、その効果と制度全般の効用についても一定の評価をしている。

5) しかし、現行の基準の規制強化については否定的で、行政指導とともに助成制度や優遇措置の充実、制度の弾力的な運用を求めている。

このように、建築主と設計者のいずれもが、景観形成の重要性については高い理解を示しつつも、一般論としては私権の制限や建築の自由を侵害するおそれのある建築デザイン誘導の内容については敏感に反応している。しかし、実際に現在運用されている制度そのものについては、ある程度理解していることも判明しており、全体として建築デザイン誘導制度について現実的な評価を下しているものといえよう。いずれにせよ、これらの建築デザイン誘導制度は実施されはじめてまだ日も浅く、調査分析に十分な調査対象事例がかならずしも揃っているわけではない。そのため、本論文における評価分析もデザイン誘導制度あるいは手法の適用実態と主体的側面からのアプローチに限られており、空間構成についての評価はこれからの課題となるが、本論文において都市計画としての実践的な課題を研究対象とする具体的な研究方法についてある程度示すことができたように思う。

第5章の<5-3>では、先に提案した独立住宅街区における環境設計技法がそこでの入居者にどのように受け止められ評価されているかを検討した。その結果、敷地境界を中心とした景観構成要素は、街並み景観形成の主要因子として居住環境の意識構造の上でも抽出され、単にそのデザインを統一すればいいというものではないが適切なデザインがなされれば居住者にも十分受入れられる可能性のあることが分った。独立住宅街区における環境設計の具体的技法について、これまでとすれば見過ごされがちであったその事後評価によって計画・設計とその実践を研究の対象として位置づけることができた。

<第6章>では、建築デザイン誘導手法としての総合設計制度とその運用について論じた。建築主と設計者の意識評価の結果からは、先の都市景観条例や協定の場合と共通した評価構造が明らかになるとともに、特に同制度の場合には斜線制限の緩和による整形で良質な建築物と公開空地の創出の効果が高く評価されていることが分った。この背景には、個別建設に対応した計画誘導にもとづく設計の自由度の増加といった側面のあることも見逃せないが、本研究を通じてさまざまな建築デザイン誘導制度の相対的な位置づけが明確にできた。それと同時に、地区レベルにおける計画体系の確立と規制・誘導との連携の必要性があらためて指摘されよう。

これらの研究によって、まず建築デザイン誘導の方向としては都市景観形成基本計画の策定を前提として地域や地区の景観特性や課題に対応できる計画主導型の運用が求められること、さらにその際規制・誘導基準の詳細性と制度運用の弾力性について

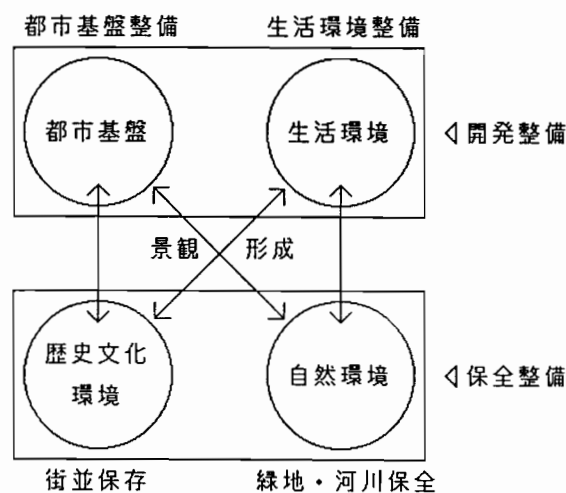
は地域や地区の景観形成のイメージに関する合意の度合いに応じた段階的な建築デザイン誘導手法の位置づけと開発整備の必要性が明らかにされた。

結-3 今後の課題と展開方向

本論文のそれぞれの研究を通じて、都市景観形成のための計画構成のあり方と建築デザイン誘導手法の都市計画的な位置づけと評価についてある程度明らかにできたものとするが、今後の都市景観形成のための計画・運用とその展開にあたっての課題、それと同時に研究上の課題も決して少なくない。

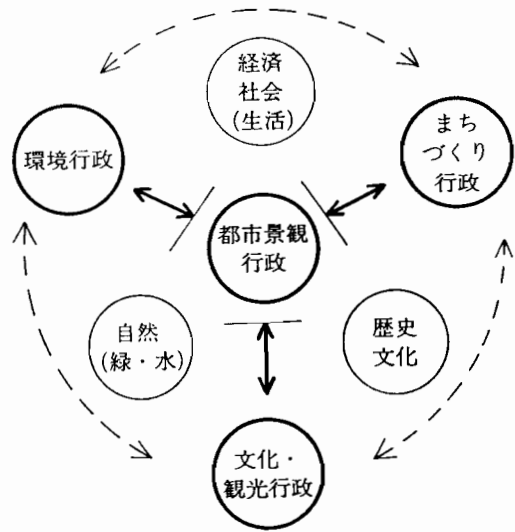
その第一は、都市景観形成における価値とその評価にかかわる課題である。都市景観形成の目指す目標や方向は多様であり、現在のところその価値評価はかならずしも定まっているわけではない。もちろん、都市あるいはそれぞれの地域や地区によってその景観形成の目標像も異なろうし、現代において一元的な都市景観像を求めることがかならずしも意味のあることとも思えない。また、その目標像を包括的に表現すると極めて多義的でしかも抽象的なものとなろう¹⁾。しかし、都市景観形成の問題は、単に公共空間の整備や建築デザイン誘導を行なうといった手法的あるいは制度的な課題にとどまるものではなく、常にその計画の理念となるべき目標像とのかかわりのなかで問い直されるべきものである。そのためには、都市景観形成の目標とする価値についての合意形成が大切であるが、その際特に開発と保全にかかわる認識がその基本にならう。開発か保存かといった硬直化したトレードオフ的な価値観の区分ではなく、開発における都市基盤と生活環境、保全における歴史文化環境と自然環境とが相互につながりをもちつつ景観形成としての位置づけを図るべきであろう²⁾ (図結-1)。

それと同時に、本論文においても明らかにしたように景観形成についての関心や評価はその立場によっても異なるとともに、実際のかかわり方の程度によっても変化するものであることに注目すべきである。目標とする価値についての合意形成自体が決して固定化されるものではなく³⁾、計画の循環的なプロセスのひとつの局面として時間的な連続性のなかで位置づけられる必要があるだろう。都市計画研究の側面からも計画目標としての価値とその評価構造および合意形成についての説明が急がれる。

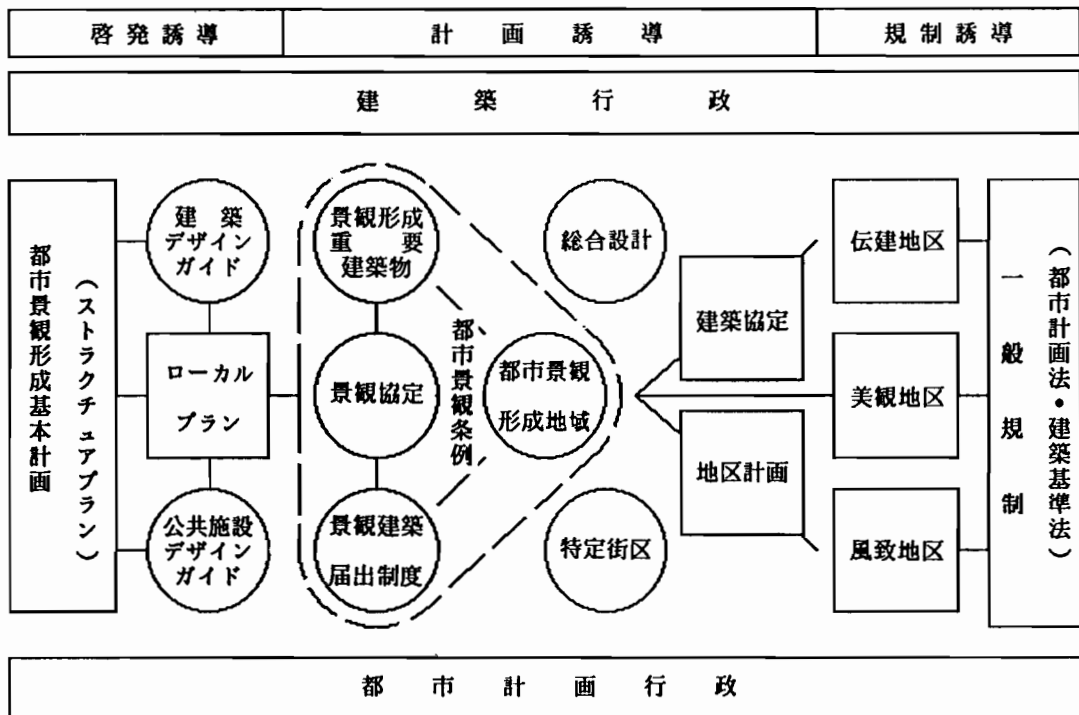


図結-1 開発・保全と都市景観形成^{*)}

これからの景観形成の課題の第二は、都市景観行政の多面的な展開である。都市景観行政には、これまでの縦割りの都市行政の枠をこえて、それらを横断的につなぎとめる役割が期待されている。すなわち、これまでの景観行政はどちらかといえば道路や公園などの公共空間の整備や行政指導による建築デザイン誘導からのアプローチに偏っていたが、今後は<環境行政>、<まちづくり行政>、<観光・文化行政>などの関連分野との有機的な連携が一層必要となろう⁴⁾ (図結- 2)。そのためには、都市景観形成を目に映る環境だけの問題とせず、街の活性化や魅力の創造といった街づくりに結びつけた施策の展開が求められる⁵⁾。都市景観形成(都市デザイン)の都市計画体系としての位置づけとともに、地区レベルにおける景観形成のための計画構成とその運用方式の確立はこれからの都市計画研究の大きな課題でもある。



図結- 2 都市景観行政の位置づけ⁴⁾



図結- 3 都市景観形成のための建築デザイン誘導制度の展開

景観形成の第3の課題は、都市景観形成のための建築デザイン誘導手法の総合化・体系化である。本論文においても、それぞれの地域・地区の特性や景観形成のタイプによって異なる景観形成のためのさまざまな建築デザイン誘導手法について検討してきた。しかし、現在これらの手法は個別に適用されており、その適用範囲も限られているのが実情である。これからの建築デザイン誘導とその展開にあたっては、とりわけ単体としての建築行政と都市や地域・地区総体としての都市計画行政との結びつきの強化を図るとともに、計画と法的な一般規制との間に〈啓発誘導〉、〈計画誘導〉、〈規制誘導〉のゆるやかな多段階の誘導手法の適用が考えられる必要がある（図結-3）。それぞれの建築デザイン誘導手法のもつ特色を生かしつつ、それら相互の有機的な連携によってその総合化・体系化を図ることが重要であるが、都市計画研究としてもそれぞれの手法についての評価分析が求められている。

いずれにせよ、われわれが都市生活を営み、さまざまな都市活動の展開する都市空間を個性と魅力のあるものにする都市景観形成への道のりはまだまだ遠い。しかし、都市景観形成は一朝一夕に実現されるものではない。米国の都市計画家J.バーネット(J. Barnett)のいうように、都市景観形成(都市デザイン)は、「現在あるわれわれの都市の構造に対する社会的、財政的、あるいは文化的なきわめて大量の資本投下を、今さら帳消しにするわけにはいかない」⁶⁾という前提からはじめられるべきであり、さらに「都市は、今から20年後にどうあるべきかというふうな絵をかくことによってデザインされるものではない。都市は来る日も来る日も絶え間なくつづく意志決定のプロセスによって創り出される」⁷⁾ことを改めて銘記する必要がある。

(結章の註)

1) たとえば、英国の都市計画の基本理念となっている〈Amenity〉の概念が想起される (D.L.Smith, 1974)。横浜市都市デザイン調査委員会は、都市デザインの実行のなかで確保すべき空間の質として、①場の感覚 (Sense of Place), ②人間的尺度 (Human Scale), ③視覚的秩序 (Visual Order), ④空間構造 (Structure) をあげている (日本都市計画学会, 1982, 20-21頁)。

2) 嶋田 (1977) を参照。

3) 神戸市の北野山本地区では、昭和54年に決定した都市景観形成地域の地域景観形成基準と伝統的建造物保存地区の基準をその後の状況の変化を考慮して見直し、昭和63年に新しい基準に改正している。この改正に先立つ神戸市都市景観審議会の答申では、その見直しの基本的な考え方として、①異人館に代表される当地区の歴史的風致の保全強化を図ること、②商業活動と住宅環境との調和が図られるよう誘導すること、③当地区の持つ個性をより明確化しこれを演出することの3点をあげている (神戸市都市景観審議会, 1988a, 5-6頁)。

4) 神戸市都市景観審議会は、昭和53年の都市景観条例の制定後10年を経て、これからの都市景観行政の展開方向について答申したが、同答申では基本的視点として、(1)施策対象の拡大と総合化へ、(2)景観誘導の多面的展開へ、(3)行政主導から市民主体への3つの方向をあげて、その具体的な施策のあり方を、①各区ごとの「景観の顔づくり」、②インナーシティにおける取り組み、③ウオーターフロントへの取り組み、④眺望型景観形成の積極的な取り組み、⑤土木施設に対する取り組みの推進、⑥屋外広告物に対する取り組みの推進、⑦無電柱化など公的空間における景観整備の推進、⑧歴史的建造物等の保全、⑨花と緑の質的拡大、⑩夜景・色彩の演出、⑪各種地域指定手法の導入、⑫文化・観光行政との融合、⑬市民主体による景観形成の推進、⑭都市景観行政への事業者の活力の導入、⑮都市景観の維持と活用の15の提言としてまとめている (神戸市都市景観審議会, 1988b)。

5) この意味で、「京都市歴史的界隈景観地区保全整備要綱」(昭和60年)や横浜市の「歴史を生かしたまちづくり要綱」(昭和63年)は注目される。

6) J. Barnett (1974) の邦訳 (1977), 11頁。

7) 前掲書, 14頁。

(結章の参考文献)

J. Barnett (1974): URBAN DESIGN AS PUBLIC POLICY, Architectural Record, a Division of McGraw-Hill, New York. [六鹿正治訳 (1977): 『アーバン・デザインの手法』, 鹿島出版会。]

神戸市都市景観審議会 (1988a): 『北野・山本地区の景観形成の見直しについて』 (答申書)。

神戸市都市景観審議会 (1988b): 『都市景観行政の新たな展開について』 (答申書)

(社) 日本都市計画学会 (1982): 『横浜市都市デザイン基本調査報告書—新たな展開に向けて—』, 横浜市。

嶋田勝次 (1977): 「都市景観の設計」, 『都市政策』 第6号, 15-29頁。

D.L. Smith (1974): AMENITY AND URBAN PLANNING, Crosby Lockwood Staples Ltd., Hertfordshire. [川向正人訳 (1977): 『アメニティと都市計画』, 鹿島出版会。]

(結章の図版出典)

a) 嶋田勝次 (1977) / [図結- 1]

b) 神戸市都市景観審議会 (1988b) / [図結- 2]

謝 辞

本書は、著者がここ十数年にわたって取り組んできた研究テーマのひとつである〈都市景観形成〉にかかわる一連の研究成果をとりまとめ、このたび神戸大学自然科学研究科に学位請求論文として提出するものである。

著者がこれまで研究活動をつづけられ、まがりなりにも本書にみられるような研究成果をあげることができたのは、著者の学部・大学院修士課程の学生時代はもとより、ひきつづき神戸大学に勤務するようになってからも同じ研究室の上司として文字どおり手とり足とりのご指導をいただいた嶋田勝次先生（神戸大学教授）の全面的なご支援によるものである。また、最終的な学位請求論文としてとりまとめるにあたっては、多淵敏樹先生（神戸大学教授）をはじめとして、金谷弘先生（同教授）、室崎益輝先生（同教授）による懇切なご教示をいただいた。本論文の完成にあたって、まずこれらの先生方によるご指導・ご助言とご激励に対して、心から感謝するものである。

ところで、本論文を構成する研究の多くは、昭和40年代後半から嶋田勝次教授を中心に早くから共同で取り組み現在も進行中の総合的研究である「都市景観形成計画に関する研究」に負っている。筆者はこの長期にわたる研究に当初から参画しその主査を務めてきたが、この間、当研究室の三輪康一助手と木山正典技官には共同研究者として終始その研究の推進についての苦楽を共にしてきただけではなく、本書の執筆にあたってはその図版作成をはじめ原稿の整理などについても格別のご助力をいただいた。また、この一連の研究には、これまで当研究室（ゼミ）に在籍した数多くの大学院や学部の学生諸君による調査研究の実施あるいは討議を通じた参加と協力のあったことも忘れられない。本論文の内容に直接関連したものでは、第5章についての河端秀直氏（現・日建設計）、第3章および第4章についての山本勝彦氏（現・安井建築設計事務所）と篠宮篤史氏（現・安井建築設計事務所）、第6章についての門谷和雄氏（現・竹中工務店）との共同研究発表によるところが大きい。

本書におさめられた論文のそれぞれの研究の基礎をなす調査研究や計画・設計作業には、研究室以外のメンバーとの共同や協力の下で行われてきたものも少なくない。補論（Ⅰ）、（Ⅱ）や第4章、第5章には、武田則明氏（武田建築事務所）、小林郁雄氏（コー・プラン）、白井治氏（まち空間研究所）、門上保雄氏（門上環境計画事務所）をはじめとする「景観研究ワーキンググループ」の建築家・都市計画家・造園家との共同作業による成果の一部が反映されている。また、筆者が現在委員として参加している神戸市都市景観審議会、尼崎市都市デザインチーム、西宮市都市景観審議会などでの討議からも多くの示唆を受けることができた。さらに、都市景観行政の実際について貴重な資料の提供をいただいた神戸市（都市計画局、開発局、住宅局）をはじめ、尼崎市都市局都市美担当、西宮市企画局都市計画課などの関係自治体の方々、あるいはアンケート調査の実施を通じて協力いただいた建築主・設計者あるいは住民の方々

にはいろいろとお世話になった。

本書とその内容は、いうまでもなくすべて筆者自身の責となるものであるが、その完成までの背景には、このように実に多くの方々との共同研究やご指導・ご協力・ご助力があったことを記しておきたい。ここにあらためてこれらの方々から心からの謝意を表するとともに、本論文が都市景観形成についてのこれからの研究と実践の両面における展開のために少しでも資することがあることを願うものである。

1990年 2月

神戸市街地を望む六甲台の研究室にて 著者 識

付 録

- 付-1 本論文の図表リスト
- 付-2 本論文に関連した研究発表リスト

付-1 本論文の図表リスト

(序章の図表)

図序- 1 都市計画研究の枠組みとアプローチ

図序- 2 本論文の構成

(第1章の図表)

図 1- 1 都市景観類型の枠組み(地域・地区の段階構成と景観構成要素)

図 1- 2 都市景観の類型

図 1- 3 神戸市の地形特性と景観類型

図 1- 4 都市空間の領域構成

(第2章の図表)

図 2- 1 都市景観形成基本計画の構成

図 2- 2 都市景観の類型とストラクチャ・プランの計画構成

図 2- 3 ストラクチャ・プランの図面表示例(景観形成ゾーンの総括図)

図 2- 4 ローカル・プランの計画構成の事例

図 2- 5 ローカル・プランの図面表示例(景観形成構想図)

図 2- 6 都市景観形成基本計画の運用プロセス

表 2- 1 ストラクチャ・プランの文面表示例(総括表)

表 2- 2 ローカル・プランの文面表示例(総括表)

表 2- 3 景観形成タイプと景観形成・整備手法

(補論(I)の図表)

図(I)- 1 景観資源マップ(A調査)の事例(神戸都心部の場合)

図(I)- 2 景観資源マップ(B調査)の事例(神戸都心部,六甲・篠原の場合)

図(I)- 3 景観資源マップ総括図の事例(六甲・篠原の場合)

表(I)- 1 景観資源マップ作成調査の調査項目と凡例(標準マニュアル)

(補論(II)の図表)

図(II)- 1 建築デザインマニュアルの位置づけ

図(II)- 2 建築デザインの対象領域と関係のデザイン

図(II)- 3 計画指針および設計技法の具体提案例(民間建築編)

図(II)- 4 建築デザインチェックシートの内容(民間建築編)

図(II)- 5 三つの理念と五つの計画指針(公共建築編)

図(II)- 6 計画指針の具体的提案例(公共建築編)

図(II)- 7 設計技法の具体的提案例(公共建築編)

図(II)- 8 デザインマニュアルの使い方(公共建築編)

図(II)- 9 <まちなみづくり>と<関係のデザイン>

図(II)-10 公共施設デザインマニュアルの構成

表(II)- 1 建築デザインの基本型およびキーワード(民間建築編)

表(II)- 2 設計技法のデザイン要素の整理(民間建築編)

表(II)- 3 設計技法のデザイン要素の重点項目(民間建築編)

表(II)- 4 設計技法のデザイン要素の整理(公共建築編)

(第3章の図表)

図 3- 1 神戸市都市景観条例に基づく地域指定の流れ

図 3- 2 神戸市都市景観形成地域位置図

図 3- 3 神戸市都市景観条例に基づく届出等の手続

図 3- 4 景観形成タイプ別調査対象建築物の特性

- (a) 敷地面積
- (b) 建築面積
- (c) 延床面積
- (d) 建物構造
- (e) 建物階数
- (f) 建物用途
- (g) 建ぺい率
- (h) 容積率

図 3- 5 前面道路からの外壁後退

- (a) 景観形成タイプ別後退距離
- (b) 敷地規模別後退距離
- (c) 建物規模（延床面積）別後退距離
- (d) 景観形成タイプ別後退部分の利用状況

図 3- 6 植栽状況

- (a) 敷地規模別植栽の有無
- (b) 建物用途別植栽の有無
- (c) 敷地規模別植栽場所
- (d) 敷地規模別植栽方法

図 3- 7 屋根の形態

- (a) 景観形成タイプ別屋根形態
- (b) 建物規模（延床面積）別屋根形態
- (c) 建物用途別屋根形態

図 3- 8 建築設備の設置状況

- (a) 景観形成タイプ別建築設備の設置状況
- (b) 建物規模（延床面積）別建築設備の設置状況

図 3- 9 景観形成タイプ別屋外広告物設置状況

図 3-10 間口率と高さ率

- (a) 景観形成タイプ別間口率（間口幅／敷地幅）
- (b) 景観形成タイプ別高さ率（高さ／間口幅）

図 3-11 都市景観に対する考え

図 3-12 景観形成施策の重要度評価（平均点プロフィール）

図 3-13 建築デザイン誘導に対する考え

図 3-14 建築デザイン誘導の有効性評価（平均点プロフィール）

図 3-15 神戸市都市景観条例の認知度

- (a) 都市景観条例
- (b) 都市景観形成地域の指定
- (c) 地域景観形成基準
- (d) 伝統的建造物保存地区の指定
- (e) 景観形成市民団体

図 3-16 行政指導を受けたことの認知度（建築主）

図 3-17 行政指導を受けたことに対する意見（建築主）

図 3-18 景観形成上の注文点（建築主）と配慮点（設計者）

- 図 3-19 当該建築物の地域景観への影響評価（建築主）
- 図 3-20 地域景観形成基準の達成度と当該建築物の地域景観への影響評価（設計者）
- 図 3-21 外壁後退距離の実際と設計者の基準達成意識
- 図 3-22 外壁後退距離の実際と設計者の景観影響評価
- 図 3-23 地域景観形成基準の内容に対する意見（設計者）
- 図 3-24 現行制度の仕組みや手続きなど運用面についての意見
- (a) 効率的事務処理
 - (b) 広報活動の推進
 - (c) 弾力的に運用
 - (d) 早期協議の実施
 - (e) 助成制度の実施
 - (f) 現制度は適切
- 図 3-25 現行制度の全般的評価
- (a) 「景観をより良くするうえで役立つ」
 - (b) 「景観の悪化を防ぐうえで役立つ」
 - (c) 「すぐれた建築物をつくるうえで役立つ」
 - (d) 「建築や設計のガイドラインとなる」
 - (e) 「設計者の意図がわかりやすかったり、建築主を説得しやすい」
 - (f) 「景観への関心を高めるうえで役立つ」
- 表 3-1 神戸市都市景観形成地域の概要
- 表 3-2 都市景観形成地域別の地域景観形成基準の内容
- 表 3-3 都市景観形成地域内における建築行為等の届出件数
- 表 3-4 調査対象地と調査対象建築物数
- 表 3-5 アンケート調査の対象と調査項目
- 表 3-6 調査票の配布・回収状況
- 表 3-7 数量化Ⅱ類による基準達成度の要因分析

（第4章の図表）

- 図 4-1 景観構成要素＜点＞
- 図 4-2 景観構成要素＜線＞
- 図 4-3 景観構成要素＜面＞
- 図 4-4 景観形成基本パターン
- 図 4-5 景観形成計画の枠組みと構成
- 図 4-6 景観ストラクチャ
- 図 4-7 計画・設計手法の具体例（デザインマニュアルの事例）
- 図 4-8 調査対象地域の位置図
- 図 4-9 前面道路からの外壁後退
- (a) 地区別後退距離
 - (b) 敷地規模別後退距離
 - (c) 地区別後退部分の利用状況
- 図 4-10 植栽状況
- (a) 敷地規模別植栽場所
 - (b) 敷地規模別植栽方法
- 図 4-11 屋根の形態
- (a) 地区別屋根形態

(b) 建物規模（延床面積）別屋根形態

(c) 建物用途別屋根形態

図 4-12 地区別建築設備の設置状況

図 4-13 地区別屋外広告物設置状況

図 4-14 地区別間口率（間口幅／敷地幅）

図 4-15 建築デザイン誘導を受けたことに対する考え（建築主）

図 4-16 協議内容の認知度（建築主）

図 4-17 実現が困難であった誘導基準項目（建築主／複数回答）

図 4-18 周辺景観への影響評価（建築主）

図 4-19 誘導項目別基準達成度と周辺景観への影響評価（設計者）

図 4-20 誘導項目の有効性評価（建築主・設計者／複数回答）

図 4-21 数量化Ⅲ類分析による誘導項目の布置

図 4-22 中心街路整備に対する考え（A地区の建築主・設計者）

図 4-23 半公共空間の整備効果（A地区の建築主・設計者）

図 4-24 半公共空間の管理上の問題（A地区の建築主）

図 4-25 将来望ましい建築デザイン誘導方策

図 4-26 数量化Ⅲ類による制度評価構造

図 4-27 六甲アイランド都市機能ゾーン景観形成計画の位置づけと構成

表 4- 1 景観形成のための対象空間（30の提案）

表 4- 2 景観形成のための計画・設計指針（30の提案）

表 4- 3 景観形成計画の段階構成と組織・体制

表 4- 4 協定の主要な誘導基準項目

表 4- 5 調査票の配布・回収状況

（補論Ⅲ）の図表）

図(Ⅲ)- 1 調査対象区域位置図

図(Ⅲ)- 2 調査対象建築物の建築特性

(a) 用途構成

(b) 敷地面積

(c) 延床面積

図(Ⅲ)- 3 回答者諸属性

(a) 年齢構成（建築主・設計者）

(b) 就業状況（建築主A）

(c) 事業内容（建築主B）

(d) 設計者の所属組織

(e) 設計者の地域の熟知度

図(Ⅲ)- 4 都市景観に対する一般的考え

図(Ⅲ)- 5 景観形成施策の重要度評価（平均点プロフィール）

図(Ⅲ)- 6 建築デザイン誘導に対する一般的考え

図(Ⅲ)- 7 建築デザイン誘導の有効性評価（平均点プロフィール）

図(Ⅲ)- 8 建築デザイン誘導項目別の達成度（設計者）

図(Ⅲ)- 9 誘導項目別の周辺景観への影響評価（設計者）

図(Ⅲ)-10 建築デザイン誘導項目の内容に対する意見（設計者）

図(Ⅲ)-11 制度の運用面についての意見

(a) 建築主

(a) 建築主

(b) 設計者

図(Ⅲ)-12 建築デザイン誘導制度の効果

(a) 建築主

(b) 設計者

図(Ⅲ)-13 数量化Ⅲ類による回答者の制度評価の構造分析

表(Ⅲ)- 1 調査対象地域の概要

表(Ⅲ)- 2 調査対象地域における建築デザイン誘導項目

表(Ⅲ)- 3 調査票の配布・回収状況

(第5章の図表)

図 5- 1 街並み景観形成のための計画・設計プロセス

図 5- 2 街並み景観形成のためのテーマの設定

図 5- 3 街並み景観形成のための地区構成(北摂の場合)

図 5- 4 通りのイメージ

図 5- 5 街のストラクチャー

図 5- 6 イメージプラン

図 5- 7 街並み景観形成のための領域構成

図 5- 8 パブリックスペースへの提案

図 5- 9 セミパブリックスペースへの提案(A)

図 5-10 セミパブリックスペースへの提案(B)

図 5-11 セミプライベートスペースへの提案

図 5-12 景観構成要素の具体的設計例(北摂の場合)

図 5-13 街並み景観形成のためのモデルプラン

図 5-14 調査対象街区の街区構成

図 5-15 居住環境意識評価のプロフィール(平均評価値)

(a) 入居時評価

(b) 現在評価

図 5-16 居住環境意識評価タイプの設定

図 5-17 平均評価値による入居前後の環境意識評価の分布

図 5-18 居住環境意識評価の因子分析

図 5-19 景観構成要素のデザイン統一意向(全体)

図 5-20 景観構成要素のデザイン統一意向(項目別)

図 5-21 景観構成要素のデザイン統一意向と環境意識評価との関係

図 5-22 建築協定の認知度

図 5-23 建築協定内容についての評価

図 5-24 建築協定の更新意向

表 5- 1 敷地内領域の景観構成要素の抽出

表 5- 2 調査対象街区の計画概要

表 5- 3 因子分析に用いた居住環境意識評価項目

表 5- 4 各因子と居住環境意識の全体評価との関係

表 5- 5 調査対象街区における建築協定の内容

(第6章の図表)

図 6- 1 総合設計制度の許可手続きの流れ

- 図 6- 2 年度別制度適用件数
- 図 6- 3 調査対象事例の規制緩和の内容
- (a) 建物用途別
 - (b) 敷地面積別
 - (c) 指定容積率別
 - (d) 接道条件別
- 図 6- 4 調査対象事例の建蔽率と容積率
- 図 6- 5 回答者の諸属性
- (a) 年齢構成（建築主・設計者）
 - (b) 建築主の事業内容
 - (c) 建築主の制度認知状況
 - (d) 設計者の制度適用経験の有無
- 図 6- 6 都市景観に対する一般的考え
- 図 6- 7 建築デザイン誘導に対する一般的考え
- 図 6- 8 制度適用の動機
- 図 6- 9 行政指導の認知度（建築主）
- 図 6-10 行政指導を受けたことに対する考え（建築主）
- 図 6-11 計画・設計への注文点（建築主）
- 図 6-12 計画・設計における制約条件（設計者）
- 図 6-13 許可基準達成の難易度（設計者）
- 図 6-14 項目別の設計重視度と達成度（設計者）
- 図 6-15 規制緩和内容に対する満足度（設計者）
- 図 6-16 制度に対する一般的評価
- 図 6-17 公開空地に対する評価
- 図 6-18 公開空地の維持管理と運用（建築主）
- 図 6-19 行政指導内容に対する意見（設計者）
- 図 6-20 誘導基準に関する意見（設計者）
- (a) 「基準が画一的である」
 - (b) 「基準が厳しいため設計の自由度がない」
 - (c) 「現在の基準は適切である」
- 図 6-21 制度の運用面に対する意見
- 図 6-22 建築デザイン誘導制度の評価構造（設計者）
- 表 6- 1 総合設計制度適用建築物の建築計画特性
- 表 6- 2 アンケート調査票の配布・回収状況

（結章の図表）

- 図結- 1 開発・保全と都市景観形成
- 図結- 2 都市景観行政の位置づけ
- 図結- 3 都市景観形成のための建築デザイン誘導制度の展開

付-2 本論文に関連した研究発表リスト

(学術著書)

- 1 『日本近代建築総覧 各地に遺る明治大正昭和の建物』,1980. 3,技報堂出版。(共著)
- 2 『神戸／海上文化都市への構図』,1981. 5,勁草書房。(共著)
- 3 『兵庫大百科事典』(全2巻),1984. 3,神戸新聞出版センター。(共著)
- 4 『兵庫の町並み'85』,1985. 6,兵庫の町並み'85編集委員会。(共著)

(学術論文・研究報告)

- 1 「英国における歴史的建築・環境保全 -その系譜と地区保全計画の動向-」,1977. 1,『都市政策』第 6号。(単独)
- 2 「阪神間地域における郊外住宅地開発の系譜と課題 -特に戦前における阪急開発住宅地を中心として-」,1977. 6,『都市計画』第 96号。(単独)
- 3 「都市景観形成基本計画の立案と運用に関する研究 -神戸市都市景観形成基本計画の策定を通じて-」,1982.11,『日本都市計画学会学術研究発表会論文集』第 17号。(連名)
- 4 「阪神間の住宅地開発と都市形成」,1984. 4,『都市政策』第 35号。(単独)
- 5 「建築デザイン誘導による都市景観形成手法とその評価に関する研究 -神戸市における建築デザイン誘導事例を通じて-」,1986.11,『日本都市計画学会学術研究論文集』第 21号。(連名)
- 6 「都市の再生と都市景観行政 -神戸・阪神間諸都市の実践事例を通じて-」,1987. 6,『都市の再生(日本都市学会年報)』第 20巻。(連名)
- 7 「都市景観形成手法としての総合設計制度とその評価に関する研究 -大阪市・神戸市における適用事例を通じて-」,1988.11,『都市計画論文集』第23号。(連名)

(一般学術報告)

- 1 「大正・昭和前期関西都市計画年表」,1972. 2,『建築と社会』第53巻第 2号。(連名)
- 2 「神戸の住宅地景観 -御影・北野・須磨離宮前・ジェームス山-」,1975. 6,『建築と社会』第 56巻第 6号。(連名)
- 3 「ニューヨークのマスタープラン」,1975.11,『都市政策』第 1号。(単独)
- 4 「神戸灘／酒造りの街 -都市空間の変容と再生-」,1976. 2,『ひろば』第142号。(単独)
- 5 「京阪神都市圏における都市近郊開発の軌跡」,『昭和55年度日本建築学会都市計画部門研究協議会資料』,1980. 9。(連名)
- 6 「書評・低層集合住宅のレイアウト」,1981. 4,『建築と社会』第62巻第 4号。(単独)
- 7 「神戸市における都市景観行政の特色と展開 -都市景観形成基本計画の策定を中心として-」,1982. 6,『第5回都市計画シンポジウム論文集』。(単独)
- 8 「近代建築物の保全と再生をめぐる諸問題 -兵庫県下の最近の動向から-」,1983. 2,『ひろば』第226号。(単独)
- 9 「“都市の森”六甲 成熟期を迎えた阪神間の住宅地」,1984. 9,『週刊朝日百科 世界の地理 日本中部 兵庫』第455号。(単独)
- 10 「建築ガイド-兵庫県」,1985. 3,『建築雑誌』第100巻第1231号。(連名)
- 11 「神戸の街づくりと都市景観形成」,1985.11,『TOMORROW'S 大日本土木』第 15号。(単独)
- 12 「都市景観整備の実践と景観研究の課題」,1985.12,『都市計画』第138号。(単独)
- 13 「都市景観形成と建築デザイン誘導 -関西の都市景観行政を通して-」,1986. 8,『建築の研究』第 56号。(単独)
- 14 「都市景観から発想する街づくり -各地の都市景観行政に学ぶ-」,1987. 8,『日刊レジャー産業資料』第237号。(単独)

- 15 「都市空間からみた神戸の魅力」,1988. 1,『日刊レジャー産業資料』 第242号。(単独)
- 16 「都市景観行政とまちづくり」,1988.11,『兵庫・街並みゼミ' 88伊丹』。(単独)
- 17 「歴史的環境の再生と創造 (シンポジウム)」,1989. 3,『都市アメニティひょうご国際会議』。(連名)
- 18 「水と都市景観 -各地の事例に学ぶ-」,1989. 3,『季刊 TOMORROW』 第3巻第4号。(単独)
- 19 「神戸景観論 -都市づくりの視点から-」,1989. 7,『都市政策』 第56号。(単独)

(調査・計画研究報告書)

- 1 『神戸市街地における道路性格構成の提案 -ヒューマンな都市環境形成のために-』,1971. 3,神戸市都市計画局。(共著)
- 2 『神戸市街地における都市景観形成構想のための調査研究報告書』,1974. 3,神戸市都市計画局。(共著,手書きコピー版)
- 3 『エビラ邸周辺の景観構成基本設計報告書』,1975. 3.。(共著,手書きコピー版)
- 4 『神戸市街地における市街地景観形成構想策定報告書』,1975. 3,神戸市都市計画局。(共著,手書きコピー版)
- 5 『丹羽篠山/その歴史・文化・空間の蘇生 -兵庫県篠山町歴史的町並保全整備調査研究報告書-』,1976. 3,兵庫県篠山町教育委員会。(共著)
- 6 『神戸市街地における街路景観形成計画に関する調査研究』,1978. 3,神戸市都市計画局。(共著,手書きコピー版)
- 7 『神戸都市景観資源マップ作成調査'78 神戸都心部 -旧居留地・県庁周辺-』,1979. 3,神戸市都市計画局。(共著,図面集)
- 8 『神戸都市景観資源マップ作成調査 (総論/調査手法)』,1979. 3,神戸市都市計画局。(共著,手書きコピー版)
- 9 『神戸都市景観資源マップ作成調査'78 六甲・篠原』,1980. 3,神戸市都市計画局。(共著,図面集)
- 10 『人間都市・文化都市を目指す都市整備のあり方』(尼崎市企画専門委員レポート),1980.12,尼崎市。(共著)
- 11 『個性と活力のあるまちづくりの創造』(尼崎市企画専門委員レポート NO.2),1981. 3,尼崎市。(共著)
- 12 『旧兵庫県庁舎保全・再生への道 旧兵庫県庁舎保存問題関連資料報告書』,1981.12,神戸の建築を考える会。(共著)
- 13 『神戸市都市景観形成基本計画 -神戸らしい都市景観の形成をめざして-』,1982. 7,神戸市。(共著)
- 14 『明日の尼崎を考える-住みつけられるまちへの設計-』(尼崎市企画専門委員レポート NO.4),1983. 3,尼崎市。(共著)
- 15 『みち・みちすじ・まちかどを創る <まちなみづくり>のためのデザイン・マニュアルその1 -公共施設・計画指針編-』,1984. 3,尼崎都市デザインチーム。(共著)
- 16 『神戸研究学園都市景観形成計画 -魅力あるニュータウンづくりをめざして-』,1984. 4,神戸市開発局。(共著)
- 17 『誇りと愛着と活力のある美しいまちをめざして 尼崎市都市美形成基本計画』,1985.11,尼崎市。(共著)
- 18 『国際観光都市マニュアル 外国人がひとり歩きできる街づくりを目指して -サイン・施設整備基準-』,1986. 1,神戸市。(共著)
- 19 『六甲アイランド都市機能ゾーン景観形成計画』,1986.12,神戸市。(共著)
- 20 『建築デザインと街並み -街並みはシンフォニー-』,1987. 3,神戸市住宅局。(共著)

- 21 『公共建築デザインマニュアル - 公共建築は街並みのコンダクター -』, 1987. 3, 神戸市住宅局。
 (共著)
- 22 『神戸地方裁判所保存への道 - 神戸地方裁判所保存問題関連資料報告書 -』, 1987. 7, 神戸の建築
 を考える会。 (共著)
- 23 『都市景観形成のための建築物の規制・誘導手法に関する研究 昭和63年度科学研究費補助金(一
 般研究C)研究成果報告書』, 1989. 3.。 (共著)

(学術講演)

- 1 「神戸市街地における道路の性格別構成計画構想について」, 1971. 5, 『日本都市学会第18回大会
 研究発表』。 (連名)
- 2 「阪神間連担市街地における住宅地形成に関する基礎調査-その1- -明治・大正期の都市事情
 -」, 1973. 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。 (連名)
- 3 「阪神間連担市街地における住宅地形成に関する基礎調査-その2- -明治・大正期の市街化動
 向-」, 1973. 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。 (連名)
- 4 「阪神間連担市街地における住宅地形成に関する基礎調査-その3- -昭和前期の都市事情・市
 街化動向-」, 1974. 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。 (連名)
- 5 「阪神間連担市街地における住宅地形成に関する基礎調査-その4- -戦前における住宅地開発
 状況-」, 1974. 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。 (連名)
- 6 「阪神間連担市街地における住宅地形成に関する基礎調査-その5- -戦前における阪急開発住
 宅地の居住環境特性-」, 1974. 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。 (連名)
- 7 「神戸市街地における都市景観形成計画に関する調査研究 -都市景観構成の課題と方向-」, 1975.
 6, 『日本建築学会近畿支部研究報告集』。 第15号 (連名)
- 8* 「市街地景観形成計画のための調査研究 (その1) 神戸市街地における都市景観構成の課題と方
 向」, 1975. 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。 (連名)
- 9 「市街地景観形成計画のための調査研究 (その2) 神戸北野町における住宅地景観調査」, 1975. 1
 0, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。 (連名)
- 10 「市街地景観形成計画のための調査研究 (その3) 神戸灘酒倉地区における歴史・文化景観調査」,
 1975. 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。 (連名)
- 11 「市街地景観形成計画のための調査研究 (その4) 神戸都心街路における都市軸景観調査」, 1975.
 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。 (連名)
- 12 「市街地景観形成計画のための調査研究 (その5) 神戸市街地西部海浜地帯における眺望景観調
 査」, 1976. 6, 『日本建築学会近畿支部研究報告集』 第16号。 (連名)
- 13 「兵庫県篠山町における歴史的町並保全と景観整備のための若干の考察」, 1976. 6, 『日本建築学
 会近畿支部研究報告集』 第16号。 (連名)
- 14* 「市街地景観形成計画のための調査研究 (その5) 神戸市街地西部海浜地帯における眺望景観調
 査」, 1976. 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。 (連名)
- 15* 「兵庫県篠山町における歴史的町並保全と景観整備のための若干の考察」, 1976. 10, 『日本建築学
 会大会学術講演梗概集』。 (連名)
- 16 「神戸市街地における都市景観資源調査の課題と手法」, 1979. 6, 『日本建築学会近畿支部研究報
 告集』 第19号。 (連名)
- 17* 「神戸市街地における都市景観資源調査の課題と手法」, 1979. 9, 『日本建築学会大会学術講演梗
 概集』。 (連名)
- 18 「神戸市街地における都市景観形成基本計画に関する調査研究 (その1) その策定の経緯と位置
 づけ」, 1980. 9, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。 (連名)
- 19 「神戸市街地における都市景観形成基本計画に関する調査研究 (その2) その構成の枠組み」, 19

80. 9, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。(連名)
- 20 「伝統的文化都市における環境整備の組み立てに関する調査研究 -兵庫県篠山町の場合- (その1) これまでの経緯と町の概況」, 1981. 9, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。(連名)
- 21 「伝統的文化都市における環境整備の組み立てに関する調査研究 -兵庫県篠山町の場合- (その2) アンケート調査結果と整備課題の抽出」, 1981. 9, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。(連名)
- 22 「伝統的文化都市における環境整備の組み立てに関する調査研究 -兵庫県篠山町の場合- (その3) 計画構想の枠組設定」, 1981. 9, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。(連名)
- 23 「神戸市における都市景観形成基本計画の構成と内容」, 1982. 6, 『日本建築学会近畿支部研究報告集』 第22号。(連名)
- 24 「独立住宅地計画における景観形成手法に関する研究 -芦屋浜と北摂の住宅地計画設計の場合を通して- (その1) 景観形成のための全体構成」, 1982. 6, 『日本建築学会近畿支部研究報告集』 第22号。(連名)
- 25 「独立住宅地計画における景観形成手法に関する研究 -芦屋浜と北摂の住宅地計画設計の場合を通して- (その2) 景観構成要素の計画設計」, 1982. 6, 『日本建築学会近畿支部研究報告集』 第22号。(連名)
- 26* 「神戸市における都市景観形成基本計画の構成と内容」, 1982. 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。(連名)
- 27* 「独立住宅地計画における景観形成手法に関する研究 -芦屋浜と北摂の住宅地計画設計の場合を通して- (その1) 景観形成のための全体構成」, 1982. 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。(連名)
- 28* 「独立住宅地計画における景観形成手法に関する研究 -芦屋浜と北摂の住宅地計画設計の場合を通して- (その2) 景観構成要素の計画設計」, 1982. 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。(連名)
- 29 「景観形成計画とその策定手法について」, 1984. 5, 『造園雑誌 日本造園学会全国大会分科会』 第48巻第1号。(単独)
- 30 「新開発市街地における景観形成手法に関する研究 -神戸研究学園都市の景観形成計画の策定を通して- (その1) 景観形成のための全体構成 a v」, 1984. 6, 『日本建築学会近畿支部研究報告集』 第24号。(連名)
- 31 「新開発市街地における景観形成手法に関する研究 -神戸研究学園都市の景観形成計画の策定を通して- (その2) 景観構成要素の計画設計」, 1984. 6, 『日本建築学会近畿支部研究報告集』 第24号。(連名)
- 32 「都市景観形成のための行政施策と整備手法に関する研究 - (その1) 全国自治体における都市景観行政の現状と課題-」, 1984. 6, 『日本建築学会近畿支部研究報告集』 第24号。(連名)
- 33* 「新開発市街地における景観形成手法に関する研究 -神戸研究学園都市の景観形成計画の策定を通して- (その1) 景観形成のための全体構成」, 1984. 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。(連名)
- 34* 「新開発市街地における景観形成手法に関する研究 -神戸研究学園都市の景観形成計画の策定を通して- (その2) 景観構成要素の計画設計」, 1984. 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。(連名)
- 35* 「都市景観形成のための行政施策と整備手法に関する研究 - (その1) 全国自治体における都市景観行政の現状と課題-」, 1984. 10, 『日本建築学会大会学術講演梗概集』。(連名)
- 36 「都市景観形成のための行政施策と整備手法に関する研究 - (その2) 尼崎市における開発指導の適用事例を通して-」, 1985. 5, 『日本建築学会近畿支部研究報告集』 第25号。(連名)
- 37 「独立住宅地計画における景観形成手法に関する研究 - (その3) 居住者意識からみた計画・設計評価-」, 1985. 5, 『日本建築学会近畿支部研究報告集』 第25号。(連名)

- 38*「独立住宅地計画における景観形成手法に関する研究－（その3）居住者意識からみた計画・設計評価－」,1985.10,『日本建築学会大会学術講演梗概集』。（連名）
- 39「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究－（その1）神戸市都市景観形成地域における事例調査とその概要－」,1986.6,『日本建築学会近畿支部研究報告集』第26号。（連名）
- 40「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究－（その2）神戸市都市景観形成地域における建築デザイン誘導手法の評価－」,1986.6,『日本建築学会近畿支部研究報告集』第26号。（連名）
- 41「都市の再生と都市景観行政－神戸・阪神間諸都市の実践事例を通して－」,1986.7,『日本都市学会第33回大会』。（連名）
- 42*「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究－（その1）神戸市都市景観形成地域における事例調査とその概要－」,1986.8,『日本建築学会大会学術講演梗概集』。（連名）
- 43*「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究－（その2）神戸市都市景観形成地域における建築デザイン誘導手法の評価－」,1986.8,『日本建築学会大会学術講演梗概集』。（連名）
- 44「都市景観形成のための行政施策と整備手法に関する研究（その4）尼崎市の都市美形成条例と都市美形成基本計画の組み立てを中心として」,1987.5,『日本建築学会近畿支部研究報告集』第27号。（連名）
- 45「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究（その3）神戸ポートアイランドの協定区域における事例調査とその評価」,1987.5,『日本建築学会近畿支部研究報告集』第27号。（連名）
- 46「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究（その4）大阪市・神戸市における総合設計制度の事例調査とその評価」,1987.5,『日本建築学会近畿支部研究報告集』第27号。（連名）
- 47「都市景観行政の計画課題と展開－神戸・阪神間諸都市の場合を通じて－」,1987.6,『日本計画行政学会関西支部研究大会梗概集』第7号（連名）
- 48*「都市景観形成のための行政施策と整備手法に関する研究－（その2）尼崎市の都市美形成条例と都市美形成基本計画の組み立てを中心として－」,1987.10,『日本建築学会大会学術講演梗概集』。（連名）
- 49*「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究－（その3）神戸ポートアイランドの協定区域における事例調査と制度対応状況－」,1987.10,『日本建築学会大会学術講演梗概集』。（連名）
- 50*「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究－（その4）神戸ポートアイランドの協定区域における建築デザイン誘導手法の評価－」,1987.10,『日本建築学会大会学術講演梗概集』。（連名）
- 51*「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究－（その5）大阪市・神戸市における総合設計制度の事例調査とその評価－」,1987.10,『日本建築学会大会学術講演梗概集』。（連名）
- 52「街並み形成のための建築デザインマニュアルの作成に関する考察－（その1）神戸市建築デザインマニュアルの構成と内容－」,1987.10,『日本建築学会大会学術講演梗概集』。（連名）
- 53「街並み形成のための建築デザインマニュアルの作成に関する考察－（その2）神戸市建築デザインマニュアルにおける設計技法－」,1987.10,『日本建築学会大会学術講演梗概集』。（連名）
- 54「都市建築におけるアトリウム空間の構成に関する研究－アトリウムをもつ建築物の利用特性の把握を通じて－」,1988.5,『日本建築学会近畿支部研究報告集』第28号。（連名）
- 55「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究－（その5）神戸市における適用事例の物的特性把握を通して－」,1988.5,『日本建築学会近畿支部研究報告集』第28号。（連名）
- 56*「都市景観形成のための建築デザイン誘導手法に関する研究－（その6）神戸市における適用事例の物的特性把握を通して－」,1988.10,『日本建築学会大会学術講演梗概集』。（連名）
- 57「街並み形成のための建築デザインマニュアルの作成に関する考察－（その3）神戸市建築デザ

インマンユアル<公共建築編>の構成と内容ー」,1988.10,『日本建築学会大会学術講演梗概集』。

(連名)

58*「都市建築におけるアトリウム空間の構成に関する研究ー建築主・設計者へのアンケート調査の解析を通じてー」,1988.10,『日本建築学会大会学術講演梗概集』。(連名)

59「街路景観と建築デザイン誘導制度ー都市景観行政とその実践事例からー」,1988.12,『照明学会関西支部専門講習会講演論文集』。(単独)

60「都心街路における中間領域の構成に関する調査研究ー大阪・神戸における公開空地事例の利用実態調査を通じてー」,1989.5,『日本建築学会近畿支部研究報告集』第22号。(連名)

[注]学術講演のうち日本建築学会大会発表でリスト番号に*印のあるものは、同近畿支部研究発表分の抄録である。]

(その他の研究発表)

1「生活・文化・環境の融合する街ー阪神間南部ー(近畿ビジョンー街づくり住まいづくり編No.1)」,1978.10,『日本経済新聞』。(単独)

2「快適さに重点、演出のある街ー阪神間北部と千里ー(近畿ビジョンー街づくり住まいづくり編No.3)」,1979.1,『日本経済新聞』。(連名)

3「近代建築の保全・再生と環境形成ー兵庫県南庁舎の保存をめぐるー」,1981.7,『神戸新聞』。(単独)

4「歴史的建築物の活用と再生ー兵庫県下における最近の動向からー」,1982.6,『神戸新聞』。(単独)

5「神戸の街並み探訪(上)ー市民の共感をはぐむ歴史景観ー」,1985.11,『市民のグラフこうべ』第158号。(単独)

6「神戸の街並み探訪(下)ー生活文化を映す住宅地景観ー」,1985.12,『市民のグラフこうべ』第159号。(単独)

7「都市の緑化を考える」,1987.11,『シェイプアップ西宮シリーズNo.3』。(シンポジウム)

8「都市景観とまちづくり まちの風景・人のこころー都市景観シンポジウム'88」,1988.11,『シェイプアップ西宮シリーズNo.5』(シンポジウム)

9「都市景観と夜景の演出」,1989.3,『神戸商工会議所小売商業部会第6回セミナー』(単独)